令和８年　第１回

定　　例　　会

議　会　会　議　録

小　国　町　議　会

第　１　日

令和８年第１回小国町議会定例会会議録

（ 第 １ 日 ）

１．招集年月日　令和８年３月３日(火曜日)
１．招 集 場 所　おぐに町民センター３階　３０１号室　議場
１．開　　会　令和８年３月３日　午前１０時００分
１．散　　会　令和８年３月３日　午後　４時２４分
１．応 招 議 員

１番	江　藤　理一郎　君	２番	杉　本　い　よ　君
３番	髙　村　祝　次　君	４番	児　玉　智　博　君
５番	穴　見　まち子　君	６番	松　﨑　俊　一　君
７番	松　本　明　雄　君	８番	熊　谷　和　昭　君
９番	久　野　達　也　君	１０番	熊　谷　博　行　君

１．不応招議員

なし

１．出 席 議 員

１番	江　藤　理一郎　君	２番	杉　本　い　よ　君
３番	髙　村　祝　次　君	４番	児　玉　智　博　君
５番	穴　見　まち子　君	６番	松　﨑　俊　一　君
７番	松　本　明　雄　君	８番	熊　谷　和　昭　君
９番	久　野　達　也　君	１０番	熊　谷　博　行　君

１．欠 席 議 員

なし

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長　　広　行　君	書　　記	坂　本　愛　子　君

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	渡　邉　誠　次　君	教　育　長	村　上　悦　郎　君
総 務 課 長	松　本　徳　幸　君	教委事務局長	後　藤　栄　二　君
情報政策課長	田　邉　国　昭　君	産 業 課 長	穴　井　　徹　君
税務住民課長	中　島　高　宏　君	建 設 課 長	谷　口　正　浩　君
福 祉 課 長	宮　崎　智　幸　君	福祉課保育園長	室　原　由　美　君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の２名を指名した。

１番　江　藤　理一郎　君

９番　久　野　達　也　君

１．会期の決定

今期定例会の会期を３月３日から３月１３日までの１１日間とする。

１．町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

１．議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

１．開議議事日程

午前１０時００分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過（r．８．３．３）

議長（熊谷博行君）　皆さん、おはようございます。

２月の終わりから３月に入り、マイナスの朝が少なくなったと思います。昨日から今日また雨ですが水不足の解消になるほどの雨ではないようですが、作物等においては恵みの雨だったかと思っております。３月１日に小国高等学校の卒業式が行われました。皆さん、２月２０日の熊日新聞を読まれましたか。小国高校を卒業して日本料理の板前を志し、石川、東京、栃木、特に東京は道場六三郎さんの店で腕を磨き、現在は東京の料亭で頑張っている記事が載っていました。名前は佐藤実君４４歳という方でございます。江藤議員と同級か、その下ぐらいの年代だったかと思います。宮原の出身でございます。彼の記事を読むと「料理を通じて人間育成、人材育成、後進指導、大変苦労した」ということが載っておりました。私も彼を小さい頃から知っていますが、本当におとなしい子だったという思い出しかございません。世の中に出れば厳しさと苦労を勉強し、立派な大人になっているのかなと痛感しました。彼らから見たら私たちは井の中の蛙かもしれませんが、蛙は蛙なりに一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、令和８年第１回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、渡邉町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和８年第１回小国町議会定例会ということで御多用の中にも関わりませず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。三寒四温という言葉がございますけれども、何か急激に暖かくなり急激に寒くなったりして体調管理も非常に大変かというふうに思っております。先ほど議長からも渇水のお話が出ました。小国町ではまだ大きなところではありませんけれども、福岡であったり天草であったり渇水対策本部が早急にできていて、災害級の渇水であるというようなお話もしておられました。もう本当に大変なところであります。もちろん本州のほうではもっと大変なところがあるかもしれませんけれども、今小国町においては昨日、今日、この雨も含めて全国的に少しでも解消をできればいいかなというふうに思っております。また先日からアメリカとイスラエルがイランに攻撃をいたしました。なかなか難しい世の中といいますか私のほうからどっちという話はできませんけれども、そのような中で今度の日曜日から子どもたちは士林中学校のほうに友好の締結を結びに行きます。８日、９日、１０日ということでございますけれども、子どもの頃から国際交流を重ねていきながら、この交流の輪を全世界で広げていくといった取組がやはりこういったところの少しでも平和にとっての有意義なポイントではないかなというふうに少し考えながら、小国町でも国際交流ができる世の中になってきたという時代、そうい

うふうな考え方もあるというふうに思います。議員の皆様方には今回、来年度に向けた予算も含めての御審議方をよろしくお願い申し上げるところでございます。子どもたちにとって、より良い未来が待っているように私もしっかり頑張っていきたいというふうに思っておりますし、２期目の４年目、最後の年になります。その部分でも議員の皆様方、私同じ立場でございますけれども、しっかりと町政に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また本日の令和８年度の小国町一般会計予算の前に、私の施政方針も述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。お世話になります。

議長（熊谷博行君）　ありがとうございました。

ただいま出席議員は１０名です。定足数に達していますので、令和８年第１回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

議長（熊谷博行君）　本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君）　日程第１、「会議録署名議員」を指名いたします。

１番　江藤理一郎君

９番　久野達也君

にお願いをいたします。

議長（熊谷博行君）　日程第２、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る２月２４日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第７７条の委員会報告書のとおり、本日３月３日から３月１３日までの１１日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日３月３日から３月１３日までの１１日間と決定いたしました。

本会議は、本日と１２日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（熊谷博行君）　日程第３、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会及び阿蘇広域行政事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会を６番、松﨑議員及び阿蘇広域行政事務組合議会を２番、杉本議員より順次御報告をお願いいたします。

６番（松﨑俊一君）　６番、松﨑でございます。

小国郷公立病院組合議会の報告をさせていただきます。去る令和７年１２月２３日午後３時か

ら、おぐに老人保健施設会議室で小国郷公立病院組合定例会が行われました。議事は１点目、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。２点目、小国郷公立病院組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてが審議されまして、いずれも原案のとおり決定されました。一般質問では児玉議員のほうから前病院事業管理者の辞任について並びに病院経営についての質問が行われました。

以上、報告申し上げます。

２番（杉本いよ君）　２番、杉本でございます。

令和７年度第４回阿蘇広域行政事務組合の定例会が、昨年の１２月２２日に阿蘇未来館で行われました。議案としては４議案ぐらいありまして、一つ目が共同処理の事務の変更による規約の一部変更についてでございます。あと２議案が、職員の給与に関する条例の一部変更と火災予防条例の一部の改正をする条例の２項目でありました。もう１点は、消防指令センターの更新の消防救急デジタル無線の一部更新事業請負の契約の変更がありました。もう１点は、阿蘇広域行政事務組合の一般会計の補正予算が行われました。全ての議案、全員一致で可決されました。

以上、報告を終わります。

議長（熊谷博行君）　松﨑議員、杉本議員、ありがとうございました。

議長（熊谷博行君）　日程第４、「議案第５号　小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、よろしくお願いいたします。議案集の１ページでございます。

議案第５号　小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律により、小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　おはようございます。

それでは、説明をさせていただきます。条例は条例議案集の右肩に５と書かれたものでございます。説明は総務課資料（１）の新旧対照表で行いますので併せて御覧いただきたいと思います。

今回改正を行いますのは、条例第１条の地方自治法の条ずれと第２条の地方自治法施行令の条ずれについて改正を行うものでございます。この改正は地方自治法の一部を改正する法律、令和６年法律第６５号が施行され、地方自治法及び地方自治法施行例に条ずれが生じたために改正を行うものです。

この条例の施行日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日となっております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第５号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第５号、小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第５、「議案第６号　小国町行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集２ページをお願いいたします。

議案第６号　小国町行政手続条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により改正された行政手続法の一部改正に伴い、小

国町行政手続条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　それでは、説明をさせていただきます。

条例は条例議案集の右肩に６と書かれたものでございます。説明は総務課資料（２）の新旧対照表で行いますので併せて御覧ください。

まず今回の条例改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により改正された行政手続法の一部改正に準じ「聴聞の通知の方法について」改正するものでございます。

１ページをお願いいたします。第１５条（聴聞の通知の方式）です。第３項では、改正前におきまして通知の方法を「掲示板に掲示すること」で行うとされていたものを、新設された第４項において「公示の方法」を定めたものでございます。新たな公示の方法は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くことで、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所に設置したパソコン等の映像にて閲覧することとしたものでございます。掲示期間については、以前と変更がなく２週間となっております。

続いて第１６条（代理人）、第２２条（続行期日の指定）と第２９条（聴聞に関する手続の準用）の改正は、先ほど御説明いたしました第１５条の改正により第４項が追加されたことに伴う、引用先と読替え規定の改正でございます。

この条例の施行日は、令和８年５月２１日となっております。

また経過措置といたしまして、この改正後の条例は施行日以後にする通知について適用するように規定しております。

以上、条例改正の説明をさせていただきました。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第６号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　全員協議会でお尋ねしておりました「不利益処分の具体的な事例」をお示し願いますでしょうか。それから、公示送達の方法が変わるということだと思うのです。不利益処分をする場合には、その理由を示して異議なんかがある場合は、その処分をされる人が意見を述べる機会を保障しなければならないということで、どこにいるか分からない場合に、役場の玄関の向かい側にある掲示板にこれまではペーパーを貼り出せばよかったのを、その方法を変えるということだと思うのですが、要するにネットで誰でも見られるような状況になるのか御説明を願いたいと思います。

総務課長（松本徳幸君）　答弁させていただきます。

先日全員協議会のほうで「不利益処分の具体例」ということでお尋ねがありました件ですけれ

ども、具体例としましては工事の停止命令だとか条例に基づく過料の賦課と、そういうものが挙げられております。また規則で定める方法ということで、基本的に法律のほうもネットで閲覧するという方法を規則のほうで規定されているようでございますので、それに準じて町のほうもホームページ上で何かしら閲覧できるようなものができないかと考えております。またデジタルディバイド対策で掲示板にも書面の掲示もするということで国のほうもなってございますので、そちらも併せて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

４番（児玉智博君）　和水町は不利益処分の一覧ということで出しているのですが、「子ども医療費の既に補助金を出したのを返しなさい」ということであったり「コミュニティセンターの使用料の徴収」であるとか、あるいは「督促手数料を徴収する場合」であるとか、わりかし「工事の停止命令」とか「過料を徴収する」とかいうと、ほとんどの人は「自分は関係ないかな」と思うかもしれないですけど、やっぱりそういう「子ども医療費の徴収」とか、あとは「鍼灸券を返してください」とかいうのも不利益処分の一覧というふうになっているかと思うのですが、小国町も当然そういう督促手数料を含め不利益処分になりますよね。それともう１点が、やはりどの程度ネット上にアップロードするのかということです。今までの公示送達の方法と違ってネット上にアップロードすれば、その人の名前を検索したりすれば「この人がどういう理由で行政からの不利益処分を受けているのか」と。督促手数料なんていうふうになれば「この人税金払っていないんだな」とかいうことが分かってしまうと思うのです。そういったプライバシー保護の観点などで何らかの対策はされるのですか。

総務課長（松本徳幸君）　４番議員がおっしゃる通り、いろんな不利益処分があるかと思います。先ほど言われたような補助金の返還命令だとか、町営住宅の明渡請求だとかもなってくるかと思います。その中で督促手数料のほうは税であれば税条例とか地方税法等にうたわれておりますので、そちらのほうに基づいて出されているということで、こちらの「聴聞」の部分には該当しないかと思っております。また、ネット上にアップロードをどの程度するのかということでございますけれども、今回新設された４項には、名あて人として不利益処分を受ける者の名前、あとは聴聞の日時、場所、その不利益処分を行った所掌する組織と所在地を記載したものを掲示するというふうに規定されております。名前は書かなければ誰に対してのものか分からないということで、名前は書いて住所等はインターネット上では掲示しないというふうな規定になってございます。

以上でございます。

４番（児玉智博君）　グーグルとかの検索エンジンに個人の名前を入力しても要はヒットしないような、ＰＤＦとかにするとどうしても引っかかってしまうと思うのですけど画像ファイルにすれば名前を検索しても出てきません。そういう配慮なんかが必要なのではないかというふうに思い

ますが、その辺検討されているのか確認したいと思います。それともう１点、そもそも小国町でこの聴聞が開かれた実績というのはどれぐらいあるのですか。

総務課長（松本徳幸君）　御指摘にありました「ＰＤＦにすると名前が検索されてしまう」ということで、そこら辺はまだ検討段階でございますので国の法律と規則等に合わせて適正に手続をとっていきたいと思っております。また、この条例に基づいて「聴聞等、行われたことがあるか」ということでございますけれども、私の確認した限りでは開かれたことはないと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第６号、小国町行政手続条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第６、「議案第７号　小国町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集３ページをお願いいたします。

議案第７号　小国町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、近年の宿泊費の高騰に伴い宿泊費の規定について特例を定めるため、小国町一般職の職員の旅費に関する条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　それでは、説明をさせていただきます。

条例議案集の右肩に７と書かれたものが条例でございます。説明は総務課資料（３）の新旧対照表で行いますので併せて御覧ください。１ページをお願いいたします。

第１１条（車賃、日当及び宿泊料）です。宿泊料について第３項を追加するものでございます。今回追加するものといたしましては、現状の宿泊料は別表第１で県内は１万円、県外は１万２千円として定額で支給されているところでございますけれども近年、宿泊料が高騰しており、また宿泊する地域、曜日、イベント等の有無によって高額となるケースが多くなってきております。そこで定額での支給では対応できない事案が出てきておりますので、これを解消するため「規則で定める特別の事情がある場合は、この定額を超えて支給することができる」とさせていただきたいと思います。

この条例の施行日は、令和８年４月１日となっております。

以上、説明をさせていただきました。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第７号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　全員協議会で「そもそも宿泊料が高騰しているのであれば別表の額を改正するべきではないか」というふうに言いましたけれども、そうではないというところですよね。まず「規則で定める特別の事情」というので、一体その規則ではどういった特別の事情を定めようとしているのか明らかにしていただきたいと思います。それから実際に別表に掲げる定額では対応できなくて困った具体的な事例が、ここ数年のうちに課ごとに何件あるのか数を教えていただきたいと思います。できれば定額から幾ら超えていたのかも教えてください。

総務課長（松本徳幸君）　お答えさせていただきます。

規則で定める内容につきましてでございますけれども基本的に今考えていますのが、「緊急な出張で宿泊料の範囲内での宿泊が不可能であること」。２番目といたしまして、「会議等の主催者から宿泊する施設が指定されており、その施設が規定の範囲を超過している場合」。３番目としまして、「公務運営上適切な条件で安価な宿泊施設を探したものの規定の範囲を超える場合」などを今のところ考えております。それから「件数が課ごとに何件あるか」ということでございますけれども、基本的に町の資料では今のところ定額で支出してございますので統計をとることができておりません。今年の事例を数件挙げさせていただきたいと思います。まず最近でございますけれども高知県のほうに出張して宿泊施設が指定されていた場合でございます。この場合、飛行機等のパックでこの宿泊施設がありませんで、「この宿泊施設単体でとったら１万４千円しました」ということで聞いております。また今年の１月２４日から２５日に福岡ミュージックフェスのほうに職員に出張していただいた件ですけれども、このときは先ほど申し上げましたイベ

ント開催中でございまして「近隣の宿泊施設を探したけれども全然取れずに」ということで「仕方なく１万７千３００円の宿を取った」ということで聞いております。同じく福岡に宿泊した去年の部分についても「１万４千円ぐらいかかった」ということで聞いております。

４番（児玉智博君）　それは何ですか。どこの話を今しているのですか。

総務課長（松本徳幸君）　同じくＰａｙＰａｙドームに昨年ちょっと何月か忘れたのですけれども、その際も「１万４千円ぐらい払った」ということで。

４番（児玉智博君）　それは何しに行ったのですか。

総務課長（松本徳幸君）　イベントで。

４番（児玉智博君）　「課ごとに教えてください」と言っているのですけど、課を言ってもらわないと。

総務課長（松本徳幸君）　基本的にミュージックフェス、ＰａｙＰａｙドームであるイベントにつきましては、産業課が主となって行きまして職員が宿泊してございます。高知県のほうは教育委員会と情報政策課の職員が行っております。今のところこの分は把握しておりますけれども、ほかの件については把握してございません。

以上です。

４番（児玉智博君）　１万４千円と１万３千７００円したから差額分を職員が負担することになったということかと思うのですが、それなら「なるべく安いのを探しましょう」というのは、そもそもあるわけでしょう。だから皆んな「上限いっぱいのいい宿に泊まろう」なんていうことはないと思うのです。そうであれば１万５千円とか思い切って上限を２万円まで引き上げればいい話ではないかと思うのです。探したけれど見つからない。探す範囲が「何キロまで探しましょう」というふうになっているのかということですよ。駅で「何駅分まで範囲を広げましょう」とかいうのはないわけでしょう。指定されているときというのはやむを得ないと思います。「緊急な出張」という緊急な出張の定義が何なのかと。何日前までに分かったのが緊急の出張なのかというような話にもなると思います。やはり特例を作るのではなくて、そもそもが１万５千円、２万円に引上げたほうが私は透明性が高いのではないかというふうに思いますが、規則というのは議会の議決が要りませんけれども別表を変えるのはきちんと議会が議決することでありますので、そうすべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邉誠次君）　多分この中で出張が多いのは私だというふうに思います。私もそうですが、できるだけ安いところをもちろん見つけながら行きました。先日の福岡のときも私も一緒に行きましたけれどもＰａｙＰａｙドームから博多駅前まで地下鉄に乗っていくような状況でないと、とても見つからないという状況でございます。それでも１万７千円ということで、やはり金曜日とか土曜日の段階で宿泊をするとき、また例えばＰａｙＰａｙドームで芸能人のすごい人たちが来るみたいな話のときは、どうしても高額になります。そういったときには事前に準備した段階

でも高かったというお話も聞いていますので、その部分では致し方ないかなというふうに思います。実費での支出ということでございますので、もちろん領収書が要ります。であれば透明性はそちらも担保されるのではないかなというふうにも思っております。先日の課長会で私もお話をもちろん総務課長も言いましたけれども旅費の規定について定めるところでありますけれども、改めて私のほうからもできるだけ事前に宿泊施設をとること、またできるだけ安い単価のところをとること。私は比較的安易に考えて泊まるところでありますけど、女性で１人で出張したりするときはやはりセキュリティー等々は考えていったほうがいいというふうに私は思いますので、その部分ではちょっと選んでいくといったところも必要かなというふうにも思っているところです。いずれにせよ今回は周りの単価が急激に上がったり、熊本、福岡等々で特に近隣で宿泊費は上がっておりますので、その部分で対応するためにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（松本徳幸君）　私のほうからは「第１表の改正をすればいいのではないか」という御質問に対してお答えさせていただきたいと思います。先日もお話をしたかと思うのですけれども宿泊料の定額につきまして県内いろいろ調べましたところ様々でございます。基本的に県内は１万円のところが多ございます。県外につきましては１万２千から２万円弱のところが多ございます。更に地域を区切って大阪とか東京だとか、それぞれの地域で区切って東京におきましては最高２万７千円で定額支給しているところがございます。定額支給につきましては一般職だけではなくて議員の皆様方と特別職の皆様方と教育長、町長と様々な条例のところに規定がございますので、それを同じように変えるのはちょっと協議が必要と考えましたので今回特例規定ということで、その上限を超える部分を支給するような改正となってございます。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第７号、小国町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第７、「議案第８号　小国高等学校町営寄宿舎設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集の４ページをお願いいたします。

議案第８号　小国高等学校町営寄宿舎設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国高等学校町営寄宿舎設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、小国高等学校町営寄宿舎における入舎生の宿泊について現在の寄宿舎開設日以外においても宿泊可能とするため、小国高等学校町営寄宿舎設置条例について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　それでは右肩に８と書いております改め文と教育委員会事務局資料（１）を御準備いただきたいと思います。

提案理由としまして、県立小国高等学校は阿蘇北部唯一の高校で身近な高校として地元小国郷からも多くの生徒が進学するとともに、地元に高校があることで在学中の保護者の経済的負担が大きく軽減されます。しかしながら小国郷内でも少子化の影響から、ここ数年は１学年の学級数が１学級になるなど生徒数の確保が大きな課題となっております。そこで令和４年１２月に本条例を制定し小国郷外からの入学生確保のため、令和５年４月から小国中学校寄宿舎の一部を高校生に開放したものであります。令和７年度に地域未来留学で２人の高校生が入寮しましたが小国中学生の寄宿舎開設日にしか宿泊することができず、週末の住まいに関し不便であることが課題となっておりました。そこで週末に食事の提供は行いませんが舎監を配置することで週末でも宿泊を可能とし、より充実した生活拠点となるよう条例の改正を行いたいものです。週末の宿泊には１泊当たり１千円を加算することとしています。条例改正後は安心して暮らせる住まいを宣伝材料として小国高校の魅力化を支援しながら令和９年度以降の地域未来留学生の確保を図るものです。

以上の経緯・理由から条例改正の提案をさせていただくものです。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第８号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　小国町立小国中学校の寄宿舎開設日というのが月曜日から金曜日、あとは祝日、長期休暇を除く基本、平日ということになると思うのですが、要するに「前項に規定する日以外に宿泊する場合」というのは、何日前までに「その日はいます」というふうに言わないといけないのですか。舎監を配置しないといけないから前の日とか当日にいきなり「今日泊まります」と言っても「それは対応できません」ということになりかねないですから。それはどうなっているのかというのと、それと舎監を１人配置するに当たって１日幾らの費用負担が町には発生しますか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　宿泊に関しては規則のほうで別途定めておりまして、高校の長期休業日は宿泊できないというところで定めております。舎監に関しては３人体制です。これは中学校の寮も含めてですけれども、そのシフト体制で週末もいつでも泊まれるように配置したいと考えております。舎監の手当につきましては、ちょっと細かい金額は分かりませんけれども１日宿直で１万１千円台だったということを記憶しております。

以上です。

４番（児玉智博君）　週末というのは、いつでもいいのですか。だから金曜日の夜、土曜日も帰らない「用事があるので泊まります」と言っても「当日でも柔軟に対応できますよ」ということなのですね。そういうことなのか、もう１回それを確認することと、それと１万１千円というのは１人の金額ですか。高校生が１人いれば１人付けるのか、それともなんか「３人」とか言っていましたけど１人でも３人付けるのか。男女いれば少なくとも２人必要かなと思いますけれども、その場合も３人付けるのか。つまり一晩３万３千円かかるのですか。やはり１千円というのはちょっと安過ぎるのではないかと思うのですけれども、それはそれなりの事情があるのでしょうが、そこまで町が県立学校に対してする必要があるのかなというような気がしないでもないのですけれども、その辺をどう考えるのか。そんな３万３千円もかかるのだったら、たかだかそんな１千円なんか取らないほうがいいような気もするのですけど。ほかの生徒とか、あるいは町外に進学している小国町出身の人たちには何もないわけでしょう。熊本市内の県立学校なんかに行って寮がなければアパートをその家の人たちが借りて１０万円はくだらないと思うのです。今の時代一部屋借りて子どもを住まわせて、あるいは一緒にお母さんなんかが行かれているところもあるかと思うのですが、その費用負担を考えたら余りに手当てするところが違うのではないかなというような気もしてしまうのですけれども、その辺はどういう考えでこの１千円という数字を導き出しているのか説明してください。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）舎監のほうは３人体制と言いましたけれども、通常平日につきましては夜のみの舎監になります。それから休日につきましては、夜と昼の二交代制というところで舎監を配置することとしております。金額に関してまでに関しましては、通常の中学校の寮が開いている部分については１か月４万５千円かかります。これに週末金土日３日泊まるかたち

にして月４週とすると１２日ありまして１万２千円が４万５千円に加算されることになります。教育委員会としましても大体６万円以内ぐらいに収めたいなという考えがございました。また、このような中学校の公立学校の寄宿舎を高校生に開放しているという事例もほかにないようでございましたので、そういうところから１泊１千円というところに設定しました。

４番（児玉智博君）　１万１千円というのは月ですか。月の話ですか。週末の１回の宿泊業務に対して町が今まで出していなかったわけでしょう。だけど、これをすることによって発生する費用がありますと。町が泊まらせるときに１泊いくら費用が発生して、そのうち１人１千円自己負担してもらうという考え方ですよね。幾らの費用に対して１千円負担するから要はそれは町が手出ししないといけない部分が出てくるわけですよね。それが幾らなのかを分かりやすく説明してもらえますか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　まず基本的な中学校が開いている日は４万５千円。この分については過去に実績に基づいて食費とか光熱費辺りの部分を含んだ上で算出したところであります。今回の１千円につきましては、舎監の給料の分から見たら、その分を満たすまでは実際いきません。ただ町としてはある程度安くして広く県外からの留学生を迎えたいという思いがありまして、この金額に設定したところでございます。

議長（熊谷博行君）　「１日に幾らかかるのか」と質問しているのですから、「１日に幾らかかる」でいいと思います。舎監の人が午前と午後いるなら２人分を言えばいいのではないですか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　失礼しました。夜は宿日直で１万１千円、昼は。

４番（児玉智博君）　１日にかかる分を聞いています。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　はい。１日、昼夜で大体その倍になるという考えというところで約２万２千円ぐらいというところです。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第８号、小国高等学校町営寄宿舎設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第８、「議案第９号　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集５ページをお願いいたします。

議案第９号　熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第２５２条の７第２項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに宇土市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第１条中「山鹿市」の次に「、宇土市」を加える。

附則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

提案理由といたしましては、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第２５２条の７第２項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるため同条３項の規定において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定に基づき議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　それでは、説明をさせていただきます。総務課資料（４）の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第１条で（共同設置する地方公共団体）に、「宇土市」を新たに加えるものです。このことにより共同設置する地方公共団体数は１９団体から２０団体となります。

以上、簡単ではありますが今回の規約改正の説明をさせていただきました。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第９号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第９号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は１１時１０分から行います。

（午前１０時５７分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午前１１時０９分）

議長（熊谷博行君）　日程第９、「議案第１１号　小国町公の施設の管理者指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館））」を議題といたします。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

私は除斥の対象ではございませんが、学びやの里は関係がございますので、自主的に退席させていただきます。

（１番　江藤理一郎君　退席）

議長（熊谷博行君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集６ページをお願いいたします。

議案第１１号　小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第２４４条の２第６項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第９条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

１　指定管理の対象となる施設

学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館）

２　指定管理者の名称、代表者及び住所

名　称　一般財団法人学びやの里

代表者　理事長　髙橋　正之助

住　所　阿蘇郡小国町大字北里３７１番地１

３　指定管理の期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　それでは、公の施設の指定管理について御説明申し上げます。総務課資料（６）の公の施設の指定管理者制度に係る運用方針をお願いいたします。この運用方針は、指定管理者制度を活用した管理者指定を行うに当たり基本的な事項について定めたものでございます。

３ページをお願いいたします。今回指定管理者制度により御審議いただく施設は、１管理者指定施設の５施設となっております。この中の３番目に記載があります「学びやの里（木魂館、北里柴三郎記念館等）」でございます。ほかの議案により御審議いただく４施設につきましても、この運用方針により管理者指定の手続を行ってございます。２番の指定期間でございますが、全て令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間となっております。

４ページに候補者の選定について記載されております。１番目としまして、候補者選定における公募、非公募の判断についての説明がございます。２番目に募集要項の作成及び募集。

５ページの３番目に申請者の資格。４番目に申請関係書類の提出期間が明記されております。

６ページをお願いいたします。候補者の選定基準と指定管理者の指定後の手続が明記されております。

７ページをお願いいたします。各施設の指定管理方針が一覧となっております。ゆうステーションと杖立多目的ホール（Ｐホール）は一括公募となっております。また小国町障害児福祉施設を非公募としておりますが、その他の４施設については公募としてございます。

８ページをお願いいたします。今回の５施設のこれまでの指定管理の状況となっております。参考にしていただきたいと存じます。この方針をもとに、これからの説明をさせていただきます。

それでは、総務課資料（７）をお願いいたします。

現在、指定管理をお願いしております「学びやの里」の指定管理期間が、令和８年３月３１日をもちまして期間満了になりますので、公募による選定を行い議案として上程させていただくものです。指定管理の期間といたしましては３年間となります。公募による申請者は１社で一般財

団法人学びやの里でございます。申請に基づき２月５日に小国町公の施設管理者指定審査会を行いました。審査会の内容といたしましては、公の施設の指定管理者制度に係る運用方針に記載してあります候補者の選定基準に基づいて審査を行いました。その結果、申請者を管理者として適合すると判定いたしました。資料といたしまして２ページから５ページまでが運営方針、６ページから９ページまでが事業運営計画、１０ページから１２ページまでが３か年の収支計画書となっております。

御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第１１号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　募集期間が昨年１２月１５日から今年に入って１月９日まであったということです。その後その質問回答期間が１月１３日から１６日までと。最終的に関係書類を提出するのが１月３０日までということでありました。募集開始から最終的に終わるまでが大体１か月半。募集期間そのものは１か月足らずだということです。基本的に「指定管理者を募集しますよ」という周知は一体いつから、また、どのようなかたちで行われたのか御説明ください。

産業課長（穴井　徹君）　周知期間については、先ほど議員が言われましたとおり１２月１５日から開始しております。募集の事前告知は行わず１２月１５日の当日から開始しております。告知の方法ですが、ホームページに掲載するのと併せて役場前の掲示板のほうに公告しております。

以上です。

４番（児玉智博君）　ホームページ自体が大体どれぐらい見られているものなのでしょうか。実際、公募と言っても事実上この一般財団法人学びやの里に指定管理させるという前提で大体やっているのではないですか。新聞広告とか、あるいはＳＮＳとか、もうちょっと世間に広く知れわたるようにやるべきではないかなというふうに思うわけです。これはもうずっと指定管理になってから同じ財団法人が指定管理を引受けているわけですが、試され済みの指定管理者ということだと思うのです。収支計画書ということで３か年出てきておりますけれども実際にいうとおりに収支のバランスがとれるのかということを確認いたしたいと思います。大体毎年、監査委員の監査は受けて決算資料なんかも監査委員のほうは見ているかと思うのですが、なかなか私たちには計画書は出てくるけれども果たして計画どおりの管理が行われてきたかというそれを知るすべがないわけです。監査報告書にはこういった決算書というのが付いてきておりませんので。実際この３年間の収支決算書というのは大体どういったかたちでなっているのかというのと、もう一つがこの計画書は全部が一緒くたになって出てきているのでよく分からないのです。木魂館での収入支出がどうなっていて、バランが幾らの収入支出なのか、博士の湯が幾らの支出そして収入があるのか、記念館の支出が幾らあって収入が幾らあるのか、御説明ください。

産業課長（穴井　徹君）　募集期間が長いか短いかという判断は、それぞれによるかと思いますが。

今回で学びやの里は更新が８回目になります。２０年近く指定管理ということで管理をお願いしておりますが他の団体等から問合せ等あっておりませんので、ほかの団体のニーズは今のところではないのかなと思っております。

収支計画ですが、３か年、令和８年、９年、１０年の収支計画がついております。総括的なものになっておりますが収支の計画のほうは進んでいると思います。

３か年分の実績になりますが、トータルで最初に言わせていただきます。決算が出ております令和６年度までになりますが、令和４年度が５４９万２千７０４円のプラス、令和５年度が６５５万５千７１８円のプラス、令和６年度が８０５万８千９７０円のプラスになります。各施設ごとの収支はちょっと数が多くなりますので令和６年度だけで説明させていただきます。北里柴三郎記念館が約１千１００万円のプラス、おぐに自然学校が２７０万円のマイナス、これ実施事業会計となっております。収益事業会計といたしまして、温泉事業がマイナス５５０万円、食事加工品事業としましてマイナス２２９万円、宿泊事業が１千１００万円のプラス、それから体験教育事業がマイナス２６万円、管理委託が１６０万円のプラス、農産物販売が２３０万円のプラス、二つの事業を相殺しまして先ほどお伝えしましたとおり、令和６年度は８０５万８千円の収益プラスになっている状況です。

以上です。

４番（児玉智博君）　施設でいうと木魂館、北里柴三郎記念館の二つが施設として出されて、区分として木魂館、バラン、博士の湯、記念館というふうにあるかと思うのですけど、帳簿はいろいろあるのかなということで分かりました。令和６年度が８０５万円のプラスということで言われましたが今、記念館が１千１００万円のプラス、それから、おぐに自然学校がマイナス２７０万円、温泉がマイナス５５０万円、食品加工がマイナス２２９万円、宿泊が１千１００万プラスというふうに言われましたけど、令和６年度で言われましたよね。８０５万円のプラスということで。ではなくて収支計画書が出てきているでしょう。収支計画書の実施事業会計というのが収入で４千３７５万円、収益事業会計が９千３００万円、法人会計が２千２９９万円。支出の部で実施事業会計３千３２４万円、収益事業会計が９千９００万円ということでなっているのですけれども、この内訳でちょっと説明してもらえますか。

産業課長（穴井　徹君）　すみません、うまく回答できるか分かりませんが実施事業会計は、北里柴三郎記念館とおぐに自然学校が実施事業会計になっております。そちらの経常収支は７千２００万円になっております。約で言わせていただきますけど７千２００万円です。それから収益事業会計が先ほど申しましたが、温泉事業、食事加工品事業、宿泊事業、委託管理事業、農産物販売事業が収入９千６００万円。法人会計が約２千万円。

４番（児玉智博君）　いいですか。私は収支計画書の話をしているのです。収支計画書で言ってくれませんか。９千６００万円って。だから２０２６年度収支計画書で前年度分が４千３７５万円

とかでしょう。今言っている令和６年度の紙をくれるなら、それで説明してもいいですよ。紙を渡しますか、どうしますか。

産業課長（穴井　徹君）　いや、私のほうで説明させていただきます。

事業実施会計は先ほど言ったとおりで。

４番（児玉智博君）　言ったとおりて、４千３７５万円の話はしてないではないですか。それなりの根拠があって計画書が出てきているわけでしょう。

産業課長（穴井　徹君）　そうです。

４番（児玉智博君）　でしょう。だからその内訳を。

産業課長（穴井　徹君）　内訳というか収支決算のほうは先ほどの項目ごとに分かれておりますが、収支計画書のほうはお渡ししております２０２６年度令和８年度版でいきますと１０ページの資料になります。こちらの実施事業会計というのが先ほど言わせていただいたように柴三郎記念館とおぐに自然学校がこの区分に指定されております。令和６年度の実績でいきますと７千２００万円であったのが令和８年度は３千８７５万円になるであろうということで学びやの里のほうから申請があっております。令和８年度の収支計画ではです。

４番（児玉智博君）　だから記念館がこの３千８７５万円のうちの幾らで、おぐに自然学校が幾らですかということを聞いています。

産業課長（穴井　徹君）　申請書のほうはそこまで求めておりませんので、あくまでも区分でお伝えするのは決算が出ております令和６年度分になります。申請の計画書は事業収入ということで事業区分会計で町のほうは受け付けております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　補助金収入というので７５万円あります。実施事業計画で７５万円。その下の収益事業会計だとこれはゼロか。なので全部そうかな補助金収入。ずっと７５万円とゼロというふうになっておりますけれども、これは何の補助金ですか。

産業課長（穴井　徹君）　町のほうから、おぐに自然学校の運営のほうに補助金として教育委員会から支出している分です。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

３番（髙村祝次君）　この資料の中には役員名簿が書いてないわけです。理事が何名で、どういう人が理事になっているのか。こういう決算書には役員名簿やら普通は書いてあるのです。書くべきではないかなと思います。どうですか。

産業課長（穴井　徹君）　本申請書類のほうには役員名簿も提出されておりますが、本日皆さんにお渡ししております資料のほうには付けていない状況です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

３番（髙村祝次君）　この指定管理は、学びやの里の理事長もするし、ゆうステーションの局長か事務長もやっている。私は二つの事業所の仕事ができるのかなと。似たような仕事ではないかなと思いますけれども、そういう二つの事業所の仕事ができるのかなと非常に疑問に思っております。実際は収支計算書を見ると数字合わせで出ておりますけれども、この数字合わせのとおり本当に行っているのかなと思います。今、児玉議員が質問しましたけれども最終的に普通、決算書だったら何円まで出てくるのが、万単位とか千単位で出ております。こういう数字並べの決算書では「本当に資料提供にはならない」と私は思っております。本当の数字をきちっと出して初めて決算書とか、予算書とか作っています。こういう決算書、予算書というのは私は絶対出てこないと思いますけれども実際はどうですか。

産業課長（穴井　徹君）　お渡ししております１０ページからの資料につきましては、収支計画書、計画書のほうになっております。決算書ではなくてですね。計画書が町の予算書等もそうですが予算の段階では１千円単位とかいう表記をしまして、決算の段階では決算書は円単位で町のほうも表記しております。計画の段階ですから千円、円単位まで立てるのはなかなか難しいかと思っております。

以上です。

３番（髙村祝次君）　今年はこれで次出すときはきちっと何円まで正確な数字を資料として出していかないと、これはもう本当に「数字合わせの書類を出してきたな」という誰が見ても思うと思います。ですからしっかりした資料を出さないと例えば昨年も議会で出ましたけれども「風呂が赤字だから値上げする」とかいうことは結局全部あそこの場合は人件費がかさんでくるから、そういう値上げをしていかなければいけない。町民の方大半の利用であったり、またあそこを利用する人の利用料を結局町にお願いして値上げしているというやり方で、実際は理事が幾ら報酬をもらっているとか、そこら辺のきちっと分けた資料を是非今後は出していただきたいと思います。

産業課長（穴井　徹君）　次の機会は３年後になりますが、どういった資料を提出していただくかということは、またこれから協議させていただきます。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　最後にもう１点だけ確認させてください。令和８年から令和９年、令和１０年と実施事業会計がどんどんマイナスになっていっているのです。ただ全体で見ると１億６千７４万円から１億７千万円に増えているのですけど、これは実施事業会計というのは記念館とおぐに自然学校だというふうにおっしゃられましたけど、北里柴三郎ブームというのがだんだん陰っていくということをあらかじめ見越して、こういう計画を立てられているのでしょうか。

産業課長（穴井　徹君）　陰っていくという言葉がちょっと適切かどうか私は判断しかねますが、

確かに記念館のほうは発行年が現在でいきますと７万人超の入館者があっております。今年度でいきますと４万人から５万人弱というところで推移するかと思われます。お聞きしたところによりますと他のいろんな記念館にしてもやっぱり発行年、若しくは翌年がピークということで、「できるだけそのピークから下がらないように努力はしていく」ということですが、テレビとかそういったかたちへのコマーシャルというか新聞、テレビ放送等も減ってきますので若干減ってくるのは仕方ないかと思います。そこをどこでできるだけ少なく食い止めるかというのが、これからの学びやの里と町の支援体制にかかっていると思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　令和８年から令和１０年、２年間で５００万円のマイナスというふうに見られていますけど、５００万円は入館者にすると何人ぐらい減るというふうに計画されているのですか。

産業課長（穴井　徹君）　３万人台です。この数字を維持していきたいと思っております。

以上です。

４番（児玉智博君）　３万人減るということですか。

産業課長（穴井　徹君）　３万人台。３万からちょっと幅がありますけど４万人。

４番（児玉智博君）　令和８年度が何人で、令和１０年度は何人で、計画されているのですか。

産業課長（穴井　徹君）　詳細に何人ということではなくてお土産等の販売もありますので、そういったものを含めた金額になっております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１１号、小国町公の施設の管理者指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館））、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

ここで、１番、江藤議員の入場をお願いいたします。

（１番　江藤理一郎君　着席）

議長（熊谷博行君）　日程第１０、「議案第１２号　小国町公の施設の管理者指定について（ゆうステーション、杖立多目的ホール（Ｐホール））」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集７ページをお願いいたします。

議案第１２号　小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第２４４条の２第６項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第９条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

１　指定管理の対象となる施設

ゆうステーション、杖立多目的ホール（Ｐホール）

２　指定管理者の名称、代表者及び住所

名　称　株式会社ゆうステーションカンパニー

代表者　代表取締役　河津　悦雄

住　所　阿蘇郡小国町大字宮原１７５４番地１７

３　指定管理の期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには議会の議決を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　それでは、内容の説明をさせていただきます。総務課資料（８）をお願いいたします。

現在指定管理をお願いしております、ゆうステーションと杖立多目的ホール、通称Ｐホールの指定管理期間が、令和８年３月３１日をもちまして期間満了になりますので、公募による選定を行い議案として上程させていただきます。指定管理の期間といたしましては３年間となります。公募による申請者は１社で株式会社ゆうステーションカンパニーでございます。申請に基づき２月５日に小国町公の施設管理者指定審査会を行い、その結果申請者を管理者として適合すると判定いたしました。

資料といたしまして、２ページと３ページがゆうステーションの運営方針、４ページがＰホー

ルの運営方針、５ページから７ページがゆうステーションの事業計画、８ページがＰホールの事業計画、９ページから１４ページまでが３か年の２施設の収支計画書となっております。

御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第１２号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　担当課はどこになるのですか。産業課。この計画書を見てみると、ゆうステーションカンパニーというのは従業員の名前までずらっと出しているではないですか。ただ従業員の名前を出して取締役は代表取締役の２人だけ出して、ほかの取締役の名前を出してないのもちょっとどうなんだろうというような気がしますけど。収支計画書の９ページ以降、ゆうステーションを見てみると仕入れとか、給与・賞与、人件費が幾らかかって、福利厚生費が幾らかかってとか、懇親会費とかまで事細かに出しているのです。明らかに先ほどの学びやの里と全然違うのですけど書式の統一とかいうのは考えないのですか。何も考えないで見れば、こっちは大分透明性にしているけど、こっちは分かりにくくなっているなというような気がしております。従業員の名前まで出すのはどうかと思いますけど、やはり役員の名簿ぐらい添付するようにとか、ある程度書式を統一しないとばらばらで応募してきた人の人任せなのです多分。応募してきた人たちが出したのを、そのまま受け付けて議会に提案しているというのが実態ではないかと思います。やはりもうちょっとまず担当課も見ないといけないし、見るなら「どういうことが書かれていますね」と言って、それぞれチェックしていくではないですか、漏れはないなと。こちらがあらかじめ「これを書いてください」という様式を作ってそれを埋めてもらうのが当たり前ではないですか。職員採用試験の様式で１人だけ違うのを出してきたら突き返すでしょう。そこら辺のコンビニで買ったような履歴書を出してきても、「こっちが指定した様式で書いてください」と。それが人間社会なら当たり前だと思うのですが、いかがですか。

産業課長（穴井　徹君）　職員の方の名簿が付いているというところは、組織の運営体制のページがたまたまそこのページであったということで役員の方の名簿は別で提出いただいております。たまたま職員の方が書いてある欄が組織運営の欄にはめ込みがしてあったのでお渡しているというところです。町のほうから「これだけは提出してください」という書類を募集要項の時点で取りまとめております。提出書類と内容が網羅されていれば、そこの団体のほうからの様式は任意ということで町のほうは、そういったかたちでチェックはしております。ですから記載の仕方が少しは違うところもありますが、必要な項目については全部記載されております。

以上です。

４番（児玉智博君）　結局一つの施設に対して、はなから「公募」とか言いながら従来指定管理している学びやの里とゆうステーションカンパニー以外の応募があることを想定してないわけでしょう。２社以上の応募があれば基本的に公平に判断しなければならないから、やはり様式を統一

して見比べるという作業が必要になってくると思うのですけど、見比べること自体を役場が想定していないからそういう「任意でいいんだ」ということになるのではないですか。

産業課長（穴井　徹君）　結果的に応募者は１社ということになっておりますが冒頭で私のほう答えさせていただきましたが、ほかに指定管理に応募しようという団体があれば事前にですとか、もう２０年弱指定管理が続いておりますので、現段階では所管は産業課になっておりますが、その段階でうちの課のほうに問合せ等があっているかと思いますが、状況といたしましては今のところは問合せ等はあっておりません。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１２号、小国町公の施設の管理者指定について（ゆうステーション、杖立多目的ホール（Ｐホール））、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第１１、「議案第１３号　小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集８ページをお願いいたします。

議案第１３号　小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第２４４条の２第６項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第９条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

１　指定管理の対象となる施設

小国町障害児福祉施設

２　指定管理者の名称、代表者及び住所

名　称　社会福祉法人小国町社会福祉協議会

代表者　会長　佐藤　旨人

住　所　阿蘇郡小国町大字宮原１５３０番地２

３　指定管理の期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　それでは、内容の説明をさせていただきます。総務課資料（９）をお願いいたします。

現在指定管理をお願いしております小国町障害児福祉施設の指定管理期間が、令和８年３月３１日をもちまして期間満了になりますので、非公募による選定を行い議案として上程させていただきます。指定管理の期間といたしましては３年間となります。申請者は１社で社会福祉法人小国町社会福祉協議会でございます。申請に基づき２月５日に小国町公の施設管理者指定審査会を行い、その結果申請者を管理者として適合すると判定いたしました。

資料といたしまして２ページが運営方針、３ページから４１ページまでが事業計画書、４２ページが３か年の資金収支予算書となっております。

御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第１３号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　総務課資料（９）のほうには載っていないのですけど総務課資料（１０）のほうには、指定管理者である小国町社会福祉協議会の役職と氏名ということで出ております。その中の理事の１人に片岡恵一郎さんという方がいるのですが、この方は小国郷公立病院組合の医師で元管理者です。今回自己診療を行って、その分を保険請求したということで停職１か月の懲戒処分を受けた人です。これちょっと例に出しているのもあれですけど商工会の理事さんの中には今回の増収賄事件で起訴、結審した建設会社の当時社長の方も理事にいらっしゃったのですが、起訴後に自ら理事を退かれたというふうに聞いております。法律では商法の中でいろいろ規定があるので「いろいろ、どうしようか」というふうなことでほかの理事さんの中でもあったらしいのですけれども、結果としては話されて「御迷惑をおかけできないから」ということで退かれたというふうに伝え聞いております。町の施設を管理委託する組織の中に懲戒処分を受けたと、し

かも保健所の立入り調査もあった上でそういう不正を行ったということが明らかになったから組合も処分を下したわけでありますけれども、こういう方が理事にもし今もいるのであれば、そういう組織に指定管理を委託するのは不適切ではないかと思いますが、どのように考えられていますか。

福祉課長（宮崎智幸君）　今の質問にお答えさせていただきます。社会福祉協議会の理事ということで現在理事８名、それから監事２名の１０名の体制になっております。その中に私も含まれているわけですが社会福祉協議会の理事につきましては、社会福祉協議会の評議員会というところで選任をするようになっております。ですから今言われたような内容の部分につきましては私たちの中で、今言われたような方がおられるということで、ふさわしい、ふさわしくないという判断をこの場ですることは非常に難しいのかなというふうに思っております。内容的にはある一定期間の停職期間ということでありますので、その部分をどういうふうに捉えて今後また復帰されるであると思われますので、そこでしっかり業務のほうを行っていただけたらというふうに私はちょっと考えます。

以上です。

４番（児玉智博君）　理事の中にいる、いないがふさわしいかどうかというのは評議委員会が判断することだったという趣旨のお答えだったと思うのですけど、私が聞いているのは町の施設しかもこれ障害者福祉施設です、そういう施設を管理させる、要は「公の財産を管理する組織に、懲戒処分を受けるような不正行為を行った方がいるのは、ふさわしいのですか」というのを聞いております。それもふさわしいということですか。

福祉課長（宮崎智幸君）　今回の指定管理につきましては１２月ぐらいから非公募による選定ということで手続を進めてきております。その段階では、もちろん今言われたような事案は事実として確認できておりませんでした。それから先ほども申し上げましたように現段階では理事の中にそういった方が１人おられるということではありますが、町としてはそこについても最近になりまして、その事実を知り得ましたが、現段階では社会福祉協議会は今回の指定管理としてふさわしいという判断をしております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１３号、小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設)、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は１３時、午後１時から始めます。

（午前１１時５９分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午後１時００分）

議長（熊谷博行君）　日程第１２、「議案第１４号小国町公の施設の管理者指定について（薬味野菜の里小国）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集の９ページをお願いいたします。

議案第１４号　小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第２４４条の２第６項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第９条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

１　指定管理の対象となる施設

薬味野菜の里小国

２　指定管理者の名称、代表者及び住所

名　称　社会福祉法人小国町社会福祉協議会

代表者　会長　佐藤　旨人

住　所　阿蘇郡小国町大字宮原１５３０番地２

３　指定管理の期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者を指定するためには議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　それでは、総務課資料（１０）をお願いいたします。

現在指定管理をお願いしております薬味野菜の里小国の指定管理期間が、令和８年３月３１日をもちまして期間満了になりますので、公募による選定を行い議案として上程させていただきます。指定管理の期間といたしましては３年間となります。公募による申請者は１社で社会福祉法人小国町社会福祉協議会でございます。申請に基づき２月５日に小国町公の施設管理者指定審査会を行い、その結果申請者を管理者として適合すると判定いたしました。

申請資料といたしまして２ページから４ページまでが運営方針、５ページと６ページが事業計画書、７ページから９ページまでが収支計画書となっております。

御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第１４号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１４号、小国町公の施設の管理者指定について（薬味野菜の里小国)、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第１３、「報告第１号　専決処分事項の報告について（町道下滴水線橋梁（下滴水橋）架替工事）」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１０ページをお願いいたします。

報告第１号　専決処分事項の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく専決処分事項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

変　更　内　容　　公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日　　令和８年２月２日

変更に係る議案　　令和６年　議案第３７号

公共工事請負契約の締結について

（補第１１４号町道下滴水線橋梁（下滴水橋）架替工事）

変更前契約金額　　６千７９８万円

変更後契約金額　　７千１０万９千６４１円

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君）　説明につきましては、建設課資料（１）を御覧ください。

写真の上段に着工前の写真、中段にしゅん工時の全景、下段のほうに橋梁部のアップ写真を付けてございます。本工事は当初契約額６千７９８万円で契約をいたしまして鋭意工事を進めておりましたが２月の１０日に竣工した工事でございます。進入路の追加と現地精査に伴う土量の増加、それと排水工の追加設置をしたことによりまして増工したということで２１２万９千６４１円の増加というふうになったものでございます。

以上、専決処分の報告でございます。

議長（熊谷博行君）　これより報告第１号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　この橋の建設工事自体が完了するのがいつ頃で、実際にこの新しい橋を通行できるようになるのはいつ頃になるのでしょうか。

建設課長（谷口正浩君）　今後残っている工事としましては一番下の写真の上部工の舗装工事、あと踏掛版の工事が残っておりますので、予算の付き具合にもよりますけれども来年度以降どのような予算の付き方かちょっと分かりませんけれども、舗装ができ次第すぐに開通はさせたいというふうに思っております。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君）　日程第１４、「同意第１号　小国町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１１ページをお願いいたします。

同意第１号　小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員として下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

住　　所　　熊本県阿蘇郡小国町大字下城４１１１番地７

氏　　名　　井　上　健　作

生年月日　　昭和４８年８月３日

提案理由といたしましては、令和８年３月３１日に現小国町教育委員会委員の髙村さつき氏の任期が満了となり、小国町教育委員会委員を任命する必要があるためでございます。

少し補足をさせていただきます。井上健作さんについてです。平成２９年度から令和７年度までの９年間、非常に長い期間でありますけれどもＰＴＡ役員として小国中学校の会長を３期、副会長を４期、小国小学校の副会長を２期務められています。また学校運営委員会の委員を兼職されるなど教育に関し識見を有しており人望も厚い方でございますので、このように長い間、会長も副会長もされているというところでございますけれども、非常に穏やかで人格がすぐれている方でございます。職業は自営業でございまして現在中学生の保護者でもございます。現委員の髙村さつき氏が今年３月末日で１期４年の任期を迎えるため、後任として井上健作氏を教育委員として新たに任命したいと思い皆様方に上程差し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

議長（熊谷博行君）　これより同意第１号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第８２条第１項及び第８３条の規定により無記名投票をもって行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君）　ただいま出席議員は９人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第３２条第２項の規定より、立会人に３番、髙村祝次君及び６番、松﨑俊一君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。よって、立会人に３番、髙村祝次君及び６番、松﨑俊一君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君）　念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君）　配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君）　異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは、１番議員より順次投票をお願いします。

（投　票）

議長（熊谷博行君）　投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

３番、髙村祝次君及び６番、松﨑俊一君に立会いをお願いします。

（開　票）

議長（熊谷博行君）　投票の結果を報告します。

投票総数９票

有効投票　　９票

無効投票　　０票

有効投票中

賛成　　９票

反対　　０票

議長（熊谷博行君）　以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（熊谷博行君）　日程第１５、「議案第１５号　令和７年度小国町一般会計補正予算（第９号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１２ページ上段をお願いいたします。

議案第１５号　令和７年度小国町一般会計補正予算（第９号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和７年度小国町一般会計補正予算（第９号）を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊議案第１５号と書かれた補正予算書（第９号）をお願いいたします。１ページです。

令和７年度小国町一般会計補正予算（第９号）

令和７年度小国町の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億９千４３０万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７億７２４万７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の変更及び廃止は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　それでは、令和７年度小国町一般会計補正予算（第９号）についての説明をいたします。補正予算書をお願いいたします。

今回補正をお願いする総額は歳入歳出それぞれ１億９千４３０万９千円の増額補正をお願いす

るものです。

それでは、費目ごとに歳出の説明をさせていただきます。

１３ページをお願いいたします。まず款２総務費でございます。全体で４１１万５千円の減額となっております。款の１総務管理費、目１一般管理費、節１２委託料の当直業務委託料１５４万２千円の減額は実績によるものです。また節１８負担金補助及び交付金の派遣職員給与負担金２１０万円の増についても実績に伴う増額となっております。次に目３財産管理費、節２４積立金の減債基金積立金８５５万５千円は、普通交付税の追加交付分の臨時財政対策債償還基金費を積み立てるものでございます。またネットワーク事業基金積立金８１０万５千円は、ふるさと寄附金等を積み立てるものです。また森林環境譲与税基金積立金１千５００万円は、森林環境譲与税を事業に充当した残額を積み立てるものです。次に目４企画費、節７報償費のふるさと寄附金謝礼７５０万円の減と節１１役務費の通信運搬費と手数料の７５０万円の減額は、ふるさと納税に係る経費等の実績によるものです。同じ節の企業版ふるさと納税手数料の２４２万円の増額は、寄附金獲得のための企業への営業等、またコンサルティングに係る手数料となっております。また節１８負担金補助及び交付金の小国町地方創生移住支援事業補助金３０９万円の減額は、補助要件を満たす対象者がいなかったことによるものでございます。

次に１４ページをお願いいたします。目７諸費、節１８負担金補助及び交付金の交付税措置に係る公立病院交付金４８５万７千円の増、公立病院建設改良事業負担金２６９万９千円の増、公立病院繰出基準負担金１千９３万４千円の増は、公立病院組合の決算見込みに伴う負担金の確定によるものでございます。次に目１０電算施設費、節１１役務費のガバメントクラウド（AWS）利用料９５０万円の減と節１２委託料のガバメントクラウド運用管理補助委託料１千６２万４千円の減は、鹿児島県自治体情報連絡協議会の経費で、これらの支出をすることになったため減額となったものでございます。次に目１１会計管理費、節１１役務費の手数料４００万円の減額は、金融機関の手数料単価が下がったこと、また件数の実績によるものでございます。目１５ＳＤＧｓ推進費の１８６万円の減額は、事業実績に伴うものです。

１５ページをお願いいたします。目１９物価高騰経済対策費、節１８負担金補助及び交付金のＬＰガス使用世帯支援事業補助金５６０万円の減額は、第３弾、第４弾の実績確定に伴うものです。次に款３民生費です。全体で２千７８０万円の減額となっております。項１社会福祉費、目４老人福祉費、節１９扶助費の老人保護措置費８００万円の減額は、措置人数の実績によるものでございます。次に項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１８負担金補助及び交付金の子どものための教育・保育給付費１千２００万円の減と節１９扶助費の児童手当６００万円の減は実績に伴うものでございます。

１６ページをお願いいたします。款４衛生費です。全体で５１１万６千円の減額となっております。項１保健衛生費、目２予防費、節１２委託料の予防接種（個別）委託料１００万円の減と

インフルエンザ予防接種委託料１００万円の減は、事業実績見込みによるものでございます。次に目３環境衛生費、節１８負担金補助及び交付金の浄化槽補助金３３０万円の減額は、事業実績見込みによるものでございます。次に款５農林水産業費でございます。全体で４億８千１３６万９千円の増額となっております。項１農業費、目５中山間地域等直接支払推進事業費、節１８負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金事業補助金２２０万円の減は、事業実績によるものです。目６畜産業費、節１８負担金補助及び交付金の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金５億円の増額は、熊本興畜株式会社の経営規模拡大に係る施設整備事業への補助金です。その他の補助金４００万円の減は、事業実績によるものでございます。次に目１０団体営土地改良事業費、節１４工事請負費の農業農村整備工事１８０万円の減は、事業の取りやめに伴うものでございます。

１７ページ中段をお願いいたします。項２林業費、目２林業振興費、節１８負担金補助及び交付金の小国材利用普及促進事業補助金２３０万円の減、そのほか３３０万円の減額は、事業実績によるものでございます。

次に１８ページをお願いいたします。目４治山事業費の３４２万８千円の減は、事業実績によるものです。次に款６商工費です。全体で１千６５２万円の減額となっております。項１商工費、目３観光費の総額１千３２万円の減額は、地域おこし協力隊報酬３６０万円の減、警備手数料１３０万円の減、鍋ヶ滝公園通信整備工事１００万円の減などの減額となっており実績に伴うものでございます。次に目４地域エネルギー費、節１４工事請負費の急速充電器撤去工事１２０万円の減は、工事方法の見直しのため工事を取りやめたことによるものでございます。

次に１９ページをお願いいたします。目５北里柴三郎博士顕彰費、節１１役務費の広告料１００万円減、節１２委託料のパンフレット作成業務委託料１９０万円減、電子署名システム構築業務委託料１００万円の減は、事業実績に伴うものでございます。次に款７土木費です。全体で１億９千６３７万７千円の増額となっております。項２道路橋りょう費、目１道路維持費、節１２委託料の除雪作業等委託料１千万円の増は、除雪の実績見込みによるものです。また実施設計委託料１億１千万円の減は、橋りょうの補修工事を優先して実施することになったため予定した事業を取りやめたためでございます。

次に２０ページをお願いいたします。項４住宅費、目１住宅管理費９千６００万円の減額は、国費の配分が予定より低かったことにより事業を取りやめたためでございます。次に款８消防費です。全体で１千７３万４千円の減額となっております。目１非常備消防費の８２３万４千円の減額は、実績に伴うものです。次に目３災害対策費、節１７備品購入費の全国瞬時警報システム新型受信機購入費２５０万円の減は、事業実績によるものでございます。次に款９教育費です。全体で１千５１７万９千円の減額となっております。項３小学校費、目１学校管理費、節１７備品購入費のＩＣＴ関連機器購入費１９０万円の減は、実績に伴うものです。

次に２１ページをお願いいたします。項４中学校費、目１学校管理費、節１７備品購入費のＩＣＴ関連機器購入費２００万円の減は、実績に伴うものでございます。次に目２教育振興費、節１８負担金補助及び交付金の修学旅行費補助金２４４万円の減は、実績に伴うものです。

次に２２ページをお願いいたします。項５社会教育費、目１社会教育総務費、節２０貸付金の小国町奨学金貸付金１２２万４千円の減は、実績に伴うものです。次に項６保健体育費、目１保健体育総務費、節７報償費の中学校地域クラブ指導者謝礼２００万円の減は、実績に伴うものです。

次に２３ページをお願いいたします。款１０災害復旧費でございます。全体で１千１２１万９千円の減額となっております。項３地域施設災害復旧費、目１住宅耐震化支援事業費、節１８負担金補助及び交付金の住宅耐震化支援事業費補助金（復興基金分）４８８万５千円は、事業の申請がなかったことによるものでございます。最後に目２被災宅地災害復旧支援事業、節１８負担金補助及び交付金の被災宅地災害復旧支援事業補助金（豪雨被災者支援）６３３万４千円減は、事業の申請がなかったことによるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をさせていただきたいと思います。

９ページをお願いいたします。款１町税、項３軽自動車税、目１環境性能割が１８０万円減額となっております。次に款２地方譲与税、項３森林環境譲与税、目１森林環境譲与税は、９６７万３千円の増額となっております。次に款１０地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税は、８５５万５千円の増額となっております。こちら減債基金積立金に充当します。次に款１２分担金及び負担金、項１分担金、目２農林水産業費分担金は、２３０万２千円の減額となっております。次に款１４国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節２児童手当負担金は、４６６万円の減。節３児童福祉費負担金は６２０万円の減額となっております。

次に１０ページをお願いいたします。款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目５土木費国庫補助金、節１社会資本整備総合交付金は、１億４千９４２万１千円の減額となっております。次に款１５県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節３児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費県費負担金は３００万円の減額となっております。次に項２県補助金、目１総務費県補助金の地方創生移住支援事業補助金２３１万７千円の減、物価高騰対応生活者支援交付金２８０万円の減、地域未来スタートアップ補助金１５５万円の減額となっております。次に目４農林水産業費県補助金、節１農業費補助金の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金５億円は、畜産業費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金に充当いたします。

１１ページをお願いいたします。目７災害復旧費県補助金、節２農林水産業施設災害復旧費補助金の農地災害復旧事業補助金２９８万９千円の増は、農地災害復旧費に充当いたします。次に節３令和２年７月豪雨被災者等支援交付金は６３３万３千円の減となっております。次に款１７

寄附金、項１寄附金、目１一般寄附金の４２５万円の増額は、基金積立金に充当いたします。目２総務費寄附金、ふるさと寄附金３千万円の減額は、実績によるものでございます。また企業版ふるさと寄附金の１千８８５万５千円の増額は、財産管理費の基金積立金に充当いたします。

１２ページをお願いいたします。款１８繰入金、項１基金繰入金の各基金繰入金の総額は、２千７５１万３千円の減額となっております。次に款２１町債、項１町債は、全体で１億２５０万円の減額となっております。

最後に一般会計補正予算書の５ページをお願いいたします。第２表、繰越明許費です。総務費の庁舎非常用電源修繕事業から災害復旧費まで１４億２千６３万円を翌年度に繰越しまして各種事業を実施することといたしております。先ほど説明の中で土木費の部分１億９千６３７万７千円の増額と申し上げましたけれども減額の誤りでした。訂正させていただきたいと思います。

以上で、今回の一般会計補正予算（第９号）の概要説明をさせていただきました。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第１５号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

９番（久野達也君）　はい、９番、久野です。

２点ほどちょっとお尋ねしたいのですけれども。

まず１点目としまして、企業版ふるさと納税、善意のふるさと寄附金ということで有り難い部分です。ただ１点だけちょっと確認という意味合いで質問させていただきたいのですけれども。この企業版ふるさと納税のときにちょっと思うのが、町との利害関係企業だったり、町との関係性のある企業からの寄附というときにも町としては善意として受け取るのか、あるいはその取扱いを町との関係性がある企業の場合はどんなかなと少し思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

情報政策課長（田邉国昭君）　それでは、企業版ふるさと納税についてお答えします。今年度も１１社の企業から２千１００万円余りの御寄附をいただきました。議員がおっしゃるように企業版ふるさと納税をいただいた企業との町の結びつきについてですが、「お礼として経済的な利益供与はできない」という取り決めを最初からしております。御寄附いただいた場合のお礼、見返りといったものはできないことになっておりまして、１０万円以上の寄附をいただいた場合に町のホームページに企業名の記載を行う。そして感謝状の贈呈を行う。１００万円以上の御寄附いただいた場合は、小国杉で作られたオリジナルの記念品を贈呈する。５００万円以上だった場合、オリジナルの盾を作る、記念品を贈呈するなど、そういったことだけができることになっておりまして、それ以上のことは町からはできないように規定しております。

以上です。

９番（久野達也君）　例えばそんなことはないでしょうけれども「請負事業者が大きい工事を受け

たから、町に企業版ふるさと納税でする」とか誤解を招くようなことがあっては企業としても本来町の発展のために寄附をしたいのでしょうけれども、逆に誤解を招かれるようなことがあれば企業のイメージの部分にもあろうかと思いますので、ちょっとそこは気を遣うというか、そういったような意味合いから先ほど情報課長もおっしゃられたように、町との関係性をきちっと担保していくというか取決めをきちっと整理しておいていただきたいと思います。

それと２点目の質問です。電算施設費の中のガバメントクラウドで減額が役務費と委託料を合わせると約２千万円ほどになるのですけれども、鹿児島のほうの町村会で負担するというようなことでした。鹿児島に町の電算関係はほとんどが委託だろうと思いますけれども、その鹿児島のほうの出どころは何なのかと思うのです。例えば「これが減額するけれども、次年度以降に運営委託料でその分を補わなければならない」だとか、そういうことが発生するのか、あるいは鹿児島自体が独自にほかの業務も含めたところで、このクラウドを整備したのか、そこをちょっとお聞かせください。

総務課長（松本徳幸君）　ガバメントクラウドの減額について御質問にお答えします。ガバメントクラウド利用料につきましては、去年から始めましたシステムの標準化に基づいてガバメントクラウドのほうにデータを預けるということに基づいてガバメントクラウドの利用料が発生するものでございます。本来なら町のほうが使っている部分になりますので町が払うために予算計上しておりました。しかし鹿児島県の情報処理協議会の中で「早く移行する町村と遅く移行する町村では、ガバメントクラウド利用料にかなりの手数料の差が出る」ということで、「協議会のほうで払ったらどうか」という協議をされております。協議会の中では毎年のＴＲＹ－Ｘ使用料のほか、負担金のほうをお支払いしております。その中で大規模改修のときのための基金等を積立てておりますので、その中から今回の標準化の部分について、「ある程度参加町村のほうが均等になるように」ということでお支払いいただくことができるようになったものでございます。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　まず第１点目、歳入の部分で１１ページ、ふるさと寄附金。いわゆる、ふるさと納税でありますが、３千万円の減額補正ということになっております。前回１２月の定例議会で５千万円増額したばかりなのに、わずか３か月で５千万円のうちの３千万円を今度は減額補正するという非常に予算の補正を安易にやり過ぎではないかと。そもそも１２月の議会に増額補正の提案をする際に、もうちょっと慎重に見極めることが必要だったのではないかと思うわけですが、なぜこのような状態になったのかということです。全員協議会のときに聞きましたら１２月定例議会までで一番金額的に大きかったのが「６月の１千９００万円」という説明でありました。１２月議会の翌月１月はそれを大きく上回って「５千８００万円の寄附があった」ということでありますので、何かもうちょっと大口の寄附の当てがあったのが外れてこういうことになったのか。３か月前までに５千万円増やしたうちの３千万円も減額するわけですからきちんとした

説明を求めたいと思います。

それから歳入のほうで幾つか伺っていきます。１５ページ、ＬＰガス使用世帯支援事業補助金ということで、第３弾、第４弾目であるということであります。２回分なのかもしれませんが今までに既に１回目、２回目やってきているのに、５６０万円も減額するというのは余りに大きいのではないかというふうに思います。これなぜこういうふうになっているのかと。ガスが高過ぎるから皆さん辛抱してガスを使わないようにしているからこういうことになっているのか、それとも申請する資格があるのに申請しない方がいて５００万円以上の減額になっているのか、その辺の分析をどうされているのか御説明ください。

そして１９ページの土木費の実施設計委託料、「補修のほうを優先したから、この実施設計そのものを取りやめた」と。１億１千万円減額になっておりますが、一体どの工事の実施設計を取りやめられたのかを御説明いただければと思います。

情報政策課長（田邉国昭君）　それではまず、ふるさと納税について説明させていただきます。議員がおっしゃるように残念ながら今年度１２月で補正をして５千万円ほどの増額を行いました。合計して３億５千万円の収入を見込んで増額を行ったわけですが、今回減額することに至りました。全員協議会のときにも毎月の収支について報告させていただきました。昨年１０月にふるさと納税の制度の改正が行われましたので、９月に一番寄附の大きい月が参りました。そして１２月を前にして１２月の議会のときですが２億２千万円のふるさと納税がありまして「１２月もまだ伸びるであろう」という期待がありました。そのときに補正を行ったのが５千万円、追加のふるさと納税の寄附が来るであろうと増額を行ったわけですが、最終的に１２月の伸びは思ったほどではありませんでした。１２月に５千４００万円の寄附で終わったということで、例年並み、その前の６年度並みのふるさと納税の寄附金額で今年も終わってしまうのかということになってしまいましたので、今回歳入の額については減額ということになってしまいました。ふるさと納税については寄附を集めるために、ここ何年間か大きく工夫をしていっているところであります。主に返礼品です。そしてポータルサイトで力を入れるところを絞って、集中的に広告を行うなどの業務を行っていましたが、その効果が上がるまでに実績として結果がまだ見えていないかなというところがあります。今年度、大きい制度の改正がありまして年度の最終的な結果はまだなのですが、全国的に見てふるさと納税は今までのような伸びはないかというふうに見られております。しかしそういった中でも熊本県内の市町村、自治体でも寄附金額を伸ばしたところがあります。そういったところに私たちも学ぶところが大きいと思いまして、いろいろお話を伺いました。改善点などについて、それで小国町が手を加えることができるところがないかという検討を行っております。今どうしても返礼品としては肉類に集中して寄附が入っております。主に馬肉の関係です。そちらについては例年どおり減ることはなかったのですが、こちらにまだ力を入れていく必要があるのかなと思います。よその自治体で話を聞きます観光商品券などについても小国町

でも取り入れることができないかという検討をしております。そして定期便についてなどはまだ増えているところでもありますので、そちらについては来年度以降も力を入れていきます。そしてふるさと納税を集めるポータルサイト、今小国町で１６ポータルサイトあるのですが、その中で特に寄附が伸びているところは一つか二つだけです。それ以外のところが伸びが鈍いようでもありますので今年以降の方針としては寄附額が伸びるポータルサイトに集中して、そちらのほうに注力を加えまして、ふるさと寄附金の募集を今後も重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

総務課長（松本徳幸君）　私のほうからは、ＬＰガスの補助金についてお答えさせていただきます。昨年度のＬＰガスの補助金ですけれども、第３弾と第４弾、２回行われております。まず第３弾のほうが、昨年の７月１５日から給付の申請受付開始をしておりまして１０月１４日に受付が完了しております。それから１２月１０日に新規の給付が完了しております。第３弾としましては、給付の単価が５千円ということで実績としましては１千４６５件の方に給付が済んでおります。全体件数から見ると６９．１％、給付額にしまして７３２万５千円でございました。第４弾につきましては、第３弾に給付された方にプッシュ型といって補助金を２千円振り込むというかたちで実施させていただいております。基本的に第３弾と同じ数になるのですけれども、今回１千４６３件ということで２件については振り込みができなかったということでございます。率としましては６９％になっております。給付額は２９２万６千円ということになってございます。この実績に基づいて県の補助金のほうを今回減額させていただいております。

以上でございます。

建設課長（谷口正浩君）　私のほうからは、道路橋りょう費の実施設計委託料１億１千万円の減額ということについて御説明させていただきます。こちらにつきましては社交金の要望額が当初要望した額よりも大分低く４割ほどしかいただけなかったということで、今熊本県内の自治体の中でも小国町が補修工事が終わったところの橋りょうが少ないということで、国交省のほうからも御指摘をいただいていて、その関係もありまして補修工事を優先的に実施したいということで実施設計ではなくて実際の補修工事のほうを実施させていただきました。

以上です。

４番（児玉智博君）　ではちょっと追加で聞きます。ふるさと納税に関して言えば出品されている方なんかに話を聞くと「何で小国はこんなに少ないんだ」と。「よそは頑張って、甲佐町なんか小国の何倍集めていると思いますか」というふうに言われます。それで、すみません、私のメモ書きが汚くて自分で読めなかったので、「１０月は１億２千３００万円、９月が２千５００万円」ということで、１２月の補正以前は集めてらっしゃるということでありますけれども、１月はちょっと５千８００万円と少し高いかなというような気もするのですが、実際１０月までの伸びと

１１月以降の相関関係を見たときに町民の方でこういう御意見を言ってらっしゃる方がいたのでどうかなというふうに思うのですけど、やはり贈収賄事件で小国町が注目を浴びたと。それで町長が「違法性はない」なんていうことを言われるから余計いろんなネットなんかにも書かれて、「小国町のイメージが悪くなったから小国町が選ばれなくなったのではないか」という方がいらっしゃいました。それが、当たっているのか、当たっていないのかは私にはちょっと分かりませんが、町長はトップともあろう人が「口は災いの元」とも言いますので、町長への災いというのは住民の災いにも直結します。よっぽど御注意いただいたほうがいいのではないでしょうかということを申し上げておきたいと思います。

それからＬＰガスの補助金ですけれども、そもそも第３弾のときが６９．１％ということで、およそ３割の人が対象になるのに申請されなかったということです。これは周知の方法がもうちょっと役場が主体的にやるべきだったのではないかなと思います。ガス屋さんの尻をたたいて「加入している人に通知をしてくれ」と。結構郵便受けなんかにもチラシというか申請するための書類なんかも入っていたと思います。相当ガス屋さんも頑張られたと思うのですけど。申請すれば入ってくる、国からおりてくるはずのお金ではないですか。これをきちんと町にも落としていくという立場に立って、もうちょっと役場としても「こうすれば、もっとよかったのではないか」という改善点が出てくるのではないかと思いますが、そうした総括などはなさるおつもりはないのかということと。それと、すみません、もう１点、ちょっと抜けていましたので聞きます。１３ページの派遣職員給与負担金ということですけれども、派遣というのは、どこからどこに派遣されている職員のことなのか付け加えて説明いただければと思います。

町長（渡邉誠次君）　児玉議員から私に対しての御質問がございましたのでお答えをさせていただきたいと思います。「口は災いの元」と本当によく言うと思います。ですが私は今回の件に関しては「災いの元」だというふうには考えておりません。再度伝えさせていただきますけれども私の考えを述べさせていただいたというところでございます。ちなみに電話とか問合せとか、そういった関係のものは役場にはかかってきておりません。一部ネットの中で児玉議員の関係者の方がすごく書かれているところは私も十分分かっております。その中でも住民の皆さんからも「渡邉町長は、マスコミ怖くないの」というお話をされました。私も当然言ったらいけないことは分かっているつもりでありますけれども、それよりも大事なところはきちっと自分の考え方を述べるといったところが必要であろうというふうに思っております。これが私の政治姿勢でもございます。ですので児玉委員が言われるように「それが小国町のふるさと納税どう関係したのか」、これから先も含めてしっかりと児玉議員も検証されてみてもよろしいかというふうに思います。この部分で言えば私の印象だったり、そういったところをどう思われるかは、それぞれの皆さんに考えていただきたいと思いますし、町民の皆さんにもしっかり私の性格も含めて考えていただければというふうに思っております。再度申しますけれども私といたしましては間違った表現を

しているつもりはございません。

以上です。

総務課長（松本徳幸君）　ＬＰガスの率について「ちょっと低いのではないか」ということでございます。３割の方がおっしゃられるとおり申請しておりません。これを踏まえまして今度第５弾のほうもございますので、そちらのほうを何か検討する余地があるのかを再度検討いたしまして広報等に努めていきたいと思っております。

また派遣職員の給与負担金ですけれども、この負担金は県から町のほうに出向して来られた方の負担金でございます。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１５号、令和７年度小国町一般会計補正予算（第９号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は１４時１０分、２時１０分から行います。

（午後１時５９分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午後２時１０分）

議長（熊谷博行君）　日程第１６、「議案第１６号　令和７年度小国町下水道事業会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１２ページ下段をお願いいたします。

議案第１６号　令和７年度小国町下水道事業会計補正予算（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和７年度小国町下水道事業会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊議案第１６号と書かれた補正予算書（第１号）をお願いいたします。１ページです。

令和７年度小国町下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和７年度小国町下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第２条　地方公営企業法第２６条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表　繰越明許費」による。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君）　詳細について御説明させていただきます。現在、農業集落排水施設更新事業としまして西里地区の中継ポンプの更新工事を実施しております。鯛ノ田地区で３か所、岳湯地区で５か所の計８か所で工事を実施してございます。しかしながら制御盤に使用する電子部品やポンプの調達に時間を要しておりまして、年度内の完成が難しくなっている状況でございます。このため今回の補正予算につきまして、当初予算１億２千万円から前払い金４千９１０万３千円を差し引いた７千８９万７千円の繰越しを行いたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（熊谷博行君）　これより議案第１６号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１６号、令和７年度小国町下水道事業会計補正予算（第１号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第１７、議案第１７号から日程第２３、議案第２３号までは令和８年度小国町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算でありますので、一括して議題といたします。

ここで、渡邉町長より令和８年度の町政に対する施政方針をお示しいただきたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　それでは、皆様方お疲れのところ申し訳ございませんけれども、少しお時間をいただきまして施政方針を述べさせていただきます。

本日は令和８年の３月定例会の開会にあたり令和８年度の町政における施政方針を述べさせていただきまして、議員の皆様並びに町民の皆様に町の行政運営等々を含めまして御理解と御協力をお願い申し上げます。

私の思いといたしましては、２期目そして４年目を迎えます。産業の振興、住民福祉の向上、教育の充実、このバランスをしっかり念頭に入れて「All For The Next、全ては次世代のために」を掛け声にして施策を展開してまいりたいと思います。昨年は北里柴三郎博士の新紙幣発行１周年となる７月３日におきまして、博士の功績や生涯を題材としたＮＨＫ大河ドラマの実現を目指して、大河ドラマ誘致実行委員会を設立いたしました。８月に渋谷にございますＮＨＫ放送センターに要望書を提出させていただきまして、１０月１９日のふるさとの秋祭りから署名活動をスタートさせていただきました。現在私もいろいろなところを回らせていただいておりますけれども約２万人の署名をいただいております。しかしながら今後もさらに誘致活動を推進して博士の功績の周知と小国町の認知度向上に努めてまいりたいというふうに思います。先ほど指定管理の部分でも試算として今後、記念館のほうが少し減少するのではなかろうかという懸念もあるということでございます。この部分に関しましては、同時進行で私がこの大河ドラマの誘致実行委員会を中心にして様々に展開をしてまいりながら、できるだけたくさんの方に小国町に来ていただけるように、また記念館に来ていただけるように努力を進めたいと思います。また一昨年、友好の覚書を交わしました台湾台北市士林区との交流におきましては、交流、教育、観光、文化芸術を中心に進めることにさらになります。小国小学校と士林小学校は一昨年１１月に締結を行いました。小国中学校におきましては、来週日曜日に出発をいたしまして３月の９日に生徒と教職員を派遣させていただきまして、士林中学校と姉妹校の締結を行う予定としております。また小国高校の令和５年度卒業生１名が台湾の大学に進学をするなど、着実に交流が深まりつつあると実感をしているところでございます。さらに小国町国際交流会様を始めとした民間レベル、ほかの部分でもそうでございますけれども、交流の輪が広がることが平和のためにも、国際交流のためにも、私は相互の発展のためにも、いいというふうに思っておりますので施策を推進してまいり

たいと思います。

町政におきましては今まで行ってきました住民との対話についても、しっかりとまちづくりの基礎になるというふうに考えておりますので、自らより多くの住民の皆様と、また議員の皆様と一緒になってお話をしてまいりたいというふうに考えているところです。大字協議会の皆様にも会長さんにも御相談させていただいて、地域懇談会の御提案も私のほうからさせていただければというふうに考えております。少子高齢化に伴う社会保障関係の経費、また老朽インフラ対策に伴って財政需用のさらなる増加が見込まれます。一層厳しい財政運営が予想されているところでございますので重要課題の対応をしっかりと行っていくためには、コストを意識した経営感覚をしっかりと持っていきながら多様化する行政ニーズの中で優先順位を付けさせていただきまして、限りある財源の中で創意工夫を図ることが非常に重要でございます。課題に立ち向かってまいりたいというふうに思っております。

それでは来年度の小国町一般会計予算編成においての予算の概要におきまして、まず述べさせていただきます。

まず財政状況につきましては、歳入では町税、地方譲与税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債の増額を見込んでいます。歳出では義務的経費である人件費、扶助費、公債費が、投資的経費では維持補修費、補助費等、積立金、繰出金が、投資的経費では普通建設費の単独分が増額となる見込みでございます。不足する財源につきましては、財政調整基金等の基金の繰入れも行いたいというふうに思っております。令和８年度当初予算につきましては、国庫補助金等の特定財源などの歳入確保に努めるとともに発展に向け工夫を重ねて予算編成に当たったところでございます。町民の皆様のために有効かつ将来を見据えた予算として計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。一般会計予算は６２億８千４００万円という総額になっております。令和７年度の予算と比較して約２億７千３００万円の増となっております。歳入面ですけれども町税が全体で対前年度２千２０７万円増と見込んでおります。町民税が６００万円の増額、固定資産税が２千万円の増、たばこ税は２００万円の減、環境性能割は２００万円減と見込んでおります。地方譲与税は、自動車重量譲与税の増額で対前年度１８８万１千円増を見込んでおります。法人事業税交付金は５００万円の増、地方消費税交付金は８００万円の増を見込んでおります。地方交付税は８千万円の増、普通交付税は７千万円の増を見込んでおります。使用料及び手数料は鍋ヶ滝公園の入場者の増加を見込み２７５万３千円の増を見込んでいます。国庫支出金では全体で対前年度約７千９１６万３千円減と見込んでおります。デジタル基盤改革支援補助金等の減が主な理由でございます。県支出金は全体で対前年度８千２０万４千円減と見込んでいます。地籍調査事業補助金等の減額が主な理由でございます。寄附金のふるさと寄附金は８千万円の増を見込んでおります。繰入金は財政調整基金を８千６３０万５千円、ネット

ワーク事業基金６千９６３万円などと予定をしておりまして、全体で対前年度１億７千９２６万５千円の増と見込んでおります。町債は全体で対前年度３千２０万円増というふうに見込んでおります。歳出面の主な取組の概要につきましては、課ごとに順次御説明を申し上げたいと思いますので、総務課資料（１２）と書かれました令和８年度の予算概要説明を御覧いただければと思います。

５ページをお願いいたします。今申し上げましたように小国町の主な取組に対して御説明を申し上げます。

まず総務課でございます。５ページです。

人事管理、財政運営を始め庁舎全体の統制を図りつつ、次のような事業を行います。

庁舎内ＤＸをさらに推進し行財政のシステムをデジタル化することにより、住民の利便性向上及び職員の事務効率化を目指します。

また令和８年度中に公会計システムを更改し、電子決済を可能とすることで、さらなるペーパーレス化を図ります。

防災消防機能の強化といたしましては、消防ポンプ車と小型動力ポンプ付積載車を更新します。

財産管理におきましては、固定資産管理システムを活用して町有資産の適正な管理を行い遊休地の有効活用を進めてまいります。

次に情報政策課でございます。６ページをお願いします。

「第６次小国町総合計画」に基づき、目指すべき町の姿を実現するために施策を推進するほか、「第３期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて、しっかりと進行管理を行っていきたいと思います。

ＳＤＧｓにつきましては、ニシザトテラスを拠点施設として地域の交流やＳＤＧｓをテーマとしたイベントを行い、さまざまな情報発信を行い展開をしていきます。

地域公共交通につきましては、乗り合いタクシーの運行並びに南小国町との連携により両町で利用する路線バス「にじバス」、「小国郷ライナー」の運行を柱に進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、多くの方に寄附を行っていただくために魅力的な返礼品の充実、多数のポータルサイトを活用して寄附額の増加をしっかり図ってまいります。

地域エネルギーとして取り組む地熱資源開発につきましては、「小国町地熱資源の適正活用に関する条例」の適切な運用、そして地熱開発事業者と町とで組織する「小国町地熱資源活用協議会」の活動によりまして、適切な規模と手法による開発を推進し、環境保全と経済活動の両立を目指します。

情報につきましては、ケーブルＴＶ、コミュニティエフエム放送、屋外放送、広報誌、ホームページ等を使って情報発信を行っており、引き続き住民への円滑な情報発信を行っていきます。

また緊急時の対応等が適切に行われるように設備の管理にも努めてまいります。

次に産業課でございます。８ページをお願いいたします。

今後も地域の方々と協議を行いながら農業振興を進めてまいります。また令和７年度に見直しを行いました「日本型直接支払交付金制度（第６期）」を始め、農業担い手の育成や有害鳥獣対策など各種補助事業を活用し持続的な農業の確立、そして農地保全を目指す取り組みを行ってまいります。

林業振興におきましては、森林環境譲与税を財源として各事業を行ってまいります。林業の担い手につきましても重要であると考えておりますので、一人親方の福祉の向上や労働環境改善のための支援事業などを含めて森林組合と協力し林業振興に取り組んでまいります。

次に観光でございますけれども、冒頭お話をしましたとおり引き続き北里柴三郎博士の顕彰事業に取り組んでまいります。観光全体といたしましては、今年度もＡＳＯおぐに観光協会を軸とした町内観光地の振興に加え、観光ＤＸ計画策定により観光情報の集約と観光客のアクセシビリティ向上、オーバーツーリズムの予防・解消の施策検討を行います。

次に建設課でございます。１１ページをお願いいたします。

本年度も道路改良事業等を有利な補助金事業を活用し取り組んでまいりたいと思います。

冒頭申し上げましたけれどもカントリーパーク事業として、鍋ヶ滝公園につきましてもしっかりと整備を行っていただきますし、バイパスの建設も引き続き推進してまいります。また橋梁点検をはじめ道路の適正な維持管理に努めてまいります。

住宅管理におきましては、柏田住宅の外壁改修工事を実施いたします。

上下水道につきましても適正な維持管理、運営に努めてまいります。

次に税務住民課でございます。１２ページをお願いいたします。

戸籍、衛生、税など住民生活に密接に関わる事業を所管しております。引き続き安定的かつ適正な事務執行に努め、住民サービスの向上に取り組んでまいります。

地籍業務につきましては、大字上田の一部及び大字北里の一部において一筆地調査及び測量を実施してまいります。

人権啓発につきましては、差別のない社会の実現に向け、隣保館交流促進事業等を通じて住民への啓発活動を推進してまいります。

次に福祉課でございます。１３ページをお願いいたします。

恒常的な取組は非常に大事でございます。地域福祉・障がい者福祉に関しましては、住民相互の支え合い機能を強化し、誰もが社会参加や地域とのつながりを持てる「地域共生社会」の実現を目指し、福祉・保険・医療等の関係機関の連携を強化し支援体制の充実を図ります。

高齢者福祉・介護保険におきましては、ひとり暮らしの高齢者や要介護認定者、認知症高齢者の増加に対応するため、老人クラブ等の地域活動組織とも積極的に関わってまいります。高齢者がいつまでも健康でより充実した生活を送ることができるよう、介護予防事業や日常生活総合事

業を始めとする各種の事業に取り組み、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援をしてまいります。

子育て関係につきましては、子育て環境の充実と質の向上について継続的に取り組んでまいります。

全ての妊産婦・子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、不妊治療に対する助成や妊産婦健診、乳幼児健診等に取り組んでいきます。また多子世帯出産祝金、医療費助成等、子育てに関する経済的な負担軽減についても引き続き取り組んでまいります。さらに保護者が働きながら安心して子育てができる一時預り事業や放課後児童クラブ等の充実を図り、乳幼児期から学童期まで切れ目のない子育て支援体制の充実を図ります。

国民健康保険・後期高齢者医療につきましては、１人当たりの医療費が高齢人口の増加や医療技術の高度化により増加傾向にあります。住民健診や人間ドック、歯科検診の受診を勧奨し、生活習慣病の予防や重症化予防に取り組むことで健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指します。併せて健康づくりに関する啓発活動を充実させ住民の健康意識を高めるとともに、健診結果や医療費データを分析し効果的な事業を展開いたします。

次に保育園でございます。１５ページをお願いいたします。

保育園におきましては、子どもたちの安全を第一に考え、心身ともに健康で安定した生活が送れるよう、家庭との連携を図りながら子どもたち一人ひとりの成長を育んでいきます。また延長保育や一時預りの充実により保護者の多様な働き方を支援するとともに、令和７年度に導入した保育業務支援システムを活用し保護者が利用しやすい保育園の環境づくりを行います。

子育て支援拠点では、保護者の子育てに関する不安や悩みを受け、子育ての楽しさを共有できるよう育児支援を行います。

また保育園の設備のことでございますけれども老朽化が進んでおりますので、議員の皆様にはお示ししてあるとおり、いずれ建て替えも含めて検討を始める段階にありますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に教育委員会でございます。１５ページをお願いいたします。

学校教育におきましては、学びの保障と学力向上、国際化、情報化に対応する教育に取り組むとともに、スクールバスの運行、施設整備など安全で快適な教育環境づくりを進めてまいります。

また県立小国高校の存続のため、支援の継続をしっかりと行ってまいります。

社会教育におきましては、町民が生涯学習、人権教育、読書、スポーツ活動を行える環境づくりに努めます。

また中学校部活動の地域連携・地域展開を休日だけに限らず推進してまいります。

文化振興におきましても、文化祭など町民の文化・芸術活動を支援するとともに、国・町指定の文化財の保護に努めます。

また坂本善三美術館では、地域に根差した活動を継続して行うとともに、引き続き国際芸術祭としっかり連携してまいりたいと思います。

以上、皆様方には抜粋して御説明をさせていただきました。議員の皆様並びに町民の皆様に、一層の御理解、御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

私の施政方針は以上でございます。

議長（熊谷博行君）　ありがとうございました。

それでは、執行部より議案第１７号から順次議案の概略説明をお願いいたします。

まず始めに議案第１７号について町長より議案集の朗読。その後に総務課長より概略説明をお願いします。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１３ページ上段をお願いいたします。

議案第１７号　令和８年度小国町一般会計予算について

地方自治法第２１１条の規定により、令和８年度小国町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊議案第１７号と書かれた予算書をお願いいたします。１ページです。

令和８年度小国町一般会計予算

令和８年度小国町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６２億８千４００万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、１０億円とする。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（１）　各項の計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　それでは、予算書のほうをお願いいたします。

第１表としまして、２ページから６ページに歳入歳出のそれぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

次に７ページは、第２表地方債として起債の目的、限度額等が記載してあります。

８ページから９ページは、歳入歳出の予算事項別明細書となっております。

では、予算書の中身に入りますが、総務課資料（１３）と書いてある一般会計当初予算状況と書かれた資料をお開き願います。私からは、この資料に基づいて歳入と歳出の全体的な説明をさせていただきます。また課ごとに工事請負調書、委託業務調書、補助金調書、負担金調書を予算資料として配付してございますので御覧ください。

それでは、歳入のほうから御説明させていただきます。

一般会計当初予算状況、歳入です。歳入総額は６２億８千４００万円です。

主な内訳を見ますと、１町税が前年比で３．５％、２千２０７万円の増額です。町民税、固定資産税の増額が主な要因です。

続いて、２地方譲与税が前年比で１．６％の１８８万１千円の増で計上しております。自動車重量譲与税の増額を見込んでおります。

続いて、６法人事業税交付金は１００％増で５００万円の増額となっております。近年、交付額が増加してきているための増額となっております。

続いて、７地方消費税交付金も前年比で５．２％、８００万円の増で計上しております。

続いて、１０地方交付税も前年比で３．１％、８千万円の増で計上しております。近年の実績を参考に増額を見込んでおります。

続いて、１２分担金及び負担金は前年比マイナス２６．１％、４９５万９千円の減でございます。主に保育料負担金と単県治山事業分担金の減が主な要因となっております。

次に、１３使用料及び手数料は前年比１．７％、２７５万３千円増額で計上しております。鍋ヶ滝公園の入園料の増額を見込んでおります。

１４の国庫支出金はマイナス１１．９％、７千９１６万３千円の減額を見込んでおります。デジタル基盤改革支援補助金等が主な要因となってございます。

１５県支出金についてはマイナス１６．３％、８千２０万４千円の減額を見込んでおります。地籍調査事業費補助金の減額が主な要因でございます。

１７寄附金は２８．５％、９千１０万円の増額を見込んでおります。令和７年度の実績を参考

に、ふるさと寄附金の増額を見込んでおります。

１８繰入金５５．８％、１億７千９２６万５千円の増額を見込んでおります。財政調整基金繰入金、ネットワーク事業基金繰入金の増が主な要因でございます。

２０諸収入は１６．８％、１千２４１万２千円の増額となっております。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の増などが主な要因です。

２１町債は７％、３千２０万円の増額となっております。道路長寿命化事業や消防機材整備事業の増額が主な要因となってございます。

次に歳出の説明をさせていただきます。

２ページの歳出（目的別）と書かれた資料をお願いいたします。歳出総額も６２億８千４００万円となっております。費目ごとに増減額の大きなものを説明させていただきます。

まず１議会費です。２６１万９千円、３．６％の増額となっております。共済組合納付金の増額が主な要因となっております。

次に２総務費です。７千４８４万９千円、５％の増額で計上させていただきました。主な増額の部分を御説明いたします。ネットワーク事業基金積立金４千８１万円と鹿児島県自治体情報処理連絡協議会負担金２千５４２万８千円の増額などが主な要因となってございます。

次に３民生費です。５千６３万７千円、４．３％の増額で計上させていただきました。障害者福祉、保育園費の増額などが主な要因となってございます。

４衛生費です。３千６１３万４千円、１１．７％の増額で計上しております。予防費、清掃総務費の増額が主な要因となってございます。

５農林水産業費です。７６万３千円、０．３％の減額となっております。治山事業費の減が主な理由となっております。増額分といたしましては農業総務費と中山間地域等直接支払推進事業費を増額しております。

次に６商工費です。１千８４６万６千円、１１．３％の増額となっております。増額分といたしましては観光費の増額が主な要因となってございます。

次に７土木費です。２５３万２千円、０．３％の増額となってございます。道路新設改良費の増額が主な要因となってございます。

次に８消防費です。４千４８１万円、２０．１％の増額で計上させていただきました。増額分といたしまして消防車両購入費の増額が主な要因です。

９教育費です。４９４万８千円、１％の増額で計上させていただいております。増額分といたしましては事務局費の増額が主な理由となっております。

次に１０災害復旧費につきましては１０７万７千円、９．６％の増額となってございます。住宅耐震化支援事業費の増額が主な要因です。

１１公債費です。３千１７１万８千円、４．８％の増額となってございます。各種債務の償還

額が増となったこと、また金利の上昇を予想し増額計上させていただいております。

１２諸支出金につきましては５９７万３千円、２．２％の増額となっております。後期高齢者医療特別会計繰出金が増額となったことが主な要因でございます。

１３予備費につきましては昨年どおりとなってございます。

この資料の３ページには歳出の状況を義務的経費、経常的経費、投資的経費と性質別にまとめてございます。

次の４ページは起債の予定一覧表をつけております。

以上、簡単ではございますけれども今回の令和８年度小国町一般会計予算の概要説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　次に議案第１８号から議案第２３号について町長より議案集の朗読。その後に福祉課長、建設課長より概略説明をお願いします。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１３ページ下段をお願いいたします。

議案第１８号　令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法第２１１条の規定により、令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書の１ページ議案第１８号をお願いいたします。

令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算

令和８年度小国町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億３千９６５万１千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３億円とする。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

議案集１４ページ上段をお願いいたします。

議案第１９号　令和８年度小国町介護保険特別会計予算について

地方自治法第２１１条の規定により、令和８年度小国町介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書の１９ページ、議案第１９号をお願いいたします。

令和８年度小国町介護保険特別会計予算

令和８年度小国町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億７千６５９万６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３千万円とする。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

続きまして、議案集１４ページ下段をお願いいたします。

議案第２０号　令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第２１１条の規定により、令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊特別会計予算書の４３ページ、議案第２０号をお願いいたします。

令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算

令和８年度小国町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億８千６３９万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」によ

る。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

続きまして、議案集１５ページ上段をお願いいたします。

議案第２１号　令和８年度小国町水道事業会計予算について

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、令和８年度小国町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

続きまして、議案集１５ページ下段をお願いいたします。

議案第２２号　令和８年度小国町簡易水道事業会計予算について

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、令和８年度小国町簡易水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

最後に、議案集１６ページをお願いいたします。

議案第２３号　令和８年度小国町下水道事業会計予算について

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、令和８年度小国町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和８年３月３日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

福祉課長（宮崎智幸君）　私のほうからは、議案第１８号から議案第２０号までの三つの特別会計予算の概要について説明させていただきます。特別会計予算書を御準備お願いします。

まず予算書の２ページ、小国町国民健康保険特別会計の予算について説明させていただきます。

予算書の２ページから４ページの第１表歳入歳出予算により御説明申し上げます。

まず３ページの歳出でございます。主なものを説明させていただきます。

款の１総務費は事務費になりますが７０６万７千円、対前年度比で８１万８千円の減となっております。２の保険給付費が医療受診に係る給付費となります。保険給付費総額で６億８千３１４万円です。対前年度比で２千５００万円、３．５％の減となります。この費用につきましては、歳入の県補助金で全額が賄われます。続いて３の国民健康保険事業費納付金。これが県への納付金になります。財源は、保険税と保険税の軽減補填のための繰入金となります。２億２千２３０万円の納付金額を見込んでおります。対前年度比で６７０万２千円、２．９％の減となります。次に款の６保健事業費におきましては、人間ドックや特定健診、特定保健指導等の予算１千５２９万４千円を計上させていただいております。国の補助金等を活用しまして引き続き健診の未受診者対策、それから受診率の向上に努めてまいります。対前年度比で３０万４千円の減額となります。次に３ページの最下段、款の８諸支出金４９１万３千円ですが、対前年度比で１千９８万１千円の減額となっています。

以上、４ページの歳出総額で９億３千９６５万１千円でございます。

続きまして、２ページの歳入でございます。

歳入に関しましては歳出に対し必要となる財源について予算を計上させていただいております。主なものは、まず款の１国民健康保険税です。事業費納付金を納める上で必要となる保険税についての予算計上となります。保険税総額として１億６千９９１万円、対前年度比で７９万６千円の減額となっております。続いて、款の４県支出金は、保険給付費等交付金、それから特別調整給付金が含まれておりまして、総額で７億２２８万２千円、対前年度比で４千２１０万９千円、約５．７％の減額となっております。次に款の６繰入金、６千６１３万４千円は保険基盤安定繰入金を計上させていただいております。

以上、歳入歳出ともに合計で９億３千９６５万１千円の予算総額となります。前年度と比較しまして４千３８７万３千円の減額、率にしまして４．５％の減となります。

国民健康保険特別会計予算についての説明は以上となります。なお、配付させていただいております福祉課資料（２）についてですが、国民健康保険、それから介護保険、それから後期高齢者医療の被保険者数等の直近の状況を示しております。併せて御参照いただきたいと思います。

次に、小国町介護保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。

予算書２０ページ、２１ページとなります。第１表歳入歳出予算により御説明申し上げます。

まず２１ページの歳出でございます。款の１総務費は事務費になりますが１千９８２万６千円、対前年度比で８５万９千円の増額となっております。款の２の保険給付費が予算全体の９３％近くを占めるものになります。予算額１０億３２６万円となります。対前年度比で２９万円の減額となっております。続いて、款の３地域支援事業費４千９５０万３千円ですが、こちらは対前年度比で１１３万２千円、２．３％の増となっております。この予算の中には介護予防、日常生活

支援総合事業の生活支援サービスや介護予防事業また地域包括支援センターに係る予算が含まれております。

以上、歳出総額で１０億７千６５９万６千円でございます。

続きまして２０ページの歳入でございます。

まず款の１保険料です。これは６５歳以上の第１号被保険者の介護保険料になりますが１億９千７７万５千円を計上しております。対前年度比で７３万２千円の増額となっております。次に款の３国庫支出金３億１９０万４千円、４の支払基金交付金２億７千７８４万円、５の県支出金１億３千３１９万９千円、７の一般会計繰入金の歳入につきましては、歳出の保険給付費、それから地域支援事業費の給付に伴い算出される国庫また県の負担金、補助金を１億６千５５２万５千円計上しております。

以上、歳入歳出ともに合計で１０億７千６５９万６千円の予算総額となります。前年度と比較しまして１９９万９千円、率にしまして０．２％の増となります。

介護保険特別会計の予算についての概要説明は以上となります。

続きまして、小国町後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明させていただきます。

予算書４４ページ４５ページをお願いします。第１表歳入歳出予算により概要説明を申し上げます。

４５ページの歳出でございます。

主なものを説明させていただきます。まず款の１総務費につきましては運営事務費や徴収費として経費１４８万１千円となります。次に款の２後期高齢者医療広域連合納付金でございまして、徴収した保険料及び保険料の軽減分として補てんされた保険基盤安定繰入金を合わせた額について負担金として広域連合に支出するものです。予算額としまして１億７千７８７万４千円、全体の９５．４％を占めます。次に款の３保健事業費です。健康診査や歯科口腔健診等の経費６５３万５千円を計上させていただいております。

以上、歳出総額で１億８千６３９万円です。

続きまして、４４ページの歳入でございます。

款の１後期高齢者医療保険料ですが、１億３千６７万１千円の予算を計上させていただいております。対前年度比で１千６５４万６千円、１４％の増でございます。款の３一般会計繰入金ですが、保険料の軽減分を補てんする保険基盤安定繰入金並びに事務費繰入金、合わせて４千８８１万９千円となります。次に款の５諸収入の主なものは、項の３受託事業収入５９８万５千円となります。

以上、歳入歳出ともに合計で１億８千６３９万円の予算総額となります。対前年度比２千１８８万９千円の増額、率にしまして１３％増額となります。

以上、後期高齢者医療特別会計予算についての説明となります。よろしくお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君）　私のほうから、議案第２１号から議案第２３号までの三つの事業会計について御説明させていただきます。

まず、小国町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

小国町水道事業会計予算書を御覧ください。まず１ページ目でございます。

第２条では、令和８年度の（業務の予定量）を定めております。給水戸数２千３４１戸、年間総給水量６８万２千７９９トン、１日の平均給水量は１千８７０トンとしております。また主な建設事業としましては、水道管布設替工事８千５００万円を宮原の石井尾園地区で実施予定としてございます。

続きまして、第３条（収益的収入及び支出）でございます。収入の合計は１億５千１５３万８千円でございます。主な収益的収入としましては、水道料金の収入でございます。

続きまして、２ページ、支出の合計でございますが１億４千６３６万３千円でございます。主な収益的支出につきましては、取水施設、配水施設の維持及び管理、事務運営管理に要する経費、非資金取引項目である減価償却費等の費用でございます。

第４条に（資本的収入及び支出）を記載してございます。収入の合計は２千５０８万６千円でございます。資本的収入の主なものとしましては、企業債借入れによる収入でございます。支出の合計としまして１億９千５６８万３千円でございます。主な資本的支出としましては、配水管布設替工事の費用と企業債の償還金の費用でございます。

５ページからにつきましては、予算に関する説明書でございます。

６ページから予算の実施計画、１０ページにキャッシュフロー計算書、１１ページから給与費明細書、１６ページから令和８年度の予定貸借対照表、２０ページには令和７年度の予定損益計算書、２２ページから令和７年度の予定貸借対照表を添付して各明細を明示してございます。

以上が、令和８年度小国町水道事業会計予算についての御説明でございます。

続きまして、令和８年度小国町簡易水道事業会計予算について御説明させていただきます。

小国町簡易水道事業会計予算書を御覧ください。

１ページ目でございますが、第２条につきましては、令和８年度の業務予定量を定めてございます。給水戸数１６９戸、年間総給水量１９万７千２５５トン、１日の平均給水量は５４０トンとしてございます。

続きまして、第３条（収益的収入及び支出）でございます。収入の合計は９７７万６千円でございます。併せて地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、企業債１４０万円を借り入れる予定でございます。主な収益的収入としましては、水道料金の収入、一般会計からの補助金、非資金取引項目の長期前受金の戻入でございます。支出の合計としまして８４６万７千円でございます。主な収益的支出につきましては、維持管理及び事務運営に係る費用及び非資金取引項目の減価償却費でございます。

２ページに進みまして、第４条には（資本的収入及び支出）を記載してございます。収入の合計は１千円でございます。支出の合計は２２１万円でございます。主な資本的支出としまして、企業債償還金の費用でございます。

３ページでございますが、第９条（利益剰余金の処分）でございます。当年度利益剰余金のうち６０万円につきましては、減債積立金として処分することを定めるものでございます。通常であれば令和８年度決算時に利益剰余金の処分についての議決をいただくものでございますが、令和８年度簡易水道事業会計につきましては第４条の資本的収支の補てん財源が損益勘定留保資金や過年度分の利益剰余金で賄えない状況となってございますので、これを定めるものでございます。

４ページからにつきましては、予算に関する説明書でございます。

５ページから予算実施計画、８ページにキャッシュフロー計算書、９ページからは令和８年度の予定貸借対照表、１３ページから令和７年度の予定損益計算書、１５ページから令和７年度予定の貸借対照表を添付しまして各明細を明示してございます。

以上が令和８年度小国町簡易水道事業会計予算についての説明でございます。

続きまして、令和８年度下水道事業会計予算について御説明させていただきます。

小国町下水道事業会計予算書を御覧ください。

１ページでございます。第２条につきましては、令和８年度の業務予定量を定めてございます。水洗化戸数としまして５１１戸、年間処理水量１７万１千１２９トン、１日の平均処理水量としまして４６８トンとしてございます。また主な建設事業としまして、農業集落排水施設整備費１千１００万円を予定しております。こちらは黒渕地区の農業集落排水施設改修の基本計画策定でございます。

続きまして、第３条（収益的収入及び支出）でございます。収入の合計は１億４千３９５万６千円でございます。あわせて地方公営企業法の財務規定の適用に要する費用に充てるため、企業債１千５４０万円を借り入れる予定でございます。主な収益収入としまして、主に集落排水使用料と一般会計からの補助金、非資金損益項目の長期前受金戻入による収入でございます。

２ページに進みます。支出の合計としまして１億４千１１万５千円でございます。主な収益的支出には、ポンプ施設、処理施設の維持及び管理、事務運営管理に要する経費、非資金取引項目でございます減価償却費等の費用でございます。

第４条には（資本的収入及び支出）を記載してございます。収入の合計としまして５千４９万９千円でございます。主な資本的収入としまして、企業債借入れと国県からの補助金、一般会計からの出資金による収入でございます。支出の合計としまして９千９９０万２千円でございます。主な資本的支出としまして、農業集落排水施設改修と企業債償還金の費用でございます。

５ページからは予算に関する説明書でございます。６ページから予算実施計画、１０ページに

キャッシュフロー計算書、１１ページからは給与費明細書、１６ページからは令和８年度予定の貸借対照表、２０ページから令和７年度予定の損益計算書、２２ページから令和７年度予定貸借対照表を添付しまして各明細を明示してございます。

以上が、令和８年度小国町下水道事業会計についての御説明でございます。

以上でございます。御審議方よろしくお願いします。

議長（熊谷博行君）　ただいま執行部より議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算についてから議案第２３号、令和８年度小国町下水道事業会計予算についてまでの概略説明をしていただきました。それでは、議案第１７号から議案第２３号の中でただいまの執行部からの説明に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　では一般会計予算について幾つか質問します。事前に聞く内容は担当課長さんにお伝えしておりますので、こちらも簡潔に質疑いたしますので、よろしくお願いします。

乗り合いタクシー運行委託料として２千１７４万２千円が計上されています。この積算根拠を御教示ください。想定される便数、距離、乗車人数をお示しください。

続いて、決算質疑でも行いました自衛隊法施行令第１２０条に基づく資料提供について確認します。同法令に基づき小国町でも直近では令和７年４月に自衛隊熊本地方協力本部阿蘇地域事務所長より小国町長に対しまして「自衛官募集に関する広報宣伝及び適齢者名簿作成のため」といった請求理由で、住民基本台帳法第１１条の規定に基づき住民基本台帳の一部氏名と年齢と性別と住所の４情報の写しの請求があり紙媒体で提供しているということでありました。今年も自衛隊からの資料提供依頼がある時期が近づいてきていると思います。前回の質疑では「個人情報の提供を望まない人を資料提供から本人や保護者等の意思により外す除外申請は受け付けていない」ということでした。その上で松本総務課長は、「今後阿蘇郡内とか他自治体とか自衛隊募集事務所等と情報を共有しながら協議のほうを進めていきたいと思っております」と述べられました。協議の進捗状況を協議の相手、日時を明らかにした上で御報告ください。また住基法第１１条第３項では「市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。」となっています。中島課長からは前回、「実施要綱辺りを定めさせていただいて今年度からは公表するようになっていますので公表をさせていただきたいというふうに考えております」と前向きな御答弁をいただきました。防衛省に限らず公表した実績はありますか。また公表方法はどのようになさるおつもりか教えてください。

情報政策課長（田邉国昭君）　令和８年度予算の中から公共交通に関する予算についてです。予算額としまして算定しております額についてですが、いずれも令和７年度の見込額をもとにしてお

ります。コミュニティバスということで「にじバス」と「小国郷ライナー」については、小国町と南小国町での費用分担がありますので、その分を換算して計算しております。乗り合いタクシーの委託については、令和６年度を参考としまして令和７年度の収支を計算しておりますが、その金額をもとにして令和８年度の算定を行っております。

以上です。

総務課長（松本徳幸君）　自衛隊が行う募集事務に関する情報の提供の制限というところで、協議の目的と相手方ということでございましたけれども近隣の状況を調査しまして確認したところ、大きな市でありますと熊本市とか天草市でやっているところが多ございました。実際近隣でございますが阿蘇市のほうで実際実施しているような状況でございましたので、阿蘇市を参考にさせていただきまして今年の募集事務の除外申請に間に合うように手続のほうを進めさせていただいているところでございます。

以上です。

税務住民課長（中島高宏君）　私のほうから住基法に基づく第１１条の３項の規定で公表をすることになっていることについて答弁させていただきます。小国町においては今のところしておりませんでしたので前回９月議会のときに答弁させていただいたとおり今、実施要綱を定めさせていただいて「毎年１回公表すること」ということで定めております。公表の時期につきまして、７年度分については４月以降にホームページで公表するかたちをとります。

以上でございます。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　それでは再質問をさせていただきます。

乗り合いタクシーの運行委託料の予算額が２千１７４万２千円ということでありました。「その積算根拠として想定される便数や距離、乗車人数をお示しください」というふうに言ったわけですが、そこまではお示しいただけなくて令和６年度の決算額が２千１４０万円程度ですから、３０万円それに上乗せしたかたちで予算を組んだのかなというふうに思います。それで乗り合いタクシーは宮原以外の大字と宮原中心部を結ぶ８路線運行されています。令和８年度も同じことを考えて路線は増やしますか、後からお答えいただければいいですけど。現状としては８路線運行されておりまして、また日曜祝日以外の定時運行で乗降場所も定められていますので、タクシーというよりは小型車を用いた路線バスといったほうが正確かもしれません。路線バスとの違いは車種と事前予約がなければ走らないということかと思います。なぜこのような仕組みになっているかというと路線バス廃止に伴う代替事業だからだと思います。しかし近年、車の運転ができない方、特に高齢や障害により身体が不自由な方ほど乗降場所への移動が困難だったりして、乗り合いタクシーを利用できないという方が少なくありません。このため本定例会には地域公共交通の柱を「乗り合いタクシー」から「タクシー券」へ転換することを求める請願書が住民の方か

ら提出されています。公共交通について昨年９月議会での私の質問に田邉課長は、現状がドア toドアまでに行き届いていないことを認めつつ、「町としましては限られた予算の中で最大限の努力もこれからも続けていきたいと考えております」と述べられました。そこで小国町がタクシー券を取り入れた場合、先行地の南小国町と全く同じやり方、運転免許のない高齢者、同じく障害者手帳等の所持者、同じく介護認定を受けた人を対象に、自己負担５００円の券を年間上限５０枚お渡しした場合に必要になると見られる費用はどれくらいになると考えられますか。

情報政策課長（田邉国昭君）　先ほど質問いただいたものの中から、まず現在の乗り合いタクシー８路線で行っておりますが、新たにもう１路線を検討しております。以前から話に出たことがあります杖立に向けての路線バスが今ありますが、これを乗り合いタクシー化するということの検討は今もう行われております。令和８年度中に実施することができるかどうかはまだ分かりませんが陸運局等と協議、そしてタクシー事業者との協議というのを今年度進めております。まず乗り合いタクシーの路線について。

そして先ほど議員から御質問のあったタクシーチケットです。隣町の南小国町が実施しておりますタクシーチケットについて、それをそのまま小国でも取り入れ、その制度になった場合の試算ということで、金額の算出に一番難しいのは、どれぐらいの方が利用されるかで、乗り合いタクシーを利用している人が、そのままタクシーチケットに行くものかどうか、そこの見込みは数として難しいかと思います。どういった算出をしようかなと思いましたが、南小国町の令和６年度の実績なのですが、どのぐらいの方が利用しているかを参考にさせていただきました。先ほど議員のおっしゃったようにタクシーチケットを取得できる方は限定されております。対象となる方が６５歳以上の方で運転免許証を有していない方、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳のいずれかを所有している方、若しくは介護保険認定者で乗用車の運転免許証を有していない方ということです。令和６年度の実績で２８９名の方がタクシーチケットを利用しているそうです。毎年大体３００名前後の方にタクシーチケットを交付しているということでした。その方々の使われ具合ですけど乗車人数ということで９千１７９人の方が令和６年度は利用されたということになっております。タクシーチケットの枚数としては６千８３７枚の方が利用したということですので、何人かは乗り合わせるかたちもあっているのかなというふうに思いました。小国町をどれぐらいの数で算定しようかなということで、人口の規模がまるっきり小国町が南小国町の倍ということではないのですが数字を簡単にするために、まず小国町の６千１００人の人口を南小国町の利用者が倍になったとしたらということで算定を行いました。タクシーチケットを取得される方が６００名前後、乗車人数が１万８千３５８人だったとして、利用枚数を１万３千６００枚利用した場合にメーターの料金でそのまま計算しますと３千１３６万円の費用がタクシー料金としてかかるかなと思います。運賃の収入に関してですが、タクシーチケットの場合は南小国町で１枚使うときに５００円負担しますので運賃収入が６８３万７千円入ることになるか

と思います。金額の算出としては根拠が曖昧なところはありますが町の負担額２千４５０万円程度ではなかろうかというのが試算です。

４番（児玉智博君）　３回目ですので最後にします。今回９２１筆の署名とともに「乗り合いタクシー」から「タクシー券」への転換を求める請願が出されたわけですが、９２２筆といえば町の人口。今度の広報に書いてあったのが６千１３５人ですから人口の１５％ということになります。別に組織的に集めたわけでもないのに自発的に協力を申出た人たちだけで、それだけ集まったわけです。まずこの事実を町はどう受け止めているかお聞かせいただきたいと思います。それで私なりに南小国町の試算をしてみました。町は大体２千４５０万円の予算が必要なのではないかということでしたけど。南小国町のタクシー券、令和６年度の月平均の券の利用数は５７０枚であります。これは高齢者人口の３７．６７％になります。これを小国町の高齢者人口、昨年１１月現在に当てはめると１千３７枚になります。南小国町のタクシー券に対する補助額は月平均１０２万１千８８５円で１枚当たり１千７９２円であります。先ほどの小国町に当てはめた月平均の枚数１千３７枚で計算すると１８５万８千３０４円になります。これを１２か月にすると２千２２９万９千６４８円ということになります。今回の乗り合いタクシーの予算は２千１７４万２千円ですから私の試算であろうと町がされた試算であろうと、そんなに変わらないと考えられると思うのです。何百万円かの差です。さらに言えば困っているお年寄りや障害者の方々の生活の質が向上するのであれば、それよりもっと２千５００万円とか３千万円になったとしても、やる価値はあると思います。ある小国町民のタクシードライバーの方は、南小国町の１枚のタクシー券で複数人のお年寄りがタクシーに乗り込んできて「今日はどこどこでグラウンドゴルフがあるから行くんだ」とか、「今日は皆んなで集まってカラオケがある」と言ってその場所まで送っていくそうです。このドライバーさんいわく「タクシー券で年寄りが元気になったようだ」と言うのです。南小国町のタクシー券は決算ベースで年１千２００万円程度ですけど、これはやはり金額以上の効果が出ているのではないかと思います。小国町も是非検討いただきたいと思いますが、最後に答弁をいただいて質疑を終わります。

情報政策課長（田邉国昭君）　請願に対する内容と筆数をお伺いしました。それだけの要望があるということを真摯に受け止める必要があるかと思います。その上で小国町で検討する際に考慮する点としてタクシーチケットになった場合ということで、利用者が限定されるという点です。「６５歳以上の方で」と先ほど対象者の規定を申しましたが、小国町で今乗り合いタクシーを利用している人たちが不便になるようなことがないかという心配があります。乗り合いタクシー１回の使用につき３００円負担していただいていますけど、タクシーチケットになりますと５００円になります。タクシーチケットが１人当たり５０枚という数が限定されていますので、枚数の限定ということでいくと１回利用する人が行って帰ってくるのにチケットとしては２枚消費する。１年間の５０枚という枚数がどうなのかなというところが、ある程度の時期に達したときに「タ

クシーチケットがなくなった」という人がタクシー代を丸々負担するようなことになるのではないかという心配などを考えます。利用される方、そして事業者の方に対してなのですが、タクシー事業者の方と今連動するかたちで乗り合いタクシーを運行しておりますが、タクシーの台数であったり、乗務員さん、ドライバーさんなどのことがあります。タクシー事業者があって乗り合いタクシーにしてもタクシーチケットにしても成り立つことと思いますので、その経営に対しても意見を伺いたいなと思うところでもあります。そういったところが検討するときに課題になるところかなと思っています。

以上です。

町長（渡邉誠次君）　今、政策課長からお話をしていただきましたけれども一般的なお話をしていただきました。署名に関しては請願というかたちでございますので議会に出すかたちでございます。法定署名というわけではございませんので発起人だったり責任者というかたちの部分がなくても当然できるところであります。取扱いにつきましては執行部側ではなくて議会でございますので、その部分では先ほど「真摯に受け止めて」という話をしましたけれども取扱いに関しましては執行部側ではなくて議会の場で考えていただくことでございます。その部分については、もちろん皆さんの御意見として承るということは当然考えないといけないところではございますけれども、その部分ではしっかりと議会のほうでもんでいただければというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算につきましては、各常任委員会に付託し、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１７号は、各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

次に、議案第１８号から議案第２３号につきましても、所管の常任委員会に付託したいと思います。

お諮りします。

議案第１８号から議案第２０号は文教厚生常任委員会、また議案第２１号から議案第２３号は産業常任委員会に付託し審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１８号から議案第２３号は、所管の常任委員会に付託し審議することに決定いたしました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩いたします。次の会議は１５時４０分から行います。

（午後３時２８分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午後３時４０分）

議長（熊谷博行君）　日程第２４、「小国町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

地方自治法第１８２条第８項により、小国町選挙管理委員長から令和８年３月２９日をもって小国町選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了するとの通知がありました。

地方自治法第１８２条第１項により、本件は、当議会により選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。指名の方法については議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、資料の配付をいたします。

（資料配付）

議長（熊谷博行君）　皆さま方のお手元に配付しました小国町選挙管理委員会委員及び補充員（案）という名簿を御覧ください。小国町選挙管理委員会委員のほうに４名、まず、大塚築郎さん、佐藤登喜子さん、本田康幸さん、穴井雄二さん、以上の方を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま私が指名をいたしました方々を小国町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました、大塚築郎さん、佐藤登喜子さん、本田康幸さん、穴井雄二さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、小国町選挙管理委員会委員の補充員の指名をしたいと思います。麻生輝雄さん、穴井完次さん、佐藤由孝さん、清高泰広さん、以上の方を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま私が指名いたしました方々を小国町選挙管理委員会委員の補充員の当選と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　ありがとうございます。

よって、ただいま指名をいたしました、麻生輝雄さん、穴井完次さん、佐藤由孝さん、清高泰広さん、以上の方が選挙管理委員会委員の補充員に当選をされました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま私のほうから読み上げました順序に従っていたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま私のほうから指名、御報告をさせていただきましたとおりでございます。

議長（熊谷博行君）　日程第２５、「発議第１号　地域公共交通の改善と持続可能な運行体系の構築に関する要望書について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙配付資料のとおり小国町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により、発議案として受理しました。

ここで提出者より提案理由の説明を求めます。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

発議第１号として上げさせていただきます。

熊谷議長様に提出します。

提出者は私、江藤理一郎。

それから、賛成者が松﨑議員、久野議員になります。

タイトルのほうが「地域公共交通の改善と持続可能な運行体系の構築に関する要望書」となります。

小国町における公共交通並びに住民生活は、高齢化や運転士不足、物価高騰という厳しい局面を迎えています。現在、住民からは現行の「乗り合いタクシー」の利便性不足を指摘する請願も出されており、従来の維持優先そして路線バスの代替便の方針から、持続可能な形を踏まえた「使いやすい交通」への再編が急務となっています。

熊本県においても、市町村の主体的な交通施策を支援する新たな交付金方針が策定されるなど、

地域交通のあり方は大きな転換期にあります。本町においても、県の施策と連動し、下記事項について早期に検討・実現されるよう要望いたします。

読み上げます。

⑴　県の支援制度を活用したスクールバス等との一体的な運行の検討

熊本県が促進するコミュニティバス（小国の場合は乗り合いタクシーやにじバス等）とスクールバスの一体的な運行を本町でも積極的に検討すること。日中稼働していないスクールバス車両を地域交通として活用することで、運行コストの効率化を図り、路線の空白地帯や移動困難者の解消につなげること。

⑵　乗り合いタクシー及びタクシー券の併用と町民の利便性向上

現在の固定路線・停留所方式の乗り合いタクシーでは、自宅から停留所までの移動が困難な高齢者や宮原以外の大字間の移動を希望するニーズに応えられていない。国や県が推進する地域交通の利便性向上の趣旨に基づき、利用者の自宅から目的地まで柔軟に移動できるタクシー券制度の併用を検討し、バス・タクシー事業者等の意見を踏まえた上で真に住民の足となる仕組みを構築すること。但し、タクシーの運転士不足や財源の確保も危惧されるため、免許返納をした高齢者に限るなどの制限も必要と考える。

公共交通は、町民生活に直結する重要なインフラです。これまでの「路線バス代替」の方針に「地域交通」（超高齢化と少子化社会への柔軟な対応）を加え、町民が安心して暮らし続けられる環境を整備することを要望いたします。

以上となります。

議長（熊谷博行君）　ただいま提出者であります江藤理一郎議員から説明をいただきました。

これより発議第１号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　まず素朴な疑問なのですが今読み上げられましたこの要望書ですけど、「従来の維持優先そして路線バスの代替便の方針から」と、漢字で「代替」というのが書いてあるのですけど、これ為替の「替」で「たい」。結構間違う人がいるのですけど江藤議員も最初「だいがえ」と言われたので、こっちは「だいたい」と読んだのですけど、聞こえていたのか下のほうでは最初「路線バスだいがえ」みたいなことを言われて、その後「だいたい」というふうに言い直されました。別に悪いからとか言っているわけではなくて、ただ単に確認しているだけなのですがこれは江藤議員が作られた文書なのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それから続けて聞きます、回数も限られておりますので。江藤議員は何も触れられませんでしたけど、江藤議員が２月の２２日にこの文書を作成されて、町議会で受け付けたのが２月の２４日というふうになっています。私が紹介議員になっております「公共交通政策に関する請願」というのも本定例会に提出をされているところであります。これは２月の２０日の江藤議員が要望

書を作られる２日前に議会事務局に受け付けていただいているのです。江藤議員は請願書が出たからこの要望書を出したのかというふうに。私、江藤議員が出されたのを知ったのが２４日が議会運営委員会が開かれた日ですので、そのときに運営委員さんのほうからそういう情報が入ってきて「何か同じようなのを出されたのかなあ」と思っていました。それで私もあんまりいい気持ちはしなかったのですけど請願者に、ここに名前書いていますからもう言いますけど高野瞬、同級生ですけれど「副議長が同じようなのを出して、そっちのほうを先に話すみたいだ」というふうに伝えたら、請願者は「別にいいんじゃない」と。「それは実際実現されて皆んなが助かれば、俺たちも年取ってから、いずれ必要になるのだから、そこはいいよ」というような感じで言われていたのですけど、ところが議案が配付されて読んでみましたら要はタクシー券の対象者を「免許返納した高齢者に限るなどの制限も必要と考える」というふうになっているわけです。これですと実際「免許を自分はとったことがない」という人は全体から見れば少数者かもしれませんが確実にいらっしゃいます。自分の判断で「自分は運転が向かない」からとか、自分の選択肢として取らない人もいれば、特に障害のある人、身体障害、知的障害の人、これはやっぱり障害の重さによっては免許が取れません。そして精神障害は軽度とかそういうのがなくて、一発で精神障害を持っている方は運転免許からはじかれているわけです。そういう状況があるにもかかわらず「免許を返納した高齢者に限る」というのは、私は極めてこれは差別的な内容、要望になっていると思います。「なぜ、このようなことをしたのですか」というふうに聞きたいところなのですけど、少しその前を見れば「タクシーの運転士不足」や「財源の確保も危惧されるため」というふうになっています。江藤議員、大体どれぐらいの財源がタクシーチケットでこういう差別なく、免許を持っていない高齢者、障害のある方、介護認定を受けた方、南小国町のやり方でいけばですね。そういう方にあまねく行き渡るようにした場合、どれぐらいの費用が必要になるからと思って財源の確保を危惧されているのか教えてください。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

まずは、この要望書に関しまして私が書きました。作成しております。読み方の間違いについては単なる間違いになります。

それから、「免許を取得したことがない方、障害がある方が、タクシー券を使いたいときに使えないのはおかしいのではないか」という御質問に対しましては、確かに運転免許を取得したことがない方の表記はしておりませんが、要望書の文面に「免許返納した高齢者に限るなどの制限も必要と考える」という「など」という表現を用いており、免許返納した高齢者以外の方々も含むことができると思います。もちろん「運転免許を取得したことがない方も対象にしてよい」というふうに私も考えております。

それから財源のお話なのですけれども、私も試算をさせていただきました。先ほど情報政策課長のほうからも御答弁がありましたけれども総体的に言うと私も２千４５０万円ぐらいの試算に

なるかなというふうに思っております。内訳は南小国町でタクシーチケットを使用している高齢者は令和８年度の時点では２８９名というふうにありまして、令和６年度の利用者数は９千１７９人、１人当たり年間３１．７６回使用している計算になります。町の１人当たりの平均補助額は１千３３５円。一方、小国町は高齢化率が南小国町よりも数％高いです。小国町が４４％。南小国町は３７か３８％というふうになっております。南小国町の約１．９７倍の大体５７０から６００人近い方々が小国の場合は利用するだろうというふうに試算しました。南小国町と同じ割合で利用し、同じ平均補助額１千３３５円を掛けると大体２千４５０万円となり、昨年度の２千１４１万円を上回ることになります。このことが財源を心配する理由でございます。それから南小国町の場合はタクシーチケットを使うと５００円負担することになっておりますが、小国町では乗り合いタクシー１回当たり３００円で乗れることになります。年間１万８千人の方が利用する想定で計算しますと約３６０万円町の負担が増します。例えばタクシーチケットを３００円にした場合です。総額年間で先ほどの２千４５０万円にプラスすると２千８００万円近くの財政的な負担となり、現行の７００万円の財政的な負担の可能性も出てくるため我々専門外の議員の議論も大事ですが、執行部やタクシー事業者と数字面での協議を踏まえた上で慎重に検討する必要があるかと思っております。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　今言われた「「など」があるから要は限定されない」と。障害者の人とか、今まで１度も免許を取得したことがない人は。「「など」があるから限定されない」と。江藤さんはそう主張するかもしれないけど、この文面を見て最終的に判断するのは執行部です。行政というのは得てして自らの都合のいいように、こういうものは解釈しますから。最初からハードルを下げて要望する必要はないのではないかと思います。最初は高いハードルをぶつけて、その中でいろいろ協議しながら、あるいはやってみながら、「ここまでは必要なかったね」というふうになれば下げていくというのがやり方ではないですか。だってそうでしょう、大体不利益処分と言われるようなものは大体消費税もそうですけど、最初は小さく導入していって大きく成長させていくわけです。３％だったのが５％、１０％。一方、こういう福祉面の町民の利益になるものというのは一番分かりやすいのが高齢者医療費です。昔は高齢者の医療費は無料でしたが、１割負担が導入されて、今現在ちょっと働いている人はもう２割負担。現役並みと言われれば７５歳以上であろうが３割負担というふうに、だんだん国民の利益になるものは下げられるものなのです。だから、こんな最初から「免許返納した高齢者に限るなどの制限も必要」というのは余計ですよ。これ削除されるべきなのではないですか。

１番（江藤理一郎君）　私は削除する必要はないと思っております。「など」という表現で、そこを包括しているというふうに思います。

３番（髙村祝次君）　私は文面については４番議員が言われましたので、とやかくは言いませんけ

ど、私はこういう要望書を出すときは江藤議員は副議長でありますから議員をまとめていく立場にあります。ですから本来私も一般質問のときに２回ほどこの乗り合いタクシーと南小国町のタクシー券、ましてや私は「タクシーＧＯ」というような言葉も使って言いました。何でそれを言ったかといいますと、ひとり暮らしの人がおります。そのときも例を出しましたが、年寄りの人は１１９番に電話する。忘れているかもしれない。そしてスマホで「タクシーＧＯ」というボタンを押せばタクシー会社につながる。だから、「そういうことも検討したらどうですか」ということで、私が一般質問した後に業者との会議を行ったわけです。今回もこれが出る前に私が児玉議員のほうから請願を付けて「どういうことが出るかな」というふうな思いをしていたら議運のときに要望書が出てきたということです。その場でも言いましたけれども議長、副議長、そういう議員の考えがあるなら議員全部で一つにまとめて議員連名で書くとか、自分の名前だけを売り出すとかいうことではなくて、江藤議員が副議長をしていないならいいですよ。副議長をしているからこそ皆んなをまとめていかなければいけない。自分だけがいい顔をするということを捨てないといけないというのが本当の副議長の役目ではないかなというふうに私は思います。ですから、そういうことを今後１年ぐらいしかありませんけれども、若い江藤議員ですので皆んなに配慮していくということもしっかり学んでもらいたいと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

４番（児玉智博君）　私は、発議第１号、地域公共交通の改善と持続可能な運行体系の構築に関する要望書に反対の立場から討論を行います。

まず、後出しの本発議により、日本国憲法第１６条に裏づけられた権利である町民の「請願権」が採択できなくなることに、満身の怒りを込めて抗議するものであります。発議者である江藤理一郎副議長は、２月２０日に公共交通に関する請願が町民多数の９２１筆の賛同署名とともに提出された２日後に本発議を作成、２４日の議会運営委員会で自らの議会運営委員長の立場を利用して、先に出された請願よりも自分の要望書を優先して審議し、一事不再議を理由に請願書は事実上審議せずに採決すらとらないことを決定したものであります。請願者や紹介議員の私に一言もなく、憲法をも踏みにじる横暴を決めた議会運営は、小国町議会の信用を失墜させるものだと厳しく指摘したいと思います。さて、本発議に反対する理由は、本発議は多くの町民が署名した公共交通に関する請願と似て非なるものだからであります。請願は南小国町の取組を手本に、運転免許を持たない高齢者、同じく障害者など、同じく介護認定を受けた人をあまねく対象とする

ことを想定しています。ところが本発議は、券の対象を「免許返納をした高齢者に限るなどの制限も必要と考える」として、免許取得歴で対象となり得るかどうかを区別するよう提言しています。しかも運転免許を持ったことがないという人は確実にいらっしゃるわけでありますが、もしそのような制度になってしまえば本当に必要な人に手が差し伸べられなくなってしまいます。このような差別的要望書に賛成するわけにはいきません。発議者は券の対象者を制限する理由に、「運転士不足」と「財源の確保」の２点を挙げています。運転士が足りないからと券を制限したらどうなるか。需要を絞れば供給も細るのが資本主義経済の摂理であります。今ただでさえ少なくなっているドライバーは、このままでは更に減ってしまい、将来的には小国郷からタクシーもなくなってしまいかねません。タクシー券を広く普及し多く利用してもらうことで、ドライバーの走行距離を延ばして収入を増やしていくべきであります。そうすれば「将来、自分もタクシーに乗ってみようか」と思う人がつながっていくのではないでしょうか。また財源については御自分なりに試算されたということで、執行部が言うように「２千４５０万円ぐらいではないか」ということでありました。この町の予算から４００万円から５００万円増えることで、その財源を「心配する」とか「そのぐらいいいだろう」と思うかどうかというのは個人の判断ですので、江藤議員としては心配されているのかなということで伺いました。ただ私は、このタクシー券を作ることで同じタクシー券だからといって小国町も自己負担を５００円とこだわる必要はない、本当に３００円でもいいと思います。そして、枚数も５０枚以上発行してもいいと思う。そうして車が運転できないお年寄り、障害者の方、介護認定者の方の生活の質の向上が上がることこそ喜ぶべきことではないかと思います。毎年毎年黒字を増やし続けて年間９億円以上の黒字を出している小国町ですから、たった何百万円増えたぐらいで町は傾きはしません。

最後に、この発議がぶつけられた請願でありますが請願者の方が、なぜこの請願書を出そうと思ったか。御近所に住んでいらっしゃるお年寄りが公立病院まで定期受診をされていると。「タクシー乗り場まで行くのが大変だからタクシーを呼んで毎回通院しているけれども、片道８００円かかって往復では１千６００円。病院に払うお金よりもタクシーにかかるお金のほうがあって大変だということを知って、何とか近所のおじいちゃんの助けになれないか」ということで「小国町も南小国町のようなタクシー券があれば少しは楽になるのにな」という思いで請願を始めたものです。それで署名をとり始めたら、その署名を知った人が「若い人が年寄りのために頑張ってくれている」と、「だったら年寄りも加勢しないといかん」ということで、いろんな人が署名を集め回って「足が痛いけれども近所を回って一筆一筆署名をとりました」と言う方たちもいるわけです。そういう人たちの思いを踏みにじるような議員発議には断固反対だということを申し上げて討論を終わります。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

６番（松﨑俊一君）　６番です。

ただいま反対の討論がありました。私のほうは賛成の立場から討論させてもらいます。

４番議員が反対されましたが、この発議のほうが可決されれば、この請願のほうもみなしの可決というふうになるという趣旨は御存知なのかなというふうに思っております。内容は当然執行部のほうに揉んでもらうとして、それから先ほど４番議員から話がありました高野さんの御意見については感謝したいと思います。そういう考えでいらっしゃるということですね。利用者側の御意見、これはどちらもその通りであるというふうに私は思います。私が議長時代に地域交通会議にも参加しておりましたので、いろんな話を聞いた中で今度は会社側の御意見をちょっと紹介しておきたいと思います。小国は３社ほどタクシー業者がありまして１社の方は「乗り合いタクシーにしてもらってよかった」と、「これが南小国町がやっているようなタクシー券だったら、もうとても営業できない」というようなお話をされておりました。「もうやめるしかない」と。それからもう１社の方、この方は「今、地域のために貢献したい」と、「タクシー業界も守っていきたいというようなことで一生懸命やっているが、そこの社長、管理者としての給料を一銭ももらってない」と、「従業員食べさせてやっていく」と。タクシー業界もそういう内容があるわけです。この後のことまで考えますと小国にあるタクシー会社の方々が「もうやめた」というふうになれば、これはもう「タクシー券」も「乗り合いタクシー」ももともとなくなってしまう。若しくは全国規模の大手の会社辺りがやるのかもしれませんが、町にしてもそれから住民にしても負担は必ず増えてくるのではないかというふうに思っております。

それからもう１点は地域交通会議です。これは道路運送法、これ国土交通省、熊本県でいえば運輸支局ですかね東町にあります。こちらのほうの管轄で交通会議には南北の小国町の行政から、それから議会から、それから県庁、それからその運輸支局、いろんな方々が来て地域の交通を守っていくというような立場で協議が整っているのでしょうかと。結局「タクシー業界の方はオーケーですか」、「バス会社の方オーケーですか」、そういう協議が整った中で地域の交通を守っていくということで今まで決まってきております。そういうところも、ないがしろにはできないという部分で、是非この発議のほうは皆さんから賛成いただいて、みなしで可決というのも不本意かもしれませんが、私はそういうところで是非通していただきたい、賛成したいというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

２番（杉本いよ君）　私は、反対の立場から運行体制に対して一言申し上げたいと思います。私たちは児玉さんとの関連で、高齢者の方々、地域の方々に請願のお願いに参りました。その方々全てに公平性を伝えたわけでございます。ここの文章を見ると「免許返納した者」と書いてあります。これには、なかなか賛同するということもできませんので、公平性の立場を考えて私は反対いたします。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

９番（久野達也君）　はい、９番、久野です。

私は、賛成の立場から討論を行います。

るる反対討論、賛成討論を聞かさせていただきました。やっぱり４番議員、２番議員、こだわっておられる「免許返納をした高齢者に限るなど」、「など」というところで「など」で一括りにしたというところもあろうかと思いますけれども、これは制限の例を一つ出すために「返納者など」制限が一部要るのではないかな。ですから、ある意味南小国町の高齢者で免許を持たない方、障害を持たれる方、介護認定を受けている方々、それを確かにるる書く必要があると言えばそうかもしれませんけれども、そういうふうに理解するところでもあります。また地域公共交通ですので、あくまで生活支援策と地域公共交通というすみ分けも、ある意味必要かと思います。乗り合いタクシーであれば例えば小国町に車を持たないで旅行に来たと、岳湯の旅館さんに泊まると、乗り合いタクシーに事前予約すれば、その方も乗車は可能となります。ただ、タクシー券であれば、車を持たない町外者の方は小国町ではタクシーを利用はできません。それらを考えたときに総合的な部分として、この地域公共交通、それからタクシー券、これを併用していく。そういったような意味合いの要望書であることを御理解いただきたいと思います。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

５番（穴見まち子君）　私も４番の方のこれを歯医者のところで見まして、もう少し検討余地があるのではないかなと思いながら帰りました。小国の場合「にじバス」があります。それを踏まえてしっかり検討することと、これが後先になったということはあんまり考えなくて、同じような考えを持って皆さんと検討していただくためにも賛成として意見を言いたいと思います。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第１号、地域公共交通の改善と持続可能な運行体系の構築に関する要望書について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君）　挙手多数でございます。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第２６、「請願第１号　公共交通政策に関する請願について」を議題といたします。

この請願第１号の取扱いにつきましては、議会運営委員会において審議を行い、小国町議会会議規則第１５条の一時不再議の原則により、先ほど発議第１号は審議され原案のとおり可決され

ましたので、議案に関連する請願については、みなし採択となります。本来ならば私が請願書を朗読しようかと思ったのですが、児玉議員が相当だから朗読しなくてもよろしいですか。あなたが何も言わないなら、ここであなたの名前と高野君の名前を読もうかと思ったけれども、いいですね。請願は読み上げなくてもいいでしょう。署名は昨日現在、９２１筆いただいております。でも、この分は後から追加、追加で来た分ですが、初め当時は７００数十筆いただいております。残念だったのが、できれば請願者、若しくは紹介者の名前を書いていただくとよかったと私は思いました。同じ字質の署名もたくさんありますので次はもうないかもしれませんが、次の議員の方でもし署名をいただく場合は、一人一人書いていただきたいと私は思いました。でも９００筆も集めたのは驚きました。執行部におかれましては、発議は議会の声でございます。請願は町民の声です。今回の請願書は宮原の高野瞬さんからですが、是非実現に向けて努力をお願いします。本日は紹介議員の児玉議員も来られていますので採決されていますが、タクシー券への転換について一言いたことがあればどうですか。

４番（児玉智博君）　許可をいただきましたので発言させていただきます。

議長（熊谷博行君）　一言でお願いします。

４番（児玉智博君）　やはり町が行う事業でありますから、差別のないかたちで実現をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　日程第２７、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

この件につきましては、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付した資料のとおり派遣することに決定します。

議長（熊谷博行君）　日程第２８、「議員派遣報告について」を議題とします。

この件につきましては、別紙お手元の配付資料のとおり小国町議会会議規則第１２９条の規定により、１２月議会以降本日まで研修会等に各議員を派遣しましたので御報告いたします。

議長（熊谷博行君）　日程第２９、「行政報告」。

執行部より報告事項等ありましたらお願いします。

町長（渡邉誠次君）　それでは、令和８年３月議会の行政報告をさせていただきます。

まずは卒業式でございます。小国中学校、小国小学校の卒業式について。小国中学校卒業生３２名、３月７日の土曜日に行います。小国小学校卒業生３７名、３月２３日月曜日に行います。

続いて、入学式でございます。小国中学校入学式、入学者３８名を予定しております。小国小学校入学者４３名を予定しております。いずれも４月９日木曜日の午前と午後に分けて行います。議員の皆様にも来賓案内をしております。よろしくお願いいたします。

令和８年度の職員採用につきましてでございます。令和８年度の新規採用者は、一般職を４名採用いたします。

続きまして、第６次小国町総合計画後期基本計画について。３月中に第６次小国町総合計画後期基本計画を策定いたします。この計画は令和２年に策定いたしまして、１０年間の町の方向性を示した第６次小国町総合計画基本構想を補完するもので、同時に策定した前期基本計画の計画期間が令和７年度までであるため、令和８年４月からの５か年の施策等々を定めた後期基本計画を策定するものでございます。現在、小国町ホームページにてパブリックコメントを実施中でございまして、３月中に策定し小国町ホームページにて公開をいたしますので御確認いただきたいと存じます。

以上、行政報告でございます。

議長（熊谷博行君）　以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後４時２４分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議　　長

署名議員（１番）

署名議員（９番）

第　２　日

令和８年第１回小国町議会定例会会議録

（ 第 ２ 日 ）

１．招集年月日　令和８年３月１２日(木曜日)

１．招 集 場 所　おぐに町民センター３階　３０１号室　議場

１．開　　議　令和８年３月１２日　午前１０時００分

１．散　　会　令和８年３月１２日　午後　３時４２分

１．応 招 議 員

１番　江　藤　理一郎　君	２番　杉　本　い　よ　君
３番　髙　村　祝　次　君	４番　児　玉　智　博　君
５番　穴　見　まち子　君	６番　松　﨑　俊　一　君
７番　松　本　明　雄　君	８番　熊　谷　和　昭　君
９番　久　野　達　也　君	１０番　熊　谷　博　行　君

１．不応招議員

なし

１．出 席 議 員

１番　江　藤　理一郎　君	２番　杉　本　い　よ　君
３番　髙　村　祝　次　君	４番　児　玉　智　博　君
５番　穴　見　まち子　君	６番　松　﨑　俊　一　君
７番　松　本　明　雄　君	８番　熊　谷　和　昭　君
９番　久　野　達　也　君	１０番　熊　谷　博　行　君

１．欠 席 議 員

なし

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長　　広　行　君	書　　記	坂　本　愛　子　君

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	渡　邉　誠　次　君	教　育　長	村　上　悦　郎　君
総 務 課 長	松　本　徳　幸　君	教委事務局長	後　藤　栄　二　君
情報政策課長	田　邉　国　昭　君	産 業 課 長	穴　井　　徹　君
税務住民課長	中　島　高　宏　君	建 設 課 長	谷　口　正　浩　君
福 祉 課 長	宮　崎　智　幸　君	福祉課保育園長	室　原　由　美　君

１．町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

１．議員提出議案の題目

なし

１．開議議事日程

午前１０時００分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過（r．８．３.12）

議長（熊谷博行君）　おはようございます。

本日は、３月定例会本会議の２日目でございます。

昨日は東日本大震災から１５年。私も議長会の研修で行ったのですが、想像を絶するような災害を感じました。

３月の１７日は杉本議員の誕生日でございます。年齢は言いませんが元気で頑張っていただきたいと思います。

ただいま出席議員は９名でございます。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

（午前１０時００分）

議長（熊谷博行君）　日程第１、議案第１７号から日程第７、議案第２３号までは令和８年度一般会計予算及び特別会計、事業会計ほか各予算でありますので、一括して議題といたします。

本案は、去る３月３日の本会議において、各々の所管に従い、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第４１条の規定により、まず総務常任委員会の委員長報告を求めます。

議長（熊谷博行君）　お諮りします。

委員長の報告が長くなりますので、着座でそのままでよろしいかをお伺いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

それでは、着座のままでお願いいたします。

６番（松﨑俊一君）　ありがとうございます。それでは、着座で行います。

ただいま議題となりました「議案第１７号　令和８年度小国町一般会計予算について」総務常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。去る３月４日委員の出席と執行部より渡邉町長を始め所管の各課長ほか担当者の出席いただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邉町長より挨拶をいただき各担当課長より所管における概要説明がありまして、その後審議に入りました。４日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前に配付いたしております。

それでは早速、歳出からまいります。

歳出の２９ページ、公会計システムの電子決裁の運用などについての質問。それから３１ページ、印刷製本費の増額、また若い方に広報を見てもらう取組についての質問。３０ページ、一般

管理費の中の部長会においての前向きな話はあったか否かの質問。それから３４ページ、地方バス関係で産交バスと日田バスの比率、それから利用者数はいかがか。同じく利用者数や利用目的などの調査についての質問がありました。それから３２ページ、電話対応によるカスハラ対策についての質問が行われました。３６ページ、地籍調査の進捗状況についての質問。５５ページ、人権政策関係で人権啓発事業の取組についての質問。５５ページ、講演会などの集客の取組についての質問。それから７７ページ、地域エネルギー関係で急速充電器撤去工事についての質問。それから８３ページ、消防車車両購入についての質問が各々の委員から行われました。

次に歳出のほうにまいります。

１０ページ、固定資産税についての質問。２２ページ、ふるさと寄附金についての質問。２５ページ、地域公共交通会議についての質問が行われました。それぞれの質問に対する答弁は、お手元の質疑応答集を御覧いただきたいと思います。

以上で、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算については、全ての質問を終結し、討論に入りました。討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第１７号の審査を終わりました。

本案は去る３月３日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきと議決をいたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ報告といたします。

終わります。

５番（穴見まち子君）　ただいま議題となりました。「議案第１７号　令和８年度小国町一般会計予算について」、「議案第１８号　令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算について」、「議案第１９号　令和８年度小国町介護保険特別会計予算について」、「議案第２０号　令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について」文教厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る３月５日、委員の出席と執行部より渡邉町長、村上教育長を始め所管の各課長のほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも御出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邉町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。５日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前に配付しております。

それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については配付しました資料が全てになりますが、その中から選んで報告をいたします。担当課ごとにまとめておりますので多少ページが前後する場合があるかと思いますが御了承ください。

まず初めに、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算の歳出でございます。

それでは、質疑応答集の中の歳出のほうからいきたいと思います。

まず５０ページの社会福祉総務費の中から児玉議員より「令和８年度予算に社会福祉協議会補助金の地域福祉推進員分が計上されていない理由は何か」という質問に対して、吉岡福祉係長より「地域福祉推進員分の事業規模の縮小、補助金対象経費の算出が困難であることから、社会福祉協議会と協議のうえ本補助金を活用しないこととした」ということ。社会福祉総務費の中で児玉議員より「社会福祉協議会補助金（地域福祉分）は、積算根拠が示された上で前回と同額の予算が計上されているのか、また、補助金額は定額なのか」という質問に対して、吉岡福祉係長より「社会福祉協議会と協議を行い、対象経費となる人件費、事業費などの積算の確認を行った。その結果、前回同様の補助金と同額で適正であると判断した」、宮崎福祉課長より「本補助金は定額補助ではない。ボランティア事業、シルバー人材センター事業等の強化など町が力を入れたい事業や新規事業の実施、職員の配置変更など真に必要な経費であれば、その実績に応じた補助をすべきと考えている」ということでした。次に５３ページの老人福祉費の中で江藤議員より「敬老会等事業費助成金の活用実績はいかがか。また、助成金対象となる高齢者の人数はどのくらいか。助成金の活用のない地域での取組は把握しているか」という質問に対して、吉岡福祉係長より「宮原１部、宮原３部、西里１部、西里２部、西里３部の計５地区で実績がある。対象人数は１０５名。高齢者約１千６００人が本事業の対象者である。」ということでした。次に５９ページ、保育園費の中で熊谷議長より「新園舎建設については、建設費用が年々増加するため短期間で建設することが望ましいと思うが」という質問に対して、渡邉町長より「新園舎建設については、短期間での建設という考えもあるが、財源確保の課題があるので、補助金の活用及び基金等を確保のうえ、ニーズ調査を行い進めていく」との答えがありました。同じく６１ページ、保健衛生総務費の中で江藤議員より「５歳児健診の実施状況はどのようになっているか。」という質問に対して、波多野健康支援係長より「令和７年度から５歳児健診を開始している。報償費、乳幼児健診医師（歯科）委託料を計上し、臨床心理士、歯科医師を招き実施している」、永江福祉課課長補佐より「本来ならば小児の発達を見られる医師に来ていただくことが望ましいが、医師の確保が難しい。保護者への聞き取り等により臨床心理士につなぎ評価を行っている」ということでした。同じく６１ページ、保健衛生総務費の中で杉本議員より「健康診断の受診者を増やしていくために町はどのような対策を行う予定か」という質問に対して、波多野健康支援係長より「集団健診の受診ができない場合でも、医療機関で健診が受診できる個別健診を並行して実施している。次年度は医療機関を増やし受け入れ体制を強化したい」ということでした。２枚めくっていただきまして教育委員会の質疑です。８７ページ、小学校学校管理費の中で児玉議員より「生活、学習支援員一人当たり、支援が必要な児童を何人見ることになるのか」という質問に対して、原山学校教育係長より「一人当たり何人というのは、新年度新たな体制の係わりもあるの

でお答えできないが、支援が必要な小中学校の知的、自閉症・情緒学級の見込みでは、小学校の知的学級が８人、自閉症・情緒学級が３人、中学校の知的学級が１人、自閉症・情緒学級が４人の見込みである」、村上教育長より「支援員は特別支援学級だけではなく、通常学級にいる、いわゆるグレーゾーンの子どもたちにも対応している」ということでした。次に８６ページ、事務局費の中で児玉議員から「小国高校支援補助金は前年度と比較して増額の要因は何か。税負担の公平性から小国高校に進学する生徒以外にも補助すべきではないか。また、小国高校魅力化補助の事業評価が必要だと思うが、毎年やっているか」という質問に対して、中島教育委員会事務局次長より「令和８年度から、県指定のタブレットの購入が必要となったことに伴い、１人当たり５万円、４０人分の補助を予定している」、渡邉町長より「補助については、小国高校の魅力化を支援するという方針で予算化している」、後藤教育委員会事務局長より「財源については、寄附金からのネットワーク事業基金を充当している。事業評価は、教育委員会の事務点検評価の中でしている。県立高校のあり方についての提言書を踏まえ、小国高校存続のために進学率７割を目標に頑張りたい」、村上教育長より「数字では一概に計れないものがある。小国高校の魅力を上げることで、一定の保護者の意識も変化していると思う。教育委員会、町として何ができるかという視点に立って、今できることで支援をしている」という言葉がありました。９０ページ、小学校教育振興費の中で児玉議員から「小学校の各学年の人数は何人か」という質問に対して、原山学校教育係長より「新１年生が４３人、新２年生が５４人、新３年生が４７人、新４年生が４９人、新５年生が３９人、新６年生が４８人を見込んでいる」ということでした。９２ページ、中学校教育振興費の中で児玉議員から「中学校の各学年の人数は何人か」という質問に対して、原山学校教育係長より「新７年生が３８人、新８年生が４８人、新９年生が４６人を見込んでいる」ということでした。９９ページ、坂本善三美術館費の中で児玉議員から「博物館法第２６条では、公立博物館の入館料は原則無料で、維持管理の経費でやむを得ない場合に限り入館料を徴収できるとあるが、坂本善三美術館もそれに則って入館料を徴収していると考えてよいか」という質問に対して、山下文化振興係長より「条例では入館料を徴収すると定められているが、現在は、各種手帳をお持ちの方、町内小中高校生、町内にある学校等が授業及び社会見学の一環として観覧する場合が減免となっている。今年度の運営協議会において、町民の入館料を無料にしてはどうかという意見もあり、先日の教育委員会会議において、規則を一部改正し、令和８年４月１日から町民の入館料も無料とすることにした」ということでした。

歳入として、１３ページ、民生費負担金の中で児玉議員より「保育料負担金現年度分が、昨年度比で５００万円程減額となっている理由は。また、副食費負担金現年度分は、園児数が減少すれば減額になるかと思われるが、昨年度と同額となっている理由は」という質問に対して、宇都宮保育総務係長より「令和７年度から保育料の規則が減額改正され、それを基に算定した結果、５００万円程減額での予算計上となった。」ということでした。

以上で、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算について、全ての質疑を終結し、討論に入りました。小国高校魅力化のタブレット補助金は小国高校生だけに出すのは不公平などの理由で反対討論がございました。賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第１７号の審査を終りました。

本案は去る３月３日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算につきましては、賛成多数で、原案のとおり可決すべきと議決をいたしました。

次に、議案第１９号、令和８年度小国町介護保険特別会計予算についてでございます。

質疑といたしましては歳出の中から、３０ページ介護予防全般の中で児玉議員より「高齢者が外出する機会になる通いの場を、周知・広報する取り組みをしているか」という質問に対して、永江福祉課課長補佐より「今年度、元気クラブの参加者を増やすため、社会福祉協議会が行っているサロンに職員が出向いて、全地区に、周知・広報を行った」ということです。

続きまして、議案第２０号、令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

５１ページの健康診査費の中で児玉議員より「人間ドックの補助単価と県下統一の単価になっているか」という質問に対して、波多野健康支援係長より「国保と同様に２万円の補助を行っている。一方で、人間ドックの補助を行っている県内の自治体は少なく、町の独自事業に近い状況」という答えでした。

以上で、当常任委員会所管の令和８年度特別会計予算については全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号につきましては、一括して反対討論が行われました。「国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が高い」などの理由で反対討論がございました。議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号についての賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号の審査内容についての報告を終わります。

本案は去る３月３日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。産業常任委員長が不在ですので副委員長に報告をしていただきたいので打合せをしてください。

（午前１０時２５分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２６分）

７番（松本明雄君）　はい、７番、副委員長が不慣れでありますが、させていただきます。

産業常任委員会報告をさせていただきます。

ただいま議案となりました「議案第１７号　令和８年度小国町一般会計予算について」、「議案第２１号　令和８年度小国町水道事業会計予算について」、「議案第２２号　令和８年度小国町簡易水道事業会計予算について」、「議案第２３号　令和８年度小国町下水道事業会計予算について」産業常任委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る３月６日、委員の出席と執行部より渡邉町長を始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にもご出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邉町長よりご挨拶をいただきまして、各担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。６日に審議致しました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前に配付いたしております。

それでは、今から説明させていただきます。

まず最初に、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計の歳出でございます。

この中から抜粋して報告させていただきます。１４ページ、公園使用料の中で児玉議員より「鍋ヶ滝公園入園料については、今後、町民は据え置きで観光客は値上げにするなど二重価格での運用の検討はされているか」という質問に対して、渡邉町長より「オーバーツーリズムの解消によりスムーズな観光地めぐりができることは、予約システムの最大のアピールポイントでもある。今後は、観光ＤＸの部分で駐車場も含めて、料金を徴収するシステムの構築をする中で、金額の設定についても検討していきたい」ということでした。６８ページ、担い手育成推進事業費の中で児玉議員より「小国町担い手支援給付金の予定人数は何人で種目は何か」という質問に対して、北里農政係長より「給付金の対象者はホウレンソウを取り組む１名を予定し、ひと月１０万円の１２カ月で１２０万円を計上している」ということです。７６ページ、観光費の中で児玉議員より「木魂館キュービクル更改工事について、学びやの里はシアターホールによって収益が増加しているのであれば、利益の一部を修繕引当金として積み立て、町が全額負担せずに実施してはどうか。もしくは、納付金制度を協定書の中で取り決めているのであれば、毎年納付金を徴収してもいいのではないか」という質問に対して、笹原産業課課長補佐より「協定書に納付金の取り決めはないため、納付金を徴収することは考えていない。また、近年修繕が多くなってきているため、学びやの里とも協議しながら施設の修繕を行っていきたい」ということでした。

以上で、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算についての全ての質疑を終結し、討論に入りました。「指定管理を依頼している木魂館のキュービクル更改工事１千２００万円に反対」などの理由で反対討論がございました。賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第１７号の審査を終りました。

本案は去る３月３日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

続きまして、令和８年度事業会計予算について、建設課より予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず初めに、議案第２１号、令和８年度小国町水道事業会計予算についてでございます。

質疑としましては、業務の予定量について児玉議員より「上水道の水源地の数について」という質問に対して、秋吉上下水道係長より「水源地は１２箇所」と説明がありました。

次に、議案第２２号、令和８年度小国町簡易水道事業会計予算についてでございます。

質疑としましては、児玉議員より「簡易水道の水源地の数について」いう質問に対して、秋吉上下水道係長より「水源地は１箇所」ということです。

続きまして、議案第２３号、令和８年度小国町下水道事業会計予算についてでございます。

質疑としましては、久野議員より下水道補助金について「一般会計から下水道補助金として９千５００万円の支出があるが、下水道会計予算書のどの部分にその収入が記載されているのか教えてほしい」という質問に対して、秋吉上下水道係長より「予算書６ページの収益的収入の他会計補助金として８千２０万１千円、予算書８ページの資本的収入の他会計出資金として１千４７９万９千円、合計９千５００万円を受け入れている」ということです。

以上で、当常任委員会所管の令和８年度、事業会計予算については全ての質疑を終結し、討論に入りました。

議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号につきまして、討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号の審査内容についての報告を終わります。

本案は去る３月３日、当委員会に付託され、報告のとおり、審査を終了し、採決の結果、議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号につきましては、全会一致で、原案のとおり可決すべきと議決をいたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ありがとうございました。

各常任委員長からの報告が終わりましたので、これより議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては自席より御答弁お願いします。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

４番（児玉智博君）　私は、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

アメリカ、イスラエルによる国際法違反のイラン攻撃による影響が、国民生活に大きく影を落とし始めています。ガソリン価格を調査する石油情報センターによりますと、イラン情勢の悪化による原油価格の急騰を受け、来週のレギュラーガソリン価格は１リットル当たり２０円超上昇し、１８０円を突破する可能性があるということですが、戦争状況が長期化すれば更なる値上がりは間違いありません。野村総合研究所のエグゼクティブ・エコノミスト木内登英氏によりますと最悪のシナリオでは３２８円になると言います。ガソリン価格が上がれば、あらゆる物の値段に波及します。町には状況に応じて町民の暮らしを守るための手立てを尽くすことが求められてくると思います。具体的な施策は政府の動向も見極めた上で決定していくことになると思いますが、非常時に町民の暮らしを守る上で大事なのは平時からどういった予算、お金の使い方をしているかということだと思います。「無駄をなくし、暮らしに寄り添った予算になっているか」、ここが問われるのではないでしょうか。町の事務事業を必要性、妥当性、達成度、費用対効果などの観点で行政自らが毎年評価し、拡充する必要があるのか、継続する必要があるのか、終期設定し終了するべきなのか、休止、廃止の判断をとるべきなのか、この判断を行った上で予算編成に臨むべきであります。しかし今の実態は、前例踏襲により惰性で継続している結果、無駄遣いになっている事業があるのではないかと思います。

小国杉利用促進事業補助金は、木材価格が低迷していた当時に始まった補助事業です。木材統計調査によりますと熊本県の木材価格は、スギの中丸太で２００９年１２月に１万１千１００円だったのが２０２４年１２月は１万８千９００円になっています。この補助制度の導入を提案されたという議員御本人が「補助の仕方を変えたほうがいい」と何年間も主張されているのに、補助の窓口がなくなってもやめない、森林組合に窓口事務を断られても残す、理解に苦しみます。

小国高校支援補助金が８０万円増額されました。県立高校生の学習用タブレットに対する県費負担がカットされたことで、小国高校の新１年生にタブレット代として１人５万円新たに補助すると言います。教育の負担軽減策として教材等を補助すること自体は悪いことではありません。しかし現状では、進学する学校によって補助を受けられる町民と申請することさえできない町民が出てくるのは極めて不公平です。小国中学校によりますと今年度の卒業生３２人中、小国高校に入学する見込みの生徒は１６人です。半分の生徒しか補助されないのです。この補助金は小国高校の魅力化と永遠の発展の会が交付先になっています。しかし、就学支援金としてタブレット代以外にも一部の教科書代や検定受験料など、町が指定した補助金の用途として保護者に対する

事実上の受領委任払の補助金が含まれています。最大利用すれば生徒１人７万８千２１０円になります。この対象は補助金を負担する小国、南小国町外からの生徒も対象になっているわけですが、地方自治の本旨は住民の福祉の向上です。この立場に立つならば、まずは小国町民の高校生を漏れなく補助対象とするべきであります。公平性の観点から財源は、寄附金を積立てた「ネットワーク事業基金である」という答弁もありましたが、自治体への寄附金は申告により寄附金控除の対象となります。ですから寄附金も、それ以外の財源と同様に公平性に最大限留意されるべきであることを指摘しておきたいと思います。

部落解放同盟支部への補助金１５０万円を始めとして人権政策費に３４２万円計上されています。私は今定例会での議論をしていても町の人権政策事業で町や町民が、どの程度啓発されているだろうかと甚だ疑問です。小国高校を残すことに一生懸命になるあまり、同じ小国町民の高校生なのに補助を受けられる生徒と受けられない高校生をつくり出していても、不公平を不公平とも思わない。また発議の部分では、同じ運転免許を持たない町民でも免許取得歴でタクシー券を受け取れる町民と受け取れない町民をつくり出すことにもなりかねない要望書を議員が出す始末です。その差別を差別とも思わない。総務常任委員会では、「講演会を聞きに来る人の数が少ない」などという議論もあったようですが、私はそういうことではなく町の人権政策の方向性そのものが間違っているのではないかと思います。講演を聞きたい人は聞けばいいし、聞きたくない人に無理強いすることはありません。このことを最後に申し上げて討論を終わります。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算について、各常任委員会から原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けました。したがって、各委員会報告のとおり原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君）　挙手多数でございます。

よって、議案第１７号は各委員会報告のとおり原案可決されました。

議長（熊谷博行君）　続いて、議案第１８号から議案第２３号までの各特別会計及び各事業会計予算の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

４番（児玉智博君）　私は、議案第１８号、令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第１９号、令和８年度小国町介護保険特別会計予算について及び議案第２０号、令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

国民健康保険については、財政運営の責任主体となった熊本県が国保の構造的な危機の中で必要な公費負担もせず、市町村に多額の納付金を課して国保税の更なる値上げを招こうとしています。熊本県は保険税について、「２０２７年度に国保事業費納付金・標準保険料算定ベースで統一し、２０３０年度に実際の保険料率統一を目指す」としていて、小国町もそれに向かって段階的に引上げていくことを示唆しています。しかし世の中を見てみれば、先の総選挙でも、ほとんどの党が「減税」あるいは「社会保険料の負担軽減」を訴えていたわけです。政府も国民会議というのを開いて「減税」を進めようとしています。でも、せっかく消費税が減っても国保税が増税されたら台無しです。やはり町としても県に「被保険者の負担を減らせ」と働きかけて、子供の均等割をなくしていくことを始めとして、国民健康保険税も減税の方向に進めていただきたいと思います。

６５歳以上の介護保険料と後期高齢者医療保険料は、基本的に年金から天引きされています。２０２６年の年金は、基礎年金１．９％増、厚生年金の報酬比例部分２．０％増と発表されています。２０２５年度の消費者物価指数は３．２％増でしたが、名目手取り賃金変動率が２．１％増と、こちらのほうが低いため、こちらのほうからマクロ経済スライド分を差し引いて年金額が決められることとなりました。このため４年連続で実質マイナス改定となっています。年金収入が実質目減りする中、そこから天引きされる介護保険料の負担と後期高齢者医療保険料の負担を合わせ高齢者の暮らしに大きくのしかかることになります。この問題を解決するためには、介護保険財政の構造である公費５０と保険料５０の仕組みを変えるしかありません。地方自治体からも国に対して制度改定を求めるべきであります。

最後に、「こども誰でも通園制度」の財源として４月から医療保険料に上乗せするかたちで、この費用が徴収されることになります。この新たな制度も逆進性があって大変問題ということも付け加えておきたいと思います。

以上、討論を終わります。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員長の報告は、各議案とも原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けました。それでは１件ごとに採決をいたします。

まず始めに、議案第１８号、令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君）　挙手多数でございます。

よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号、令和８年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君）　挙手多数でございます。

よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２０号、令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君）　挙手多数でございます。

よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２１号、令和８年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２２号、令和８年度小国町簡易水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２３号、令和８年度小国町下水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議は１１時から行います。

（午前１０時５０分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を行います。

（午前１１時００分）

議長（熊谷博行君）　日程第８、「一般質問」。

これからは、一般質問となっております。直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は登壇順に、杉本いよ議員、松本明雄議員、江藤理一郎議員、児玉智博議員となっています。

４番（児玉智博君）　議会運営委員会で髙村議員も含めて質問するということを決めていると思うのです。

議長（熊谷博行君）　それは僕の裁量で、来たら最後に回すかもしれないけれど、取りあえずはこのメンバーだから今の名前で呼んだだけであって、どういうふうに本人が出るかも分からないし、「しない」と言うかもしれないから。来るということだから。

４番（児玉智博君）　分かりました。

議長（熊谷博行君）　それでは、２番、杉本いよ議員、御登壇願います。

２番（杉本いよ君）　改めまして、おはようございます。

髙村議員の後ということでしたので、私は午後からという記憶をしておりましたけれども１番になりました。今年、３月半ばに入りまして随分暖かくなってまいりましたけれども、近年の気候、気象状況は以前とは随分変わってきております。また、四季折々の季節感も失われつつあります。と申しますのも、この地域では一昨年の秋辺りから雨の量や冬場の雪の量も少なく、今後予想される水不足等により農作物の植付けに大きく影響するのではないかと気になっているところでございます。ただ作物だけではなく今年もまた集中的な雨の量であったり、降水量の問題、大水害や長引く猛暑での人的な被害等も懸念されるところであります。やはり皆さん気配りをしながら生活することも大事なことではないかと思っております。

では、まず初めに農産物加工の今後の取組についてお伺いをいたします。これまで多くの町民が食品の加工販売を目的として、グループや個人で長きにわたり本施設を利用してまいりました。しかしながら数年前の食品衛生法の改正の基準の変更により、現在は加工販売を目的とした利用ができなくなっております。一方で販売目的ではなく自家用としての利用需要は依然として高く、特に冬場の定番である「みそ作り」などは多くの方が利用されております。しかし施設の現状に対して利用者からは「いつまで、この施設が使えるのか」、また「建物が老朽化しているが、いつ閉鎖されるのか」、あるいは「別の場所に移転するのか」などといった不安の声が多く寄せられています。町としても対策等はお考えがあるとは思いますが、今後どのような方針をお持ちなのかお尋ねをします。まず、ここ２、３年における利用者数、稼働日数及び収支の状況をお示しください。併せて使用料については長年改正されておりませんが、その理由と現状の料金設定に対する町のお考えをお示しください。併せて２点目ですが、今後の施設の方針について、いつまで使用可能と判断されているのか、また建て替えの計画や別の方法での存続など、具体的な方針があるのでしょうか。利用者としては施設を１年でも長く利用したいと願っており、そのために

は町の助成はもちろんのこと、受益者負担の観点からも使用料の見直し等が必要であるとも考えております。利用する人が安心して加工所を使用できるように持続可能な方向で御検討いただきたいと思いますが、町の見解を伺います。

産業課長（穴井　徹君）　それでは、まず農産物加工試作施設、通称「手づくりの館」についてのお話をさせていただきます。まず年間利用者数、稼働日数、収支状況等を先に御説明させていただきます。手づくりの館は昭和６０年に開設されまして、正式名称「小国町農産物等加工試作施設」となっております。設置の目的は、農畜産物及び特産品の研究開発を促進することによって、１．５次産業の開発を行い、所得の向上等を目的としております。ここ３か年の利用実績ですが、令和４年が申込み件数２４件、利用者実数が１５５人、利用日数が３６日となっております。収入は３万９千２００円、維持管理費としまして５１万４千円強となっております。令和５年、申込みが２３件の１８７名が使用されております。日数としましては３５日。収入は３万９千６００円、維持費として７２万８千８５４円となっております。この年はちょっと維持費が増えておりますが、利用できなくなった設備等を処分委託しておりますので、その分が少し例年より加算されております。令和６年が２２件の申請で１１３名が使用されています。稼働日数としましては２９日。収入３万円、維持費が５８万６２５円となっております。

使用料の改定についてですが、使用料については小国町農産物等加工試作施設の設置条例で定められております。幾つか施設がありますが農産加工施設で言いますと１時間当たり４００円、１日当たり３千円となっております。手づくりの館の設置目的でもありますように農産物を活用した特産品の開発そのための試作施設ということで、町民の方に利用しやすい使用料であることが望ましいという考えから使用料の改定は行っておりません。また併せて別の要因として施設の老朽化ということもあります。このことから今の施設では現在の使用料が妥当であると考えております。

続きまして今後の施設の在り方についてですが、まず手づくりの館の耐用年数を報告させていただきます。先ほど述べましたが完成は昭和６０年度、耐用年数は３４年となっております。現在築約４０年を迎えておりますので施設自体の耐用年数は経過しております。建て替え等の検討ですが、議員も最初に言われましたが営業許可の関係ですが、保健所等の指導により１施設１団体ということで営業許可がおりております。現在使用されている団体の営業許可が令和９年２月２８日までとなっております。その期間までは、これまでと同様の運営をする予定でおります。手づくりの館の建て替え計画については現在のところありません。今後どうしていくかということですが、営業許可を取られている団体におきましては、今後同じ手づくりの館では「営業許可の更新はしない」というお話もできております。営業許可満了後、現在具体的な計画はございませんが、同様の施設として「悠工房」という施設があります。あちらのほうが新しい施設ではありますので現在、手づくりの館の施設の機能を移管し集約することを検討しております。ただし

現在の手づくりの館の利用状況ですとか衛生面を勘案し、施設の全部移転ではなく農産加工施設のみに限定して移行しようかという検討もしております。利用状況が低い施設もありますので、そういったかたちで考えております。いずれにしても令和８年度中に関係団体、保健所等の意見も伺いながら方針を決定し、令和９年度にできれば施設の集約、統合。肉類加工施設及び乳製品加工施設等は、ここ数年ほとんど利用されておりませんので終了する方向でちょっと検討しております。その後、手づくりの館のほうを解体を含めた再利用との方針を検討し、そのときに併せて統合した段階で施設の利用料についても見直しを図りたいと思います。

以上です。

２番（杉本いよ君）　今御説明いただきましたが、いずれにしましても持続することは地域の方々の生きがいでございます。長くできるように指導体制等を御検討いただければと思います。定番であります「みそ作り」は小国の地熱を利用した伝承の食品であります。白色でもあります。また子供たちの食育や大人の体調管理には欠かせないものでもあります。是非、施設の管理には十分なる配慮をお願いして質問を終わります。

先ほどに続きまして、今回町営住宅の跡地についてということでお伺いをいたします。今、下広瀬にあります町営住宅跡地についてでございますが、周辺の住民の方から切実な要望が寄せられております。当該地は町の中に位置しておりますが、数年前から放置されているような状態に見受けられます。現状のままでは万が一火災が発生した場合、近隣の住宅に延焼する恐れがあると大変心配されております。住民からは、「毎年草を刈るか、建物の解体撤去をするなどしてほしい」との声が上がっています。そこでお伺いしますが、現在の当該地の管理体制はどのようになっていますか。また今後の対応は、どのようなお考えかお伺いをいたします。

建設課長（谷口正浩君）　町営住宅についてお答えをさせていただきます。町営住宅につきましては昨年度、帯田住宅のほうで１棟、今年度も帯田住宅で１棟解体をしております。また今後も老朽化した町営住宅については、全ての入居者が退去された場合においては必要な予算を確保した上で随時解体を進めているところでございます。また御質問のありました雲雀ヶ丘住宅だと思いますけれども、ここについては昨年度、最後の１戸につきまして明け渡しが完了しました。そのため今後社交金等を含めて予算を確保でき次第、解体を進めていこうというふうに考えているところでございます。また町営住宅跡地の除草につきましても、住宅関連の限られた予算の中からやっていく必要がございます。除草に関し御意見、御要望等があることは承知しておりますが、限られた予算の中でやっていく必要がございます。また議員も御存じかと思いますけれども町営住宅が建設されてから、４０年以上超過している建物がほとんどでございます。その関係もありまして、かなりの建物が老朽化をしてございます。昨今の資機材の高騰等に若干影響を受けておりますけれども、町営住宅の修繕等に多額の予算がかさんでいる実情がございます。現在入居されている方々に少しでも快適な生活を送っていただけるよう、限られた予算の中から修繕費のほ

うで優先してその都度対応させていただいている状況がございます。そのため今後も建物の解体等を進めていきながら適切な管理に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

２番（杉本いよ君）　解体撤去はやっぱり予算がかかるものですから年度内とかそういうことはできないと思いますが、周辺の草刈り等は管理の面でやっぱりやっていただきたいと思います。そして、まずは町民の方の安全安心が一番でございます。そういう現場を見て管理体制の充実はお願いしたいと思っております。

以上です。これで私の一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議を１１時２５分から行います。

（午前１１時１８分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２２分）

議長（熊谷博行君）　７番、松本明雄議員、御登壇願います。

７番（松本明雄君）　はい、７番です。

午前中の質問になりますが、てきぱきとして昼までには終わらせたいと思っております。

東北の震災から昨日で１５年、熊本大震災があって今年が１０年、４月にはブルーインパルス、４月以降に天皇陛下もお見えになる予定でございます。昨日はほとんどのテレビで震災関係のいろんな特集があっていましたが、やはり身を守ることを皆さん、もう１回考えていただきまして、前からある自助、共助、公助、特に言われているのが自助です。自分たちの逃げ道は自分たちで考えていただくと、それが一番先の命を守る方法でありますので。一番大切なのは声を出すよりもホイッスル、笛を持っておくこと。それと首から下げるＬＥＤ。あれを持つと両手が空いていますので逃げるのにもいいと。運動靴も用意すると。そういうことをしていただいて自分の身は自分で先に守っていただきたいと思います。あとはやはり地域の方、最終的には公の役場の人たちなんかに立ち会ってもらうのがいいかと思いますので、もう１回家庭で話して皆さんで考えていただきたいと思います。

それでは質問のほうに入らせていただきます。今同僚議員も言っていましたが昨年の９月から今に至るまでやっぱり降水量が少ないです。それに雨が降るときは一遍に降りますので、なかなか地下にたまる水がありません。それで、町長もいつも見て通るところなのですけど松原ダムがこういう時期に満水ではないと。ほとんど水がない状態です。それはなぜかというと、いろいろテレビ等で言われている通り福岡のほうで水がないと、そういうことで話しております。３０年前も昭和５４年はほとんど福岡に水がありませんでした。それで建設課長が国土交通省、ダム関係ですので専門であります。筑後大関を造って福岡の方々は川の水を飲んでいただいているという状況でございます。それはいいにしても今後小国町は水は豊富なところではありますが、水に

対する考え方を少し持っていただきたいなと思いながら、この質問をさせていただきます。今も戦争が始まりました。特に中東のイラクとサウジアラビアのああいう中東関係、ほとんど水がないところです。今攻撃しているのが淡水化施設です。海水を水に変えるところにも攻撃を始めました。ということは人間はそれだけ水が必要だと、そういうことをまた認識していただきながら豊富な水は今小国町はありますが、これをどうしていくか。僕もこれがもう３回目の質問になります。同僚議員も２回前にはされていましたが、第２水源地の考え方もありましたが、これを考えると相当な金額がかかります。早急にはできません。そして隣町のことも考えますと今年になって断水しております。「水が濁った」、「水が出ない」と。この前、水が来ている立岩のほうの方々とちょっと話しすることがありましたが、やっぱり「水量が減ってきている」と。そういうこともありますので今後小国町も「水が絶対なくならない」ということはありませんので、そこを考えていきながら今日の質問をさせていただきたいと思います。うちの上水道の水源が宮原地区だけではありませんが「１２か所ある」と言いましたが、先にそこを建設課長のほうから説明していただきたいと思います。

建設課長（谷口正浩君）　まず松原ダムが御質問されましたので、松原ダムと下筌ダムについて御説明、補足をさせていただきたいと思います。松原ダム、下筌ダムにつきましては、筑後川本線の河川流量を確保するための必要な水源でございますが、昨年の９月以降議員もおっしゃられましたとおり非常に少ない少雨傾向でございまして、３月に入り若干ちょっと雨の日がありましたけれども、「まだまだダムの水位が完全に回復している状況ではない」というふうに聞いてございます。国交省の筑後川ダム統合管理事務所のホームページを確認しますと、３月１１日０時時点でございますけれども、「松原、下筌、両ダム合わせての貯水率が４．０％」というふうに公表されてございます。筑後川水系につきましても、２月の１４日から第４次渇水調整が実施されていまして、特に流域外でございます福岡都市圏への取水量は５５％制限してございます。また流域内でございます福岡県南や佐賀東部地区につきましても、それぞれ１５％、１０％を取水制限しているなど、また既に「減圧給水をしている自治体もある」というふうに聞いてございます。このような中、小国町水道としましては現時点で水道用水は十分確保してございます。水道供給については問題ないというふうに認識してございますが、ただ３月に入り若干雨の日も見受けられますが、まだまだ例年の降水量につきましては達してございませんので、限りある水資源でございますので大切に御利用いただければというふうに考えてございます。

　また御質問でありました上水道の水源１２か所につきましてでございますが、そのうち一番大きい宮向水源がございます。こちらは宮原地区に供給してございますが、小国町の水道利用者のほとんど、大部分を担っているような重要な水源でございます。宮向水源につきましては昭和４２年から供用を開始してございまして当時、宮原地区の給水人口は３千９１８人に対しまして配水量としましては年間２５万７千４１２トンを供給してございました。現在、給水区域を拡大し

てございまして、北は下城築瀬地区、東は上田小園地区、上田広田地区まで広がってございます。西のほうにつきましては黒渕蓬莱団地、南のほうは南小国町との町境まで広がってございます。現在の給水人口としましては、宮原、黒渕地区等を含めまして５千５９２人、年間配水量としましては６８万２千７９９トンとなってございます。給水区域等拡大しておりますので単純比較はございませんけれども、給水人口につきましては約１．４倍に対しまして配水量が年間で約２．７倍になってございます。その点を踏まえると、やはり１人当たりの使用水量としましては増えている状況であるというふうに考えられます。

以上でございます。

７番（松本明雄君）　１２か所ありますが、今日は特に宮向水源について少し話させていただきます。今、話に出ましたように昭和４２年から使われ始めました。先輩方もいらっしゃいますが僕らが小学校に行っている頃は、あの湧き水が川幅の半分ぐらいは流れておりました。昔は、あそこは宮向ではありますが地獄のように噴く水だから「地獄でん」とか言われていました。今ケヤキ水源がある場所は「井川」という感じで井戸水が出るようなところでしたので近所の方々皆さん、水を汲んでいって飲み水、風呂用に使っていたと思われます。今説明があったとおり人より供給量のほうが増えております。生活スタイルが変わってきた影響でもありますが、水洗トイレなどが非常に多く利用されるようになっております。ですから風呂もそうでしょうけれど、なるべく飲み水として確保して用途別に考えていきたいなというふうには思っております。

それで、また質問させていただきますが、今後宮原地区の中には井戸を掘っている方が相当おられると思います。もしも水道の配管が壊れたときは、その水を使うことができますが、その井戸がどのくらい今あるのか調べてあるのか。供給量ですかね、水位が下がっているとか、上がっているとか、そういうこともまだ調べていないと思います。税務住民課のほうは水質は調べると思いますが、そういうことは今まで調べたことがないと思いますので、今後もしも水道管が壊れたときには、「どこに井戸水がありますよ」ということが分かればマップを作るとか、そういうこともしていただくと助かるし、水位がその井戸水によってどの地区がどのくらい下がっているとかいうことが分かれば宮向水源も枯渇することはないと思いますが、どういうふうになるとかいうこともありますので、その辺も今後建設課か税務住民課かどちらでも構いませんが調べてもらってやっていただきたいと思います。そして水道料金をこの前から上げています。熊本市内が今度は３千円から４千円になったという話もありますが、今後そうやって上がれば水道を止めて井戸水を使うとそういう方もいらっしゃる可能性がありますので、その辺の観点も考えながら料金設定もしていただきたいと思います。非常に難しいとは思います。今水道管も今年度は黒渕地区を入れ替えました。来年度は石井尾園を入れ替えるような予定になっておりますが、今後やっぱり漏水も減らしていただいてやっていただくと。家庭用の水も使い方も考えていただくようなＰＲもしていただきたいと思います。

税務住民課長（中島高宏君）　私のほうから宮原地区の井戸の数を調査はしておりませんけれど、どういう状況かを説明させていただきたいと思います。まず議員がおっしゃるとおり一般家庭が所有する井戸については、法的に全数を調べることはしておりませんので把握はしておりません。一方で把握が必要になってくる場合がございます。それは一定規模以上の地下水の採取が行われる場合は届出や許可が必要になっております。内容としましては、熊本県の地下水保全条例におきまして、揚水設備により新たに地下水を採取しようとする場合、吐出口の断面積が５０㎠を超える場合は、県に届出や許可を受ける必要がございます。

御質問の井戸の数につきまして当課で把握している数としましては、熊本県のほうで毎年町内の井戸の調査を１か所程度行っております。その調査を行った井戸の数を述べたいと思います。これまで水質調査を実施した井戸の数は、町内で４１か所、それから宮原地区は１５か所というふうになってございます。

以上でございます。

町長（渡邉誠次君）　私からも専門的なところではないのですけれどもお答えをさせていただきたいと思います。松本議員が言われるように一番大事といいますか深い井戸と浅い井戸があるわけですが、大きな井戸は深い井戸が多いと思いますが御家庭で掘っている井戸は多分浅いところで、俗に言う表面水に近い水を使っているというような状況であると思います。熊谷和昭さんも地熱の部分でも専門的な部分でありますけれども、やっぱり阿蘇山からの火災流が９万年前に流れて来て、いろいろな層を造りました。この地域でもそうですが隣に亀石山等々もあって、その溶岩流と。この水を通す層と通さない層が重なって小国町がもともと形成されて、それに筑後川の源流が川を造って、これで谷ができているわけです。そこに皆様方がストローのようにして水を取るように井戸をしているのですが、浅い井戸であればあるほど表面に近いところの水を取りますので、その部分では少し雨の降り方とか、山水も一緒ですけれども、ちょっと増減があります。深いところで言えば影響は少ないというふうに思われておりますけれども、こういった結構不思議な地域であって標高が割と高い割には、ほかの地域よりも水が豊富であると。これもなかなかの特徴であるというふうに思いますし、そういう地域だからこそ昔から人が住んできたというのもあります。もう一つの大きいところは、森林の維持、保持ができているというところが非常に大きいところで、「草原涵養が特別何か水の維持をするのに必要か」みたいなかたちで捉えられていると思いますけれども、小国町は思ったより草原は少ないです。それよりも、この森林の維持によって水源が保たれているといったところもありますので、その辺の草原、それから森林、こういったところが大事になってくると思います。松本議員が言われるように、もう１個の井戸、第二の井戸といいますか、その水資源を的確な部分で見つけるというのもなかなか難しい部分で費用もかかると思いますけれども、皆さん方で井戸を掘って各自の水といいますか水資源を確保するといった考え方も小さい井戸であれば私はリスクの分散も考えられると思いますし、水を渇

水から守るという両方の考え方もあるというふうに思います。小国の住民の方たちは簡水もそうですし、地域で山水を取っているところもそうですし、「努力をされておられるのだな」というのも思っております。こういったところが多分深い戸も含めて水を大事に使うといったところにもつながっているのかなというふうに思います。

私からは答弁といいますか意見といいますか、ちょっとお答えさせていただきました。

建設課長（谷口正浩君）　私のほうからは、漏水関係等につきまして御回答させていただきたいと思います。漏水調査につきましても、建設課のほうで毎年やってございます。また老朽化した配水管につきましても随時布設替工事をやっておりまして、令和８年度、来年度につきましてもおっしゃられましたとおり石井尾園地区のほうで布設替工事をやっていきまして、漏水量を少なくするよう日々努力をしているところでございます。また井戸につきましても、井戸を新たに掘るというところも先ほど町長がおっしゃいましたとおりリスク管理につきましても非常に重要なことだと思います。また新たなことに関しては、現在の筑後川本線の河川から取水するという案もございます。こちらは新たに水利権を取得する必要がございますけれども、井戸の水が取れないとか、我々が今使っている水源のほうが使えなくなった緊急時等につきまして、河川管理者であります県と協議するという運びになるかと思いますけれども、そういったところも、ほかの水源を確保するという点につきまして一つの案として考えていくべきものなのかなというふうに考えてございます。確かにリスク管理としまして、同一供給区域内で複数の水源を確保するというところは今後必要になってくるかなというふうに思います。また先ほど議員もおっしゃられましたとおり今後の気候変動、多く雨が降ったり今回のような渇水状況になることも予想されますので今後、水源地の水量を把握しながらやっていくことも一つ考えておかないといけないような時期に来ているのかなというふうに認識してございます。

以上です。

７番（松本明雄君）　町長の答弁にもありましたが、宮原地区の方も２０年ぐらい前は手掘りで大体５メーターぐらいで水が出ていたのですけれど、そこは水が枯れるということもありまして結構ボーリングして２０メーターから３０メーター掘っています。ですから岩盤の下までいって井戸水を掘っているような状況でございます。今課長も言われたとおり、水利権とかいろんな問題があります。僕も熊本地震以上のものが来ない限り、あの水脈は枯れることはないと思いますが、枯れたときになってからいろんなところに折衝に行って「水をどうするか」とか、そういうのではなく、先に水利権もお願いできるところはお願いしてですね。川の水を上げるということはなかなかできないことだとは思います。宮向水源の横に大きく３０センチぐらいのボーリングを掘って、それから吸い上げるということもできるとは思いますが、それは後々考えることだと思いますが、頭の中に入れておいてもらいたいと思います。町民の方に節水していただかないと、もしも水道管が割れたとか、破損した、何かが入ったとかいうときに水がないと飲み水だけで給水

は無理です。人の手を取ってタンクローリーに乗せて水を持っていくと飲み水だけになってしまいます。近所にはお風呂に入るのは不自由しませんが、やはり水を有効利用していただきたいと思います。もう一つは、谷口課長が３月で国土交通省のほうに帰られますが、うちの水系はちょっと違いますが熊本市、大津町、あの辺りになると冬は田んぼに水をためております。うちは筑後川の川祭りとかいろいろ行っています。うちに山はあります、田んぼもありますので、冬場の田んぼに水をためたときには福岡のほうからでも国土交通省からのほうでもいただけますと、あれがいい例でありますのでよろしくお願いしたいと思います。ちょっと御意見をお聞かせください。

建設課長（谷口正浩君）　田んぼに水をためるという御意見につきましては国交省の管理ではなくて農水省の管理でございますので、なかなか御意見を述べる立場にはないのかなというふうに思います。すみません、回答になってないですけれど申し訳ございません。

７番（松本明雄君）　農水省で逃げられましたが、今後あれは「飲み水」として使っていただきたいと思いますので、今後そういうことも頭に入れながら帰ってからいろんなところに折衝に行っていただきたいと思います。

　水の話は終わりますが、もう一つは、２、３日前ですかねニュースで見たのですが、山火事の件についてちょっと質問させていただきます。隣町の玖珠町は生コン業者と提携して、山火事があった場合は水を搬送してもらうというような話をテレビでやっていました。２回ぐらい小国町も山火事を経験しております。山腹は消防団員が上がることは絶対無理ですので消防署のヘリとか自衛隊のヘリを要請すると思いますが、住宅地の近くまで来たときはポンプ車で消していただきたいと思います。なかなか山の上で水利がないと思いますので、玖珠町みたいに生コン車で水を持って行っていただいて、あれが大体３トンぐらい入るようになっておりますので近所まで持って行っていただいて、あとは消防署、消防団が使って人家には絶対火を移させないような工夫をしていただきたいと思いますが、小国町ではどうなっておりますか。

総務課長（松本徳幸君）　山火事の水利ということで現在、林野火災注意報とか警報の運用が開始されているところでございますけれども、先ほどから言われております水不足でさらに山林ということで水利がない中でどうやって火を消すのかということでございます。言われたように玖珠町と地元の生コン会社が協定を結びまして、ミキサー車で水を運んでもらうような協定を結んでいるというふうに聞いております。確かにミキサー車は３トン以上の水を運べますので、それを活用して緊急の火災に対応するということだろうというふうに認識しているところでございます。小国町については、まだそのような協定は結んでございません。建設業協会とか水道工事業組合等については災害時応援協定というのは結んでおりますけれども、生コン業の組合とはまだ結んでおりませんので今後何かしら必要に応じて相手もいらっしゃいますので協議しながら、それが可能なのかどうかを協議する必要があると思っているところです。

以上です。

７番（松本明雄君）　いろんなところに折衝しなければ無理だし、消防団の関係もありますので前向きに検討していただきたいと思います。

時間がありますので、もう一つ質問させていただきます。外国人の土地を買われる方が非常に多いです。この前から１回質問させていただきましたが、その後にまた聞いたら万願寺のほうの旅館も韓国の方が買われたというような話をされておりました。今ゴルフ場に行っても韓国の方が持ってらっしゃるというところが多いです。なぜこの近辺が多いのかといいますと今言ったようにゴルフ場がありますので、その近辺の宿泊施設を韓国の方が買われて、そこから何日か滞在して行っているという状況であります。政府のほうも高市さんに変わりましたので協力的にその辺はすると思います。今、国があるのは原子力施設の近辺３００メーター以内かな、それと防衛施設関係のところ、そこはもう規制がかかっていると思います。今さっきも言いましたが水の関係もあります、水のない国もありますので「水源地を非常に欲しい」という国もあります。今後前向きに条例等を作っていただいて水源を確保していただくということはどうでしょうか。どういうお考えか町長にお聞きしたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　前も少しお答えをさせていただきました。法令を超える条例というところで、なかなか難しいのではないかなというところが私の見解ではありますけれども、後でほかに補足があったときには課長に答えていただきたいと思います。私の考えている範囲内では、いろいろなところの首長さんとお話をする中で、そのときの課題、問題等々含めて「土地を確保される」というお話も聞いております。ただそのような中では、やっぱり情報を早く入れて、その対応をできるときにはするというところしか私も周りの首長から聞いておりませんので、もし議員でほかに方法が考えられるところがあったり事例とかがあればお伝えいただきたいと思います。国のほうでは土地の条例、重要土地等調査法といったところもあります。やはり重要な土地の周りは当然それでガードしているようなところではありますけれども、なかなかそういったところは少のうございますので、その部分は確かに水源地は大事であるというふうに私も思いますので、なんらか方法があったときには、また教えていただければと思います。

以上です。

情報政策課長（田邉国昭君）　それでは補足というかたちになるかと思います。外国人による土地取得ということでありますが、情報政策課で土地の売買等の届出や開発に係ります「まちづくり条例」を担当しておりますのでお答えさせていただきます。現在のところ小国町においては外国人による土地の取引が問題となったという事例は今のところはありませんが、円安などの影響もありますので今後外国人による土地取得が進むことは考えられるかと思います。懸念される点としましては議員がおっしゃるように、土地の取得によって水源地、あるいは温泉の泉源への影響、森林資源で伐採などが増えていくのではないかということで地域への影響として不安の声が出る

可能性はあるかと考えております。そして国のほうで今施行されております「重要土地等調査法」とありますが、これは先ほど議員おっしゃったように自衛隊の基地の周辺、原子力発電所の付近、国境の離島などに制限されるものでありますので、一般的な土地の取引を直接規制するものではありません。このような状況から、現行制度において外国人であることを理由に、土地の取引そのものを制限するということは難しいと考えております。しかしながら外国人の土地の取得は今後、まだ進んでいくというふうに見られておりますので、問題は国会でも取上げられております。政府では去る３月４日に外国人による土地取得などのルールを検討する有識者の初会合が行われております。基本的な方針は今年の夏に取りまとめられて、その後法規制の骨子案を作成することとなっております。そこで土地の取引、土地の売買や利用に関する法規制が示されるのではないかと見られておりますが、ただし規制対象を外国人、外国企業と限定することは国際協定に反する可能性があり慎重に討議されることになるかと思います。町としましては、外国人に限らずですが土地の利用や開発について「景観条例」そして「まちづくり条例」の中で適切に対応していくことが基本になると考えております。今後も国の動きや他自治体の動向を注視しながら地域への影響が生じないよう適切に対応していきたいと考えております。

７番（松本明雄君）　僕は「外国人が悪い」とは言っていませんので、その辺はよく聞いていただきたいと思います。外国の方で宗教が違う方は火葬ができません。大分の日出町のほうでこの前から騒ぎが起きていました。イスラム教の方は土葬ですので土葬できる場所を探したということでありますので、今後国のほうもいろんな規制をかけると思います。それを見ながら小国町も町民に害がないようなことを考えてやっていただきたいと思います。僕からの質問はこれで終わります。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は午後１時から行います。

（午前１１時５６分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午後１時００分）

議長（熊谷博行君）　出席議員の変更を行います。先ほどの９名から１０名に変更させていただきます。

それでは、３番、髙村祝次議員、御登壇願います。

３番（髙村祝次君）　改めまして、こんにちは。

午前中はちょっと一身上の都合でありましたことをお詫び申し上げます。

それでは一般質問に入る前に、私も「一般質問」について皆さんに聞きたいことがございます。先般の議運のとき、私の今回の一般質問は「町政全般について」ということで出したところでございますけれども、江藤議員のほうから「中身が分からない」というような指摘を受けましたの

で、「私の一般質問はあまり難しいことはありません」ということを伝えました。そういうことを江藤議員に言った課長さんは、どなたでしょうか。

（挙手　渡邉町長）

３番（髙村祝次君）　町長が言った。はい。課長さんが言ったのならともかくだが、町長が言ったのなら私は全般について尋ねます。

それで一般質問に入りますけれども、一般質問はテレビ放映が始まるときにいろいろ議論をして「通告をある程度したほうがいいだろう」ということでしたけれども現在は、質問の内容、答弁書をそれぞれ読み上げるような状況になっているかと思います。私も一般質問を大体４０歳頃からずっと聞いてまいりましたけど、テレビ放映がある前は「通告なし」で、「通告なし」と言っても課長さんたちが「今度はどんなことを質問しますか」ということで尋ねてきたりしておりましたけれども、テレビ放映をやってから数字などがいろいろ出てくると休憩をとったりしないといけなくて時間が長くなるというようなことで「ある程度、報告したほうがいいだろう」というようなことで始まったわけです。「これは絶対しないといけない」というような決まりではなくて、お互いが答弁もしやすいし難しい質問をするときには、しっかりした答弁を出してもらいたいというようなことでございました。現在、私も一般質問で何点か同じことを言ってまいりました。この前から請願と要望書が上がっておりましたけど「乗り合いタクシー」とか南小国町がやっている「チケット」とかいうことで、私はそのときに「「タクシーＧＯ」というのが今市内のほうでありますけど、そういうのをやったらどうか」というようなことでございました。その後にタクシー業者と懇談会を行いまして、そのときにも「そういうことやったらいいな」と、私たちのグループにタクシー業者がおりましたけれども。その後この前の要望書、陳情書が上がるまでに情報課としては話合いをやったのか、やらないのか、お尋ね申し上げます。

情報政策課長（田邉国昭君）　それでは、公共交通に関してということですので以前「地域公共交通座談会」ということで議員の皆さんにも出席いただいてタクシー事業者の方々とお話いただく機会ということで行わせていただきました。そのときに出た案といいますか議員の皆さんからは地元の方からの要望をいろいろまとめていただいたかたちで、タクシー事業者と「こういうことができないか」という話合いだったと思います。その中でも「タクシーチケット」の話、議員のほうからの「タクシーＧＯ」というアプリの話もされたかと思います。この座談会が行われたのが１月の２１日ですので、その後３月にタクシー事業者とまた別の打合せを行いました。座談会で出た案をまたまとめましてタクシー事業者の方に「まずどれからか取り組めることがないか」ということで。タクシー事業者の方々も座談会のときもいろんな意見をいただいたのですけど、まず乗り合いタクシーについての要望で改善できる点をということで、「乗り合いタクシー、どうしても午前中に予約が集中する」という話でした。「朝のほうにできれば便のほうを集中させて、夕方分はちょっと減らす。そして夕方ある程度の時間以降は、もうやめてもいいのではない

か」という話がありました。そういったところから予約の時間などは夕方のほうは短縮させていただきました。そのときに出た話としまして「タクシーチケットの時は、事業者の方としてはあまり積極的ではない」というお話をそのときにされたことは覚えております。その後のタクシー事業者の話の中でも「タクシーチケットになったときにタクシーのドライバーさん、タクシーの数としては対応し切れるか」という話が出たことは、その後の打合せのときにも出ておりました。さらに今回の議会でも取り上げられたことではありますが、それ以降も「乗り合いタクシー」の話や「地域公共交通」についての意見をいただく機会が必要と思いますので、杖立地区ではまた別に意見交換会を行いたいというふうに考えております。日程については３月中でもう決まっておりますが、来週行うようにしております。

以上です。

町長（渡邉誠次君）　冒頭「町政全般について」と「一般質問の内容について」というお話がありましたので私のほうから御答弁をさせていただきます。髙村議員おっしゃるように制度といいますか一般質問の中身も変わってくるのかもしれません。ただ髙村議員が議長のときにケーブルテレビが始まりまして、そのときに質問それから答弁、これを通告で「仮通告」というような熊本県でも結構珍しい制度で小国町はさせてもらっております。私は髙村議長の後、議長をさせてもらいました。その中でも一問一答方式のやり方で前を踏襲してやっておりました。その後の松﨑議長のときもそうでございますし、熊谷議長のときもそうではなかろうかというふうに思います。基本的には皆様方の御考えで議会の中でお話をされるというところを主軸において私たちも答弁を用意するところでございます。私は結構答弁書を使わないで答弁することが多ございますけれども、ある程度の通告がないと基本的には「間違ったことを答えるわけにはいかない」という責任もありますので、執行部側はしっかり準備した段階で答弁をさせていただきたいと。それが難しい内容であろうがなかろうが、やはり執行部側はそういったところで準備をさせていただきながら深い議論をさせていただきたいと思いますので、その部分では仮通告ということでございますが膨らむ部分はあっても構いませんけれども、ある程度の内容は教えていただければというふうに思います。前回の質問の内容は３０分髙村議員がおしゃべりになられまして、私がその後１５分ぐらいかかったかもしれませんがお答えをさせていただきました。あの内容等々でよければ私が全部お答えします。しかしながら執行部側の課長さんたちにその答弁を責任持って答えさせるということは、私はなかなか難しいのではないかなというふうに思いますので御承知おきをいただければというふうに思います。

それから請願のお話をされました。基本的には皆さん方御存じのとおり「一事不再議」というルールがあると思います。一事不再議の原則は、議会で一度議決した同じ案件は、同じ会期中にもう一度審議、議決しないと。もちろん一般質問でございますので議決はしませんけれども、会議運営の基本ルールでございます。議長をされておられたのでお分かりというふうに思いますけ

れども、議会の効率性と意思決定の安定性を守るために、この制度、ルールは設けられております。それも議会の中で議長がお決めになられて、皆さん方で「それでもよし」ということであれば、「ある程度のところまでは、いいのではなかろうか」というふうに私も思っておりますが、なかなか執行部側は合わせていくということを原則にいたします。ですので髙村議員が言われるように、ある程度は合わせていただきますが、髙村議員の思われるような答弁ができないかもしれないというのは御承知おきいただければというふうに思います。

以上です。

３番（髙村祝次君）　昔から「議会と執行部は両輪のごとく」と言われますけれども、執行部もそれぞれ考える、議員のほうもいろいろ話しが合うところと合わないところあるかもしれませんけれども、執行部と一緒になっていくならば「議会は何のためにあるか」と言われるのが町民の方々ではないかなと思います。議会に上がる前は「町民のために頑張ります」ということを言ってまいりましたけれども、私たちは町民のためにいろんなことを考えながら執行部に提案したりしているところでございます。そこ辺りはお互いが勉強しながらやっていかないといけないというふうに思っております。執行部の足りないところ、あるいは議員の足りないところ、それぞれ足りないところは勉強しながら補うし、議員側の提案で「いいな」というようなところは与党とか野党とか政府ではありませんけれども、私は基本から「いいことは、いい」、「おかしいことは、おかしい」ということをやっていくのが議員ではないかなというふうに思っております。ですから「町民のために何ができるのか」と。議会に出た以上は、それを頭に置いて私たちは提案をしているところです。恐らくこういう一般質問が終わった後は課長会議でそれなりに話しておられるというふうに思いますけれども、それが「できるか」、「できないか」は執行部です。そこ辺りは考えて実行されていると思いますけれども、くれぐれも議員に繰り返し言わせるのではなくて素直に取り入れていいところはやってもらいたいと思います。そのおかげで産業課はイノシシ、シカ対策を国の補助で田原のほうで２０ヘクタールやりました。「部落の財産であるからできた」というような部落の若い者の話もありますけれども、「これが個人個人の持ち物だったらできるだろうか」という話もございます。しかしながら、議会で「イノシシ、シカの対策はどうしますか」ということで、これ一本化してできるところから進めていってもらいたいと。せっかく国の補助事業があって、そういう柵ができておりますので、これは農業委員会にも資料をやって検討してもらう。本年度はまだ手を上げていないようなことで、やはり個人負担があるとなかなか難しいと。しかし今問題として言われるのは「材料が余ってきた」と。「余ってきたらどうするのか」というのが頭を痛めていると思われます。しかしそこ辺り「余ったとき」、「足りないとき」というのは国と相談しながらやっていかないと、これが手出しになるとなかなか進まないというふうに思います。しかし２０ヘクタールを１２人で５日というから６０日ぐらいかかっている。日当にすれば１万５千円としても９０万円ぐらいかかりますので大変な仕事であるということは

確かに分かります。作ったものが害虫にやられるというようなことではなくて、作ったものが１００％出荷されるというような非常に喜ばしいことではないかなというふうに私は思っておりますけれども、そこ辺りは産業課として今後の考えをお聞かせください。

産業課長（穴井　徹君）　今、田原地域における鹿ネット、ワイヤーメッシュ事業についてお話いただきました。町のほうとしましては今までどおり「守る」、「捕る」の両面から有害鳥獣対策に向かっていきたいと思っております。町の方針としましては、田原地域は平成２７年から熊本県事業の「えづけＳＴＯＰ！事業」を実施していただいております。その中で集落、畑、田んぼに有害鳥獣を寄せ付けない勉強会。そして今度は反面の「捕獲する」ということで田原地域の方で、もう１０年近くなると思いますが４、５名の若い方が罠の猟の免許も取得していただいております。国の事業としましては、ワイヤーメッシュ等の防護柵を設置するだけではなく、捕獲事業もセットのメニューになっております。そういったかたちで田原地域は条件がそろっておりましたので今年度モデル事業ということで設定させていただきました。先ほど議員も言われましたように１３、４人で４日、５日かかって約３千メーターの設置を行っております。町としましては、先ほども言いましたように「防除」と「駆除」の両方を理解した地域が、そしてまた、そこでまとめていただくリーダーの方がいるということが第一条件だと思っておりますので、まずは「えづけＳＴＯＰ！」等の勉強をしていただいたところから事業のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

３番（髙村祝次君）　町民の方に現場もしっかり見ていただいて御理解いただいて、できるところはやっていくというふうにやってもらいたいと思います。

それでは、町長にお伺いいたします。町長は来年で４年目になります。あと１年ですね。私も同じでしたけれども町長は「夢の大観峰トンネル」ということを書いてありますけれども、今回で３回目のお尋ねをします。前の建設課長は「組織ができた」とかいう話をしておりましたけれども、現在どういう組織で活動されているのかお願いいたしたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　前は２１２号線の期成会の中でも話が出ていなかったところでございます。今熊本県の構想段階に入っております。丸がついたような構想段階だけではあります。そのような中でも、まず「話の土台に上げることができる段階に来た」というふうに私は思っておりますし、阿蘇郡市の町村会の中でも熊本県のほうに要望を上げられるような状況になりました。これは私が１期目のときにはなかったような状況でございます。その部分では大きな部分だというふうに思います。基本的には２１２号線の改良というのは、期成会の中でも改良済みという区間が日田から小国町のほうで、それは決まっております。そこから先もそうですけれども基本的には大観峰のトンネルのところもそうです。２１２号線の期成会、国の考え方、県の考え方の中では基本的には改良は終わっているというようなところでありますけれども、それを押し曲げさせて

いただいて今要望のほうを上げさせていただけるような状況になりました。そのような中で道路を造るといった部分では、もちろん国や県の力、それから現場の市町村も含めて様々な話が要ります。複雑な工程も要るというふうに思います。またＴＳＭＣが来られるというのが決まっていて今、大津、菊陽、それから熊本市内方面に向かって集中的に資金といいますか予算が投入されるような世の中でもございます。ですので、なかなか難しいところでありますが、もちろんどんどん進むような状況ではありません。ただ先ほどから言いますように大観峰トンネルのことを含めて「日田阿蘇道路」という概念だったり構想だったりというのが、小国町、南小国町を含めて阿蘇郡市の中で、それから熊本県の中で言葉として、文書として土台に上がる状況にはなってきております。ただ調査費とかそういったところの段階までは、もちろんまだ至っておりませんので、その部分では重ねての道路の要望、また様々な働きかけを町としても一緒になってやっていきたいというふうに思います。

以上です。

３番（髙村祝次君）　やはり活動しないと前に動かないと思っておりますので、是非着工までいかなくても機運を高めてやってもらいたいと思っております。本年の災害復旧もほぼ終わって建設業は非常に厳しい年になるのではないかというふうに私ながら思っているところでございます。２１２号線の代わりではなくて、新しい方向の道路を造ってもらいたいと。以前も言いましたけれどもＴＳＭＣができて小国から通勤も可能になるような道を造っていただくと、市内の家賃が高いなら「小国は温泉もあるし、小国に住もうか」という人も出てくると思いますので、建設課長を始め町長もしっかりそういう会があるたびに、そういうことを言ってもらいたいと思います。それから私も１回は聞いたのですけど、「ファームロードの道路改良工事要望」というのが、これはちょっとぴんときませんけれども、このことについてはどういうことですか。

町長（渡邉誠次君）　ファームロードの道路改良に関しては多分、路面の舗装だったり路肩といいますか安全に通れるような基準のところで話は上がっていると思います。それは多分、町のほうというよりも南小国町だったり阿蘇市を中心に話が進んでいるというふうに思います。この部分に関しましては阿蘇郡市の全体の要望というかたちではありません。ただ北側復旧ルートの部分に関しましては非常に早い展開で通りましたので、あれと滝室坂が通って５７号線に関しては北側復旧ルートを中心にまたよくなっていくものというふうに思いますけど、ミルクロードに関しては今のところ町からの要望といったところは基本的にはないというふうに思います。

３番（髙村祝次君）　今、大分県側は舗装の傷んだところの改良をやっておりますけれども、熊本県になってくると県境から舗装がかなり傷んでおります。もう穴ほげでは追いつかないくらい。日向はいいのですけれども北向きの日が当たらないところは西里のほうから田原の県境をぬけて道路が非常に傷んでおりますので、そこ辺りの改良とかも頭に入れたことで書いてあるのかなと思いますけれども、ましてや最近バスとかバイオ発電に材料を運ぶとか非常に多くなって道路が

傷んでおりますので、補修ではなくて部分的に悪いところは全面的にやるというようなことで進めてもらいたいと思います。これについて町長のほうからお願いします。

町長（渡邉誠次君）　基本的には小国町は確かに県境で大分県とつながっている部分もあります。国道、県道の部分に関しましては県のほうがほぼ管轄をしておりますが、もちろん道路の要望を引き続き毎年上げているようなところであります。社会資本整備交付金も幅が広いところでございますが、町でやらないといけない橋りょうだったり、トンネルだったり、補修工事だったり、道路改良だったり様々にありますので、その分野の中である程度限られた社会資本整備交付金がないと舗装までできないという段階もあります。もちろん社会資本整備交付金に過疎債を含めて活用していくと。それがあって約１５％ぐらいの財源で基本的には事業をすることができるというふうに思っております。もちろん傷んだところを中心にしていかなければいけないところはありますけれども、その予算の範囲内もあります。２億円あったから、３億円あったから、と仮にそのぐらいの規模でやっても結局３億円規模で１５％というと４千５００万円一般財源がなくなるというところでありますので、それを全部舗装にかけるといった考えというのはなかなか難しいかなと。トータルの部分で社交金を町のほうで国のほうからいただくわけですけれども私も建設課もその辺りをよく話して、毎年の要望自体は国県には１億円ぐらいの要望を上げていきながら、その中で熊本県が「今年は予算が少し余ったので使えませんか」、小国町のほうは「今年はちょっと多めに事業をやりたいので少し多めにいただけませんか」、みたいなところの交渉をしっかり進めていきながら、先ほど言いましたように道路のほうは舗装だけではなくて新設改良だったり、町道が主になりますけれども、そういったところをしっかり付けていかないといけないと思っております。その部分では予算が大前提というふうになりますので、そこはしっかり考えながら事業はさせていただきたいというふうに思います。

３番（髙村祝次君）　私は以前も１回言ったことがありますけれども、町で維持するということではなく県のほうに押し上げてやっていかないと、日田市は財源があるかと思いますけど小国町が道路を維持していかなければいけないとなると南小国町から上田のほうから田原の上の県境まで大変な負担になるかと思います。通っているのは観光バスとか先ほど言ったバイオ発電に行く大型が通っておりますので非常に傷みが激しいということだが、町でずっと社会資本整備交付金の限られた財源の中でやっていかないといけない。これを県に押し上げるというような運動を私はしていったほうがいいのではないかと思いますけど、そういうことはできるのか、できないのか。

町長（渡邉誠次君）　押し上げるといったかたちでは町道を県道にしてもらったり、国道にしてもらったりすれば不可能ではないかもしれませんけれども現実の話をすると、なかなか難しいのかなというふうに思います。先ほど言いました県道と国道は県の管轄でございますので基本的には県のほうで事業をしていただいております。町道、農道、含めた部分では大体５３％ぐらいが多いのですが国からの社会資本整備交付金をいただいて、その残りの４７％を社会資本整備交付金

の裏に充てる財源として町で起債を借りさせていただく。これが西里とか場所によっては辺地債という８割ぐらいの交付金が返ってくる起債があります。あとは過疎債、７割返ってくる起債があります。これに該当していないと単費で起債を借りたりするというのはかなり難しくなりますので、その部分をしっかり充てさせていただいて「国からの交付金がないとやらない」みたいな感じに答弁としてはなってしまいますけれども、それも町の一般財源をしっかり守っていく上では考え方的には必要なことでありますので、国や県と役割分担しながら国や県の補助金、起債をしっかりと使わせていただいて、町の一般財源を守りながら事業は続けていきたいというふうに思います。

以上です。

３番（髙村祝次君）　ミルクロードは最初は農免道路でできたのです。今は県が管理することになっておりますので、私は動けば「できない」ということはないと思います。そこ辺りもしっかり代議士やらと相談してやってもらいたいと思います。それから令和２年７月豪雨災害から、ほぼ１００％終わっております。田原の「吾村吾愛」というのを、この前皆さんに「知っていますか」ということで聞きましたけれども「我が町を我が愛する、我が村を我が愛する」というふうな意味でございます。私たちの田原の先祖たちは、道もなかった、水もなかった、そこで簗瀬から道路を一生懸命改良して、そして部落の一軒家だろうが秋原、田原を結ぶ道路辺りも普通あまり通らないけれども「集落間の道路を造らないといけない」ということで、下田原から秋原に道を造っております。私が一番思うのは激甚災害を受けて「そのとき何でやらなかったのか」というのを疑問に思っております。当時、若い者は「役場が作らないと言った」と言っておりましたが、「それは激甚災害がでたときにしないと、あとはできんぞ」という話もして、いろいろな方に話を聞いたところが、「「田原の道路はどこを通っても文句は言わないからやってください」というような話もしました」ということですけど、何で激甚災害のときしなかったかお尋ね申し上げます。

町長（渡邉誠次君）　「激甚災害のときにしなかった」というわけではなくて、事業ベースの部分で考えさせていただいたときに田原地区、それから下田原に抜ける道、これがつながっておりましたので、その部分では２方向の道路が生きているといったところもありました。町としては今回費用等々を考えたときに吾村吾愛のところから下田原に抜ける道路のほうは金額的にもすごい金額でございましたので「基本的にはやらない」という選択肢の中で考えさせていただいたというのが大きいところでございます。当時は、ほかのところの災害、一番最初の時点で令和２年の７月豪雨では８００か所被災をしておりました。その中で考えるに当たって優先順位をつけながら随時進めていかなければいけない事業を選択をさせていただく中で、なかなかあの道路は難しかったというところが事情でございます。

以上です。

３番（髙村祝次君）　前回も言いましたけど、だったら今後その道は今のように放置しておけばまた災害が起きるのではなかろうかと思います。今後どういう方向でいくのか、お尋ねします。

町長（渡邉誠次君）　災害が起きたときにはもちろん対応しないといけないというふうに思いますけれども、今の現状ではなかなか難しいなというふうに思っております。先日コンビニの前でお会いしたときに髙村議員が「県のほうの林務課でやっていただく」というお話をいただきましたので「林務課でやっていただけるのだったら有り難い」というふうに思いましたけれども、県のほうにお尋ねをいたしましたら林務課のほうでも基本的には「今のところは事業には上がっていない」というところでございました。なかなか県のほうも町のほうも難しいのだろうというところで見解を述べさせていただきます。

３番（髙村祝次君）　だったらそのまま放置しておくわけですか。

町長（渡邉誠次君）　今の現状はそのような状況になりますけれども、町としてもしっかり考えながらもちろん今からの事業を取り組んでいきたいというふうに思います。

３番（髙村祝次君）　私も県の林務課、治山の担当とたまたま会ったので話したけれども、「道路をいれなくていいなら治山事業でやれますよ」という話だったので町長に私言ったのですけれども、その担当者は「もう阿蘇に５年ぐらいいるから」ということで、「道路をいれないなら、うちでやりますよ」ということでした。県のほうは私には「できます」と言いましたから、そこ辺りはこっちがしっかり頼んだらできるのではないかと思っているから私は町長に言ったわけです。できるように運動してもらいたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　髙村議員からそれこそコンビニで言われた次の日には多分伝えて確認をさせてもらっておりますので、その部分では確認はできているというふうに思います。しっかり確認しました。そのような中で県が本当に「林務課のほうが任せてほしい」というのであれば林務課のほうにお願いをさせていただきたいと思います。

建設課長（谷口正浩君）　今回の件につきましては、県の林務課のほうにも再度改めて確認させていただきたいというふうに思います。

３番（髙村祝次君）　私と話したときには「やります」と言ったので、しっかりと話を決めて。課長は担当者を知っていますね。ですから彼に言ってから話したら彼は「できる」という話を私にしたのだから、できないということはないと思うのです。しっかり話し合いをしてもらいたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　では私のほうがもう一度、県の土木のほうに行ってお話をさせていただきます。

３番（髙村祝次君）　これで私の一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をします。次の会議は１時５０分から行います。

（午後１時３８分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後１時５０分）

議長（熊谷博行君）　１番、江藤理一郎君、御登壇お願いします。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

一般質問させていただきます。まずは生成ＡＩの活用について、お尋ねさせていただきます。２０２２年ＣｈａｔＧＰＴがリリースされたことを皮切りに世界的なＡＩブームが到来しました。特にここ数年で精度が飛躍的に上がりまして今やＡＩは日常で使われるツールとして我々の生活に欠かせないものになりつつあります。またビジネスの世界におきましては外国語翻訳や文書作成、添削、会議録の要約、プログラム作成、データ分析等これまで多くの時間を費やしてきた業務を大幅に効率化できているという業種も多く存在しているようです。そこでまず一つ目ですが、小国町の役場業務におけるＡＩの活用状況について、どのようなことに活用されているかお尋ねいたします。

総務課長（松本徳幸君）　小国町役場における生成ＡＩの活用状況についてということでお答えさせていただきます。まず従来型のＡＩの活用状況についてお答えいたします。現在二つのシステムをＡＩを使って活用してございます。一つ目が「会議録作成支援システム」と申しまして、これは令和３年度に導入したシステムになるのですけれども、今の議会の議事録や委員会、各種会議の音声データから文字起こしをする、また話者の登録等を行うシステムとなっております。ＡＩの活用としましては話者の学習や町の方言の学習、地名の学習、文字起こしの変換ミスの学習等行ってございます。２番目としましてＡＩチャットボットでございます。こちらも令和３年度に熊本県の共同調達により５市町村で導入したものでございます。これはホームページまた公式ＬＩＮＥで、対話形式であらかじめ回答された回答をその中から導き出して表示するというものでございます。この質問に対して回答状況を学習して正しい回答を導き出すというものにＡＩが活用されております。このチャットボットにつきましては、今年の３月３１日をもって利用終了する予定となっております。これは参加団体数の減少や保守費の増額等が理由となってございます。続いて生成ＡＩの活用状況についてということで令和６年度に生成ＡＩ、主にＣｈａｔＧＰＴを効果的に活用するためにセミナーを２回ほど実施しております。１回目が８月に行っておりましてＣｈａｔＧＰＴの効果的な使い方についての講演、その他実際指示の出し方のグループワーク等を行っております。２回目が１月に行っておりましてＣｈａｔＧＰＴの現在の活用方法等について学習を行い、その後各担当ごとにＩＣＴに関する相談会を実施しております。現在ＣｈａｔＧＰＴ等で挨拶文を作ったりだとか、分析だとか要約だとかを職員が使用しているところでございます。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　セミナーなども受講されているというところもございました。では、そう

いったセミナーを受講した結果、それから議事録の文字起こしなども試されて、ＡＩを活用した職員の事務負担の軽減として今後考えられるもの、それからまた新たに取り組んでみたいものというのは何かございますか。

総務課長（松本徳幸君）　負担軽減につながるものということで先ほど議員がおっしゃいましたような報告書、議事録とか挨拶文を今現在使っているわけでございますけれども、今後データの分析また政策課題の分析等を行えるのではないかと考えております。また外国人の方も多くいらしておりますので翻訳などにも十分使えるのではないかと。また窓口の対応等で分からないこと等あった場合に、まず最初に答えをヒントとして導き出す部分で使えるのではないかというふうに考えております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　私自身、ＡＩに「ＡＩが役場業務に将来どう影響するか」というのを尋ねてみました。すると次のような答えが返ってきました。小国町のような小さな自治体にとって５年後１０年後のＡＩ発達は単なる効率化を超えて役場の存在意義やサービス提供の仕組みを根本から変えるものになります。全国的にも話題となっている２０４０年問題（職員の激減）を見据えたときＡＩがもたらす影響を時間軸で予測しました。まず最初に５年後、２０３１年になるかと思いますが「ハイブリッド役場」の定着。この時期にはＡＩは特別な道具ではなく文房具のように当たり前の存在になるそうです。「書かない窓口」の完成。ＡＩが住民の意図を音声や視線から読み取り、複雑な申請書を自動作成。住民は確認のサインをするだけになります。またＡＩ副担当による業務の分担。全ての職員に専用のＡＩアシスタントが付き、議事録作成、過去の類似事例の検索、法令チェックなどを秒単位でこなします。これにより職員は窓口での対面相談や現場の確認に多くの時間を割けるようになるそうです。また防災のリアルタイム化。庁内のセンサーや監視カメラの映像をＡＩが解析し、土砂災害の兆候などを人間より早く検知し、避難勧告の案文を即座に作成します。次に１０年後２０３６年、「伴走型予想型行政」への転換。ＡＩが高度な予測能力を持つようになり行政は「起きたことに対処する」から「起きる前に動く」組織へ変わるそうです。超個別化サービス、どの世帯にいつどのような福祉支援が必要かをＡＩがデータから予測。役場から住民へ「そろそろこの手続が必要ですよ」と提案する「プッシュ型行政」が主流になるそうです。広域連携について。共同処理の自動化。小規模自治体単独では維持が難しい高度な専門業務、税務、インフラ管理、法務などは近隣自治体、例えば阿蘇圏域などで共通のＡＩ基盤を使い自動処理されるようになります。小国町の独自性はＡＩが導き出したデータに基づく政治的な判断や人情味のある対話に凝縮されます。インフラ管理の自立化。橋梁や水道管の老朽化予測、デマンドバスの最適ルートの運行、除雪計画などはＡＩがリアルタイムで最適解を出し続け最小限のコストでインフラを維持します、といった内容でした。近い将来ＡＩの活用は、より進んでいると思いますが、セキュリティ等課題もありますので、しっかりと情報はつか

んでいただきながら、うまく活用していただきたいと思います。さて、５年後のＡＩ活用状況によりましてＡＩ副担当によるＡＩの業務分担の話もしましたが、ＣｈａｔＧＰＴを運営するＯｐｅｎＡＩは２０２５年度の東大入試問題をＣｈａｔＧＰＴに解かせたところ東大理Ⅲの合格最低点を突破したそうです。ＡＩは既に日本の最高位の学生の頭脳を持っており、知的パートナーとして大いに期待できるのではないかと思われます。例えば法令や過去の議事録、広報紙をＡＩに学習させることでＡＩに学習させた情報をもとに町民への回答や事務処理がスムーズになるなど、経験の浅い職員でも対応できるようになるなどのメリットも十分考えられるかと思います。しかし、そこで考えなければいけないのは機密情報や個人情報の取扱い、ハルシネーション対策であります。機密情報や個人情報漏えい、ハルシネーション対策については、現在どのような対策を考えていらっしゃいますか。

総務課長（松本徳幸君）　セキュリティ面についてということでお答えさせていただきます。現在ＣｈａｔＧＰＴを主に使っているかと思いますけれども、インターネット接続によって利用させていただいております。便利ではあるのですけれども、このインターネットで不用意に町内部のデータ等を入力してしまうと個人情報の漏えいだとか先ほど言われました機密情報が漏えいされまして、どこで活用されるか分からないという恐れがございます。現在小国町では「総合行政ネットワーク」といいまして通称ＬＧＷＡＮというのですけれども、その閉ざされた通信網の中で、できればＣｈａｔＧＰＴと生成ＡＩを利用しまして、その中でもある一定のガイドライン等を作成した上で、流せる情報と流せない情報をきちんと整理した上で活用していかなければいけないと思っております。またセキュリティポリシーにも基づいておりますので、そこら辺を十分に職員に周知した上で活用する必要があるというふうに考えております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　先ほどからＣｈａｔＧＰＴに少し頼っているようなところがあるかと思いますけれども、自治体関連で様々な生成ＡＩが利用できるようになっておりますので様々なものを調べていただきまして、実際に活用している自治体もございますので幅広く検討していただくとよいかというふうに思います。ＡＩについての質問については最後に、町長は生成ＡＩの活用について、どのような見解をお持ちでしょうか。また今後住民サービス向上のためにＡＩを活用する考えはありますか。

町長（渡邉誠次君）　先ほどから生成ＡＩのお話を聞いておりました。私たち３年前に議員さんで立候補されて私も町長選に立候補させていただきましたけど、３年間でこれだけ変わる世の中になっています。その前の１期を考えたこの７年間どれだけ変わったのだろうなというふうに思っております。なかなか皆さんついていけないのではないかなと思われているところもあるかもしれませんけど、逆にこのＡＩ関係は簡単になっています。ここにおられる皆さんは多分昔パソコンを打てる人のほうが少なかったと思います。だけど今は最初の立ち上げも早いし、プログラミ

ングもしなくていいし、アプリは全部入っているし、昔の緑色の文字が出ていたパソコンの大きい画面が、今はもうスマホのほうが全然性能がいい。そんな世の中になってきております。議会の中の対応だったり職員の対応も多分ほぼＡＩで全部できる世の中になります。皆さん方が今日一般質問をしていた答えは同じではないかもしれませんけれども、同じようにここにＡＩがいて音声で質問を受け付けるような装置があったときには、多分全部答えられるというふうに思います。そのぐらい今精度が高くなっています。ただし、それを判断して、きちっと間違いがないように責任を持ってお伝えするのが、こちら側の執行部の考えであります。急速にどんどん進化をする時代だからこそ「人間である」、「人間が主軸」これであるということ、そういう社会をつくることが非常に大事であるというふうに思いますし、皆さん方がはめている時計、私も実はアップルウォッチをはめていますけど「やっぱりアナログの時計がいいよね」と思われている方もいらっしゃると思います。書道もそうです。書道もすごい字を今生成ＡＩが書きます。だけどやっぱり見た感じ、子どもたちが高校とか中学校で書道フェスティバルみたいなところで音楽に合わせながら書いたりする字を見て、これだけで感動すると思います。このＡＩというのは生身の体が基本的にはない。そして命、感情の実感はないですよね。やっぱりそこに全てお任せするというのは私はちょっと味気ないなというふうに思います。昔から言う趣がない。私はこれに尽きるのかなというふうに思います。ただ先ほどから皆さん方本当に実感されていますようにＡＩというのは思考の考えるスピード、それから量、これを補う装置みたいなものだと今の現実は。もう次の時代だったら変わっているかもしれませんけど今の段階ではそういうような世の中でございます。情報を整理して、そして訳したり、翻訳もそうですけれどもアイデアをばんばん出していく。１００個でも２００個でも３００個でも、アイデアなんかばんばん出てきます。そういったところでは私たち人間がＡＩに問いかけます。問いかけた答えが、すごい量になって出てくるというふうな考えでありますのでＡＩは答えを出す「装置」、昔からの言葉で「装置」で、人間は「問い」、「なぜだろう、これはどうですか」、「はてな」をつくる存在であるというふうに思います。この役割分担をしっかり「装置」とこちら側の「問い」これを間違えないようにやっていくことが多分健全なＡＩの使い方なのではないかなというふうに思っております。非常に私はアナログの答えで申し訳ないというふうに思いますけれども、例えば前提として安心だったり、そういったところはデータはもちろんデジタルでやっていきながら、安心感を与えるのはやはり私たち人間の役割かなというふうに思っているところです。多分、役場の一番最初のカウンターで用事は全部デジタルで、事柄それから事務方のは全部ＡＩでできる世の中になりますが、そこに人間が居て安心感を与えて話をする。そういったところも含めて人間の役割というのは、しっかり残っているというふうに思いますし、よりデジタル化が進めば進むほどアナログの良さが際立ってくるような、そんな世の中になってほしいと思いますし、そういった世の中をつくっていかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　そうですね。例えば生成ＡＩによってある一定の時間を効率化させることができた場合に、ＡＩによって捻出した時間、余ってきた時間というかそういった時間を市民との対話やＡＩではできない住民に寄り添う業務にシフトすべきではないかなと私も思います。

では次に「町民に関心を持ってもらうのに必要なこととは」という質問をさせていただきます。これも先ほどのＡＩの最終的な結論と少し似通っているところが出てくるかと思いますが、まず町民の要望に応えられない場合がどうしてもあると思うのですが、そういったことの対応がやっぱり職員の皆様非常に多いのではないかなと思います。心苦しいところ、個人的には「これはどうにかやってやりたいな」というふうな思いもたくさんあると思いますが、実際はそう簡単にはいかないので、やはり断らなければいけない。そういったときに、どのような対応方針があるのかについてお伺いしたいと思います。町民の要望に対し最近はあまりこのような不満をこぼす住民というのは以前に比べると少なくなった気は私はしておりますが、少し前は「いつも予算がないということを理由にできない、難しいということで帰される」というような声をよく耳にしたことがございます。要望に応えられない場合こそ、その背景を丁寧に説明し、納得感を得るための真摯な対話が重要だと考えますが、現在の職員の対応指針や教育について当局の認識というのを伺いたいと思います。

総務課長（松本徳幸君）　要望に応えられないときの対応方針ということですが、まず職員の窓口の基本姿勢ということでお答えさせていただきたいと思います。今年の仕事始めのときに教育長のほうから訓示がありましたけれども、その訓示の中で、「今年は「誠実な笑顔大作戦」でいこう」というお話がありました。そのとおりまず必要なものは笑顔で挨拶すること。次に誠実に住民の話をよく聞くこと。それから庁舎内に「どこに行っていいか分からない」というお客様が結構いらっしゃいますので、その方を親切に丁寧に案内していただくこと。あと最後に先ほどありました要望事項に対しましては、できることとできないことが明確に分かれてくるかと思いますので、申請とか要望とか相談に対して的確に判断して早めに回答するということが必要ではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　真摯な対応、回答というのは単なる苦情処理ではないと思いますし、相手に自分の声が届いたという納得感を与えることで職員への信頼、町民が信頼することが生まれ将来的な町政の協力者、サポーターに変わるチャンスにもなると思います。この対話による協力者の育成ということについても町長若しくはほかの課長の皆様どのように捉えておられますか。

町長（渡邉誠次君）　補足があったら答えていただきたいと思います。様々な要因が人事の部分、関係があると思います。人材を育成していくってもう昔から「森羅万象、皆我が師」みたいな言葉があると思いますけれども本当にそれが大きいと思いますし、まず生活する上でも人とお話を

する上でも今日の議会でもそうでございますけれども、そういった成長の中でそういう立場を仕事としてつくってやる。それはまず人材育成としては必要なことではないかなというふうに思います。中学生、おとどい台湾から帰ってきました。私も昨日帰ってきましたけれども、その中で私ももちろんものすごく充実した時間、話をしましたし、子どもたちにおいては、すごい時間を士林中学校の生徒の皆さんと過ごして、帰るときには抱き合っていたような話を教育長からお伺いしました。士林区の区長さん、それから中学校の校長先生。私は一番最初に中学生が会ったときの画像を私のラインに届けていただいたのは教育委員会の事務局ではなくて士林区の区長さんからいただいたというところで、そのぐらい子どもたちいろんな経験をしたと思います。これが次にどうつながっていくのか。そのつながっていったことをどう次に。今度は膨らませていく準備をして、こちら側のそれぞれの子どもたちが準備をするといったところもあります。やっぱり大事なところは本人が成長する意欲があること。そして、こちら側がその土台、その場所をつくってあげることが必要であるというふうに思います。それぞれがチャレンジの場みたいな感じにはなると思いますけれども、そういったところを少し優しめにチャレンジの場をつくってあげるというのが役場の姿勢だというふうに思っております。なかなか答弁というところではありませんけれども、もちろんセミナーとか研修とかそういったところが大事ですけれども、ふだんの仕事の中から成長する材料がたくさんあるというふうに思いますので、その部分では人間の数少ないですけどしっかりと人材育成に力を入れさせていただきたいと思います。

以上です。

教育長（村上悦郎君）　先ほど言いました人材育成というところでしたが、年度初め等に職員の方々にお話をさせてもらう時間があります。僕は思っているのですが役場も人手不足になるということで、やっぱり職場が魅力的な職場でなければいけないと。ですから自由に語り合える雰囲気、失敗が許されるとか。去年は「皆さん失敗から学びますよね」と言いました。「エジソンも電気がつかない何万通りの方法を発見したという視点に立ちましょう」と。電気がつく方法を見つけたのではなくて、つかないという何万回も失敗したことが成功につながったという。そうすることで。そしてやはり役場は一応上司と部下とあるのですが、この関係だけでももう部下はストレスですね。僕は教頭先生や校長先生、普通の一般職員に注意するときでも一対一でとか、面前でとかのときにはもうストレスなのです。それは面前で怒らないとか叱責しないとかいうのは、その相手の人、その職場、働きやすい職場というか自分が認められているというそういったところを日頃から作る。とにかく相手を大事にするという意識ですかね。ですから子どもたちにも例えば「アサーション」というのですが、廊下を走る子どもがいます。大体今までも僕は「走るな」とか「怪我するぞ」とか子供に言っていました。そうではなくて「歩こうかね」、「歩いてもいいよ」って。挨拶をしない子がいます。「挨拶せんか」ではなくて「挨拶すると気持ちがいいばい」とか言うと、そこにお互いの信頼関係とかいうところがあって、職場もそんな雰囲気ですれ

ば働きやすい、働き甲斐があるとか。そんなところがやっぱり一番だなと。それを職員が皆んな持っておくとまちづくりが、「何か小国町の人は皆あったかい」それが一番の売りになるのではないけど、役場職員が足りなくならないようにやっぱり役場職員であることを誇りに思ってというか、そうなるとやはり町民の方々も役場に来て楽しいでしょうし、そういった職場になれるといいなということで時々機会があれば職員の方に話すこともあります。もちろん失敗したらいけませんから注意することもありますが、そのときは面前では叱らない。「こうしたほうがよかったよね」とかいうところは一対一でとかそんな配慮を。育てるとか、お互い認める、というところは必要ではないかなと日頃は思っているところです。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　先ほど町長のお話にもありましたが私も中学校２年生、８年生の娘がおりまして、先日台湾のほうに行かせていただきました。バスが帰ってくるときに迎えに行ったのですけれども、そのとき皆んな笑顔で「本当に楽しかった」というふうな声を多くの生徒から聞きました。個人的な話になりますけれども、実際私の娘は一番この体験の中でよかったのは観光とか御飯とかそういったものを楽しみにしていたのですが、「士林の中学生との交流の場が一番楽しかった」というふうに言っておりました。向こうの台湾の生徒さんは英語が流暢ですので片言の英語で話しながらも、国際交流というものがどんなに大事なものかというのを海外にも友達ができたということを非常に喜んでいたということでございます。ちょっとお題を戻しますと町政に関心を持ってもらうために必要なことというところで、町民から感謝され例えば「頼りにされる経験こそが職員の最大のやりがいになるのではないか」と先ほど教育長のお話からもあったと思います。私自身も議員としての最大のやりがいは町民から「あなたが発言してくれたおかげで町が動いてくれてよかった」などと感謝されることです。住民との対話の機会を増やし関係性を構築することが結果として職員の離職防止や意欲向上につながるのではないかと思います。それでは最後に町政に関心を持ってもらうために必要なことについてどのようなお考えでしょうか。お尋ねします。

町長（渡邉誠次君）　もう１番は先ほど教育長も皆さんも言われているとおりそうですが。やっぱり町民の皆さんに喜んでいただけること、これが一番の事業としても大事なことであろうというふうに思います。ただ喜んでいただけることの中身が伝わりにくいのが行政の仕事でございますので、その部分では分かりやすく言うと商品券をばーっと配ると喜んでいただきますが、同じ金額を道路の舗装にかけてもなかなか１年たったらもう分からないというぐらいの段階であります。金額的にはお金の使い方というのは、いろいろあるというふうに思いますけれども、私はやはり大事なところは何の事業においても「やらなければいけないこと」、それをまず最優先に役場としてさせていただきます。そして「したほうがいい業務」、これができない現状があるというのが事実でございます。しかしながら喜んでいただけて、なおかつ次に考えなければいけないのは

公益性です。「将来的な公益性が高い事業」これに町は分かりにくくても取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、どうしても御理解がいただけない方たちもいらっしゃるというふうに思います。しかしながら普通のイベントも、楽しいだけのイベントと、しっかり中身があるイベントが、中身がないイベントなんかないのですけど、それでもしっかりと考えていかなければいけないイベント等がありますけれども、やっぱり「目的」が主になっているわけではなくて「楽しみ」が主になっていて、目的がサブタイトルになる。イベントの取組方といいますかイベントのやり方みたいな、そういったところも少しずつ変わっているのではないかなあというふうに思いますので、今からは様々なイベントを考えられるというふうに思います。ですけれども、その中で例えば人権フェスティバル。これ中身は非常に勉強をしなければいけない事柄で難しい事柄もありますけれども、その中でこれまで落語の方が左甚五郎の「竹の水仙」という話を題材にしてお話をされて、皆んな笑いながら人権を学ばれたというようなところもあります。そういったところでもやっぱり有名な方が来られて皆さん方に楽しいお話をする。その中ですごくためになる中身といいますか目的、これを達成するようなそういった考え方も必要であろうというふうに思います。中身をとるか、事業をとるか、お金を取るか、みたいな話にもなってくるかもしれませんけれども、そういったところでも町のほうは様々柔軟に企画を上げさせていただいて、いざ土台に乗せたときには財政のほうでも、それぞれの担当課の中でも、しっかりと話をしていただいて精査して、どこかで綴じるようなことにはなるかもしれませんけれども、やらないといけないというふうに思います。町としては一番大事なところは、先ほどからお金の話ばっかりしますけど一番「やらなければいけない事業」、これは必ずお金をつけなければけないと思っています。その次に「やった方がいいなと思う事業」を取捨選択していきながら事業費をしっかりとかけていくと。その中で効率性を上げるために、また将来の公益性を上げるために金額をどのぐらいにするか。ほかのところをしっかり考えていくというようなところで考えさせていただければなというふうに思っているところです。繰り返しになりますけれども、一番は町の方々に楽しんでもらうというのはちょっと語弊がありますが、喜んでいただけるサービス、充実したサービスを感じていただけるというところを今までもそうですけれども、これからも主眼に置かさせていただきたいと思います。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩いたします。次の会議を２時４０分から行います。

（午後２時２５分）

議長（熊谷博行君）　それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後２時３８分）

議長（熊谷博行君）　４番、児玉智博議員、御登壇願います。

４番（児玉智博君）　まず最初に学校給食について質問します。４月から小学校の給食について国が小学生１人月額５千２００円の国庫補助を開始することで全国的に無償化が始まります。小国

町の場合、来年度の小学校の給食費の単価は１人当たり月５千７００円で不足する５００円を町費負担することで完全無償化されることになります。一方中学校については１人につき２千１００円の町費補助が行われますが無償化は見送られました。引き続き今年度と同額の月４千７００円の保護者負担が必要となります。前回１２月議会で中学生までの無償化を私が求めましたところ、渡邉町長は「国と県が覚悟を持ってしっかり取り組むというところを町が覚悟がないというのは幾ら何でもありませんので、高市総理それから木村知事の考え方にのっとって町のほうもしっかり対応したいなと思います。」と答弁をされました。これだけの答弁をされましたので私としても期待もしていた部分ではありますが、町は覚悟を決め切れなかったということでしょうか。

町長（渡邉誠次君）　私がそのお話をしたときに多分前の日だったと思いますが、木村知事にお会いをして、そういうお話を木村知事がされておりました。もちろん「国と県が「中学生まで」という覚悟を持たれるのであれば私も当然覚悟を持って」といったところでありますが「小学校まで」ということでありましたので、小国町では中学生は保護者の負担をいただいて、そのほかの２千何百円ですかね、その部分を町のほうで負担するとこれまでの基準で考えをさせていただいたというところでございます。

４番（児玉智博君）　熊本県内でも幾つかの自治体で自治体独自予算で中学生まで無償化するところがございます。南小国町も今回そうすることが新聞記事でも伝えられているところであります。渡邉町長は折に触れ南小国町の髙橋町長とはお話をする機会があることを言われておりますけれども、学校給食費のことについて事前に高橋町長とお話しされることはなかったのですか。南小国町が来年度から中学生まで給食費を無償化することは御存じだったでしょうか。

町長（渡邉誠次君）　髙橋町長からお伺いをしておりました。物価高騰対策を含めて両町でいろいろ話をさせていただいて、当然ですけれども町が違いますので隣町で違う政策があるのも当然でございます。給食費については髙橋町長からしっかり聞いておりました。

以上です。

４番（児玉智博君）　今小国町民のイメージとして子育て教育に限ったことではないかと思いますが、南小国町はしっかりしていると。町民のことを考えてくれているというのが定着しているわけです。今回は学校給食費ですが、特に世論が注目することについて両町の判断が分かれると、いよいよ「子育てするなら南小国町のほうだ」という印象が強くなると思います。そうなれば中長期的に見て若い世代の中で「機会があったら南小国町に引っ越そう」という人たちが増えることになりかねないと思います。ですから子育てや教育支援の水準はできる限り南小国町に合わせるというか劣らないようにするべきだと思いますが見解を求めます。

町長（渡邉誠次君）　そもそも論のスタートをさせていただきますと、国県がしっかり基準を設けて、その基準にのっとってやるといった場合には小国町でもやります。しかしながら両町で合わせるといったところも、当然合わせるところもありますが合わせないところもありますので、給

食費が無料になったというところで町民の皆さんが「南小国町に行く」という選択肢をとるのであれば致し方ないのかなというふうに思いますが、小国町は小国町でしかできないこともありますし、考え方が将来にわたっての考え方だったり、公立病院の考え方だったり、そういったのも含めて考えるところありますので、南小国町と考えるところは一緒にできるところは一緒にやる。一緒にできないところは違うふうにやる。それで普通だと思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　居住地の自由というのが憲法上保障されているから、そういう答えになるのかなと。ただ、給食費が向こうは中学生も無料だから「行くならどうぞ」という、まさかそんなこと言われると思わなかったのですけど分かりました。「中学校の給食費無償化は、できるだけ早く実現してほしい」というのが保護者を始めとする町民の願いだと思いますが、今の答弁でいくなら国費負担がなければ小国町は中学校までの無償化はやらないというふうな理解でよろしいですか。

町長（渡邉誠次君）　はい。町長が変われば変わるかもしれません。しかしながら私が来年ぐらいまで考えているところは、国の基準にのっとって考えさせていただくというふうに思います。あんまり隣町と人間の取り合いしても何にもならないと思うのです。私は日本国じゅうの子どもたちが増えていくのであれば、しっかり応援したいというふうに思いますけれども、「南小国町がいいから南小国町に行く」、「小国町がいいから小国町に行く」、そういうような考え方で私はまちづくりをしたことはありませんので御了解いただきたいと思います。

４番（児玉智博君）　あまりかみ合ってないと思うのですけど。１２月議会の議論も聞いてらっしゃったけれども、そもそもが学校給食費の無償化という要は教育の無償化、高校授業料の私学も含めた無償化と一体で「小中学校の学校給食の無償化を進めましょう」という検討が始まっているわけです。それはなぜかと。これは日本国憲法の中に「義務教育はこれを無償とする」と。教育の一環として学校給食というのは提供されているわけですから「義務教育は無償」という憲法の理念に基づいてやっているところです。ですから河津寅雄町政時代の小中学校の教科書無償化の話もしましたけれども、やはりそういった立場に立てば給食の無償化というのは当然の流れであって、だからそれを国がやらない部分を町がしっかりやっていくというのは何もおかしいところではないし、私が持ち出したのがいけないのかもしれないけれども住民の取り合いとか、そういう狭いところで物事を捉えるべきではないということを申し上げて、この項目最後に次年度の賄材料に必要な一月当たりの値段が小学校５千７００円、中学校は６千８００円という設定でありますけれども、アメリカ、イスラエルのイラン攻撃に端を発して既にガソリン価格が高騰し始めています。今後どれぐらいの規模で物価高騰が進むか分からない状況です。もし賄材料費が上がったとしても単価を抑えるために給食の量や質が落ちるようなことはあってはならないと思います。賄材料費が高騰した場合の対応は、どのように考えておられるか教育委員会の考えをお示

しください。

町長（渡邉誠次君）　一番最後の質問に少しお答えをさせていただきますと、もう平行線だというふうに思います。国のほうで憲法にのっとってやらないといけない。今までやらなければいけなかったところです。ですので国がやるというふうになったときには町もやります。しかしながら国がやらないといった選択肢の中で「やらない」とは言っていません、将来に対してやるというふうに思いますけれども、それまでは町のほうでは申し訳ないですけど保護者の皆様方に御負担をいただければというふうに思います。あんまりいたずらに両町の政策を並べ立てて煽るような質問は私としては何となくお答えしにくいなというふうに思います。やっぱりやらなければいけないことは一緒にやるのです。一緒にやれないことは一緒にやらない。これは議員の考え方と違うかもしれませんけど私の持論として答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

教育長（村上悦郎君）　それでは賄材料費ということです。今ありましたが小国町にも南小国町に勝るいいところがたくさんあるのですが。言っていただけると有り難いです。まず物価高騰で１食当たりの単価が想定を上回る価格になろうとも給食の質や量は保持する。賄材料費増額は今まで補正してきました。ということで小学校におきましては、これまで同様に給食費負担軽減交付金額を超えた場合の給食賄材料費は、町が負担し保護者からの徴収はしない。そして現状把握です。私たちも検食でありますとか情報交換、栄養職員さんや保護者からの意見聴取にも努める。また現在もやっておりますが安定した安心安全な食材確保に努める。栄養職員や給食センター事務長の日々の努力によってカバーしております。今年もパンよりもお米のほうが安いのでパンの回数を減らしてお米をとかいうこと、また県の学校給食センター、給食会を中心とか、地元の業者さんのところでのより良い食材の確保に努めている。そういったところで質の低下が起こらないように、また質の低下があっても補てんするという考えでおります。

以上です。

４番（児玉智博君）　大変心強い答弁だったと思います。

続いて、町の土木工事をめぐる贈収賄事件について聞きます。１２月議会閉会後、起訴されていた前の建設課長と指名業者の前の社長の裁判が始まりました。初公判がそれぞれ２月１７日に贈賄側である前の社長、３月３日に収賄側である前建設課長のものが開かれました。町は傍聴されていますか。

総務課長（松本徳幸君）　３月３日の元建設課長の分のみ傍聴いたしております。

４番（児玉智博君）　ちょうど両日とも議会の日程に重なっていましたから私は報道で伝えられている範囲での質問になりますが、３日の初公判は傍聴された職員がいるということですので補足というか答弁があれば内容なんかも御報告いただければと思います。両方の公判で検察官の冒頭陳述で読み上げられる起訴状には、令和２年７月豪雨災害の災害復旧工事の工期延長が続出した

ために、当時の建設課長というか前の建設課長が当時建設業協会の会長だった前社長に町外業者も入札に参加させる考えを伝えたということであります。前の社長はほかの８社に意向を聞いた上で町内業者のみの指名を要望したところ、前の課長は町の指名推薦審査会で発言する権限があったものの町外業者を参加させる意見は述べず町内業者のみの指名が続くことになったというものであります。この見返りとして飲食等の提供が行われたとされているのですが、前の社長は公訴事実を認め結審しています。一方で前課長は「賄賂と思って飲食などはしていない」として否認をし、無罪を主張していることが伝えられています。それで起訴状にある「町外業者も入札に参加させる考えを示した時期」というのが報道では伝えられていなかったので分からないのですが、傍聴しているのであれば分かっているのかなと思います。豪雨災害の災害復旧工事に町外業者を加えることは災害発生翌年の２０２１年６月議会の一般質問で私も提案したところであります。このとき前課長は建設課審議員でしたが答弁に立たれ「町外業者は土地勘がないから」などの理由で提案を拒否されたわけであります。ただ、質問前のレク段階だったか通告も出す前だったかちょっと私も記憶が混同しているのですが、私が「被災農家はいつ当たり前に田植ができるようになるかも分からずに大変困っている。町外業者の力を借りて少しでも早く片づけてしまえないか」とお伝えしたところ前課長は「はい、会長さんに相談してみます」と応じられたわけであります。このときは、どの業者を入札に加えるかというのは業者に相談することでもないと思いますし、本人もそうは言うけど相談もしないんだろうなと、やらないだろうなというふうに私は思ったのですが、記事を読んで本当に相談というか一応していたのだなと驚いたところであります。ただ問題として審査会の内容というのは「一切非公開」だと議会の場で総務課長もおっしゃられています。それなのに中に入る人間が審査会でこれから話すかもしれない内容、言わばインサイダー情報を外部の人間に漏らすこと自体重大だと思うし、まして外部の人間の意見で審査会の方向性が変わってしまったとしたら、これは大変な問題だと思いますが、この点いかがでしょうか。

総務課長（松本徳幸君）　先ほど児玉議員がおっしゃったとおり冒頭陳述の内容につきましては、おっしゃるとおりのことを言われたことと認識してございます。言われたとおり「会長に事前に相談してみる」ということで相談されることについて、ちょっとどのような相談されたのか私のほうでも判断してないところではございますけれども、まさに今この点について裁判で継続している事案の内容となっておりますので今それを判断して、この場で答弁するのは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　やはり指名業者に町外業者を加えることを既に指名されている業者の人に相談するということ自体が奇妙なのです。それはそんな相談されれば「いやそれは困る」というふうになると思うのです。やはり事業者側としては経営に責任があります。建設業協会会長という

立場であれば自分のところの会社以外についても責任が伴ってくるわけです。そういう中で「いや今回の災害復旧工事だけに限って入れてください」と言われても、もしそこでそういう実績ができてしまえば今後一般の工事についても町外業者が入ってくるのではないかということをやはり警戒されると思うのです。そうなれば答えとして返ってくるのは「いや、それはやめてください」ということが聞く前から分かっているはずなのに、それを何でそんなことを言うのかなという点で本当にちょっと解せない、奇妙なことだと思います。それで刑事事件となっている贈収賄以外にもいろんな問題をはらんでいると思います。やはり地方公務員法を始めとしていろんな観点で町独自の調査も必要だと思いますが、どのように進めていくおつもりですか。

総務課長（松本徳幸君）　独自調査ということでお答えさせていただきます。本件につきましては現在、先ほども申し上げたとおり刑事事件として起訴され、司法の場において審理が進められているところでございます。刑事責任の有無や事実関係の認定等につきましては裁判所において厳正かつ慎重に判断されるべきものだと思っておりまして、町といたしましてはまず司法判断を注視してまいりたいと思っております。現時点において町が独自に事実認定を行うことは公判手続に影響を及ぼす恐れがありますので慎重であるべきと考えております。今後裁判の結果や明らかとなる事実関係を踏まえて必要に応じて適切に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

４番（児玉智博君）　必要であれば裁判が結審して判決の言渡しが行われてから、町としても地方公務員法の部分であるとか、そういう部分についての調査というのを開始するということですね。

総務課長（松本徳幸君）　先ほど「結果や明らかとなる事実関係を踏まえ」ということで申し上げましたけれども、裁判の中で新たなる事実関係等が判明したら、その時点で何らかの対処も出てくるかと思っております。もちろん裁判で判決が出てから、そのあとで判断することもあると思います。

４番（児玉智博君）　念のために申しておきますと公訴事実は贈賄と収賄の賄賂罪だけです。地方公務員法なんかでの起訴はされてないわけですから、その部分での判断は裁判所はしませんよ。検察も立証しませんからね。ですからそこはどこが判断しなければならないかといえば、それは町です。であれば必ず独自調査をやらなければならないときがやってくるわけなのですけれども、それはやるべきなのではないですか。

町長（渡邉誠次君）　はい。必要な時期が来たらもちろんやらなければいけないというふうに思いますが、先ほどから議員は質問されるときに「私はこう思う」「はずである」と相当言っておられるの気付いてらっしゃいますか。予測のもとにこちらにお話をされていますが、こちらは今裁判も始まって判決が出るのです。そういったところも考えると私たちは「思う」とか「はずである」という判断で児玉議員に答弁を返すわけにはいけないと思うのです。ただ「こう思いますよ」と。後で質問がありますので、これで控えさせていただきますけれども、やはり大事なところは

予測の範囲内で裁判の中の話をしてはいけないと私は思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　傍聴しているから分かると思いますけど、公訴事実は収賄罪だけでしょう。地方公務員法でも起訴されていますか。されてないでしょう。されてないのであれば事実認定もされませんよ。違いますか。これ揺るぎない事実だと思いますけど。

町長（渡邉誠次君）　最初からの話をさせていただくとずっと「思う」とか「はずです」と質問で言っているのです。実際僕数えて今３、４回書きましたけど。ですので私としては、その判断ができにくいので答弁がやりにくいなというふうに思っているだけで、実際町の行政処分に関しては、いずれやらないといけない時期が来たら必要になればやらないといけないなというふうに思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　「必要になればやる」ということで必要な判断というのを適切にやっていただければというふうに思います。

地熱熱水の河川排水について聞きます。この問題は９月議会、１２月議会と続けて聞いていますが、前回の質問での答弁で情報政策課長と税務住民課長から答弁をいただきましたが、お二人の答弁で重要なところを要約すると、「排水については事業者から説明を受けていて年内には解消するということで話を受けている。町としても分湯の状況を十分に把握していなかった状態だったので業者から分湯の位置図などの資料を提出してもらい確認していかなければならないと思っている」ということでありました。そこで１点目。年内の解消がどうなっているのか。２点目位置図などの資料提供を受けて町としての確認はできたか御報告ください。

情報政策課長（田邉国昭君）　地熱に関する質問ということで答弁させていただきます。まず問題の１点目ということで、まずは位置に関しての確認を行いました。これはもともと井戸を掘った位置図などの情報も必要ですので全部まとめたかたちで、生産井、還元井、それから分湯を行っているその配管図の様子について平面図上で示したものを見せていただいております。というのが手元にあります。それともう一つ、分湯に関して「地下に全量還元していただくように」ということで工事を進めていただいておりました。議員言われるように工事のほうを昨年進めていただいて「１２月中に終わっていただくように」ということで現場で何度か確認をしておりましたが１２月中に完了しておりません。配管などを行って最終的な調整などを行っておりましたが「熱交換を行って熱の上昇がまだ足りない」と。「分湯を行う分の水量がまだ不足している」ということですので熱交換のラインをもう１ライン、こちらのほうは先日完成しているところを見ています。水量が足りない問題については別の水源を確保するということで、そちらは井戸を掘ることと使っていない用排水をそちらのほうに充てるということを両方検討していたようですが、最終的にはもう一本水井戸を掘りたいということでお話をしておりました。そこまで終わってし

まえば全量還元につながるか熱交換の工事が終わるかと思っておりますが、まだ完成しておりません。

以上です。

４番（児玉智博君）　前回の配付資料でＡ地点、Ｂ地点と排水場所を示しましたけれども、これ前回議員の方々には配っておりますので今日はちょっと配ってないのですけれど。今年に入ってからＢ地点よりも、まださらに先の部分で新たな河川排水が行われていました。ここから資料を配付しておりますので御覧ください。まだでしたね。すみません配付をお願いします。

（資料配付）

４番（児玉智博君）　右側にあります横向きの写真が排水の現場になるのですが、２月３日に確認しました。場所は北里明野の赤水川です。継ぎ手部分を外して川に放流していることが御確認いただけると思います。この部分については２月９日に熊谷和昭議員とお話しする機会がありましたので、この状況をお伝えしました。そうしましたら熊谷議員も排水されていることを御存じなかったとおっしゃられ、「ふるさと熱電に対応するよう伝える」ということでありました。その後対応されたようで程なく排水はなくなっていて２日前も確認しましたが、ここは今現在もとまっています。右側の縦の写真です。これはこの赤水川よりも元のほうになります。北里の町道明野新線沿いの山林になるのですが継ぎ手部分から噴き出している状況です。２月１５日に私初めて確認しましたが、２日前も写真と同じ状況が続いております。役場には両方とも直接伝えていないのですけど、それはなぜかというと後ほどそれも質問の中で明かしていこうと思うのですけれども、これの意味するところはこの噴き出している先が赤水川のところにつながっているのですが、現在継ぎ手は外されたままですが、ここからの放水というのはないのです。ですからこの噴き出しているところの先でこの赤水川に行くラインとどこかで分岐させて別のところに流されているのではないかと考えられるわけです。町は配管図なんかも手に入れたというふうにおっしゃっていますが、まずこの２点把握されていましたか。

町長（渡邉誠次君）　これ大丈夫ですか。（守秘義務）の第６条「甲及び乙は、本協定に関し、相手方当事者から入手した情報を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならないものとする」。これ、それに当たるのではないですか。いやいや守秘義務はあるのですけど、それを児玉議員が持っているって。この協定書って多分町と相手事業所しか持ってない情報ではないですか。大丈夫ですかこれ出して。

４番（児玉智博君）　議長の許可を受けて配付しております。

町長（渡邉誠次君）　いやいや議長もその中身がわかるのならいいですけど。それに関して。

議長（熊谷博行君）　いや、俺、中身見ていない。

町長（渡邉誠次君）　協定書はこれ出せないのではないですか。大丈夫ですか。大丈夫ですかって逆質問になるといけないので割愛しますが、僕は出せないと思いますけど。

４番（児玉智博君）　いやだからもう進めてください。議長ちょっと指名してください。

情報政策課長（田邉国昭君）　それでは分湯そして配管についてですが、配管のルートで今議員が説明されたような場所に配管があることは分かります。途中で外されて山の中で排水があふれている状況ということで現場を確認したことは私はありません。ただ、これは分湯を行っている配管上のことなので「分湯自体を止めていただく」ということをずっと協議して現場で工事を進めていただいております。一部の温泉事業者の方、家族風呂とか旅館の方々に対しての分湯というところで「止めていただいては困る」という方々への協議を行っていたようで、その温泉事業者の方の話がつきましたので、その工事についても「４月に入ってから行われる」ということになったそうです。となれば、ここに流れている熱水、これは地熱の発電所から出た熱水がいっている管路だと思いますけど、これは全部とまってしまうことになるかというふうに思っております。それは「４月になってからの工事でできる」というふうな報告を受けております。

４番（児玉智博君）　やはり赤水川で排水が行われていたこの写真の状況も分からなかったわけでしょう。配管図をもらったのであれば、その先がどういう状況になっているのかというのを町は調べるべきだったのではないかというふうに思うわけです。渡邉町長は施政方針の「地域エネルギー（地熱資源）」の部分で「小国町地熱資源の適正活用に関する条例の適切な運用」ということを述べておられます。この言葉のとおり町が対応しているか少し年を遡って考えてみたいと思います。配付資料を御覧ください。平成２９年、２０１７年４月２０日に町とふるさと熱電との間で結ばれた協定書です。ふるさと熱電の社印は消してあります。これは適正活用条例に基づき補充井掘削に当たって締結されたものです。補充井とは生産井のメンテナンス中や生産井の減衰を補うために利用するもののようですが、本協定の第３条第３項には「乙「これすなわちふるさと熱電」は、補充井及び生産井から流出する熱水のすべてを還元井につなぎ込み処理するよう努めるものとする。」と定めてあります。生産井の掘削やあるいは還元井の掘削申請の際にも同様の締結が結ばれているのではないかと思いますが、まず第一義的に事業者この場合はふるさと熱電が協定を守らなければならないと思います。その上で町も町長が前の北里町長ですけれども公印をついている以上、守らせるよう最大限の努力を払わなければならないと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邉誠次君）　ここにもちゃんと「努めるようにする」というふうに書いてありますけれども、これもそうですが私が事業所の皆さんと話をしたとき、それから役場でも地熱のこういった協定ではもちろん「還元をする」というのが大前提です。しかしながら、これを還元するだけでなく地域の人たちにもその活用も含めて２次利用、３次利用もしていただきたいという町の思いもありましたので是非とも地域貢献をしていただきたいというところで、作物を作ったりとか、ビニールハウスに送ったりとか、また配湯を事業所の旅館とかに配る等々の部分も含めて地域の人たちと事業所と町を含めて話をしているような状況でございます。補足があったらお願いしま

す。

情報政策課長（田邉国昭君）　もちろんこの協定、町にもありますので協定内容を確認できます。平成２９年の４月の日付になっておりましてその当時、補充井の掘削ということで協定を結ばれていることになると思います。もちろんこの文言にあるとおり、条文の第３条第３項にあるように「還元井につなぎ込み処理するよう努めるものとする」という文言があります。当時この事業者では既に第１、第２還元井を掘っております。この後に第３、第４還元井と掘削を続けていくわけで現在掘っているのが第７号の還元井であります。還元井の掘削はずっと続けていっていただいて発電所の運営と併せて生産井ももちろん掘っておりますので還元井につなぎ込んで処理していただいております。

以上です。

４番（児玉智博君）　協定が結ばれた翌年２０１８年、ふるさと熱電はわいた会とともに民事提訴されます。この裁判は被告のふるさと熱電側が勝訴しているわけでありますが、原告である山川温泉の旅館主の方が提訴時に作成した「小国町の皆様へ」という文書を入手しました。この中に原告の主張の概要を代理人弁護士が記したものがあります。それを読んでみますと北里１千３０８番３４－１５という山川温泉から少し上っていったところ、北里川のそばにある土地に平成２８年わいた地熱発電所の還元井、これは今も稼働していると思いますがこれが掘られます。当時この井戸がオーバーフローして大量の熱水が北里川に流されていたというのです。弁護士の文書を読んでみますと、わいた会が当該土地の所有者に還元井がオーバーフローした場合の対策として緊急貯留槽を設けることを提案し、所有者がこれを了承したためそれが設置されました。しかし緊急貯留槽とは温泉小屋のようなものでオーバーフローに対する機能はなく、還元井から河川へ配管を設置して処理できなかった熱水を放流していたというわけです。今回資料を配付していませんが２０１８年８月から１１月までの排水の状況を記録した資料も入手しております。動画記録もあります。現在ここに行ってみますと温泉小屋や配管は今も残っています。ただ排水は今現在はないような状況でした。話を戻しまして弁護士の文書では町の対応を批判的に記しています。読みます。「この問題について小国町に対しても再三にわたりわいた会に適切な行政指導を実施するよう求めたが、小国町は２０１８年６月２５日に開催された温泉審議会以降も特に目立った動きを見せず、弁護士より行政がいかなる指導をしているのか文書で回答するように求めても「必要に応じて随時適切な指導を行っている」という回答をするだけで事実上小国町はわいた会の違法行為を黙認し放置している」というふうに書かれています。重ねて言いますがこれは原告側山川温泉の方々が敗訴しているものではあります。しかしこれは町がやはりきちんとした対応をしていなかったがために、この訴訟にまで発展したというのが実情ではないかと思うのです。このときに先ほど紹介した協定書を守らせるという断固とした対応をとれなかったから、河川排水の問題が８年経った現在まで尾を引いているのではないかと思いますが、町はどのように努力

をされてきましたか。

町長（渡邉誠次君）　すみません。再度ちょっと確認したいのですけど、これ本当協定書って表に出せるのでしょうか。ちょっと法律は詳しくないので、すごく怖い気がしております。確かに議員の発言ですのでお答えをしないといけない部分はしないといけないのですけど。やっぱり出せる資料と出せない資料は法的な見解がどうしてもいるようなところがありますので、むやみやたらに出したらいけないのではないかというちょっと心配をさせてもらっているのが一つです。それから先ほどの部分でいくとこの協定の部分ではありませんけれども、一旦裁判をされて終わっている案件でございます。その中で町の不備が例えられているというところでありますけれども、町としても鋭意努力をしながら地域の人たちと話をしていって当然仲介をしているものというふうに思います。私の時代、北里町長の時代、ちょうど地熱発電で開発があっているときですので様々な新しい事柄で動いてきたので試行錯誤の部分もあったかと思いますが、それでも地域の方々、事業所、町、それから有識者の方たちできちっと話をしていきながら進めさせていただいたという記憶で私はおります。

以上です。

４番（児玉智博君）　やはり私も当時言われているような状況、町の動きが鈍いということを感じるわけです。熱水の還元に関することで今年に入ってからも私、町に調査を求めていたことがあるのですが、１月２７日情報政策課長から私の問いかけに対して「現地で事業者から直接説明を受けたらどうか」との提案を受けました。私としてはあくまで行政がこの条例を守らせる役割をしっかりと果たしてもらいたいから、いろいろ情報も提供というか「こういうことがありますよ」ということをしてきているわけです。ですから説明と言っても私はそんなに急ぐ気もありませんでした。１月２７日火曜日ですけれどもこの日はちょうど総選挙の公示でしたから私も忙しかったので「明日以降なら時間がつくれますけれども」ということでお答えしました。課長は「明日は私がいない」ということでした。だから私は「いやもうそれは金曜日以降でもいいです。何ならその来週でもいいんだけれども」ということで言いましたけれども、課長は「早いほうがいい、夕方４時ならどうでしょうか」としきりに言われるから私も「では４時には間に合わないだろうから４時半に何とかしましょう」と約束をしまして、場所は岳湯ですけれども現地に行ったわけです。行ってみますと役場職員が情報政策課、課長を含め３人、それから税務住民課長もいらしてました。ふるさと熱電の方が４、５人いたでしょうか。それから、わいた会の代表の方がいらっしゃって、何か待ち構えているというような状況だなというふうに私は行ったときに思ったわけです。それで、この場でのやりとりが私としては、わいた会の代表の方から恫喝を受けたなというような気がしております。例えば例を挙げますと「おまえは何で俺たちに話を聞きに来ないで役場に言うんだ」「役場も暇ではないんだ」と。「今度からもう役場には行くな」ということまで言われましたし、私の立場ですね、「役場も忙しいとかではなくて、これは役場の仕事だと

思うから言うのですよ」というようなことも説明をしました。それで「おまえは何かしたいんだ」というふうに言われますので「いや河川排水をやめてほしいんです」ということも伝えました。しかし「おまえは馬鹿か」とか「おまえは、はっきり言って要らない議員だ」とかまで言われましたけれども、ちょっと税務住民課長その場にいらっしゃいましたけれども私が言ったような発言があったのを覚えていますか。

税務住民課長（中島高宏君）　詳細には覚えていませんけど、そのような言動や、やりとりがあったと思います。

４番（児玉智博君）　事実です。それで、私がここで何で今こんな質問するかというと、それは例えば、さっき「コンビニで」という同僚議員の話がありましたけど、その代表の方と私がたまたまそのコンビニとかで出くわして、向こうが感情的になってそういうことを言われたらそりゃいいことだとは言いませんけれども私もそこまでですよ。私を馬鹿だと思おうが私を要らない議員だと思おうが、それは個人個人の考えですから、それを一々どうこうは言わないです。しかし、この場を情報政策課長、町がセッティングした場所ではないですか。そして私をそこに呼んで、そして私も行ったわけです。私、あれだけのことを言われて腕もつかまれたりしたのですけれども、そのあと何か一言、職員のほうからあるかなと思っていたのです。「私がお呼びしたところであああいうふうになってしまって申し訳ありませんでした」とか、あるいは「役場には来るなとか言われていましたけれども役場の仕事ですので引き続き何かあったらおっしゃってください」とか、そういうことがあってしかるべきかなと思ったのですけど今日まで何もないわけです。であれば私を呼んで役場はそういうこと言えないからその事業者にそういうことを町が言わせたのか。あるいは事業者の方が町を使って呼び出させて、ああいう場をつくったのではないかと。私はそういうふうに受け取るわけです。先ほど「町の動きが鈍い」と言いましたけれども、そういう点である意味これ町と事業者がグルになってこのような状況が生まれているのではないかと思いますが、その点御説明ください。

町長（渡邉誠次君）　ちょっと言葉がひどいのではないでしょうか。事業所の方ここにいるわけではないのです。弁明も反論もできないのにさすがに「恫喝」という言葉はないのではないかなというふうに思います。今も僕口調が強いと思いますけど、これは恫喝には当たらないと思いますし、どのような表現なのか分かりませんが、お互い現場で一生懸命になって話したら今までも場外乱闘ではないですけどワーワー言って話し合ったことがあると思います、お互い。もう何回もあると思います。だけどそれを議場で、しかも私とならいいと思います。しかしながら一般町民の方ですよ相手。反論も弁明もできない第三者からの話しかできないではないですか。その状況で議員の言葉として「私は恫喝されました」、「そうされました」、「町はグルではないですか」。そんなことないですよ、もちろん。そんなことあるはずないではないですか。予測の範囲にしてもちょっと「恫喝」とかいう言葉はやめたほうがいいのではないでしょうか、というふう

に発言をさせていただきますし、それさすがにないですよ。話としては。おかしくないですか。ずっと聞いているのですけど、児玉議員の発言は、私「馬鹿」とは書かれたことはないですけど「ピーマン」と書かれたこともありますし、「ポンコツ」と書かれたこともあります。ＳＮＳでもどんどん私のを消したりしないですよね、自分の載せているやつも。児玉議員のフェイスブックに載せてあるコメントの中身も含めたところで、私何回も見て、多分ここの皆さん方も見られていると思うし議員の皆様方も「コバンザメ」とかいろいろな表現で書かれています。ですがそれ止めもしないですよね。それは個人の表現の自由とか言われるかもしれないですけど、やっぱり議場で相手がいないのに表現をするのに「恫喝」とかそんな話は僕はないと思います。

４番（児玉智博君）　いやだから普通あり得ない状況だったのです。あり得ない状況があったから、それを言っているわけです。要するに何で「恫喝」という言葉を使ったかというと、要は私がいろんな問題を取上げていることに対して、それを黙らせようという思いがその場にあったのではないかというふうに思うわけです。ですからさっきも言っているでしょう。あの場は町がセッティングした場所です。その場であいうことがあったにもかかわらず職員からの弁明も何もない。それが私は非常に異常だと思うわけですけれどもあれは一体何だったのですか。

町長（渡邉誠次君）　補足があったらお答えをしていただきたいと思います。協定を表に出す。いない人の話をする。「恫喝」という言葉を使う。否定もしない。一番最初に私が聞いた話では、田邉課長に電話したときに課長は説明をしましたが「説明が信用できん」というお話をされたと思います。覚えているか覚えてないか分かりませんけど。ですので、そのセッティングになりました。課長もできるだけ自分のことは真摯にお話をしたいんだというふうに思いますけれども「伝わらない」といったところがあって、苦肉の策といいますか、それで事業者さんの設定をしたというふうになります。そこで何で最後の最後まで「役場の職員からの謝罪みたいなのがない」みたいな。いや違うでしょう。そこでどういうような話があってお互いどんな話になったのかも全然今の状況として分からない。児玉議員だけが一方的に言われたのか。ひょっとしたら相手方にしたら自分たちが考えていない傷つけられるようなことを言われたのか、それは分からないです。でも分からない人がここにいないのに、弁明の余地も反論の余地もないのに議員からの質問をそうやってやっていいのですか、この議場の場で。

議長（熊谷博行君）　渡邉町長、そのぐらいで。

情報政策課長（田邉国昭君）　「業者とグルになって」と言われましたが、私のほうから事の経緯から説明させていただきたいと思います。議員がおっしゃったように１月の２７日火曜日のことでした。ちょっと日付を遡ってその前の週なのですけど１月の２３日の金曜日に議員から電話をいただきまして、「わいた第２発電所が建設中ですが今噴気試験が行われていて実際に熱水が出ていたと思うのですけど還元井に行くルートの途中で河川に放流されている。還元井の井戸に入っている水量がどう考えても少ない。おかしいのではないか」という電話いただきましたので、

金曜日の午後に事業者の方と一緒に現場で立会いを行いました。私も配管のルートのことなどその場で詳しく聞きましたので大変勉強になったのですが、議員がおっしゃっていた河川のところで放流があって蒸気がわあっと上がっているところがありましたので、「ここは」と言ったのですけど還元井に向かうルートと関係のない場所でした。還元井に移動しましてメーターが付いているのですけど、還元されている水量というのがパイプが２本あってそのうちの１本にメーターが付いていますので、こっちのほうの水量を見られたか、それで量が少ないと議員思われたかと思うのですけど、そのパイプが「２本あります」という説明を受けました。それは発電所で使って還元井まで行くルートそのもののパイプが２本ありました。その１本にしかメーターが付いていないのですけど「還元する量としては掛ける２です」というふうな説明を現場で機械を見せていただきながら説明してもらい「分かりました」と。その立会いを行ったのが２３日の金曜日ですので、その次の週になって２６日の月曜日に議員に電話でその内容を伝えました。「業者と立会いを行いました。こういう説明でした。配管のルートとかも聞きましたので、そういう河川への放流とかないですよ」という話をさせていただきました。その次の日の２７日ですがもう一度議員から電話をいただきました。「昨日課長のほうから説明ありましたが、その内容ではあまり分からないところがある」というふうな話だったと覚えております。「内容がよく分からない。それは業者が言っているだけでしょう」というふうに私には言われました。私は「でしたら直接現場で立ち会ったほうがいいのではないですか」というふうに言いました。議員おっしゃったように「ちょっとその日は忙しい」と。「夕方ならどうですか」と私言いました。「あしたは私用事があっておりませんので今日夕方でもいいですよ。事業者の方に来てもらいましょう」ということでセッティングはその日火曜日ですので２７日の夕方４時半からになりました。事業者の方に来ていただきました。担当の方も多くいらっしゃいますので、ふるさと熱電の社員の中で技術部の方に来ていただいて立会いをするということになりました。このとき事業者の代表の方に私は電話しました。「こういう立会いを行います」と。「議員から質問があってお答えしましたが私の説明で御理解いただけないということなので現場で立会いをして事業者の担当の方に説明していただきます」というふうに伝えました。現場に向かったのが夕方４時半からの立会いですが、そこに事業者の代表の方来ておられました。私もその場におりまして内容、やりとりについてもずっと聞いていました。内容の確認とかが今税務住民課長にもありました。私も聞いておりまして大分記憶している範囲になるかと思いますが事業者の方と議員からと、意見は双方出されていろいろお答えされているかたちで進んでいたと思います。だんだんそれがエキサイトしていって声が大きくなっていったというふうに私も思います。その中で事業者の方がしきりに言われていた「議員の方が何回もこういうふうな質問されている。この説明については１回わいた会の総会などに出席してもらえないか」という呼びかけが事業者の代表の方からあったと思います。議員のほうが「それには出席しません」という話がだんだんエスカレート、かみ合わずに声が大きく

なっていった状況を見て私は意見が対立しているなというふうに思いました。それを議員が言われるように「恫喝」というのかどうかはちょっと私の判断では難しいです。恫喝、叱責ほかにも。私も役場に長く勤めておりまして厳しく叱責されたり、または圧力をかけられたりしたことがあります。そういう経験もありますがあの場の雰囲気でそれが「恫喝」だったかどうか私は判断しにくいと思います。事業者の方の呼びかけの中に議員がおっしゃっていた「河川への放流とか還元する量がおかしいのではないか」の話は議員から国の機関のほうにもお知らせがされていたと思います。そのことを事業者の方は「なぜそこまでしたのですか」というふうに聞かれていたと思います。「事実の確認は直接私にして欲しかった」という事業の代表者の話もあったと思います。私も現場で話を聞いて議員が国の機関までその話をされたというのはちょっと性急過ぎるのではないかなというふうに思いました。私がそういうふうに感じたところであります。そして町長の話の中にもありました恫喝などで問題になるかと思います。私もいろいろと議員が発行に関わっていらっしゃいます新聞などに何度もこの関係のことが書かれておりまして私は名前も書かれております。名前が先日出た２月号に私の名前３回書いていただいております。内容に関してどうこうということはないのですけど、議員が皆んなにお知らせしたいなという内容で役場側のコメントを出していただくのはいいかと思います。「情報政策課長が議会でこう言った」も間違いないと思います。私の個人の名前まで出される、私はやっぱりそれは「圧力」と感じます。「恫喝」ではないです。誹謗中傷まではいかないと思いますが私はそれを「圧力」と感じて、なかなか仕事するのに気持ちが重くなることが多いです。こうやって議会で地熱に関しては今まで何回も一般質問いただいております。答弁はもちろん当然お答えします。役場でのこれまでも。そして今行われていることも全て報告して業者との協議の進み具合も報告します。ただこうやって印刷物を作って全戸に配布しようというものに名前まで書かれるということに関しては私は非常に圧力を感じます。

以上です。

４番（児玉智博君）　名前を出されることにという御意見いただきましたので今後それは検討をして「圧力」と職員が感じない方向に持っていきたいというふうに思います。それで私はやはり河川で排水されている状況が、これが法律上許されることなのかどうかということを問うているわけであって私には何の権限もないわけです。それをストップさせる権限も許認可の権限もありません。それは行政の仕事だというふうに思います。それでやはりこの２０１８年の段階できちんと町が、そのとき当然担当者は違ったでしょう、町長も違ったでしょう、でもそのときにやはりきちんとできなかったことが今、８年たった今でもこれは尾を引いているのではないかというふうに思うわけです。それで私は言っているように、もちろんいろいろ役場が意見を聞くことも大事でしょう。それはしていいと思います。だけれどもただ私が言ったことを相手に伝えて答えが返ってきてそれを私に伝える。いわゆるメッセンジャーみたいな役割もそれは一つ行政の役割だ

と思いますけれども、「それだけでいいんですか」ということを私は問うているわけです。もう時間あと何分ぐらいですか。３０秒ですか。これ西日本新聞の記事ですけれども。これ２０２０年６月６日付けです。この２０１８年のときもそうですけど、その後も既存の温泉の井戸に対する影響というのが実際出てきている。それは影響の可能性があるものです、あくまで。それは地下のことですから分からない。だけどそういう可能性があることもあるわけですから、そういう協定書であったりとか条例を守っていただくことを、もうちょっとしっかりと役割を果たしていただきたいということを述べまして質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　予定していた５名の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　日程第９、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から小国町議会会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

小国町議会会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

本日、髙村議員が遅れて出席されました。そのことについて先ほど一般質問の中で「一身上の都合」という理由を申されたのですが、このことについては、どういった理由でというのを皆さんの前で述べていただいて、できれば理由と陳謝といいますか、そういったことをやっていただけるとよいのではないかと。ではないと少し納得できない部分があるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

議長（熊谷博行君）　髙村議員なにかありますか。ないですか。

江藤議員は動議ですか。

１番（江藤理一郎君）　いえ、動議ではありません。

議長（熊谷博行君）　それ以上それ以下でもないということでございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和８年第１回小国町議会定例会を閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

（午後３時４２分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議　　長

署名議員（１番）

署名議員（９番）

会　議　の　顛　末

１．会議録署名議員の指名

１番　江　藤　理一郎　君
９番　久　野　達　也　君

１．会期の決定

今期定例会の会期を３月３日から３月１３日までの１１日間とする。

１．	議案第　５号	小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について　令和８年３月３日　原案可決
１．	議案第　６号	小国町行政手続条例の一部を改正する条例について　令和８年３月３日　原案可決
１．	議案第　７号	小国町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について　令和８年３月３日　原案可決
	議案第　８号	小国高等学校町営寄宿舎設置条例の一部を改正する条例について　令和８年３月３日　原案可決
	議案第　９号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について　令和８年３月３日　原案可決
	議案第１１号	小国町公の施設の管理者指定について（学びやの里（木魂館及びその周辺施設、北里柴三郎記念館））　令和８年３月３日　原案可決
	議案第１２号	小国町公の施設の管理者指定について（ゆうステーション、杖立多目的ホール（Ｐホール））　令和８年３月３日　原案可決
	議案第１３号	小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設）　令和８年３月３日　原案可決
	議案第１４号	小国町公の施設の管理者指定について（薬味野菜の里小国）　令和８年３月３日　原案可決
	報告第　１号	専決処分事項の報告について（町道下滴水線橋梁（下滴水橋）架替工事）　令和８年３月３日　報　　告
	同意第　１号	小国町教育委員会委員の任命につい　令和８年３月３日　同　　意
	議案第１５号	令和７年度小国町一般会計補正予算（第９号）について　令和８年３月３日　原案可決
	議案第１６号	令和７年度小国町下水道事業会計補正予算（第１号）について　令和８年３月３日　原案可決
	議案第１７号	令和８年度小国町一般会計予算について　令和８年３月１２日　原案可決
	議案第１８号	令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算について　令和８年３月１２日　原案可決
	議案第１９号	令和８年度小国町介護保険保険特別会計予算について　令和８年３月１２日　原案可決
１．	議案第２０号	令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について　令和８年３月１２日　原案可決
１．	議案第２１号	令和８年度小国町水道事業会計予算について　令和８年３月１２日　原案可決

１．	議案第２２号	令和７年度小国町簡易水道事業会計予算について 令和８年３月１２日　原案可決
１．	議案第２３号	令和７年度小国町下水道事業会計予算について 令和８年３月３日　原案可決
１．		小国町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について 令和８年３月３日　同　　意
１．	発議第　１号	地域公共交通の改善と持続可能な運航体系の構築に関する要望書 令和８年３月３日　原案可決
１．	請願第　１号	公共交通政策に関する請願 令和８年３月３日　みなし採択

《議案外》

令和８年３月３日

１．議員派遣の件について

１．議員派遣報告について

《諸般の報告》

令和８年３月３日

１．小国郷公立病院組合議会について

１．阿蘇広域行政事務組合議会について

令和８年３月１２日

１．閉会中の継続調査の件　　議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会
に付託

《行政報告》

令和８年３月３日

１．小国小・中学校卒業式について

１．小国小・中学校入学式について

１．令和８年度職員採用について

１．「第６次小国町総合計画後期基本計画」の策定について

《一般質問》

（１日目）

１．	加工施設の今後の取り組みについて	Ｐ１２～１４
１．	町営住宅跡地の管理について	Ｐ１４～１５
１．	水道と宮原地区の井戸水について	Ｐ１５～２１
１．	外国人への土地売買条例について	Ｐ２１～２２
１．	町政全般について	Ｐ２２～３０
１．	生成ＡＩの活用について	Ｐ３１～３５
１．	町政に関心をもってもらうために	Ｐ３５～３８
１．	学校給食費の無償化について	Ｐ３８～４１
１．	贈収賄事件について	Ｐ４１～４４
１．	地熱熱水の河川排水について	Ｐ４４～５３

令和８年

第１回総務常任委員会会議録

小　　国　　町　　議　　会

小　国　町　議　会　令和８年第１回総務常任委員会会議記録	
日　　時	令和８年３月４日 午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 54 分閉会
場　　所	おぐに町民センター　３階　議場
出席委員 及び議長	松﨑　俊一　　熊谷　和昭　　江藤理一郎　　穴見まち子 松本　明雄　　久野　達也　　熊谷　博行
事 務 局 職　　員	長　　広行　　坂本　愛子
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第 17 号　令和８年度小国町一般会計予算について
会 議 の 経過概要	令和８年度小国町一般会計予算について各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

総務常任委員長

令和8年第1回総務常任委員会座席表

令和8年3月4日（水） 午前10時00分
おぐに町民センター3階　議場

坂本 議会事務局次長 （坂本愛子）					
長 議会事務局長 （長　広行）	坂本 議会次長 （坂本　愛子）	空席	空席	瀬津田 SDGs推進係長 （瀬津田　創）	池　部 情報係長 （池部　誠一朗）
渡　辺 管財係長 （渡辺　惟倫）	松　本 DX推進係長 （松本　恵）	安　達 地籍係長 （安達　和成）	永　楽 会計係長 （永楽　ひとみ）	石　松 支援係長 （石松　幸恵）	北　里 まちづくり係長 （北里　沙耶花）
波多野 財政係長 （波多野　大祐）	北　里 総務係長 （北里　仁尋）	朝　日 会計管理室長 （朝日　さとみ）	前　田 隣保館館長 （前田　孝也）	矢羽田 住民係長 （矢羽田　恵美）	有　江 情報政策課 課長補佐 （有江　寛文）
大　蔵 総務課課長補佐 （大蔵　将充）	松　本 総務課長 （松本　徳幸）	渡　邉　町　長 （渡邉　誠次）		中　島 税務住民課長 （中島　高宏）	田　邊 情報政策課長 （田邊　国昭）
委員 江藤　理一郎					
委員 ５　穴見　まち子	議長 熊谷　博行	委員長 松﨑　俊一		副委員長 熊谷　和昭	委員 ７　松本　明雄
		長議会事務局長 （長　広行）			

時　松 税務係長 （時松　利衣）
永　江 税務住民課課長補佐 （永江　和広）
申告欠席
委員 ９　久野　達也

議事の経過（r．８．３．４）

委員長（松﨑俊一君）　それでは、改めまして、おはようございます。

今年の冬は寒かったようなイメージがあったのですが、このところずっと暖かくなっております。全国的に見まして本州、北海道のほうで熊の被害があって、その後、日本海側では大雪の災害。私の記憶では１９６３年、昭和３８年の北陸豪雪から気候がだんだん変わってきたと。それまでは小国でも雪が降って３０センチ、５０センチ降ったようなことも覚えておりますし、スキー場が三つぐらいあったというふうに聞いております。横野に流に麻生釣、ほかにもあったのかもしれませんけど。各委員、お体のほうは御自愛いただければというふうに思っております。

それでは、令和８年第１回総務常任委員会のほうを進めたいと思います。

開会に先立ちまして、渡邉町長から御挨拶をお願いします。

町長（渡邉誠次君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

昨日の本会議、お疲れさまでございました。また、その後に公立病院からのお話ということで改めてお時間をとっていただきまして本会議の終了後ということでもありましたので、お疲れの中に御意見を賜りまして、また御理解をいただきまして誠にありがとうございます。昨日のお話の皆様方の御了承によって話を前に進めることができます。「スタート地点」と言っても過言ではありませんけれども、そちらのほうもしっかり進めさせていただければというふうに思います。またその後、昨日は夜７時から杖立のほうでは「かわまちづくり」の作業部会が実はありました。昨年の６月から進めてまいりまして昨日で第４回の「かわまちづくり」になりますが、昨日江藤副議長にも少しオブザーバーで参加をしていただいたところではあります。その中でも６月からということで１年までは経ちませんけれども４回の中で、杖立温泉街の治水対策、それから観光地としての魅力づくり、両方を進めながらの作業部会ではありますが、本当に再開発に近いぐらいの規模で話が進んでおります。これもかたちとして、国、それから県、町、そして民間といったかたちの状況の中で改めての取組でございますので、どうなるかは分かりませんけれども６月の計画策定に向けてしっかり前に進めてまいりたいというふうに思います。

本日は総務常任委員会でございますので、担当所管の議会事務局、それから総務課、情報政策課、税務住民課というところで皆様方には御審議をいただければというふうに思います。先ほどと同様にずっと続いていくことでございますので、来年度の予算ということでございます。どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。お世話になります。

委員長（松﨑俊一君）　ありがとうございました。

なお、本日は議長にも出席をいただいております。ただいま出席委員は６名です。定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午前１０時００分）

委員長（松﨑俊一君）　本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、３月３日の本会議で本委員会に付託されました、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、局長、課長補佐、室長、館長、次長及び担当係長の出席をお願いしております。税務申告の関係で永江税務住民課課長補佐それから時松税務係長の２名が欠席をしております。

それでは、本常任委員会に付託されました、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第１７号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願いしたいと思います。併せて資料等があれば配付をお願いします。それから説明は着座にてお願いしたいと思います。

それでは、お願いします。

議会事務局長（長　広行君）　おはようございます。それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

まず議会費でございます。予算書の２７ページをお開きください。議会費の予算としましては総額７千５９９万２千円で一般会計予算の全体に占める割合は約１．２％です。前年度予算と比較しまして約２６１万９千円の増額となっております。歳出の内訳としましては、議員１０名の報酬と期末手当、会計年度任用職員の報酬、職員の給与、手当、共済費等の人件費が６千８１８万６千円で議会費全体の約９０％を占めています。人件費以外で主なものとしましては、委託料の中で会議録デジタル化業務委託料１００万円がございます。令和３年度から実施している事業ですが、劣化した古い会議録をデータ化するものです。令和８年度では引き続き平成３年度からのデータ化を行う予定です。また議員研修を予定していますので、その助成金などが増加の主な要因でございます。そのほかは例年計上している項目や予算となっております。

続きまして、監査委員費になります。予算書の４９ページをお開きください。予算総額は１３０万５千円で昨年度と比較し１０万８千円の減額となっております。支出の主なものとしましては、監査委員２名の年額報酬５３万円、旅費５１万６千円で監査委員費全体の約８０％を占めております。それ以外につきましては、監査に係る経費や負担金となっております。監査におきましては毎月の例月出納検査及び決算審査、定期監査が主な業務になります。昨年の実績を見ますと約４０日の監査を行っていただいております。

議会費並びに監査委員費についての説明は以上ですが、別紙予算資料としまして右肩に資料（１）議会費及び監査委員費の委託業務、補助金及び負担金の調書を作成しておりますので御参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君）　おはようございます。

それでは、総務課所管の令和８年度一般会計予算の概要を説明させていただきます。着座にて失礼します。

初めに歳出から御説明いたします。

一般会計予算書５ページを御覧いただきたいと思います。第１表歳入歳出予算の歳出でございます。款の２総務費のうち総務課所管分といたしまして９億１千３０９万４千円でございます。対前年比といたしまして８千９４２万３千円の増額となってございます。

続いて、６ページでございます。款の８消防費でございます。２億６千８００万８千円でございます。対前年比としまして４千４８１万円の増額となってございます。続いて、款の１１公債費です。６億９千６１万２千円でございます。対前年比としまして３千２２５万８千円の増額となってございます。続いて、款の１３予備費でございます。５００万円です。昨年度と比べて増減はございません。総務課所管の合計といたしまして１８億７千６７１万４千円となっております。対前年比といたしまして１億６千６４９万１千円の増額となってございます。

次に予算の費目ごとの御説明をいたします。

２８ページをお願いいたします。款２総務費、項１総務管理費、目１総務管理費です。主なものは、職員の給与ほか人事管理に関する経費と総務課の統括的な費用となっております。

続いて、３１ページの中段をお願いいたします。目３財産管理費でございます。主なものは、庁舎を始めとする公有財産の管理に関する経費、また基金の管理など財政運営の費用となってございます。

続いて、３５ページ上段をお願いします。目５公平委員会費でございます。主なものは、公平委員会事務委託に係る負担金となっております。

同じく３５ページ中段です。目６交通安全費でございます。主なものは、小国地区交通安全協会負担金など交通安全に関する経費となってございます。

同じく３５ページ下段でございます。目７諸費でございます。主なものは、各種団体に対する負担金などでございます。

続いて、３７ページ下段から３９ページです。目１０電算施設費でございます。主なものは、庁舎内の電算システムに関する運用管理経費とＤＸ推進に関する経費となってございます。

続いて、４２ページ下段からでございます。目１６社会保障税番号制度費でございます。主なものは、コンビニ交付関連費用と中間サーバーに接続するための運用経費となってございます。

続いて、４５ページをお願いいたします。項２徴税費、目３固定資産評価審査委員会費でございます。主なものは、固定資産評価審査委員会関連の経費となってございます。

続いて、４７ページをお願いいたします。項４選挙費、目１選挙管理委員会費でございます。主なものは、選挙管理委員会の経費となってございます。

同じく４７ページ下段から目２県議会議員選挙費でございます。主なものは、令和９年度に執行されます統一地方選挙に関する準備のための経費となっております。

飛びまして８２ページ下段をお願いいたします。款８消防費、項１消防費、目１非常備消防費でございます。主なものは、消防団の報酬など消防活動費や消防関係の負担金などとなってございます。

続いて、８３ページ下段でございます。目２消防施設費でございます。主なものは、消防自動車購入などの消防設備の整備のための費用となってございます。

同じく８３ページ下段からでございます。目の３災害対策費です。主なものは、災害防止と避難所運営関係のための費用となってございます。

続いて、１０４ページ中段をお願いいたします。款１１公債費、項１公債費、目１元金と目２の利子でございます。主なものは、起債の償還のための費用となってございます。

以上が歳出に係る概要でございます。総務課資料（１２）の予算概要説明と総務課資料（１４）に委託料、補助金、負担金に係る詳細を記載して配付しておりますので参考にしていただきたいと思います。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

予算書の２ページをお願いいたします。第１表歳入歳出予算、歳入をお願いします。款２地方譲与税から款２１町債までのうち３９億５千９０１万７千円を計上させていただいております。対前年比といたしまして２億６千３８２万９千円の増となってございます。

続きまして、総務課所管のものを費目別に御説明させていただきます。

１１ページをお願いいたします。款２地方譲与税、項１地方揮発油譲与税、項２自動車重量譲与税が総務課所管でございます。

１１ページの下段でございます。款３利子割交付金から１２ページの款の９地方特例交付金までが総務課所管でございます。

同じく１２ページの下段です。款１０地方交付税、項１地方交付税でございます。２６億４千万円で計上させていただいております。昨年度と比べまして８千万円増額見込みで計上させていただいております。

続いて、１３ページです。款１１交通安全対策特別交付金でございます。

同じく１３ページの中段、款の１２分担金及び負担金、項１分担金、目１総務費分担金、節１総務費分担金のうち南北共有財産協議会負担金が総務課所管でございます。

同じく１３ページの下段でございます。款１３使用料及び手数料、項１使用料、目１総務使用料、節１土地使用料が総務課所管です。

続いて、１４ページ下段でございます。目５土木使用料、節３法定外公共物使用料が総務課所管でございます。

続いて、１６ページ下段でございます。款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金、節１総務費国庫補助金のうち情報システム運用最適化支援事業費補助金が総務課所管です。

続いて、１７ページ下段です。項３国庫委託金、目１総務費委託金、節１総務費委託金のうち自衛官募集事務委託金が総務課所管です。

続いて、１８ページ下段をお願いします。款１５県支出金、項２県補助金、目１総務費県補助金、節１総務費補助金のうち熊本県権限移譲事務市町村等交付金が総務課所管です。

続いて、２０ページ下段をお願いいたします。目８電源立地地域対策交付金、節１電源立地地域対策交付金が総務課所管です。

続いて、２１ページをお願いいたします。項３県委託金、目１総務費委託金、節の３選挙費委託金が総務課所管です。

同じく２１ページ中段です。款１６財産収入、項１財産運用収入、目１利子及び配当金、節１利子及び配当金が総務課所管でございます。

続いて、２２ページをお願いいたします。款１７寄附金、項１寄附金、目１一般寄附金と目２の総務費寄附金のうち、つながる未来基金寄附金が総務課所管でございます。

同じ２２ページ下段でございます。款１８繰入金、項１基金繰入金、目１ネットワーク事業基金繰入金から目７学校応援基金繰入金が総務課所管でございます。

続きまして、２３ページでございます。款１９繰越金、項１繰越金、目１繰越金でございます。

続きまして、２４ページ中段からです。款２０諸収入、項５雑入、目１雑入の節１雑入のうち熊本県市町村振興協会市町村交付金や派遣職員給与負担金などが総務課所管でございます。

最後に２５ページの中段からでございます。款２１町債、項１町債が総務課所管となっております。

以上、簡単ではございますが、総務課所管の一般会計歳入歳出予算の概要について説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

情報政策課長（田邉国昭君）　おはようございます。

それでは、情報政策課所管の令和８年度予算概要を説明させていただきます。

初めに歳出から説明いたします。

一般会計予算書５ページ、第１表歳入歳出予算、歳出をお願いします。款の２総務費の中にあります文書広報費、企画費、防災情報施設費、地域情報基盤管理運営費、ＳＤＧｓ推進費、統計調査総務費が情報政策課の所管です。そして款の６商工費の中に地域エネルギー費があります。合わせまして４億２千９５４万１千円。前年に比べ８千２８９万３千円の増額となっています。

主なものを説明いたします。

３１ページ上段の款の２総務費、項の１総務管理費、目の２文書広報費。主なものは、広報お

ぐにの作成、ホームページに関する費用です。

続いて、３３ページの下段にあります目の４企画費。主に、ふるさと納税、地域公共交通、移住定住、国際交流に関する費用です。

続いて、３７ページの中段にあります目の９防災情報施設費。主なものは、コミュニティＦＭ放送に関する費用です。

次に４０ページ中段の目１３地域情報基盤管理運営費。これはケーブルテレビでのおぐにチャンネル番組制作委託料ほか光ファイバーに関する保守点検、映像センターの保守業務などです。

次に４１ページ下段にあります目の１５ＳＤＧｓ推進費。主なものは、ニシザトテラスの運営とその業務に従事していただく地域おこし協力隊に関する費用です。

次に４８ページの中段、款の２総務費の項の５統計調査費、目の１統計調査総務費。主なものは、令和８年度に実施される経済センサスに関する費用です。

続いて、７６ページ下段、款の６商工費、項の１商工費の中で目の４地域エネルギー費です。主なものは、急速充電器の撤去費用です。

以上が、歳出に係る費用です。

情報政策課資料（１）に委託料、補助金、負担金に関する詳細を記載し配付しておりますので参考にしていただきたいと思います。

引き続き、歳入を説明いたします。

２ページの第１表歳入歳出予算、歳入をお願いします。款の１２分担金及び負担金の中から款の２０諸収入までの間４億６千６３８万９千円。前年に比べまして８千３３８万６千円の増額となっています。

主なものを説明します。

１４ページの上段にあります。款の１３使用料及び手数料、項の１使用料、目の１総務使用料の一部。

次に１８ページ下段、款の１５県支出金、項の２県補助金、目の１総務費県補助金の一部。

続いて、２０ページ最下段から２１ページ最上段にかけて款の１５県支出金、項の３県委託金、目の１総務費委託金の中の節の２統計調査費委託金。２２ページ中段の款の１７寄附金、項の１寄附金、目の２総務費寄附金、節の１の総務費寄附金の中にあります、ふるさと寄附金と企業版ふるさと寄附金、その下の目４商工費寄附金の節の１商工費寄附金。

続いて、２４ページ中段から２５ページにかけて款の２０諸収入、項の５雑入、目の１雑入の一部が情報政策課です。

以上、簡単ですが、情報政策課所管の一般歳入歳出予算の概要についての説明を終わります。よろしくお願いします。

税務住民課長（中島高宏君）　おはようございます。

それでは、税務住民課所管分について説明させていただきます。

まず初めに歳出を目ごとに説明させていただきます。

予算書の３６ページをお願いします。目８地籍調査費です。主なものは、節の１２委託料の中の地籍調査業務委託料です。本年度の調査は上田及び北里の一部を対象に一筆調査測量を行う予定です。

次に３９ページの中段の目１１会計管理費です。主なものは、節１１役務費の中の手数料です。内訳は公金振り込み手数料や口座振替手数料となります。

次に同じく３９ページの下段から４０ページの上段の目１２住民相談費です。消費生活相談、無料法律相談、行政相談の事業に係るものです。

次に４１ページ上段の目１４住民支援費です。金婚、ダイヤモンド婚、米寿、百歳の表彰事業、更生保護団体の支援、結婚新生活支援事業に係るものです。

次に４３ページ中段の目１税務総務費です。主なものは、職員の人件費。

４４ページ、節１１役務費の中の字図・測量図修正手数料です。

次に４４ページ中段から４５ページ中段の目２賦課徴収費です。主なものは、節１２委託料の中の eLTAX システム総合運用試験対応業務委託料、家屋調査業務委託料、申告受付システム関係の委託料となっております。

次に４５ページ下段から４６ページの目１戸籍住民登録費です。戸籍、住民票、印鑑証明、マイナンバーカードに係るものです。主なものは、節１１役務費の中のガバメントクラウド（AWS）利用料です。また節１２委託料の中の戸籍総合システム機器及びシステム保守委託料、ガバメントクラウド運用管理補助委託料です。

次に５４ページ下段から５５ページの中段、目８人権政策費です。主なものは、人権啓発フェスティバルや人権啓発セミナーに関する費用、人権カレンダーの制作、部落解放同盟小国支部への補助金です。

次に５５ページ中段から５６ページ中段の目９隣保館運営費です。隣保館維持管理や運営に係る費用、地域交流促進事業の費用となっております。

次に５９ページ下段から６０ページ上段の目３児童館運営費です。子ども料理教室、パソコン教室、親子ひろば開催に関わる費用となっております。

次に６２ページ下段から６３ページ中段の目３環境衛生費です。主なものは、浄化槽設置に係る補助金、阿蘇広域行政事務組合が行う火葬施設費用の負担金となっております。

次に同じく６３ページ中段の目１清掃総務費です。阿蘇広域行政事務組合で行います一般廃棄物処理に係る費用負担となっております。

最後に９６ページ中段の目３集会所運営費です。教育集会所としての施設に係る維持管理費用となっております。

以上が、歳出の概要でございます。

別紙資料といたしまして、税務住民課資料（１）で予算資料を配付しておりますので、併せて御確認をお願いします。

次に歳入を説明させていただきます。

８ページをお願いします。８ページの歳入歳出予算事項別明細書の歳入をお願いします。最上段の款１が町税となっております。本年度の町税の予算額は６億５千１８７万円で前年比較２千２０７万円増です。

次に１０ページをお願いします。１０ページの款１町税をお願いします。町税の主な増減を説明します。項１町民税は、個人と法人を合わせ前年比較６００万円増です。項２固定資産税は、前年比較２千万円増です。地熱発電等の償却資産評価額の増を見込んでおります。次に項３軽自動車税です。環境性能割は前年比較２００万円減、種別割は前年と同額です。次に項４たばこ税は、令和７年度決算見込みから２００万円減で計上しております。次に項５入湯税は、前年と同額で見込んでおります。

次に町税以外の歳入の主なものを説明します。

１５ページ中段の目１総務手数料の中の台帳等閲覧手数料から印鑑登録証交付手数料です。

次に１６ページ下段の目１総務費国庫補助金の中の個人番号カード交付事務費補助金です。

続きまして、１７ページ上段の目３衛生費国庫補助金の中の循環型社会形成推進交付金です。充当先は浄化槽設置補助金となります。

次に１８ページ下段の目１総務費県補助金の中の地籍調査事業費補助金です。

続きまして、１８ページから１９ページ中段の目２民生費県補助金の中の地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金。

同じく１９ページ中段の目３衛生費県補助金の中の浄化槽設置整備事業補助金です。

最後に２０ページ下段の目１総務費委託金の中の個人県民税徴収事務取扱委託金です。町民税と合わせまして県民税を町が徴収していますので県からの委託金となります。

以上が、歳入の主なものです。

以上、簡単ですが、税務住民課所管の一般会計歳入歳出予算の概要について説明を終わります。御審議方よろしくお願いします。

委員長（松﨑俊一君）　それでは、これより議案第１７号について質疑に入りたいと思います。

歳出からページを追っていきます。

なお、委員の皆様には事前に配付しております、歳入歳出費目別分掌事務一覧、両面カラーコピーの黄色い部分が本委員会の所管となっておりますので参考にしていただきたいと思います。

２７ページ、議会費からです。款、項、目、節の目を追っていきたいと思います。２７ページ議会費、２８ページ、総務費の一般管理費。

９番（久野達也君）　おはようございます。

一般管理費になるのか予算計上箇所が分からないのですけれども。先日、町長の施政方針の中であった予算概要の中で令和７年度から電子決裁が動いております。そして令和８年度から公会計システムの電子決裁ということでさらなる効率化を図るということですけれども、事務量あるいは職員相互間のそれを活用する動機づけというか運用ここはどのようになるのでしょうか。

ＤＸ推進係長（松本　恵君）　お答えします。

文書管理システムのほうを今年度から稼働させ電子決裁が始まりました。次年度は次世代型の公会計システムに小国町は移行します。予定が来年の１０月中旬からです。今度電子決裁対応型のシステムに変わりますので「電子決裁をする」というふうに本決めしているわけではないのですけれども、この文書管理システムの電子決裁を導入したことを踏まえて公会計システムの電子決裁のほうも今前向きに検討しているところです。

９番（久野達也君）　令和８年度の中途からということなのですけれども、ちょっと思うのが当然入れてすぐは、それに慣れるまでの汎用期間が必要でしょうから１年、あるいは１年半程度それは当然理解できます。例えば電子決裁であれば決裁の部分で供覧でしょうけれども、公会計システムに電子決裁が入るということになれば例えば具体的にちょっとわかんないのですけれども事業者さんから請求書が出てきたと。その請求書は請求書として整理するのですけれども、決裁区分は電子決裁で、請求書はペーパー、というようなところの整合性はどのようになっていくのでしょうか。

ＤＸ推進係長（松本　恵君）　システムの操作説明会が２月下旬に行われたばかりで、細かいところを今まだ把握している最中というのもあります。予算額としては鹿児島の協議会のほうに負担金をお支払いする格好になるので私の予算の費目で計上しているのですが、運営面となると財政係とかあと会計部門と連携しながら「どのように実運用を稼働させていくか」という検討は今からしていくところです。請求書の問題ですけれども、こちらは今日時点では「このようにしたい」という構想は「今から」というところでして、業者様から主だっては紙できます。また今一部では電子型、メールとかウェブサイトからの請求書でもって受領するというパターンもありますが、いずれも現時点では紙に打ち出して紙決裁でもって電子決裁をしています。次の新しい公会計システムになったときは決裁は電子が対応できますので、そうなれば文書システムと同じように電子決裁でしていきますが、果たしてその後に紙の請求書をどうするかという問題は必ず出てきます。恐らく電子決裁をするときはシステムの中に請求書をＰＤＦとかに変換して取り込みまして、それを添付する格好で決裁をするのではないかというふうに想像しています。あとは、その後の請求書原本の保管とか保管年限についてというのは先ほど申し上げたような財政や会計部門との今からの協議の中で運用を決めていく必要があると思っています。

以上です。

９番（久野達也君）　「運用性はこれから」ということで、是非、効率的そしてなおかつ簡素化という部分を十分御配慮いただきたいと思います。職員のほうが決して「これを入れたから面倒になった」とか、「時間を要する」ということのないような対応でお願いしたいと思います。

委員長（松﨑俊一君）　はい、進めます。

３１ページの総務費の文書広報費、財産管理費。

３３ページ、４企画費。

１番（江藤理一郎君）　３２ページ、委託料の当直業務委託料。新しく導入したものかと思われます。閉庁後の経費及び電話対応等の業務委託です。それから警備機器レンタル料といったものが関連であるのかなと思いますけど、この辺りどういうシステムになっているのか、どういう委託状況になっているのか教えてください。

総務係長（北里仁尋君）　来年度予算については庁舎管理の観点から管財係のほうでの予算計上となっておりますけれども、令和７年度につきましては総務係のほうで予算を計上しておりまして、その業務を引き続きということになっておりますので今回私のほうから説明をさせていただきます。当直業務委託料につきまして本年度月額で２０万９千５５０円、機器レンタル料ということで１１万円で契約をしております。両方とも税込み価格になっております。現在業者のほうに入っていただいて夜間については小国町の代表電話にかかってきたものについては警備会社のほうに転送をかけて、緊急性が高いものについては警備会社から担当者のほうに連絡があるようになっております。もし、つながらなければ私のほうに連絡があるようなかたちをとっております。

１番（江藤理一郎君）　今年度は夜間に電話があったとか、そういった事例はありますか。

総務係長（北里仁尋君）　直近で言えば、「野焼きが延期になった」であるとか「開催されます」というような連絡が業務時間外にかかってくるような状況がありました。

委員長（松﨑俊一君）　ほかよろしいですか。３３ページ、企画費。３４、３５ページは公平委員会費、交通安全費、諸費。

７番（松本明雄君）　地方バスの件で聞きたいのですけど、産交バスと日田バスがあります。日田バスと産交バスの比率と、日田バスは日田から杖立まで来ています。小国町と日田市の分配がどのくらいあるのか。それと今大体どれぐらいの人が乗る予定になっているのか、お聞きしたいと思います。

情報政策課課長補佐（有江寛文君）　御質問いただきました。現行の路線バスに関する御質問でございます。まず産交バスに対しまして、予算書のほうでは３４ページの１８負担金補助及び交付金というところの３千７２０万円の金額の予算でございますけれども今年度の今のところの実績をまず申し上げたいと思います。今年度につきましては、まず産交バスのほうから３千８４万９千円の補助の申請がございまして、これは１２月中にお支払いをしているところです。続きまして、日田バスでございます。日田バスにつきましても１２月に済ませておりまして日田バスから

の補助の申請は３４７万７千円という金額でございました。この金額といいますのは、それぞれバス会社さんのほうの赤字であったり、そういったところの補てんを請求されるものでございます。割合としましては、そこまで算出はしておりませんでしたが、この辺り物価高騰の影響もありまして燃料費も上がっております。いろいろ車の修繕費、タイヤの交換、そういったところも上がっておりまして、次年度は少し増額をする見込みというところで少し予算額は増加をさせているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

７番（松本明雄君）　日田バスを見ると日田から杖立まで来るのに観光客の方もいらっしゃると思うし、病院に通われている方もいると思いますが、なかなか運転手の方だけが運行している場合が多いです。だから今後大体の人数とか、どういう利用をしているとか、そういうのも調べていただきたいと思いますがどうでしょうか。

情報政策課課長補佐（有江寛文君）　今議員御指摘のとおり、お客さんが乗っていない、少ないような状況も日中などあるかと思っております。今年度に関しては補助の申請があったときに日田バスの御担当の方がおっしゃったのは、今回３５０万円ほどの補助になっておりますけれども前年よりもこれは補助額は落ちております。といいますのが、インバウンドの方の観光のお客様がたくさん乗られて運賃収入が上がったので、補助のほうは下がったという結果でございました。ただ観光客の方が乗られない時間帯などもあるかと思います。そういったところは事業者のほうに内容をお聞きしながら、事業者がどう思ってらっしゃるか、若しくは便数が多過ぎるとか、少な過ぎるとか、そういったところもちょっとヒアリングをして、まず現状を把握したいと思っております。御指摘ありがとうございます。

委員長（松﨑俊一君）　３５ページ。

副委員長（熊谷和昭君）　地籍調査のほうが載っていますけれども北里と上田を今年する予定ですけれども、大体全体のどのくらい終わっていて、あと何年ぐらいかかる予定なのでしょうか。

地籍係長（安達和成君）　地域調査の進捗についてお答えいたします。令和７年度末現在で小国町全体に対して９０％は終わる予定でございます。今後予算の都合もございますが令和１２年度までには一筆調査は終了する予定でございます。

以上です。

７番（松本明雄君）　地域活動費についてお聞きします。金額は何も問題ありませんが、やはり組とか部とか高齢化が進んでおります。部長会議とかに総務課長とか町長も出られますが、そういうとき部長さんとか、いろんな話が出ると思いますが、前向きな話は出ていますでしょうか。今後どうしたらいいかとかいう相談はないでしょうか。

総務係長（北里仁尋君）　令和７年度において行政部長さんの会議を２回ほど行わせていただいております。その中でも前向きというか、やっぱり課題のほうが多く意見としては上がっておりま

す。「各大字ごとでお祭り等を開催していたけれども、コロナで中止になった。その後にまた再開するのが、なかなか難しい」であるとか、その後の協議会の会員不足、なかなか成り手が少ないであるとか、そういった事例のほうが多くて前向きというよりも課題のほうの意見のほうが多く出ているような状況です。

以上です。

町長（渡邉誠次君）　少しだけ補足させていただきます。宮原の地域で前「ざまむね座」で河川清掃していたところを協議会のほうで話をしていただいて、前向きに「ボランティア活動を再開するような動きとかを今協議をしている」というお話をいただいているところもあります。また町内の木の伐採のときに町単独ではなかなか理由も付けづらいところもありますけれども、地域の方々からの寄附とプラスアルファで例えば森林組合の制度を利用してというかたちで木の伐採等々も今後していく予定にしております。また敬老会辺りも協力をして何とか再開したいといったところはありますが、先ほども言っておりましたけれども１回やめると、なかなか再開するのは難しいというところもあって、「記念品の配布等々であればもっと気軽にできるけれども、どうにかならないだろうか」という町への要望もありました。第１回目の会議は先ほど言いましたけど７月の１０日にいたしました。そして第２回目を１２月の４日に行いましたけれども様々にお話もいただきました。農業委員会についても地域のほうでお話しいただいて御推薦をいただくような方向だったりもお話をさせていただいておりますので、少し縮小化傾向にあるけれども、とても大事な地域活動でございますので、その部分では推進をさせて町のほうもしっかりサポートができるようなところは、しっかりサポートしていきたいというふうに思っております。昨日の施政方針の中でもお答えさせていただきましたけれども、大字協議会等々を中心に組長さん部長さんといろいろ話していきながら、まずは話をお聞きして、それに対しての課題の解決も大切ですけれども一緒に何かをやっていくといったところも必要だというふうに思います。引き続き話をさせていただきながら進めさせていただきたいと思います。

以上です。

７番（松本明雄君）　「前向きな話」と言ったのは、この前からテレビで見ていましたけど、祭りがなくなると、その地域はだんだんだんだん衰退していくと。そういうことで全国から祭り好きな人を集めて、その祭りに参加していただくとか、そういうことも事例でありましたので、今後そういうことがあれば、やっていただきたいと思います。町長が今言われたように「ざまむね座」もケヤキの木の補助金の話もありましたけど、うちのところは非常にやっていただいております。今後、河川掘削のほうも町とは関係ありませんが住民が非常に苦慮しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長（松﨑俊一君）　進めます。３６ページ、地籍調査から３７ページ、防災情報施設費、電算施設費。

３９ページが会計管理費、住民相談費。質問が漏れたときは後からまたお願いしたいと思います。

４０ページ、地域情報基盤管理運営費。

４１ページが総務費の１４住民支援費、１５ＳＤＧｓ推進費。

次のページ、１６社会保障税番号制度費、総務費の中の税務総務費。

次のページ、賦課徴収費、次、３固定資産評価審査委員会費、総務費の戸籍住民登録費。

次が４７ページまでいきますと選挙管理委員会費、県議会議員選挙費、参議院議員選挙費は廃目になっています。総務費の統計調査総務費。

４９ページが議会に戻って監査委員費。よろしいですか。

４９ページ、民生費の社会福祉総務費、これはこの中の一部です。

少し飛びまして５４ページ、民生費の８人権政策費、隣保館運営費。

９番（久野達也君）　人権政策費の中についてなのですけれども委託料で人権啓発セミナー事業委託料が計上されておりますけれども、これまで人権啓発フェスティバルやなんかを見ますと例えば障害者の方の講演であったりヤングケアラー、やっぱり多く感動も受けるし人権について改めて考えなければならないとお聞きしながら思う部分も多分にあるのです。残念ながら参加者数が、せっかくいい話を聞いているのに、もっと多くの方が参加してもらえないかな。それはやっぱり啓発活動、開催の周知案内だとか、いろんなかたちでですね。せっかくこうやって予算計上して行うのであれば、そこら辺りの集客を高める方策も併せて今後、是非取り組んでいただきたいと思います。

隣保館長（前田孝也君）　人権セミナー事業関係ですけれども今議員に御指摘いただいたとおり、内容的なものは年々あらゆる人権課題に取り組むというところでメニューは変えているのですけども、やはり集客という面ではなかなか来ていただけないというか、周知方法もおぐチャンとか広報であるとか、そういった周知方法でしかまだやっていませんので、なかなか集まっていただくというのがちょっと難しくなっているところもあります。今年度、令和７年度は講演を録画したものをおぐチャンで流すという方法をとりました。それは集客がなかなか難しいという課題がありましたので令和７年度はそういった感じでやってみたのですけれども、それだとどれくらいの人が見ていただいているかというのもなかなか分からない部分もありましたので、令和８年度についてはメニューはもちろん今から講師の選定辺りは行いますけれども、集客方法でやるのか、録画したものを見ていただくようなかたちにするのかは検討しながら、できるだけたくさんの方にセミナーの内容を聞いていただけるような方法を条件として実施に向けて努力していきたいと思っております。

以上です。

９番（久野達也君）　是非、お願いいたします。印象で一つだけ講演聞いていて思ったところを少

ししゃべらせていただきます。２、３年前のパラリンピックに出場された片足を失って義足の方ということでお話をお聞きしました。義足であることを隠すのではなく、そのことを明らかにして社会の中で生きていくという、ある意味子どもたちにも聞いていて聞かせたいなと思う部分もありました。ですから「時間帯を考慮する」だとか、あるいはこういったような部分を日常的に、やっぱり啓発活動セミナーを開くときだけの周知ではなかなか難しいと思います。日常的な啓発活動、これの継続性で増員も図れるかと思いますけれども是非、御努力をお願いいたします。

委員長（松﨑俊一君）　ここで暫時休憩といたします。次の会議１５分から行います。

（午前１１時０２分）

委員長（松﨑俊一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１４分）

委員長（松﨑俊一君）　今５９ページまでいっております。

議長（熊谷博行君）　先ほどの久野議員に付随しますが。立場上ほとんどのところに参加しますが先ほど言われるように来客ではないでしょうが、少ないのは現状でございます。昔のことを言っても話にならないけれど、企業とタイアップしていかないと人間は集まりませんよ。学校とかに強制はできないし企業にもできないけど、企業を取り込んでそこの社長を取り込んだら従業員は来ますので。それで増やしていかないとですね。この１５０万円足りないなら増やしてもらえばいいことだし。企業を増やして人間を増やさんと、「できるものだけで、やっている」というのが今の現状みたいに感じます。自分の子どもが終わったら帰ってしまう保護者が多ございますので、できるだけ最後までいるような人間を増やしていただきまして、できるだけそういうのを課長が営業をかけたらよろしいと思いますので是非、頑張ってください。よろしいですか。

隣保館長（前田孝也君）　御意見ありがとうございました。今お聞きした「企業を取り込んで、できるだけ集客を増やす」とか、そのほかいろんな方法を考えながらまた前向きに実際に実施するときにはしたいと思います。

以上です。

委員長（松﨑俊一君）　では進みます。５９ページにいきます。児童館運営費、それから災害救助費は廃目です。環境衛生費、それから清掃総務費、保健衛生総務費は一部と書いてあるけど。人件費ですか。

税務住民課長（中島高宏君）　保健衛生総務費の中に２名分の人件費が入っています。

委員長（松﨑俊一君）　次が、６３ページ、清掃費。また何かありましたときには、お願いします。

ページが飛びまして７６ページ、地域エネルギー費。情報政策課の所管です。

委員長（松﨑俊一君）　１４の工事請負費の急速充電器撤去工事というのは、どちらのほうになるか教えてください。

まちづくり係長（北里沙耶花君）　急速充電器の撤去工事につきまして、以前小国町には４か所、

ゆうステーション、役場前、ゆけむり茶屋、杖立温泉広場について急速充電器がございました。こちらは令和６年度からランニングコストとかの問題で停止をしているところです。ゆうステーションにつきましては、令和６年度に機械の入替えを行って現在稼働をしております。こちらは町が設置したものではなく一般の事業者が設置したもので、町は土地を無償で提供するというかたちでの設置となっており、こちらは町の負担は今ない状況です。同じようなケースで今年度ニシザトテラスにも普通充電器が設置されております。来年度中に小国町役場の前にも急速充電器の設置を行う予定としております。今残っているのが、ゆけむり茶屋と杖立温泉広場の前が今使われていない状況で残っておりまして、そちらの撤去費用として２台分組んでございます。同様のケースでどこかの事業者等が無料で設置、撤去を行ってくれる事業者があれば、そちらで設置をしたいと考えているところです。

以上です。

副委員長（熊谷和昭君）　急速充電器のことなのですけれども鍋ヶ滝の駐車場に是非あったらいいと思います。今エネオスとか業者が無償でやっていますので、できたら入れていただければ結構ＥＶの割合増えてきていますのでお願いしたいと思います。

まちづくり係長（北里沙耶花君）　そちらについては鍋ヶ滝も車が多いところでございますので検討していきたいと思います。

以上です。

７番（松本明雄君）　引き続き、聞きます。ゆうステーションに来る方も結構多いのですけど、あそこで順番待ちしているときもあるのです。「町内に、どこにありますか」と聞かれますので、設置の場所を分かりやすいように書いていただくと助かると思います。

まちづくり係長（北里沙耶花君）　ゆうステーションの前の充電器が順番待ちがあるということですので、町内の別のところを案内するような看板を検討したいと思います。

以上です。

副委員長（熊谷和昭君）　ＥＶ車にはナビの中に充電所が出てくるのですけど、ゆうステーションは出てこないのです。ですから設定がメーカーによって違うのかよく分からないですけど、そこはちょっと確認されたほうがいいと思います。

委員長（松﨑俊一君）　進めます。８２ページ、非常備消防費、消防施設費、災害対策費、８５ページまであります。

次が飛びまして９６ページ、集会所運営費。

その後が１０４ページの公債費。１元金、２利子、それから諸支出金の繰出金、予備費。よろしいですか。

一般会計予算の歳出のほうが一応終了いたしました。後で追加の質問があった場合は、お願いしたいと思います。

次に歳入のほうに入りたいと思います。

ページが１０ページ。

９番（久野達也君）　１０ページ、ちょっとお尋ねします。町税の固定資産税で対前年比２千万円の増。ちょっと大きい数字ですけれども税率で割り戻すと課税標準が１４億円程度になるのですかね。この要因についてお知らせください。地熱発電ですか。

税務住民課長（中島高宏君）　固定資産税の現年分につきまして２千万円増を見込んでおります。内容としましては、償却資産の増ということで主に令和７年度から地熱関係の償却資産が増えてきております。その分を増額させていただいております。

委員長（松﨑俊一君）　ほか質問ございませんか。１０ページ、１１ページ。１１ページの森林環境譲与税以外は総務常任委員会の所管となります。

１２ページの一番上の株式等譲渡所得割交付金から次のページの１２分担金及び負担金の総務費分担金、光ファイバー加入分担金と南北共有財産協議会負担金。同じ１３ページの一番下が公有地使用料。

次のページに入りまして１４ページ、民生使用料の隣保館使用料。それから一番下段の法定外公共物使用料。

次進みます。１５ページの総務手数料、衛生手数料、商工手数料まで。農地等証明手数料以外は総務の所管となります。

次は１６ページ、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金。それから８飛んで衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金。それから下のほうの国庫委託金、自衛官募集事務委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金。

１８ページ下のほうに総務費県補助金、土地利用規制等対策事業費補助金から熊本県権限移譲事務市町村等交付金。

１９ページ、少し飛びまして地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金。少し飛びまして結婚新生活支援事業補助金、二つ飛びまして浄化槽設置整備事業補助金。よろしいですか。

今度は少し飛びます。次のページ２０ページ下のほうから電源立地地域対策交付金、個人県民税徴収事務取扱委託金、学校基本調査、経済センサス活動調査、在外選挙人名簿登録事務委託金、県議会議員選挙委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金。

２１ページが上から経済センサス活動調査、在外選挙人名簿登録事務委託金、県議会議員選挙委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金、それぞれ県の委託金です。それから下半分から財産収入、利子及び配当金、奨学金事業基金積立金利子収入以外は利子収入です。

２２ページ、１７の寄附金、一般寄附金、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金、つながる未来基金寄附金、地熱の恵み基金寄附金、ネットワーク事業基金繰入金、つながる未来基金繰入金、財政調整基金繰入金、悠木の里づくり事業基金繰入金、減債基金繰入金、学校応援基金繰入

金、前年度繰越金、町税延滞金、加算金、預金利子。

議長（熊谷博行君）　ふるさと納税が増えていますが３億８千万円。見込みがあるのですか。またお金出すのではないですか。

情報政策課長（田邉国昭君）　ふるさと寄附金についてです。令和７年度が恐らく３億円という金額で終わっていくかと思います。令和７年度は令和６年度からそこまで大きい伸びがなかったということで、減ることはなかったのですけど伸びとしてはちょっと残念なという数字で終わっていきそうです。来年度ですが３億円から３億８千万円に増額していくことを目標としております。手を加えるところを今検討しておりまして返礼品の充実はもとより、ポータルサイトを使った広告などに力を入れていくという方針を続けていきたいと思います。ただ心配な点として、ふるさと納税に関しては国の税制改正などもありまして制度の改正が毎年行われております。令和７年度中もポイント制の廃止などがありましたが、令和８年度に入ってから新たに規制がかかるような部分ということで総務省から指導はあるかと思っております。あくまで決まりを守りながらルールの範囲内ではありますが寄附額の増加については、これからも真剣に取り組むつもりでいきたいと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ざっくりですね、伸ばしていこうと思っているのか、現状維持でいこうと思っているのか、御答弁をお願いします。

町長（渡邉誠次君）　当然ですけれども伸ばしていく方向で町は向かわなければいけないと思います。ただ今の状況からすると皆さん方の情報でも御存じのとおりだというふうに思いますけれども、なかなか現状厳しくなってきております。高額の納税というのができなくなっている制度もありますし、この商品に関しても地場産業の商品というかたちで、だんだん枠が狭くなってきているような状況でもあります。その中で伸ばしていくのは、なかなか難しいようなところもありますので議長おっしゃられるようなところもあるかもしれませんけれども、町の姿勢としてはしっかり伸ばしていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

委員長（松﨑俊一君）　ほかに質問よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松﨑俊一君）　２４ページ、諸収入の雑入。５行飛ばして熊本県市町村振興協会市町村交付金、二つ飛んで災害対応型自動販売機電気料収入、伝送路利用収入、ＩＲＵ利用収入、派遣職員給与負担金、一つ飛んで光ファイバー引込工事費収入、物品汚損料、地域交流促進事業収入、消防団員福祉共済加入事務費、二つ飛んでコミュニティバス運行経費負担金、派遣職員宿舎貸付料、電柱共架料。次のページが２５ページ、上から四つ飛んで小国郷地域公共交通会議費負担金、消防団員火災共済事務費、下のほうの滞納処分費。

委員長（松﨑俊一君）　私のほうから地域交通です。昨日も話題というかありまして昨日も言いましたが道路運送法ですかね国交省所管、それから熊本運輸支局とか県庁も課の名前までは忘れましたけど、来ていらっしゃったように思っております。一般乗合旅客自動車運送、路線バスとか乗り合いタクシーとかです。それから自家用有償旅客運送、これは白ナンバーです、大臣の許可が要るとかいう話。例えば小国町でいった場合、一つの例として路線バスが杖立から宮原までとか逆に宮原から岳湯までとか新たに開設したいとか。それからタクシー業者が来て「こういうエリアで営業したい」と。そういうときにその地域公共交通会議に諮って協議が整っていることと、そういうふうなたてつけになっているというふうに思っていますが、そういう考え方でよろしいですか。

情報政策課課長補佐（有江寛文君）　公共交通を走らせる場合は、熊本運輸支局のほうにまずは協議をして許可、若しくは承認というのをいただかないといけないというふうになっておりますので、その前段として地域公共交通会議で地元の意見を取りまとめて整理をするというふうになっていたかと思います。そこまで詳しくはないのですけれども、そういった御要望があれば運輸支局のほうに協議を図りながら手続関係は全て進めることになると思います。

以上です。

委員長（松﨑俊一君）　その話からいきますと「町がこれをやるから」とか「あれをやるから」ということで町の議決をもらったから即できるとかそういうものではなくて、合議体というか小国の場合、南北の地域公共交通会議に一応諮ると。法律のほうが基本的に、今あるバス会社とか、今あるタクシー業者、そういったところの利権とまで言わなくても営業妨害するようなことではまた困るし、そういうところも含めてこの「協議が整っていること」というような文言があるのかなというふうに私は解釈しておりました。はい、分かりました。

委員長（松﨑俊一君）　ほか御意見ございませんでしょうか。２５ページ、町債です。総務債のほうから小国郷地域公共交通整備等事業〔過疎ソフト〕、映像センター設備整備事業、家畜改良事業〔過疎ソフト〕、くまもと間伐材安定供給対策事業〔過疎ソフト〕、主伐促進支援事業〔過疎ソフト〕、急傾斜地崩壊対策事業、道路改良事業、道路長寿命化事業、橋りょう長寿命化事業、橋りょう点検事業〔過疎ソフト〕、町営住宅改修事業、鍋ヶ滝公園整備事業、消防機材整備事業、学習・生活活動支援員配置事業〔過疎ソフト〕、小中学校ＬＥＤ改修事業というふうに記載があります。ここまで御質問よろしいですか。収入のほうで質問の漏れ等がありましたらお願いしたいと思います。

最後に、歳出、歳入どちらでも構いません。質疑漏れ等ございましたらお願いしたいと思います。

１番（江藤理一郎君）　歳出のほうで３２ページの使用料及び賃借料、電話機器リース料になるのかと思い質問します。２０２６年の１０月からカスハラ対策が義務化されると。中小企業だけで

はなく役場とかそういった自治体においてもカスハラの対策が義務化されると思います。いろんな公官庁も含め今、警察などにも連絡しても「録音される可能性があります」というような最初の導入というか、そういったものがアナウンスされているところが銀行であったり、いろんなところで多いかなと思います。小国町においては来年度このカスハラ対策について義務化されるということで何か対応などはされておりますか。自動録音システムとか、そういったものは電話機とかで検討されているかどうかお尋ねします。

管財係長（渡辺惟倫君）　議員の御指摘にありましたカスハラ対策について、管財係からの電話機器の部分についてお答えします。今年度、機械警備を入れまして閉庁時に電話のアナウンスが流れるような設定としました。そのときに閉庁時の電話のアナウンス内容を協議する場面がありまして、ほかの振興局とかそういったところはアナウンスの内容に「録音をさせていただきます」とか、そういった内容を入れているというところは検討しまして、町のほうもそれを入れるかというところは協議をしたところでございました。今回は「録音させていただきます」というようなアナウンスは入れませんでしたが、「録音させていただきます」というアナウンスは流れるのですけれども実際は録音していないパターンとか、それを入れることによってカスハラにつながるような電話をかけた方が「録音されるなら、もうクレームをしない」というようなパターンにつながるような事例があるというふうなことも調べたところもありました。今後議員の指摘にありますように電話の改修を検討しているところもありますので、そういったタイミングでカスハラ対策になるような部分については検討していきたいと思います。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　職員を守るというところも含めて早めの対策が必要になるかなと思います。具体的に、いつ頃から導入する予定になりますか。機器を更新するのが来年度であれば何月とか、そういったのはありますか。

管財係長（渡辺惟倫君）　まだ検討段階ではあるのですけれども今ＰＢＸといって庁舎内の電話機器の内線ですとか外線を管理する機械がございます。そちらの保守ですとか、電話機器の交換ですとかのサービス提供期間が終了する時期が近づいておりまして、まだ検討段階ですけれども令和９年度に機器の交換を検討しているところでございます。今いろいろ機器が新しくなっておりましてクラウド型のＰＢＸですとかもございます。どういったかたちになるかは今後の検討ですけれども、令和９年度をめどに検討していきたいなと思っております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　カスハラ対策の義務化の対応というのは令和９年度になるまで待つというところですか。それまで対応されることはないですか。

総務課長（松本徳幸君）　先ほどＰＢＸということで話がありましたけれども、「これを変えないと基本的に録音だとか対応することができない」ということで聞いておりますので、令和８年度

中に何かしら検討しまして財源等も考えながら早い段階で機器更改と、ＤＸと、いろんな面で考えながら早いところで導入が必要ではないかと思っております。

１番（江藤理一郎君）　３１ページの文書広報費で印刷製本費。これ多分広報おぐにだと思うのですけれども昨年に比べると金額が上がっているようなかたちかなと思いますが、その要因は何かありますか。

情報係長（池部誠一朗君）　御質問いただきました広報の印刷製本費についての増額の部分についてですけれども、令和８年度から今職員が行っております広報の編集作業の部分につきましても印刷会社さんのほうにお願いをしまして、編集と印刷というところを一括してお願いするようになりましたので、その部分についての増額になります。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　ペーパーレス化というところで、紙媒体で印刷して住民に届けるというところが少しずつ減ってきているようなかたちではあると思うのですが、公式ＬＩＮＥでもデジタル版で住民のほうに送られていたりしていまして、大分デジタルで見ることによって紙媒体のものが必要なくなるような気がするのですけれども、現状余っているものとか過剰に配布しているようなものというのはないのでしょうか。それから若い方が見る工夫というのは何かされていますか。

情報係長（池部誠一朗君）　広報の印刷、その後の配布のところについての御質問についてですけれども、まず現状広報につきましては毎月２千７００部ほど印刷をさせていただいております。そのうち約２千部ほどが部長配付を通じて組に入っている各世帯に配布をされます。残りの７００部ほどにつきましては、公共施設であったり金融機関さん、あとはスーパー、病院、そういったところに、そこに来られた方に取っていただくようにというところで配布をさせていただいております。その部分で余剰に余っている部分というところにつきましては、今のところないようにしているところです。若い方等に見ていただく工夫というところにつきましては、議員おっしゃるとおりＬＩＮＥであったり、小国町のホームページのほうで広報のほうを掲載させていただくようにしております。そちらのペーパーレスで見ていただく部分につきましては、配付の印刷物と比較しますと内容のほうも全て写真等カラーで掲載させていただくことで、ちょっと見やすくなっているところでございます。今後も若い方向けの何かしら方法がないかというのは、いろいろと勉強していきたいと思います。

以上です。

委員長（松﨑俊一君）　ほかによろしいですか。

委員長（松﨑俊一君）　私が最後に一つ。消防施設の消防車両購入費４千２５０万円、どこに何台とかいうのが分かりましたら。調書で探しきれないので、すみません。

総務係長（北里仁尋君）　消防車両の購入費用につきまして、第１分団機動班のほうでポンプ車を

１台、第２分団第３部のほうで小型動力ポンプ付軽積載車を１台の計２台を購入予定としております。

以上です。

委員長（松﨑俊一君）　ほか質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松﨑俊一君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたしたいと思います。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松﨑俊一君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松﨑俊一君）　全員挙手であります。

よって、議案第１７号は原案のとおり可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託されました議案は全部終了しました。よって、本日の令和８年第１回総務常任委員会を閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（松﨑俊一君）　異議なしと認めます。

以上で、令和８年第１回総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前１１時５４分）

令和８年

第１回文教厚生常任委員会会議録

小　　国　　町　　議　　会

小　国　町　議　会　令和８年第１回文教厚生常任委員会会議記録	
日　　時	令和８年３月５日 午前 10 時 00 分開会 午後２時 50 分閉会
場　　所	おぐに町民センター　３階　議場
出席委員 及び議長	穴見まち子　　児玉　智博　　江藤理一郎　　杉本　いよ 髙村　祝次　　松﨑　俊一　　熊谷　博行
事務局 職　　員	長　　広行　　坂本　愛子
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	令和８年度小国町一般会計予算について 令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算について 令和８年度小国町介護保険特別会計予算について 令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について
会 議 の 経過概要	令和８年度の小国町一般会計、小国町国民健康保険特別会計、小国町介護保険特別会計、小国町後期高齢者医療特別会計の各予算について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

文教厚生常任委員長

令和8年第1回文教厚生常任委員会座席表

令和8年3月5日（木） 午前10時00分
おぐに町民センター3階　議場

坂本 議会事務局次長 （坂本愛子）

松　本 子ども未来係長 （松本　鷹哉）	吉　岡 福祉係長 （吉岡　晃宏）	空席	空席	空席	空席
宇都宮 保育総務係長 （宇都宮　健治）	永　江 福祉課課長補佐兼 地域包括支援係長 （永江　直美）	波多野 健康支援係長 （波多野　優）	矢羽田 介護保険係長 （矢羽田　直美）	山　下 文化振興係長 （山下　弘子）	原　山 学校教育係長 （原山　慶士）
室　原 保育園園長 （室原　由美）	宮　崎 福祉課長 （宮崎　智幸）	渡邉町長 （渡邉　誠次）	村上教育長 （村上　悦郎）	後　藤 教育委員会 事務局長 （後藤　栄二）	中　島 教育委員会事務局次 長兼社会教育係長 （中島　こず恵）

委員 江藤　理一郎

委員 6　松崎　俊一

委員 2　杉本　いよ	議長 熊谷　博行	委員長 穴見　まち子	副委員長 児玉　智博	委員 3　高村　祝次

長議会事務局長 （長　広行）

議事の経過（r．８．３．５）

委員長（穴見まち子君）　皆さん、おはようございます。

先日１日、小国高校の卒業式に参加しました。今までになく温かい、いい卒業式でした。私は食改のほうの委員をしていますので前年度の人権集会で使わなかったもち米を使って当日、卒業する高校生にサプライズとして赤飯に桜の花の紙のメッセージを付けて持って行きました。学校からも校長先生からお礼の言葉をいただき、とてもほっとしているところです。それと同時に私たちの周りにも梅の花の赤と白。それから水仙も咲いて少しずつ春がしっかりと来ているところを感じているところです。

それでは、開会に先立ちまして、渡邉町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和８年第１回文教厚生常任委員会ということで、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また昨日は総務常任委員会が行われました。お疲れさまでございました。本日の担当所管につきましては、福祉課、それから保育園、そして教育委員会ということでございます。昨日に引き続いてということでございますけれども御審議方をよろしくお願い申し上げたいと思います。お世話になります。

委員長（穴見まち子君）　ただいま出席委員は６名です。定足数に達していますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

（午前１０時００分）

委員長（穴見まち子君）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、３月３日の本会議で本委員会に付託されました、議案第１７号　令和８年度小国町一般会計予算について、議案第１８号　令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第１９号　令和８年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第２０号　令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてとなっております。

本日は、教育長を始め委員会所管の課長、局長、園長、課長補佐、次長及び担当係長の出席をお願いしております

それでは、本常任委員会に付託されました議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第１７号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する予算についての総括説明があればお願いします。併せて、資料があれば配付をお願いします。説明は着座にてお願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君）　おはようございます。

初めに福祉課のほうから説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

福祉課所管の歳出全体につきましては二つの款、１０の目にわたって予算を計上させていただいております。所管の歳出予算総額としましては、１３億２千９５５万２千円でございまして対前年度比で７千１３万７千円、５．６％の増となります。一般会計歳出総額に占める割合としましては２１．２％となっております。

それでは、まず歳出の主なものを目ごとに説明いたします。

予算書４９ページをお願いします。下段、目１社会福祉総務費です。社会福祉、地域福祉全般に関する費用です。主なものは、５０ページ下段、節１８負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金（地域福祉分）で社会福祉協議会が行う地域福祉事業に対する補助金です。

次に、５１ページをお願いします。目２障害者福祉費です。障害者福祉全般に関する費用です。主なものは、節１２委託料の中で相談支援事業委託料、地域活動支援センター事業委託料です。

同じく５１ページ、節１９扶助費の中で障害福祉サービス費は、施設入所や日中系サービスの提供に係る費用です。

また次の５２ページ、障害児通所給付費は、障害児のサービス提供に係る費用です。

続きまして、目３国民年金事務費は、国民年金事務に係る費用です。その下、目４老人福祉費です。主なものは、５３ページ、節１９扶助費の中で老人保護措置費です。

次に、中段、目５医療費一部負担金。こちらは下段の節１９扶助費で重度障害者、ひとり親家庭、子ども医療費について助成するものです。次に、下段、目６高齢者等活動支援促進施設費です。悠工房施設の維持管理に係る経費です。

次に、５４ページ、目７後期高齢者医療事業費です。主なものは、節１８負担金補助及び交付金の中で熊本県後期高齢者医療広域連合へ事務費と療養給付費の負担金となります。

ページが飛びまして、５６ページをお願いします。目１児童福祉総務費です。子育て支援に関する費用です。主なものは、５７ページ、節１８負担金補助及び交付金の中の子どものための教育・保育給付費です。その下、節１９扶助費の児童手当です。

同じく５７ページ、目２保育園費です。予算総額は３億１千７６５万５千円で、そのうち約９０％が職員の人件費となります。そのほか主なものは、節１０需用費の中で園舎関係修繕費、節１２委託料の中で宮原保育園新園舎概略設計委託料１５０万円を計上しています。これは園舎建て替えの検討のために必要な面積や概算工事費などを算出するものです。

次に、６０ページ、目１保健衛生総務費です。主なものは、６１ページ、節１２委託料です。住民健診、各種のがん検診、妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う費用です。

続いて、６２ページ中段、目２予防費です。主なものは、節１２委託料の予防接種委託料です。乳幼児の予防接種、子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチンなどです。

歳出についての概要は以上となります。

引き続き、歳入を目ごとに説明いたします。

１３ページをお願いします。中段、款１２分担金及び負担金の目１民生費負担金の中で主なものは、老人ホーム入所者負担金、保育料負担金、副食費負担金です。

ページ飛びまして、１６ページ、款１４国庫支出金の目１民生費国庫負担金の中で障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金。目２保険基盤安定国庫負担金の中で国保の保険基盤安定負担金です。

続きまして、下段、款１４国庫支出金の目２民生費国庫補助金の中で地域生活支援事業補助金、子ども・子育て支援交付金です。

次に、１８ページ、款１５県支出金の目１民生費県負担金の中で障害者自立支援給付費負担金、障害児通所給付費等負担金、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費県費負担金です。目２保険基盤安定県負担金の中で国保と後期の保険基盤安定負担金があります。

同じく１８ページ下段、目２民生費県補助金の中で重度障害者医療費補助金、子ども医療費補助金、地域生活支援事業費補助金です。

次に、２４ページ上段、款２０諸収入の目２民生費受託事業収入の後期高齢者一体的事業委託料です。

歳入は以上となります。

以上、簡単ですが、福祉課所管の一般会計予算の概要説明を終わります。

それから福祉課資料（１－１）、（１－２）で予算資料と福祉課資料（２）で特別会計のそれぞれの被保険者数をまとめたものを用意しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

以上です。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　おはようございます。

それでは、教育委員会事務局所管の令和８年度予算概要を説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

初めに歳出から説明いたします。

一般会計予算書第１表の歳入歳出予算の歳出の６ページを御覧ください。教育委員会事務局が所管する部分は、款の９教育費の４億８千５４万１千円のうち項の５社会教育費、目の３集会所運営費５２万１千円を除いた総額４億８千２万円で一般会計予算総額の７．６％となっており、前年度と比較して４９５万９千円の増、率にして１％の増となっております。

目ごとに説明いたします。

まず８５ページ上段になります。款の９教育費、項の１教育総務費、目の１教育委員会費は主に、教育委員会を運営する費用となっております。

同じく８５ページ中段、目２事務局費です。主なものは、事務局の人件費を含めた運営費、高

校への補助金です。

続いて、８７ページ上段、目の３小中高連携事業推進費は主なものとして、学校運営協議会の運営費や児童生徒への検定手数料となっております。

その下、８７ページ中段、項２幼稚園費、目の１教育振興費は、私立幼稚園への補助金となっております。

その下、８７ページ下段、項の３小学校費、目の１学校管理費です。人件費を含めた学校運営を行うための費用です。令和８年度の児童数は対前年度１３人増の２８０人を見込んでいます。

続いて、９０ページ上段、目の２教育振興費では、児童に対する報償費、負担金補助、扶助費を計上しております。

その下、９０ページ下段、項の４中学校費、目の１学校管理費です。小学校費と同じく学校運営を行うための費用です。令和８年度の生徒数は対前年度５人増の１３２人を見込んでいます。

続いて、９２ページ下段、目の２教育振興費では、生徒に対する報償費、負担金補助、扶助費を計上しております。

続いて、９３ページ中段、目の３寄宿舎居住費は、小国中学校及び小国高校の寄宿舎運営費を計上しています。令和８年度の入寮予定数は、中学校男子１５人、女子６人、高校女子２人、合わせて２３人を見込んでおります。

次に、９４ページ中段、項５社会教育費、目の１社会教育総務費です。主なものは、地域学校協働活動、人権教育、奨学金、各種団体等への補助金を計上しています。

続いて、９５ページ下段、目の２公民館費では、小国町文化祭、二十歳のつどいなどの経費を計上しています。

続いて、９６ページ下段、目の４文化財保護費。こちらは主に国と町指定文化財の保存維持費、それから世界文化遺産登録推進負担金が主なものとなっております。

続いて、９７ページ中段、目の５交流多目的施設費には、小国町図書室の管理運営費等を計上しております。

続いて、９８ページ中段、目の６町民センター費は、おぐに町民センターの維持管理を行う経費です。

続いて、９９ページ上段、目の７坂本善三美術館費は、展示などの運営、維持管理に必要な経費を計上しております。

次に、１００ページ中段、項の６保健体育費、目の１保健体育総務費です。主なものは、スポーツ推進委員、部活動の地域移行に伴う経費、各種団体や大会補助金となっております。

続いて、１０１ページ中段、目の２体育施設費です。林間広場、小国ドーム及び旧小学校体育館の施設維持管理の経費を計上しています。

歳出の最後です。１０２ページ中段、目の３給食センター費は、学校給食センター運営費です。

県立小国支援学校の受託分を含めて１日約５５０食分、年間約１９０日の給食を提供すると見込んでいます。

以上が、歳出に係る概要です。

総務課資料（１２）の予算概要説明、それから教育委員会資料（２）として委託料、補助金、負担金に係る詳細を記載し配付しておりますので参考にしていただきたいと思います。

引き続き、歳入を説明いたします。

２ページのほうの第１表歳入歳出予算の歳入をお願いします。

款の１３使用料及び手数料から款の２０諸収入までのうち、所管する合計額は５千８９５万２千円で対前年比５７万４千円の減です。率にして１％の減です。

順を追って説明いたします。

１５ページ上段をお開きください。款の１３使用料及び手数料、項の１使用料、目の６教育使用料です。節の１職員住宅使用料から節の５坂本善三美術館入館料までの計３７８万４千円が所管となっております。

続いて、１ページ飛びまして１７ページ中段、款の１４国庫支出金、項の２国庫補助金、目の５教育費国庫補助金です。節の１小学校費補助金から節の３社会教育費補助金までの計７２８万円が所管となっております。

続いて、３ページ飛びます。２０ページ中段です。款の１５県支出金、項の２県補助金、目の６教育費県補助金、節の１教育総務費補助金から節の５保健体育費補助金の計１千９２６万８千円が所管となっております。このうち節の５保健体育費補助金のうち１千５９０万１千円は、小学校給食費無償化に係る負担軽減交付金になります。

続いて、２１ページ中段、項の３県委託金、目の５教育費委託金は、県立小国支援学校の給食委託金です。

同じく２１ページの款の１６財産収入、項の１財産運用収入、目の１利子及び配当金のうち上から７行目になります奨学金事業基金積立金利子収入が所管です。

次に、２２ページ下段、款の１８繰入金、項の１基金繰入金のうち上から２段目、目の２奨学金事業基金繰入金が所管です。

次に、２３ページの一番最下段になります款の２０諸収入、項の３貸付金元利収入、目の２奨学金貸付金元金収入が所管です。

続いて、２４ページ中段、款の２０諸収入、項の５雑入、目の１雑入、節の１雑入の上から一番目の電話料外、それから２番目の寄宿舎宿泊負担費、３番目の体育施設自動販売機収入、それからこのページの雑入の中の下から５番目ミュージアムショップ売上、その下、美術教室等参加費、それから２５ページにいきまして雑入の下から３番目の日本スポーツ振興センター負担費、その下、地域学校協働活動子ども保険料、地域みらい留学負担金の計８項目３８５万３千円が所管と

なっております。

続いて、２５ページ上段、目の２給食収入の節の１学校給食収入が所管となっております。学校給食費は実績に基づいた算定を行い、令和８年度から小学校が月額５千７００円、中学校等が月額６千８００円に値上げを行います。町としましては小学校児童は完全無償化、中学校生徒は令和７年と同じく月額４千７００円に保護者負担を据え置くこととしております。また関連して産業課が主となりまして、令和８年度から学校給食に小国ジャージー牛乳を復活させるところで事業を進めていることを申し添えます。

以上、簡単ですが、教育委員会事務局所管の一般会計歳入歳出予算の概要について説明を終わります。御審議方よろしくお願いします。

委員長（穴見まち子君）　それでは、これより議案第１７号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。

なお、委員の皆様には事前に配付しております、歳入歳出費目別分掌事務一覧、両面カラーコピーのピンクの色が本委員会の所管となっておりますので参考にしていただきたいと思います。

それでは、４９ページ下段のほうの民生費、社会福祉総務費からです。４９から５０、５１ページまでありませんか。

次に、５２、５３、５５ページまで。

１番（江藤理一郎君）　５３ページ、老人福祉費の負担金補助及び交付金の小国町敬老会等事業費助成金についてです。こちらについてですけれども現状で今年度が大字でどれくらいこの助成金を使ったのかというのを教えてください。

福祉係長（吉岡晃宏君）　お答えさせていただきます。

小国町敬老会等事業の助成金の実績についてになります。敬老会のほうが宮原１部、３部、西里１部、２部、３部、合計５部。人数としましては１０５名の対象というところで実績のほうがあがっております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　では対象になる高齢者数と、その他の地域はどういう対応だったのか、もし把握していれば教えてください。

福祉係長（吉岡晃宏君）　対象者としましては約１千２００人ほど申請が上がっております。令和７年度の実績につきまして、もともとやっていた地区でも申請が上がっておりますが、中には初めて上げられた方もおられました。ただ全体的に見ましては数のほうが減っているという状況はありまして、恐らく数年コロナ禍で通常の開催ができなかったというところで役員等の交代等でなかなか実施のほうが引継ぎとかができてないというような声も聞いております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　その他の地域はどういうことをしたのかは分かりますか。今回補助金を助

成していないところ、敬老会の食事会とか交流会をやっていないところは、どういうことをやっていたか把握していますか。

福祉係長（吉岡晃宏君）　私が聞いた範囲にはなりますが、去年おととし、その前、同じように物品を配布したというところは２か所ほど聞いております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　配布が２か所。

副委員長（児玉智博君）　５０ページの負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金（地域福祉分）についてなのですが、まず昨年度予算では福祉推進員分として２５万円計上されていたと思いますが、それが全てなくなっておりますけど、どういった経緯で削られたのか御説明ください。

福祉係長（吉岡晃宏君）　前回お話のほうもいただいておりまして積み上げ等について改めて社会福祉協議会のほうとお話をさせてもらって考え等を協議させていただきました。その中で、もともとは補助金を活用していたところでありますけれども、補助金の設立当初よりも事業の内容のほうを精査したところ対象経費の分がもともと少なくなっているところと、あと経費の積算がなかなか難しいというところがありまして、いろいろと考えたところ補助金事業ではなくて単独でするというところで「令和８年度は上げません」というところでお話のほうをいただいたところだったので今回は予算のほうには上げておりません。

副委員長（児玉智博君）　福祉推進員分が全てカットされた一方で、地域福祉分については前年度と全く同じ金額が１千９５０万円計上されているわけですが、ここは検討を行ったけれどもきちんとした積算根拠が示された上で１千９５０万円全く同じ金額を計上されたということですか。

福祉係長（吉岡晃宏君）　地域福祉分についてです。地域福祉分につきましても積算のほう社協のほうからしっかりと話を聞いて確認をいたしました。その結果、人件費、事業費等の対象となる経費を確認したところ、それでも、もともとの補助金の金額と同額で適正というところで判断させてもらって上げております。

副委員長（児玉智博君）　積算根拠をちゃんと見て、それが妥当な金額という判断をされたということなのですけど、これまでの当委員会での議論なんかを見ていると電話回線なんかに対しても出していたわけでしょう。別にこの地域福祉事業をしなくても恐らく電話回線というのは、それ以外の業務でも必要なものになってくるというふうに思うのです。そういったものも一つ一つきちんと検討されたのかと。見直し方として福祉推進員分として上げられていた２５万円を全てカットするのに。だから福祉推進員の活動自体が町が補助するに値しないようなものなのかというふうに私は非常に疑問に思うわけです。一方で地域福祉分については全額出すというところで。きちんと検討したというよりも「何か言われたから、ちょっと変えないといけない」と。「だったら、こっちの少ない２５万円を丸々なくすことで、もう勘弁してもらおう」というような非常に安易な結果になっているのではないかなというふうに思うのですが。福祉推進員分をゼロにし

て地域福祉分は丸々残すというのだと何か結構安易なことをしているようにしか映らないわけですけど、まず福祉推進員の活動が町の補助に値しないというような解釈をしてもいいのですか。

福祉課長（宮崎智幸君）　この件につきましては毎回御質問いただいていますが、私のほうもずっと社会福祉協議会のほうとはこの件について直接協議させていただいております。その中で今言われた地域福祉推進員分補助金につきましては前回のときに申し上げましたように電話代とか電気代とかそういった部分できちっと「地域福祉推進員分がこれだけですよ」という算出がなかなか難しゅうございました。ということで、この部分については「地域福祉分の補助金のほうで見ていただけないか」ということでお願いをしております。それから積算についても当然そこに配置される職員数であったり事業量、それから新たな事業をスタートさせたりということで、その事業に対して幾らかかるかということまで一応計算をさせております。１千９５０万円というのは定額みたいなかたちになっていますが実際のところは令和７年度と令和８年度を比較すると令和８年度のほうが事業費としては高い金額となっていますが、「補助金については１千９５０万円で何とかお願いしたい」ということで一部社会福祉協議会の持ち出しの分もあるのかなというふうに思っております。ただ当然職員の配置とか、いろんな状況によって実績額というのは変わってきますので、今後はそういった部分も含めて実績に応じたかたちで精算とかいうかたちもやっていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　事業費としては令和８年度のほうが高くなっているから、要するに社会福祉協議会の事業費に対する町の補助金の割合は下がるというような話でしたけど。であれば結局今本当にアメリカがまた戦争を始めて報道なんかを見ていると「ガソリン価格が最悪３２４円とかまでなるのではないか」というような話で、今世界中が大変なことになるかもしれないわけです。そういった中でガソリン価格が上がれば、ほかの物の値段というのはそれに引っ張られて、また物価高騰で。あらゆる部分でいろんな事業をやろうとすれば今までと比べものにならないぐらい上がる可能性もあるわけです。それは社会福祉協議会に限らずなのですけれども。そういった中で「これは１千９５０万円でお願いします」と言ったというふうに言われるのですけど、であれば大体この社会福祉協議会に対する補助金というのは上限が町としてはもう１千９５０万円だというふうに理解してよろしいですか。

福祉課長（宮崎智幸君）　来年度につきましては１千９５０万円ということで考えております。上限については設けるべきではないというふうに考えております。当然さっき私が申し上げましたように事業の実績に応じて特にこの地域福祉事業というのは町がかなり「この事業に力を入れてください」とかいうかたちでお願いしている部分が結構あります。今回も予算の打合せのときに「特にボランティア事業とかシルバー人材関係の事業とかには力を入れてほしい」とかいう話はうちのほうからもしております。そういった中で本当に必要な部分で経費が上がるのであれば私

は町はその分についてはきちっと補助をすべきというふうに考えていますので。今回令和７年度と８年度を比較したところ金額的に１００万円以内ぐらいの増額ということで協議をいただいたので「今回はすみませんが、前年度並みでお願いします」というような話をしました。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　それでは、５３ページまで。次に、５５ページまでお願いします。ないですか。５５ページまで。

では、５７ページ。

副委員長（児玉智博君）　５７ページの負担金補助及び交付金の子どものための教育・保育給付費が、５千２００万円から３千８４０万円ということで結構大きく減っているような感じを受けているのですけれども、これはなぜこんなに減るのか教えてください。

子ども未来係長（松本鷹哉君）　子どものための教育・保育給付費、こちらは今年も５千万円程度で最初は考えていたのですけれども支払いが実際、幼稚園の運営に関する部分ということで国が決めた公定価格に利用している人数を掛けて支払うものになっております。幼稚園を利用する人数がかなり減ってしまっていますので最近の動向を見て、こちらの３千８４０万円を計上させていただいております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　それでは、前年度が幼稚園の園児の人数が大体何人と予想したから５千２００万円払われていて、令和８年度は何人と予想されるから３千８４０万円なのですか。

子ども未来係長（松本鷹哉君）　すみません、ちょっとまとめて後で回答させていただきます。

委員長（穴見まち子君）　５７から５９ページ。

副委員長（児玉智博君）　宮原保育園の新園舎の概略設計委託料に関連して聞きたいと思います。まずこの１５０万円ということなのですが、基本的に園舎の建て替えを行う前提での話だと思いますけれども、大体場所というのは考えてらっしゃるのですか。

町長（渡邉誠次君）　着座のままで失礼いたします。先日の病院の話でもそうですけれども、まだ決まっておりません。そのような中でも、ある程度概略の組立て、素案みたいなところを作らないと議員の皆様方にお示しもできませんので、その部分での試算ではあります。場所も公立病院のときは老健の近くという確固たる理由がちょっとありましたけれども、保育園に限っては基本的には多分あんまりそういったところは少ないと思われますので、できるだけ学校関係だったりとか保育園だったりそういったところはある程度近くにあったほうがいいかなあというところは頭の中にあります。そういったところも含めて今回はどのような保育園にするか、そういった部分も大事であろうと思いますので園児も減ってくる可能性も今からはありますので、そういったところでも新しい園舎は必要であるというふうに思われますけれども今から、かたち、それから場所、どのようなといった部分では皆様方にいろいろと御提案をいただければなというふうに思

っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　場所はまだ全然定まってないけれども、先ほど大体大きさとか、そういった本当に今から計画をしていく設計をしていく上で、その土台となるようなものを決めていくようなかたちであるという説明だったかと思うのですけど。この概略設計で行うその設計の中身というのをもう少し詳しく説明いただければと思うのですが。

福祉課長（宮崎智幸君）　今考えているのは、まず必要面積がどれだけかというのが場所の選定にも関わってきますので、そこは大事かなというふうに思っております。それから構造的なもの、現在の保育施設としてどういった部屋が必要であるとか、そういったものも考えていく必要があるというふうに思っております。それから当然建て替えとなれば、それにかかる建設費用が幾らぐらいかかって、その財源が確保できるかという部分もしっかり考える必要がありますので、概算ででもそういった部分も工事費を出す必要がある。その部分がないと、なかなか検討が進まないと思いましたので、なるだけ安い委託料でそういった部分、概算で設計のほうを出したいということで今回計上させていただいております。

副委員長（児玉智博君）　この宮原保育園の建て替えについては町長のほうからも繰り返し特別委員会なんかも議会に設けてということで働きかけというか促されていたのですが、なかなか議会もそれを取りまとめる人がいないというか、こちらの動きも鈍かったので執行部としても、まずは話を始めなければというところで出されたのかなというふうに思います。その上で、この設計をしてから、その先の話になるのかもしれませんが、これから利用していく町民の人たちの意見なんかも十分取り入れたかたちで、どういった保育のニーズが今後あるのかとか、あるいは小国町は一時期、病児病後児保育なんかも病院と連携してというような話も少しは出かけたこともあったのですがコロナなんかもあって、なかなか病院を利用しての病児病後児保育というのはできないということで立ち切れになったかと思います。そういった意味で保育園児、幼稚園児、それから小学校の低学年を育てているところで、じいちゃん、ばあちゃんが一緒にいれば家で見ることもできますが、やっぱり核家族になれば、なかなかそれも難しい、子どもが風邪引いたからといって「簡単には休めない」とかいう人もいると思うのです。職場に迷惑をかけてしまうとかいうことで悩まれる人もいるかと思うのですが。そういったニーズが一体どれぐらいあるのかというようなことも把握をした上で、町民参加型で新しい保育園を造るなら検討を進めていただきたいと思うのですが、そういった考えはどう思われるかお答えいただければと思います。

町長（渡邉誠次君）　まだ決まってもいない話と言われるかもしれませんけれども児玉委員が今お話しされたように何も決まっていない状況ではあります。ですけれども最初の案を差し上げて多分いつもだと必要にかられてといいますか本当に急がないといけない場合は「どうしても、これでお願いします」みたいなかたちのスタートを切らないといけないかもしれませんが保育園に限

っては、もう少し考える時間はあるようなところもありますので２、３年前は特にそうでしたけれども保育園のニーズが非常に高まっているというようなお話をいただきましたけれども、２、３年前に比べると今ちょっと少なくなってきているのかなという感覚も実はあります。そのような中でやはり大事なところは議員の皆様方もう最近は特にお分かりになられておりますが、建設費用これ１年間で１０億円ぐらいすぐ変わる世の中です。北海道でもどこでもそうですけれども「建築の設計をされた金額と建てるときの金額が相当変わってくるので」というようなお話がありますので、町のほうからまず金額をお示しするようなことではなくて素案の部分からお示しを差し上げて時間をかけて保育園のほうは立ち上げていくと。もちろん補助金等々のめぼしみたいなところもついておりませんので、そこら辺りが固まってから目星をつけていくというような考え方で、まずは素案を皆さん方と考えたいというところでこの１５０万円の概略設計を認めていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　町民入れてしっかり話し合っていただきまして議員は１人ぐらいしか入らなくていいけれど。昔あったでしょう、中学校のプール、給食センター、あれでも１６年前に建設のプロジェクトを作って１年間も話して選挙が終わりました、議員が変わりました、頓挫しました、数年かかりました。そういうことがないような円満に建設も何でも進めて。今町長が言ったみたいに１年遅れると１億円２億円３億円どんどんどんどん増えます。だから早く決めて遅く造るのではなくて大体ぱぱぱと造ったほうが私はいいと思うのですが。昔みたいに消費税が上がりました、１年間で物価も上がりました、そういう建設の仕方は僕はよくないと思いますので、できるだけうまく話し合って、うまく造っていただく。要らないなら要らないで止めればいいし、そういう計画を立てていただきたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　全体的な施設のお話と変わらないと思いますが、やはり造るときにはスピーディーにという考え方もあります。しかしながら補助金とかは、いつ付くか分からない部分とかも正直ありますので、そのときのチャンスがあるときには目掛けて取りに行く、なければニーズをしっかりと調査した上で造り上げていくといった、そういった考え方も必要であろうというふうに思います。町の財政のお話をさせていただくと１０年前に比べると今の財政のほうがまだ当時よりも少しは基金の積み上げ等もありますので、そういったところでは将来に対する建設費等々も考えていきながら町の運営も大事であろうというふうに思います。議長の言葉はしっかり肝に銘じて様々な施設においても考え方をまとめていきたいというふうに思います。

以上です。

福祉課長（宮崎智幸君）　先ほどからいろいろ話を聞きますと建物だけに限らず、地域住民の声であったり保護者の声というのは大事にしないといけないというふうに思っています。それからさっき言われたように保育園だけに限らず、子育て支援拠点であったり、放課後児童クラブであっ

たり、そういった部分も一体的に考えていく必要があるというふうに思っております。実際福祉課の内部、保育園を中心に将来の園児数であったり、内部でできる調査であったりというものは今現在もう進めております。ということで建物のことだけではなくて、そういったいろんな意見という部分はしっかり集約をさせながら建物のことだけに一生懸命なるのではなくて、その辺は一番大事にしていきたい。特に地域住民、保護者の声というのは大事にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　いいですか。ほかにありませんか。

２番（杉本いよ君）　６１ページの委託料のところで健康診断業務委託料が出ておりますけれども、住民の皆さんはどれくらいの方が住民健診を受けておられますか。割合を教えてもらえますか。

健康支援係長（波多野　優君）　お答えいたします。

健康診断の受診率が今５０％ぐらいの数字で今年度は終わる見込みになっています。受診者数が全部の被保険者入れて７００名ぐらいの受診となっております。

以上です。

２番（杉本いよ君）　いろんな面を総合的に考えると、より多くの方が受診されるのが必要かなと思っております。私たちは女性ですので井戸端会議とかによく耳を傾けるのですが、意外と町外の住所で治療されている方も多いとも聞きます。ですので、そういう事態を減らすためにも健康診断は全員が受けられることがいいと思っておりますので、そのような対策を考えているとは思いますが計画などありますか。

健康支援係長（波多野　優君）　今、集団検診に加えて個別健診というのを実施しています。個別健診というのが個人的に医療機関に申込みをして健康診断を受けていただくというような体制をとっております。今受診できるところが小国公立病院と阿蘇医療センター、こちらについては集団健診以外の場面でも受診ができるようになっております。来年度、今、協議中ですけれども１医療機関増やす予定にしておりまして、３か所で集団検診の日程で受けることができない方も受けられるような体制はつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

２番（杉本いよ君）　ありがとうございます。よろしくお願いします。

副委員長（児玉智博君）　健康診断（がん検診）委託料ですけれども、昨年度の予算書では各種ごとに予算額が計上されていましたけれども、一括りにしてしまっているので分からないので種別で幾らなのか教えてください。

健康支援係長（波多野　優君）　お答えいたします。

まず、子宮頸がんでございます。２０歳から７４歳までの方が４千１７０円の３３０名、それから４０歳と７５歳以上、こちらの無料検診であります５千１７０円の１３０名、それから２１

歳の方、こちら、施設で直接受診をする場合が６千７１０円の５名。

そして、乳がん検診３０代が３千６９０円の４０名、４０代が５千４８０円の６０名、５０歳から７４歳の方３千６９０円の３００名、７５歳以上が４千２９０円の１８０名、４０歳無料検診の方が６千３８０円の２０名。

続いて、胃がん検診。４０歳から７４歳の方４千３６０円の２３０名、７５歳以上が５千６０円の２００名。

大腸がん検診。４０歳から７４歳の方が１千５７０円の４００名、７５歳以上が１千８７０円の３５０名。

それから、肺がん検診に係る部分です。肺がんの読影が９９０円の８２０名。

それから、結核検診としてエックス線検査、こちらが７１０円の４２０名と無料検診の方が１千２１０円の４００名。

前立腺がんが１千５７０円の３００名ということで計上させていただいております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　今るる、単価と人数を述べていただきましたけれども予算を立てるに当たってのそれぞれの年齢ごとなんかの人数というのは対象者全員分で計算されているのですか。それとも、そうでなければ、その人数とした根拠を説明いただければと思います。

健康支援係長（波多野　優君）　令和７年度の受診者数をベースに実績に基づいて算出をしております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　先ほどの健康診断業務委託料では令和７年度は７００名程度受診をしていて、それが大体５０％ぐらいだというふうに言われました。このがん検診というのは大体それぞれの受診率は別に年齢ごとではなくていいですから、まとめてがん検診なら何％とか、大腸がん検診なら何％ということで述べていただけますか。多分大腸がん検診とかは便潜血だからそんなつらくないから多いと思うけど、胃がんとかになるとバリウムを飲むのが苦しいからというので低い傾向にあるかと思うのですけど。

健康支援係長（波多野　優君）　がん検診につきましては、国民健康保険、後期高齢にかかわらず社会保険の方も受けられるような検診になっておりますので、社会保険の方が個別で医療機関を受けている分については町で把握できておりませんので、受診率というのはこちらでは持ち合わせておりません。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　休憩に入りたいと思います。あと１０分後でお願いします。

（午前１１時０１分）

委員長（穴見まち子君）　声が小さいということで少し上げたいし、答える方もマイクをそばに置

いてお願いします。

（午前１１時１１分）

委員長（穴見まち子君）　それでは、６０ページ。

子ども未来係長（松本鷹哉君）　先ほどの子どものための教育・保育給付金の件なのですけれども、令和８年度予算で想定しているのが１８人、令和７年度分として計上していたのが２４人分を想定しております。

副委員長（児玉智博君）　ということは６人ですよね。６人変わっただけで１千万円以上減るということでしょうか。これを積算するに当たって多分その人数以外の部分なんかもあると思うのですけど、この園児１人に対して幾ら出しているかたちになるのですか。

子ども未来係長（松本鷹哉君）　子どもの年齢などによって実際は変わってくるのですけど積算時にはおよそ平均で出しているところでありまして１８万５千円程度で見て、その前後のところで人数を組んで考えているところです。

副委員長（児玉智博君）　はい、分かりました。

副委員長（児玉智博君）　６１ページに戻ります。歯周疾患健診委託料ということで節目年齢で行っていると思います。私も大分何年間か言い続けて取り入れてもらった部分ではあるのですが、この事業を行ってどれぐらいの成果が出ているというふうに評価されておりますか。

健康支援係長（波多野　優君）　成果というところは正直まだはっきりしたものは分からないのですけれども、本年度に関しては対象者が６９１名に対して５０名の方が受診をされておられます。そのうちの２７名が要精密検査という判断がなされておりますので、そういった方については、その後の受診につながっていくというふうに考えております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　予算としては対象者の人数がはっきりしているわけです。大体何割の人が受診するというふうに仮定して予算を組まれていますか。

健康支援係長（波多野　優君）　令和６年度が受診率としては１０％でした。令和７年度今年度に関しては現時点で７．２％というふうに減少しております。やはり受診をしていただきたいというところはありますので、令和８年度については同じように１０％の目標で７０名を計上しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　「事務事業評価」という言葉があって自治体の事業がどれぐらいの成果が出ているかというのを評価をして、予算配分などでその事業を継続するのか、もうやめたほうがいいのかとかいうのを判断していって公費の無駄をなくそうというような考え方があるわけですけど。なかなか歯周疾患なんかというのは言わば短期的な評価としては５０名の人が受けて２７人治療したほうがいいというようなことで分かったということも一つの短期的な評価としては

できるかと思うのですけど、もうちょっと長期的にそれが「全身の影響が出なくなったよ」とかいうのはもうちょっと５年１０年と見ていかないと分からない部分ではあるかと思うのです。ただ受診率を聞いてみると１０％から７％ということで低下していっているということで、事業として取り組むなら増やしたほうがいいと。そうしたときに、もうちょっと住民の人に「こういうことがあります」という周知がどれほどできているか、知っている人がいるかということだと思うのですけど。この節目が確か４０歳になったときから次が５０歳だったかと思うのですけど、もうちょっと５歳刻みにするとか、できれば４０歳以上は全員を対象にするとかしていただきたいと思うのですが、対象者が６００人とかいても１割ぐらいしか受けないのであれば、もうちょっとこの分母を増やしても必要となる費用というのは、そんなに爆上がりはしないかと思うのですけれども、そういう対象年齢を広げていく考えがないかお聞かせください。

健康支援係長（波多野　優君）　対象者について以前は国の補助等の関係で４０歳から７０歳と年齢でしておりましたが、令和５年度から対象者を拡大しておりまして２０歳から７０歳まで５歳刻みで受診ができるように対象者を拡大しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　それを広げることはないのですか。

福祉課課長補佐（永江直美君）　歯周疾患健診にかかわらず全ての検診について住民の方には広く多く受診していただきたいと思っております。町としましては従来の広報紙とか文字放送、ホームページによる広報もなのですけれども、若い方が受診しやすいようにＱＲコードとかインターネットを活用したり、受けない理由として「自分は健康である」とか、「時間がない」とか、「忘れていた」とか、「知らなかった」というところで情報不足というところがありますので、ホームページなども頻繁に更新したり、おぐチャンを活用したりして、しっかり周知のほうに努めていきたいと思っております。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　それでは、６２ページです。

インフルエンザ予防接種委託料のところなのですけれども、去年の１１月頃からインフルエンザが流行って現在にも至っていると思うのですけど、受けられた人数と小国町だけではなくよそでも受けているのかなと思うのですが、人数を教えていただきたいのですけど。

健康支援係長（波多野　優君）　インフルエンザの受診人数としては、令和７年度２千７８９名の方が接種をされておられます。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　その中でインフルエンザＡ型とＢ型となっていますけれども、子どもたちは同じ教室の中にいてかかっているのが多いと思うのですけど。Ａ型とＢ型とどちらのほうが多くかかっているかなというところで、注射を受けてもかかる人も多いしＡ型にかかって２回目

にＢ型にかかる方もおられるのです。そういうところで注射してもかかるなら打たないほうがいいかなというところですが、町としては注射したほうがいいかなと。先ほども言われたようにおぐチャンでも「こういう対応をして」、「かかったときには、こういう対応です」とかいろんな周知を保護者の方にも分かるように子どもたちのほうもしていただくといいかなと思っていますが、いかがでしょうか。

福祉課課長補佐（永江直美君）　インフルエンザですけれどもＡ型とかＢ型とか種類があるのですが、町のほうではレセプト上でもＡ型が何人かかったとか、Ｂ型が何人かかったとかいう、そこまでの情報を得ることはできないのですけれども、インフルエンザ予防接種というのが重症化を予防するための予防接種というふうに位置づけられています。かかったことで脳炎にならないとか、死亡に至らないという目的で予防接種を実施していますので、できるだけインフルエンザも多くの方に受けていただいて、あと子どもの経鼻のワクチンとかも今入ってきていますので分かりやすい周知にこちらも努めていきたいと思っております。

委員長（穴見まち子君）　はい、ありがとうございました。

副委員長（児玉智博君）　ページで言うと６０ページになりますけど、保健衛生総務費、職員給が７名分上がっております。一般行政職で採用された人、それから保健師始め国家資格を保有して、それで再採用された人がいるかと思いますが、ほかにも介護保険の部分とかそっちのほうで上がってくる部分もあるかと思うのですけれども今、福祉課には国家資格で採用されている人は大体何人いますか。

福祉課長（宮崎智幸君）　専門職で言いますと保健師が２名、それから社会福祉士が２名、それから管理栄養士が１名ということになります。この保健衛生総務費の中の職員の中に何人含まれているかという部分は今手持ちでありませんけど、福祉課全体でいくと今言った人数が専門職というかたちになります。

　以上です。

副委員長（児玉智博君）　きちんと調べたわけではないのですけど大体毎回９月議会などの行政報告では職員の次年度採用の募集で一般行政職を２人とか保育士を何人とか報告があるのですけれども、保健師も大体毎年１名程度募集しているのかなというような気がするのですが、ただ町民の中から「国家資格を持った職員が何で総務課で一般の事務の仕事をしているのだ」なんていう声というか、疑問というか、そういうのが私のもとにも入ってくるわけですけれども、それは人事というのは総務課のお話であり、町長の専権事項という部分もあるかと思うのですけれども採用するぐらいなら、そういうところを職員配置でしたほうがいいのではなかろうかというふうに思いますし、資格を持っていれば職員の給与の等級というか級というか枠も違うのではないかなと思うのですけど、その辺りはどうなっているのですか。

町長（渡邉誠次君）　まさに総務課というか私のほうの担当であろうというふうに思います。なか

なか福祉課は答弁しにくいかというふうに思いますけれども。例えば今福祉課の人を公立病院に行ってもらったりしていますけれども、これは明らかに保健師の専門性が生かせるような人事の配置かなというふうに思いますが、今人間が足りていないので、正直言いますと組織全体の人員のバランス上ちょっと難しい。そこはすごく私も迷惑をかけているなというふうに思います。ただ将来的にそれぞれの専門職の方たちは、ほかのところに就いていても保健師業務とか専門職の業務に戻す前提のローテーションの中で組み込んでおりますので、その部分では違う仕事もしっかり覚えていただきたいという思いもあります。是非ともそういったところも含めて何回も言うようですけど本来の専門職の業務に戻す前提で人事をつけさせてもらっておりますので、正直さっきのバランスみたいなところで申し訳ないところもありますけれども今はこのような配置となっております。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　それでは、６２ページから次の教育費のほうに入りたいと思います。

８５ページ。

副委員長（児玉智博君）　事務局費の会計年度任用職員の人数が、昨年度は２人だったのですけれども３人に増えていますが、これは年度途中に増えた分なのか、それとも来年度増員するのか教えてください。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　２名から３名に増えた要因としましては、８７ページになるのですけど目の３小中高連携事業推進費のほうで教育支援員のほうを１名計上しておりました。こちらに従事する方を事務局全体の仕事もしていただいていますので、事務局のほうでまとめたというかたちになっております。

委員長（穴見まち子君）　８５から８７ページです。

副委員長（児玉智博君）　それでは、８７ページの小学校費のほうの会計年度任用職員です。これは人数は予算としては昨年も６人の予算でありましたが、ところが金額がわずかに１千６４万４千円だったのが１千６２万１千円に減少しています。大体この間、県の人事委員会や人事院勧告で職員給与というのは引上げてきているはずなのですが人数が変わらないのに、なぜ下がるのですか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　これにつきましては毎年公募というところで人が変わりますので、令和８年度の給与に関しては令和７年の実績に基づいて上げております。令和７年度には新人の方がいましたので、その部分が令和７年度当初はまだ新人ではない令和６年の実績から持ってきていますので、その分で下がっております。給与自体は人事院勧告どおり給与表が変わりますので、それに応じて給与は上がっております。

副委員長（児玉智博君）　この会計年度任用職員というのは生活支援員と学習支援員の方だと思うですが、いろいろ障害とかを抱えた児童がちゃんと学校生活を送れて、ちゃんと学習にも取り組

めるようにというようなかたちで配置されていると思うのですが、次年度は１人当たりの方が見る人数というのは大体何人ぐらい学級の児童がいるのでしょうか。その人数を教えてください。

学校教育係長（原山慶士君）　１人当たりというのは学校でそれぞれクラス等分かれて配置があるのでなかなか難しいんですけれども、来年度の特別支援いわゆる特性があって支援が必要な方の対象者といたしましては、小学校のほうが知的でいきますと８名、自閉情緒学級でいきますと３名、中学校が同じく知的が１名、自閉情緒学級が４名と今の段階では考えております。もちろん転入転出で多少の増減はあるかと思いますけれども今の見込みとしては今のとおりになります。

以上です。

教育長（村上悦郎君）　会計年度任用職員の仕事内容ということで学習支援員さんと生活支援員さんがいらっしゃいますが、特別支援の学級の子どもだけということではございません。一般に言うグレーゾーンといいますか通常学級にいるのだけど、「ちょっと」という、そういった子どもたちを洗い出して、コーディネーターがおりまして「今週はこう」と。ずっと付きっきりの場合もいるのですが、とにかく効果を上げるように、「この子たちは、こう」と。ずっとローテーションで回っていく、そういったところで基本的には考えています。しかし学校の現状としましては、ずっと付きっきりでと、どうしても支援が１日中必要だというような児童も何人かいらっしゃいますので先生方工夫してもらっています。また、この人数ですけど今原山君が言ったように今学級は８人で１人の職員ということですが途中から学校運営加配というのはつきません。もう１人来たら新たに増えて本来は２学級のところですが、県から子ども増えたから、職員が増えますということはありませんので、どうしても町の会計年度任用職員がというところです。いろいろな工夫をしてやりくりをしているのですが、現場からは「この人数でも苦しい」というような状況ではありますが、工夫をして先生方しっかり頑張ってもらっているというところです。

副委員長（児玉智博君）　予算に直結する話ですけれども。会計年度任用職員６人というのは小学校費ですから小学校ですけど、最初「１６人」と言ったからびっくりしたのですけど、８人と３人ということで合計１１名。しかも同じ学年ではなくて、いろんな学年の子が１年生から６年生までにいるわけでしょう。やはりこの「６人で」というのは、かなり大変だろうなというふうに思うのです。そういう中で新人が入ってきたというのは前の方が辞められたから入ってきた方だというふうに思うのですけど、大変だとやっぱり離職というのもあると思うのです。「もう自分には無理だ」と。子どもを預かる仕事ですから責任も重いし、というのであれば予算は必要だけれども、それに応じて人員も増やすことなんかも考えていただきたいなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。現場の学校では、それぞれ職員の方と会計年度任用職員の方と工夫をすると思うのですけど、ただ工夫頼りにならないことが必要だと思うので聞きました。

町長（渡邉誠次君）　毎年予算協議をする中でも、もちろんこの部分についても今年は話はできませんでしたが大概毎年話をしています。私も７年目でもう８年目に入りますけど、そのような中

で毎年協議をしてきた中で一番この辺りが難しい部分でありますけれども、今の実情、毎年のところも含めて私も課題と考えておりますので、その部分ではなかなか潤沢に資金があるわけではないですが小学校、中学校は特に支援をしていく立場に町のほうはあるというふうに私も位置づけておりますので、限られた予算の中ではありますけれどもしっかり協議を進めたいと思います。

以上です。

教育長（村上悦郎君）　教育委員会としましても今年から不登校の子どもたちに対応するためにということで「校内教育支援センター」というのを本来今年立ち上げですが、この会計年度の支援員の先生に当たってもらいます。今言われましたように、そういった教育支援・不登校対応とかいうところで県辺りからも臨採とか、それと町の会計年度任用職員ですが学校付けではなくて教育委員会にいて、「それ専門の人を」といったところも町長のほうにはお願いをしていて、なるべく手厚くやりたいというふうにはお願いをしているところではあります。

３番（髙村祝次君）　８６ページ、教育長交際費１２万円上がっておりますけど教育長にお尋ねします。この１２万円で十分あるのか、足らないのか。

教育長（村上悦郎君）　僕は公債費を「何に使っているのか」というのは事務方が出してくれますので、「手出しをして何とか」というとこではなくて、足りているのか、足りなくて補正でお願いしているのかは掌握しておりません。

３番（髙村祝次君）　私は「何に使っているのか」を尋ねているわけではない。これで十分あるのか、足りないのかということを聞いています。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　ここ数年の実績からいっても、この金額でというところで足りています。ただ懇親会費等が最近ちょっと上がっている傾向になりますので、今後はちょっと後年度上げていく可能性はございますので、そういったところでまた上がるときは御理解いただきたいと思います。

議長（熊谷博行君）　８６ページの報償費、小国高校全国大会出場奨励費、これホッケーが全国大会に行くから３３万円で決まりなのですか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君）　お答えいたします。

３３万円は決まりではございません。県立高等学校が全国大会、国際大会等に出場する場合に団体で出場する場合は１５万円、その２団体分と個人で出場する場合は３万円というのがあります。九州内でしたら２万円ですけれども、この予算の内容は１５万円の２団体と個人の３万円を組ませていただいております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ということは基準があるということですね。高校から予算が上がってきて「よろしくお願いしたい」とかいう要望は駄目ということですか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君）　金額は要綱で定めております。高校の大会結果の状況は

高校側から申請が上がってきまして要綱に沿って支払いができるかというところを判断いたしまして支払うものであります。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　それでは、８６ページの小国高校支援補助金なのですが、前年度と比べてちょうど８０万円増えておりますけれども、この増えた要因というのは何か教えてください。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君）　お答えいたします。

令和８年度から県立高等学校へ進学される際に県指定の学習用の端末タブレットの購入が必要となったことに伴いまして、南小国町と小国町で１人当たり５万円というところで追加で補助をする予定でございます。人数は４０人を予定しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　それは１年生に上がるときに買わないといけないのですか。であれば２年生、３年生はどういうふうになっているのかというのを確認したいのと、それと県立学校に通うのは別に小国高校以外の県立高校に通う小国中学校を卒業した生徒というのもいると思うのですが、それは皆んな大体ちゃんと税条例に定められた税金をその生徒の親御さんは町に納税しているわけではないですか。その公平性から考えるなら、それは別に小国高校に進学する生徒以外にも出すべきではないかと思うのですが、それはどういうふうな考え方で小国高校に進学する生徒だけに出すのでしょうか。

町長（渡邉誠次君）　補足があったら事務方からまたお答えいただきたいと思いますが。タブレット５万円出すという考え方は基本的には、小国高校に行かれる子どもたちにしっかり頑張っていただいて小国高校の魅力化の部分で５万円の補助というふうに考えております。小国高校に行かれない方々のそれぞれの高校でも支援する保護者の団体であるとか、ＯＢ会であるとか、いろいろあるというふうに思います。であれば高校それぞれ私立、県立ありますけれども、そこを選択をされて進学をされるわけですから、その中で自分たちの自由の部分で選択をしていただければというふうに思います。それぞれの高校で、それぞれの支援の仕方が違うと思います。小国町、南小国町は小国高校の魅力化を支援するという方針は両町でずっと話をしておりますので、その部分でしっかりと予算をつけさせていただくということでございます。

以上です。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君）　先ほど児玉議員がおっしゃった「２年生、３年生はどうなっているのか」ということなのですけれども、令和８年度からの取組ですので今度高校１年生になる今の中学３年生、その生徒が対象となりますので今２年３年生の分は予算化はしておりません。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　これまでは県のほうが、そこの部分は購入していたというところで多分県も財政が厳しい折りではないかというところで県は今回大体７万５千円分のうち１

万円を県が補助、「残りは保護者負担でお願いします」というところでした。そこに対して町が５万円というところで予算化しているところです。

副委員長（児玉智博君）　何でもかんでも「魅力化」、「魅力化」と言って、その「魅力化」と行政の「公平性」というのが、ちょっとおかしくなっているのではないかなと思うのです。その「魅力化」ということを履き違えているような気がして。子ども医療費助成制度ですね、今１８歳までになっていますけど小国高校の魅力化にそれを入れて、「小国高校に行ったら１８歳まで助成するけど、ほかの学校に行ったのは自分で選択したのだから医療費は自己負担しろ」なんていうふうにならないですよね。なったらおかしいと思うのです。そういう補助制度は。これ事実上「小国高校支援補助金」と言ってやっているけど、１人１台端末で今度から新入学生徒から７万円の内の１万円しか県が出さないから、その残りの分を保護者が負担しなければならないというふうになったから、「それに使ってください」と言って８０万円増やしたわけでしょう。それは事実上の生徒に対する受領委任払い方式の補助制度ではないですか。それを「あなたは自分で小国高校以外を選んだのだから、タブレット代は親が出すのが当然だ」というふうには私はならないと。不公平だと思います。

町長（渡邉誠次君）　私は「保護者が負担しろ」と言ったつもりは１ミリもございませんで、「支援するところが、ほかにあるのではないでしょうか」というお話をさせていただいたのが一つ。それぞれの中で考え方があると思いますけれども小国高校を存続させるためには、できるだけ小国高校の魅力を増やしていくという部分がありますので両町で話合いをさせていただいて、できる限りの補助をさせていただくという方針で小国町は施策を進めているところでございます。

副委員長（児玉智博君）　いやそういう姑息なことは言わないでください。根拠があって支援するところがあるというふうに言っているのですか。例えば阿蘇中央高校、高森高校、今度からタブレット代を負担しなければならないのでしょう、制服代とかと同じように。どこから幾ら補助があるのですか。

町長（渡邉誠次君）　「あるのではないでしょうか」とお答えさせていただいたのと、例えば高森高校、これ魅力化含めて努力をされていると思いますし、支援をされる企業もあられると思います。小国町にはそういう企業もございませんので行政がしっかりと応援をしていくと。単なる考え方でいくと児玉議員は中学生を基準にした考え方であって、私は小国高校を基準にした考え方でこのタブレット代は出させていただくというところで、その部分では変わりませんのでお伝えをしておきます。

副委員長（児玉智博君）　国民主権という言葉御存じだと思うのですけど、一人一人に人権があるのです。中学生を基準にして考えないと駄目ですよ。高校を基準にして考えるという理屈が分からない。大体、県立高校に責任を負うのは県が負わなければならない話であって、それを県がちゃんとしないというか今まで出していた分を負担しなくなったと。だから「それは町がやりまし

ょう」というその考え方自体が私はいいと思うのです。いい考えですよ。だけど小国高校に進学する生徒だけに出して、それ以外の生徒に出さないというのは。だって町の財政というのは、歳入は基本的に税収部分という自主財源が「３割自治」と言われているけど大体３割、７割は国県の交付金ですけど、国県の交付金の財源というのも国民が納めた税金で国が集めた分を自治体間を大体平準化するために交付税措置というふうにやるわけですけど、もとは国民が負担している税金を町がどういうふうに使うかというのを決めてするわけではないですか。だから皆んな小国高校に進学する保護者が税金を多めに負担しているのであればあれだけれども、それは納める税金はそれぞれの所得とかに応じて違いますよ、扶養家族がいるとか、そういうので変わってくるけれども、基本的に税制に基づいたルールで皆んな公平に税負担しているわけではないですか。そこで差別したら駄目だと思うのです。違いますか。

町長（渡邉誠次君）　児玉議員の考え方は、ある種理解はできます。しかしながら、この予算の上程の仕方は先ほどお伝えしたとおりでございますので、これで悪ければ否決になるかというふうに思います。議員の皆様方それぞれに考えていただければというふうに思います。

以上です。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　一つちょっと財源のところが出ましたので財政の管轄になるのですけれども、財源についてはネットワーク事業基金、寄附金のほうを充てさせていただいております。

委員長（穴見まち子君）　これで休憩に入りたいと思います。１時からよろしくお願いいたします。

（午前１１時５５分）

委員長（穴見まち子君）　それでは、始めたいと思います。

（午後１時００分）

委員長（穴見まち子君）　ページ数で８７から９０ページまで。

副委員長（児玉智博君）　９０ページの小学校費の教育振興費の中で入学祝金、入学祝品、それから軽量ランドセルというふうに出ていますが、新入学児童の人数と、ついでに令和８年度の各学年ごとの人数を教えていただければと思います。

学校教育係長（原山慶士君）　お答えいたします。

入学祝品と祝金、ランドセルに関してですけれども予算計上上は、新１年生は現状の見込みだと４３名でみておりますが一応プラス２にして４５名分というところで計上しております。それと各学年の新１年生から６年生というところで。小学校だけでよろしかったですか。現状の見込みということでいいますと新１年生がまず４３名、新２年生が５１名、新３年生が４４名、新４年生が４７名、新５年生が３９名、新６年生が４６名でございます。特別学級もお答えしてもよろしいですか。

副委員長（児玉智博君）　その中に入っていなければ。

学校教育係長（原山慶士君）　そしたら合計でお伝えしてもよろしいですか。改めて合計で。新１年生は４３名そのままです。新２年生が通常学級が５１名、知的学級が３名、合計５４名。新３年生が通常学級が４４名、知的学級が１名、自閉情緒学級が２名の計４７名。新４年生が通常学級が４７名、知的学級が３名、自閉はおりませんので５０名。新５年生は通常学級が３９名、知的、自閉共ににおりませんで３９名です。新６年生が通常学級が４６名、知的学級が１名、自閉情緒学級が１名、計４８名で一応見込んでおります。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　それから修学旅行費補助金ですが、修学旅行に行くのは５年生でしたか、６年生でしたか。

学校教育係長（原山慶士君）　６年生です。

副委員長（児玉智博君）　６年。

委員長（穴見まち子君）　９１から９３ページまで。

副委員長（児玉智博君）　それでは、また９２ページの教育振興費、入学祝金に関連して新７年生の数、それから、８年生、９年生の生徒数も教えてください。

学校教育係長（原山慶士君）　お答えいたします。

新７年生です。通常学級が３６名、知的は０名、自閉情緒学級が２名の計３８名。続きまして、新８年生が通常学級が４６名、知的学級が１名、自閉情緒学級が１名の計４８名です。新９年生は通常学級が４５名、知的は０名、自閉情緒学級が１名の計４６名で見込んでおります。

以上です。

議長（熊谷博行君）　９３ページの中学校制服購入補助金。全額ではないと思いますが実際１人当たり下着以外全部購入した場合は、どのぐらいかかるのかを分かる範囲でよございますので教えてください。

学校教育係長（原山慶士君）　こちらの補助金の対象が制服プラスかばんの内容になっておりまして、そちらに関しての数字でよろしければお示しできるのですが、体操服の金額等を私持ち合わせておりませんので、取りあえず制服関係の金額でほぼ全員申請しただろうというところで令和７年度の実績でお伝えしたいと思います。一応１人当たり平均すると大体冬服が男性が５万８千７２円になります。こちらがジャケット、ズボン、シャツ、セーター、かばん、ネクタイぐらいを購入すると、もちろん個人差があるのですけれども大体このくらいの金額になります。併せまして夏服に関しては平均すると２万３６７円というふうなかたちになっておりまして、こちらシャツを２枚とズボンを買うと大体このくらいの金額になります。今度女性ですけれども同じく冬の平均が５万４千６２０円ということになっておりまして、こちらは同じくジャケット、スカート、ブラウスを２着、セーター、かばん、リボンなどを購入すると大体このくらいの金額になります。併せまして夏服に関しましては１万９千７９０円というふうな平均が出ておりまして、こ

ちらもブラス２着とスカートを買いますとこのくらいの金額になります。

以上です。

議長（熊谷博行君）　１５万円ぐらいかかるかと思ったのですが、孫も子もいませんのでちょっと分かりませんが。僕が聞いたのは「結構な値段かかる」と聞いたのですが。一番詳しいのは江藤副議長かもしれないけれど。

１番（江藤理一郎君）　我が家では物価高騰対策券が全部消えました。５人の３万円で１５万円分が制服と体操服がやっぱりかかります。１枚ずつ買うのだったらシャツとかもこのぐらいなのですけど、着替えることも考えるとちょっと多めに買ったりするので、そのくらいかかります。１３万円から１４万円ぐらいかかったのではないかなと思います。これと併せて制服の補助のほうも出していただいていると思うのですけど、これについてが通知するのが買った後にでしたっけ。

学校教育係長（原山慶士君）　はい。

１番（江藤理一郎君）　ですので、そこがもうちょっと早くしていただけると購入するときに一遍に購入できるので、「あれ、こんなにくるの分かっていたら、あと１枚シャツを買っていたのに」、「体操服もあと１枚買っていたのに」というような声はよく聞いておりますが、その辺りはもう少し早く通知するようなことはできないのでしょうか。

学校教育係長（原山慶士君）　大体この補助金を活用される方は今年度で言いましても全て新７年生の方がほとんどかなというふうに思います。もちろん小中一貫教育も進んでいますので小国小学校から、そのまま小国中学校という方が非常に多ございますが中には町外から来られる方もいらっしゃいます。周知の方法といたしましては議員おっしゃるとおり今、購入後になっておりますが町外から来られる方も併せて一斉に周知できるタイミングというのは難しいですけれども、そういった御意見というのは非常に考えるべきことかなと思います。２回に分けて周知できないこともございませんし、また個人的に期待しているのは、この補助制度をずっと続けていくことで口コミではないですけれども大体こういう補助が長く続けば「こういうことを町はやっているんだよ」というのが保護者間とかでも伝わっていくと、またそれはそれでいい周知になるのかなというふうには思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　枚数を買えば１４万円ぐらいという御意見が今出ていましたけど、新７年生の補助対象の方が合わせて３８名になるかと思うのですけど、１８０万円の予算を３８で割ると４万７千３６８円ですけれども、ただこれ調書では限度額が４万円というふうになっておりますので、一応入学者が増えた場合なんかを加味して１人２人分多めに予算をつけられたのかなというような気がしておりますが。今説明いただいた昨年度の１人当たりの平均が冬服が男子で５万８千７２円ということでありましたけど、制服自体は作られてからちょうど今が３回目ぐらいの入学者になるのですかね。値段というのはもう全然変わってないのですか。

学校教育係長（原山慶士君）　今のところ単価が変わっているというふうには私は聞いておりません。

副委員長（児玉智博君）　続けて寄宿舎居住費について聞いておきます。この給料で会計年度任用職員が５人ということですけれども、昨年までは３人だったので２人増えているようなかたちになります。それは高校生も２人女子生徒が入るという説明でありましたので、その人たちが土日も滞在することを考えて３人から５人に人員を増やした結果だというふうに思います。５人分に増やしているわけですけれども、これは新たにもう採用した人がいるという理解でよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　増えたというところで舎監のほうが１名から３名というところで２人増えております。人員のほうは今一次募集が年前からあって２次募集のほうで今締切りが来ているところで、人員としては今来ていますけどまだ面接選考結果というところでなっております。

副委員長（児玉智博君）　舎監ということは学校の先生が舎監で１人増えたということですか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　県費では別に舎監という配置はあるのですけれども、県のほうからも指導というか指摘がありまして「毎日泊まる」というのは日中も仕事がある中で、「そこは、ちょっとふさわしくない」というところで、町のほうもそこは先生方の負担を減らすというところで平日も町のほうから１人加えた上で中学校分もみるというところで増やしております。

副委員長（児玉智博君）　分かりました。基本的に理解しました。ですが話を戻すようなかたちになるのですけど、これだけ支援補助金以外にもこうやって高校のために町が予算措置をしているわけです。さっき実際同僚議員の話なんかをしても中学校に進学するに当たって制服購入費用として補助を出しているけれども実際にかかるお金はもっともっとかかっていると。先ほども申し上げましたとおり高校に進学するにしても小国高校以外に進学する生徒の家の家計負担というのは小国高校よりももっとかかるはずです。そういう中で、あえてというか「小国高校を存続しなければならないから」と、「そのためには魅力化しなければならないから」と、「だから金を出すんだ」ということで出してらっしゃるわけですけど。これ出し始めてから、だいぶたちます。メニューとしては、ちょっと変えている部分もあるのかもしれませんが。それで、さっきもちらっと事務事業評価ということを言いましたけど「小国高校の魅力化」のために様々やっているわけです、町も南小国町と一緒に。子どもの絶対数が減っていますから小国高校への進学者数もそれは減るわけですけど、実際出したから何人多く高校に進学したかというような、そういう事業の評価というのは毎年毎年やっていますか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　高校の部分に関しましては、教育委員会の事務点検評価の中で評価はしております。進学率に関しても非常に年々違うところもありますので比較が難しいところはありますけれども、来年度に関しては６割は超えているのですけれども、今の９年生は絶

対数というか生徒数が少ないものですから１学級となる結果になっております。

副委員長（児玉智博君）　その評価をした上で実際それをやったから何人余計に小国高校に進学したというふうに結論づけられていますか。アンケートを取るなりして、「これがあったから、どうしようか悩んだけれども、小国高校にしました」とかいうような、そういう評価をするための根拠となるようなことをちゃんと調べられているのかというのを聞きたいわけです。休憩時間に毛生え薬の話になって「テレビに出ているの、これは全然効かん」というふうに言ったけど、ほかの議員が「それを使ってなかったら、もっと毛が抜けていたかもしれない」というような話にもなりましたけど、ちゃんと調べてみないと分からないわけです。効いているか、効いていないかというのは、医学的に。だからこれも「出してなかったら、もっと少なかったかもしれません」ではなくて、「出したから何人余計に進学したんだ」というようなことをやっていかないと、同じことをやっていても、それって結局意味のないことをやっているかもしれないわけです。意味があるようにするためには支援補助金の使い方もいろいろあるけど、「こういう使い方よりも、もっとこういう使い方をしたほうが小国高校を魅力化する」、「それはなぜか」、「存続するために」という目的ははっきりしているわけですから、その目的をちゃんとこの事業が達成しているかというのを評価・点検というのが必要だと思います。教育委員会の評価では、どういう根拠でやられているのか教えてください。

教育長（村上悦郎君）　評価というのは事務局長のほうだと思うのですが、一概に数、「何名入ってきたから、どうであった」ということでは測れないものもあると思います。今年の場合とか、私立高校の場合とか、大きく影響を受けています。子どもたちに「私立高校から御家庭に援助がなかったら小国高校に行っていますか」、そんな質問は投げかけておりませんので分かりません、それが妥当かどうか分からないのですが。とにかく僕たち教育委員会として、学校として、「小国高校に行きたい」、小国の子どもたちが「行きたい」ということの魅力を上げること。今実際に小国高校に行っている保護者の方々が「変わっている」というのは実感されていると思います。小国高校が出される発展の会とかのアンケートとかそういったところで、それは確認できることがあると思うのですが。でも僕たちは今しかできないこと。「教育委員会としては何ができる」、「町としてできるのは何」、といった視点で支援を。「はい、２人来ました」、「３人、来ました」というところだけでは評価できないと。僕は確実に皆さんの意識、また中学生の意識とか、子どもたちの日頃の態度とか、レベルアップが図られてきている、それはやはり魅力化に周りがしっかり取り組んでいるからだと僕は感じています。

教育委員会事務局長（後藤栄二君）　なかなか統計的な資料を言っても難しいところあるかもしれませんけれども、６割７割というところで今回また生徒数も減ってくれば７割というような目標も立てて、そこは頑張っていきたいと思っております。なかなか県も県立学校の在り方というところで「頑張っている地方の学校には存続も」というような言葉も残しております。そういった

ところで町も小国高校が存続するように、精いっぱいというか頑張っていきたいと思っています。

副委員長（児玉智博君）　教育長の話を聞いて確かにそうなのです、学校の在り方として数追いみたいになってしまうのは本当によくないし、本当におっしゃられることは何も間違ったことは言われてないというふうに思うのですけれども、ただ同時に「小国高校を存続させるため」というのは動かしがたい目標の一つだと思うわけです。それで県立学校の再編統合というふうになったとき本来、私は県が高校設置者として後期中等教育を、あまねく学齢の県民に保障するという立場に立てば、それは県が最後の１人まで責任を持つべきだという考えですけど、分校でもないのに「５人しか生徒がいないよ」というふうになったときに果たして本当に幾ら魅力あふれる学校であったとしても、そこに本当に校長、教頭の管理職を含めて県が教職員を配置するだろうかというふうに思うわけです。であれば目に見えるかたちで、高校の魅力化のための小国町の事業がどれぐらい効果を上げているのかという評価はするべきではないかなというふうに思います。これが小国町内の住民の子どもがいて小国高校に通わせている親御さん町民、違う学校にやりたい部活があるとか、いろんな前向きな動機で小国高校以外の進学先を選んだ子どもを持つ親御さん町民の間にも明らかに私は本人たちが知れば「そうなんだ」と、「うちの子はタブレット代なんか町は出してくれないのに、あそこはもらうんだ」って、やっぱり不公平感を感じると思います。そういう状況があるわけですから、だからこそきちんとこの事業の評価というのはしっかりとやって続けていくというふうにあるべきだと思いますので是非、検討をお願いします。

委員長（穴見まち子君）　９５ページまで。いいですか。

９７ページ。

副委員長（児玉智博君）　交流多目的施設費というので、なかなか今もう電子書籍なんていうのも大分普及してきて印刷物というのに触れる機会というのも一昔前に比べたら少なくなっているかなと思います。小国町の図書室の利用実績というのは予算を組むときに「何人利用するかな」というのは余り考えないかもしれませんが、大体どれぐらいに利用していただきたいというような目標というか、そういうのはありますか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君）　目標というのははっきり申し上げられませんけど、令和６年度の利用者数としましては６千５５人ということで把握しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　ここは大体利用するに当たっては利用者カードというのを作っているかと思いますけれども、その６千５５人というのはカードを作られた方が何回か利用されているから６千５５人という人数だと思うのですけど、登録者数は何人でしょうか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君）　先ほどは回数を申し上げさせていただいたのですけれども、登録者数はこちらのほうでは持ち合わせがございませんので、すみません。

副委員長（児玉智博君）　町の公式ＬＩＮＥなんかを見ていると、特に教育委員会関連の発信で一

番多いのが図書室だと思います。「新刊が入りました」ということでお知らせなんかもしていてですね。「新刊」と言っても結構前に発行されたものなんかもあるので恐らく「こういうのが読みたい」というようなリクエストに応えて入れられたのかなというような感じがしているところです。それで５３万円という非常に限られた図書購入費でありますけれども、大体令和８年度は毎月何冊ずつぐらい新しく購入する予定でしょうか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君）　何冊というか金額で４万２千５００円の１２か月というところで予算を組ませていただいております。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　１００ページまで。

副委員長（児玉智博君）　坂本善三美術館費についてお尋ねしておきます。この美術館の運営についてその根拠となる法令は何なのか教えてください。

文化振興係長（山下弘子君）　小国町の中では小国町坂本善三美術館の設置及び管理に関する条例です。

副委員長（児玉智博君）　１００ページを見てみますと県博物館連絡協議会負担金というのがあります。その協議会に参加されているのだと思いますけれども、博物館法は適用されていませんか。

文化振興係長（山下弘子君）　博物館法のもとで運営しておりますが、博物館法の中に登録博物館、博物館相当施設などいろんな分類があるのですが坂本善三美術館は登録博物館ではなく博物館相当施設として運営しています。

副委員長（児玉智博君）　博物館法の第２３条では「公立博物館は、入館料を原則無料とする」というふうになっているかと思いますが、ただ原則無料にはなっているけれども、いろんな維持管理なんかの費用でもやむを得ない場合に限り、法律の立て付けとしては「特別に利用料金を徴収することができる」というふうな定めになっているけれども、どこの博物館も皆んな無料というところはないかと思いますが。原則無料だけれども、そういう維持管理のために坂本善三美術館も入館料を原則徴収しているというふうに考えてよろしいですか。

文化振興係長（山下弘子君）　小国町坂本善三美術館の設置及び管理に関する条例では、入館料を徴収するというふうに決められております。が減免対象もありまして、現在は各種手帳をお持ちの方と町内小中高校生、またそれらが事業で訪れる場合というのが減免の対象になっております。今年度の坂本善三美術館の運営協議会の中で「町民を無料にしてはどうか」という意見もありまして、先日の教育委員会で規則を改正いたしまして、４月からは町民の入館も無料にする計画になっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　よかったと思います。それを言おうと思いました。

委員長（穴見まち子君）　では１０３ページまで。ありませんか。

一般会計予算の歳出が終了いたしました。質疑漏れはないでしょうか。

１番（江藤理一郎君）　６１ページまで戻っていいですか。先ほどから健康診断とか歯周疾患健診とか健診系の話題が出ていたと思います。教育委員会のほうの分野でも支援が必要な児童が毎年ある程度いらっしゃるというところで支援員の方々も配置させて子どもたちの支援をされていると思いますが、毎年全国的にそうなのですが支援が必要な発達障害とか、そういった子どもさんが小国だけではなく全国やっぱり多くなっているという状況も聞きます。この健診の中で昨年だったか、いつだったか忘れたのですけれども、３歳児健診にプラスして５歳児健診も追加するようなお話がどこかで出ていたと思うのですが、見たら今年度予算の中で上がっていなかったので、もし検討されているのであれば、そちらの回答をお願いしたいと思います。

健康支援係長（波多野　優君）　お答えいたします。

本年度から５歳児健診は開始をしておりまして、主な経費としては健診医師委託料、歯科医師委託料とか、その辺りが必要経費ということで計上させていただいております。

１番（江藤理一郎君）　５歳児健診は歯の健診もあると思うのですけれども発達障害がないかどうかという健診も行うと思っていたのですが、その辺りを調べたりすることは５歳児健診ではしないのですか。

福祉課課長補佐（永江直美君）　以前はアンケート方式というかたちで５歳児のアンケートをとりながら保護者の困り事などを聞いていっていたのですけど、今年度から５歳児健診に取り組んでいます。本来であれば小児の発達障害などを見られる専門の先生に小国町に来ていただいて健診ができればいいのですけれども、なかなか医師が限られているというところもあるので医師には来ていただけない。歯科検診で歯医者さんには来ていただいているのですけれども専門の医師に来ていただいて発達検査をするというところまでには至っていません。ただ健診の聞き取りの中で発達障害があるお子さんなどは保護者にも困り感があると思いますので、その辺りを丁寧に聞き取って、もちろん５歳児の発達がどうかという評価もするのですけれども保護者の困り感を聞き取って、必要であれば臨床心理士のほうにつないで、そこでまた評価をしていただいて必要であれば、またその後療育のほうにつなげるような対応を今しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　今気づいたので聞いておきます。町指定無形文化財補助金というのは４万円ですけど、宮原祇園社獅子舞・下城楽と二つの団体に対する補助で４万円ということですよね。久しぶりにおぐチャンを見たらちょうど下城楽が出ていてコロナで１回中断したけれども、「無くすわけにはいけない」ということで久しぶりに下城の人たちが集まって練習を始めたということも聞いていますし、宮原の祇園の獅子舞なんかは獅子舞が舞うのもすごいのですけど笛もですね。何となく獅子舞を見ながら耳に入ってきていたので知らなかったのですけど何曲かあって、それも別に譜面があるわけではないから耳で聞いたのを吹いていると。「昔はもっと何曲が

あったのだけれども、難しいものだから吹ける人がいなくなった曲もある」というふうに聞いております。今はもう映像技術なんかも発達しているので何とかやればできるかもしれないけれど、そういう音楽というのは途絶えてしまえばもう二度と復活させることが大変だと思うのです。だから途絶えさせずに続けていくことが重要だと思うのですが、本当に４万円で十分なのかと、文化財を保護する観点から言ってですね。特に宮原の獅子舞なんかは今まで笛を吹いてきた人たちがなかなかやめられずに高齢になってもずっと続けてらっしゃったけれども、最近は若い女子生徒さんが何人か入って、「おじちゃんたちが吹いているのを一生懸命聞いて練習してうまくなっていっている」というようなことも聞いておりますので、祭りを一つしようと思えばお金はどうしてもかかりますし、基本的に氏子さんたちで何とかするというのが今まで当たり前だったのでしょうけれども、でも今は皆んな大変ですから文化財保護という観点で出しているのであれば、もうちょっと手厚くできないかなと思うのですけれども、そういった要望なんかは実際されている方たちからは上がってこないですか。

町長（渡邉誠次君）　その部分に関しましては話合いをしっかりしていかなければいけないと思っています。それから私は昔から祭りが大好きでございまして、ただ学校が祭りを主導するのは実は反対でした。それはなぜかというと地域の祭りは地域の人たちが受け継ぐものであり、文化は学校で伝えるものではないのではないかなと半分思っております。半分はやっぱり伝えていかないといけない部分もあるかなと思いますけれども、そういうふうな考え方で文化財に指定されているということ自体がまずまずすごいことでございます。ほかにいろんなお祭りの団体等々ありますけれども、指定されていないところと、指定されているところというのは文化度が違います。ということでまずは話をきちっとしていって児玉議員言われるようにお祭りを維持していくためにはというところと、仕組みの部分、組織の部分、それから財政の部分を含めてしっかり支援していけるような体制づくりはとっていきたいというふうに思っております。まず、地元の人たちの意向が大事でございますので、まずは話し合うという段階で予算はこれだけにしておりますけれども多分、何百万円単位でかかるのではないかなというところも実は思っております。「下城楽」辺りの衣装とかも含めて考えると、これを「いざ持続していこう」といったときには、いつか更新していかないといけない、人数もそうでございます。例えば、その部分だけはどうしても地域では持ちこたえることができないから、学校の文化クラブみたいなところで祭りの踊りを教えていくとか伝えていくとか、そういう段階まで来ているような状況だというふうに思います。特に子どもたちに伝える部分では「下城楽」は子どもたちが結構重要な部分を占めていたりしましたので。私は「楽」をしたことありませんけれども、そういった部分も含めて実際にその文化を継承していくためには、とてつもない御苦労もされているというふうに思います。せっかくここまで町のほうも文化財の指定ということでございますので担当課は大変でちょっと拒絶されるかもしれませんが１人２人中に入っていただいて、やっぱり大事なところはまずは話して、それ

を次の土台にどうやったらつなげていけるか、これはもう大事なところであると思いますので予算の部分では来年どかんと反映をするかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。

文化振興係長（山下弘子君）　町として補助金を出しているのはおっしゃるとおり団体に２万円ずつなのですけれども、やはり存続の危機でもありまして金銭的なこともちろんですけど人的な育成というところがやはり一番大きな課題でもありまして、それを受けまして来年度は伝統文化親子教室という文化庁の事業に申請しておりまして、それを実施する予定にしております。それは「下城楽」と「祇園社獅子舞」に関して子どもたちに指導してもらうときに今までの補助金では無給とか無償でやっていただいていたのですけれども、その子どもたちに指導していただく分の謝礼などが払えるような事業になっております。まだ採択されているわけではないのですけれども実施できるように計画しています。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　ほかに質疑漏れはないでしょうか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　それでは、歳入のほうに入っていきたいと思います。

１３ページ。

副委員長（児玉智博君）　１３ページの民生費負担金について聞きます。現年度分の保育料負担金というのが５００万円近く昨年度と比べて減っております。ところが副食費は全く同じなのです。園児数が減ったのであれば当然副食費も減るのではないかなと思うのですけれども、保育料負担金は減ったけれども副食費は変わらない理由が何なのか教えてください。

保育総務係長（宇都宮健治君）　保育料につきましては令和７年度の４月から規則が改正になりまして、その分で保育料が減額になっております。その関係で令和８年度の当初の歳入の予算が減っております。副食費につきましては、一応令和７年度の３月の実績で計算しておりまして、その分で計上しておりますので、ほぼ変わってないというような金額になっております。

委員長（穴見まち子君）　１５ページまで。１５、１６ページまで。ないですか。

副委員長（児玉智博君）　では１６ページの保険基盤安定負担金の国保分が昨年度の当初予算と比べて１００万円ですけれども、わずかに増えております。被保険者数自体は減少していると思うのですが、これが増えるのは何でなのか教えてください。

健康支援係長（波多野　優君）　保険基盤安定負担金は、軽減世帯の割合で交付額が変わりますので令和７年度の実績が少し上ぶれをしていたというか額が増えておりましたので令和７年度実績をもとに算出をしております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　それぞれ軽減となる世帯が確定するのはちょっと先になるかとは思いますけれども、予測では大体２割とか５割、７割どれぐらいいるか教えてください。

健康支援係長（波多野　優君）　令和７年度の実績で回答させていただきます。令和７年度が全部で６０７世帯、７割軽減が３４４世帯、５割軽減が１４４世帯、２割軽減が１１９世帯、合計の６０７世帯となっております。

委員長（穴見まち子君）　１９ページまで。２０ページまでどうですか。

２１、２２、２３、２４ページまで。いいですか、２４ページまで、ないですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　２５ページまでです、最後が。ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　一般会計予算の歳入が終了しました。質疑漏れはありませんか。

副委員長（児玉智博君）　予算書には出てこない部分ではあるのですけれども補助金の部分で、障害者の問題というか、その家族とかにしか分からない、どういう支援を必要とするのかとかの部分があるかと思いますが、小国町に障害者を持つ家族の人たちの家族会というのがあると思うのですが、活動するためには世話をする人が手弁当でいろいろするわけにはいかないので、そのための会を運営するに当たっての費用なんていうのは必ず必要になってくるものだと思うのですが、町にはそういう要望というのはないのですか。

福祉課長（宮崎智幸君）　小国町には知的障害に関する家族の会、それから精神障害に関する家族の会は小国郷であります。それから最近では、特別な支援を受ける子どもたちの会というのがあります。その中で特に精神障害の家族の会については少しだけ話をしたことがあります。ただ、その家族会のほうも活動が低迷していた時期がありまして「今度、それを復活させたい」ということで話がありまして、「そういった場合に助成等はありますか」という話だったので、「それはしっかり活動していただいて、また話をしていきましょう」ということで今のところ話が終わっております。それからもう一つ、支援の必要な子どもの会がありますが、そちらについては補助金とかいうことではなくて年に２回ほど、ここの場所を使って講演会を行ったりとかしていますので、そういったときの会場の使用であったりとかいう部分はセンターの教育委員会が管理していますけど減免の手続を案内したりとか、そういったことで支援できる部分については支援しています。もちろん周知広報の部分についても、お手伝いできる部分は行っているような状況です。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　やはり言ったように、「まずは手弁当でやって、ある程度のかたちをつくってから来てください」と言うのではなくて活動するための補助金ですから。家族会というのは僕は必要だと思います。いろんなハンディキャップとかがある人たちも、この地域で共生していくために。家族のいろんな悩みを共有したりする場というのが必要なものだと思うのですが、活動実績がないから支援しないとかではなくて、「どういう活動をしたいと思うか」とかいうのを聞き取って、「こういう活動に対しては出せますよ」ということで最終的にそのとおりになら

なかったら予算も戻してもらうとかいうやり方なのではないですか。最初から予算にも上げないというのは違うのではないかと思うのですけれども。相談に来られたのであれば、もっと丁寧に話を聞いて場合によっては今回の予算に計上というところまであってよかったのではないですか。

福祉課長（宮崎智幸君）　精神に関する家族会については２度ほど話をして話も聞いております。内容についても話は聞かせていただきました。その中でさっき言いましたように低迷していた時期があった関係で家族会に所属する会員さんがほとんどいない状況ということから、今から声をかけて会員を募るというような状況ということをお聞きしたので、「そこはしっかり会員さんを集めて、また話をしましょう」というところまで話をいたしました。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　ほかに質疑漏れはないでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　休憩にしたいと思います。１０分から。

（午後２時００分）

委員長（穴見まち子君）　それでは、いいでしょうか。

（午後２時１０分）

委員長（穴見まち子君）　最後に質疑漏れはないですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君）　議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

これまでも小国高校支援補助金ということで魅力化の会に対して補助金が出てきております。しかし、その中には就学支援として受領委任払い形式の事実上、生徒、保護者に対する補助金というのが出されてきたわけでありますが、今回８０万円増額するのがタブレットの購入費の補助ということで、これも生徒、保護者に対する事実上の補助金になります。やはり小国高校に進学した生徒と保護者町民、それ以外の高校へ進学する生徒、保護者、こちらも町民であります。やはり町民間で町からの補助を受けられる人たちと受けられない人たちというのが、それがたとえ進学先を自分で選択したとはいえ同じ県立高校に通うのに、そこに不公平があってはならないと思いますし、それが今回さらに不公平が増える提案になっておりますから反対するものであります。補助するのであれば全ての町民を対象に補助すればいいと思います。それを「出すな」とは言いませんから、「出すなら、皆んなに出しましょうよ」という立場です。

委員長（穴見まち子君）　ほかに討論はないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算について、原案の通り可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君）　挙手多数であります。

よって、議案第１７号は原案のとおり可決すべきとされました。

次に、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、３日の本会議で各所管に属する特別会計の当初予算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料などがあれば配付をお願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君）　福祉課のほうで三つの特別会計を所管しておりますので説明いたします。先般の本会議におきまして各特別会計の予算の概要説明をさせていただいておりますので、本日は各特別会計の予算総額のみ報告させていただきます。

初めに、国民健康保険特別会計の予算です。

特別会計予算書の２ページ、３ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は９億３千９６５万１千円です。対前年度比で４千３８７万３千円、４．５％の減額となっております。

続きまして、介護保険特別会計の予算です。

予算書の２０ページ、２１ページをお願いします。歳入歳出予算の総額は１０億７千６５９万６千円でございます。対前年度比で１９９万９千円、０．２％の増額となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算です。

予算書の４４ページ４５ページをお願いします。歳入歳出予算の総額は１億８千６３９万円でございます。対前年度比で２千１８８万９千円、１３％の増額となっております。

福祉課が所管しております各特別会計予算の説明は以上でございます。なお、先ほども申し上げましたがお配りしております福祉課資料（１－１）、それから資料（２）の被保険者数等の資料も併せて御覧いただきたいと思います。御審議方よろしくお願いいたします。

委員長（穴見まち子君）　これより議案第１８号から議案第２０号について質疑に入ります。なお特別会計は歳入歳出一括して質疑を行っていきます。

国民健康保険特別会計予算について質疑はございませんか。

副委員長（児玉智博君）　歳出の部分で保険給付費について伺いたいと思います。療養の給付費ですけど、これはそういう分類をされていればということでお答えいただければと思います。皆さんが医療機関に受診した際に基本的に３割負担を払って残りの７割が国保から各医療機関に支払

われるわけですけれども、受診した理由が風邪とかの感染症なのか、それとも糖尿病とかの慢性疾患なのかとか、あるいは骨折とかのけがをして受診した分なのかというのが、それぞれの内訳なんかは町は知ることができますか。

総健康支援係長（波多野　優君）　疾病分類のほうは国保連合会のほうに依頼をしておりますので、大まかな分類はできるかと思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　それは割合で言えばどれぐらいとかいうのは分かりますか。

福祉課課長補佐（永江直美君）　医療費の分析ということで外来と入院に分けて大分類の医療費というところで町のほうで把握することができます。外来に関しては、一番多いのが内分泌系で１７％、２位が新生物で１３．２％、３位が尿路性器で１１．７％、４位が循環器で１１％となっています。あと入院に関しましては、１位が神経が１５％、２位が循環器で１３．９％、３位が新生物がん関係なんですけど１２．４％、４位が筋骨格系で１０．１％となっています。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　骨折とか、けがとかというのもほとんどなくて今伺う限りでは、ほとんどが感染症です。感染症というのは、それが治ればその後は通院することはないけど、内分泌系とか新生物がんとかもありましたけど、こういう慢性疾患が上位を占めているということです。ただ入院でいえば１５％、１３％、１２％、１０％だったので、やはり風邪とかでかかる分が多いということになるのですか。

福祉課課長補佐（永江直美君）　国保の医療費の関係になると思うのですけれども、生活習慣病など事前に予防できるものと、なかなかできないものがあると捉えています。町として医療費のところを考えて医療費が高額となるのは脳血管疾患、あと心疾患、慢性腎不全の三つだと思っております。これらを減らすことが健康寿命の延伸や医療費の削減につながると考え、検診や保健指導などを実施しているところです。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　続けて伺います。人間ドック委託料ということで３００万円ございまして、これは前年と同じ金額で予算が出てきております。人間ドックというのは毎年受けなくても通常は特定健診、この役場に来る集団検診とか個別健診で公立病院とかで受けながら、それでも３年に１回かせめて５年に１回ぐらいは内視鏡なんかも入れてしたほうが、がんとかであれば早期発見もできるし、バリウムのエックス線だけでは分からないけど飲めば逆流性食道炎とか発見してもらえて、「食べてすぐ横になるな」とか言われるから、先ほど言われたような病気を未然に予防することにはかなり効果があるのではないかと思うのです。ところが、それなりに費用というものがかかってきます。もちろん補助があるから、それを利用される人がいると思うのですけど、もう少し上げることができれば上げて、より多くの人に受けてもらうようにできないかな

と思うわけですけれども。この人間ドック委託料の単価が今幾らなのかということと単価をもうちょっと上げることができないのか教えてください。

健康支援係長（波多野　優君）　人間ドックの補助については今１人当たり２万円の補助をしています。予算上は１５０名分計上させていただいております。国保の場合は、事業費納付金というかたちで支払いをしないといけないので、その歳入の確保が必要になります。予算上は１５０名上げていますけれども実際には使わなければ、ほかの納付金等に充てるということもできるような状況です。この補助金を上げるというふうになれば、その分税等で確保しないといけないというような状況にはなってきますので、そこは双方いろいろ検討しながら見ていかないといけないところかなというふうには考えております。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　一般会計のときに聞けばよかったという話なのですけれども、がん検診は協会けんぽとかの被用者保険の人たちも対象にしているから国保の人も一般会計のほうでバリウム検査とか便潜血とかは受けられるようになっているわけですが、それでは特定健康診査等事業費ということで国保の人の人間ドック委託料というふうなかたちで出しているわけだけれども、一般会計で国民健康保険に限らず被用者保険とか後期高齢者医療保険の人も対象とすれば今言われたようなことを気にせず出すことができるということでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君）　係長が答弁した部分で、国保の人間ドック委託料については先ほど言った２万円掛ける１５０人ということで３００万円組んでありますが、この財源としましてはもちろん保険税を含む部分で歳入確保が必要になってきます。この単価を上げることになると、その部分で一部保険税を徴収する必要が出てくる可能性があるので簡単に上げることは難しいというような答弁をしたつもりだと思います。それから今後、国保税については御存じかもしれませんが令和９年度、最終的には令和１２年度に県内保険料統一ということで今動いております。その中でこういった人間ドックを含む保健事業についても今いろいろと熊本県内全域でといいますか県下同じような取組に変わっていきますので、その中でいろんな検討がされております。実は今年も人間ドックの助成の金額とかについても課の中でそういった話はしております。ただそういった県全体の動きもありますので、その辺も注視しながら今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　質疑がなければ次に、介護保険特別会計予算について質疑ございませんか。

副委員長（児玉智博君）　２４ページに地域支援事業交付金の総合事業とか日常生活支援総合事業

ということで、いわゆるデイサービスとか、あるいは入所とか、そういうふうになるべくならないようにということで、こういう事業が取り組まれているかと思います。実際今までに何人ぐらいそういう総合事業なんかを利用されていて、次年度は被保険者数は１．３％減になるけれども認定者数は１．３％要支援が増えて、要介護の場合は７．１％増えるということで資料が出ております。なるべくなら要介護の人たちは減って要支援１ぐらいでとどめる必要があると思うので、この総合事業とかいうのが大事になってくると思いますけれども、大体どれぐらいの利用実績が出てくるというふうに考えて予算をつけられているのでしょうか。

福祉課課長補佐（永江直美君）　介護予防・日常生活支援総合事業ということで、ちょっと範囲が広いので利用者が何人かというと、なかなかお答えがしにくいのですけれども。例えば通所サービスＣ事業であれば定員が１５名で４か月間利用するものなのですけど毎週１５名ぐらいが定期的に使えるような予算にしています。あと訪問型サービスＢ事業とあるのですけれども、そちらに関してはヘルパーさんに頼らないで有償ボランティアの方に買物とか掃除とか洗濯などを頼めるのですけれども、そちらに関しては実績ベースというところで今見込みが延べ人数で１９０名ぐらいなのですけれども、そこを維持していくというところで少し多めに予算を取っております。リハビリテーション講師謝礼というところでは、地域の中でサロン活動とかがあっているのですけれども、そこにリハビリ専門職を派遣してサロンに来ている方も体力測定や健康講話などをして介護予防を進めていく取組などをしています。あと地域で行っている元気クラブは今高齢者の方の参加者数がなかなか減っている状況があります。地域を回ったりして「元気クラブに参加しないか」というお声掛けなども今年度実施しているところで、少しでも多くの方に参加していただけるようにというところで元気クラブのほうの一般介護予防事業の予算も計上しております。あと介護予防教室ということで、まだ介護にならないような方に対しても今年度は体力アップ若返り教室ということで開催しました。なかなか男性の参加が少ない状況があるのですが、今年度は２８名ぐらいの方にも参加をしていただいて好評を得ておりまして、また来年度も予算化しているといった状況です。すみません、うまくまとめられなくて。

副委員長（児玉智博君）　「週刊おぐチャン」が終わった後にいつも流れている体操は１回作ったのをずっと流しているから、何年も同じものばっかり流れていると思うのですけど。そういうのも新しく作ろうと思えば、こういう介護保険の事業なんかですることはできないのですか。

福祉課課長補佐（永江直美君）　今おぐチャンで流しているものも実はコロナ禍のときに外出ができないというところで、自宅で運動を続けていただきたいというところで作成した動画になります。同じものをずっと使っている状況があります。ただ、体操の内容は今も同じ内容を継続しております。下肢の筋力低下とか、腰痛予防とか、内容の趣旨は変わらないのですけれども状況に応じて動画の撮り直しなども視野に入れていきたいと思っています。

副委員長（児玉智博君）　先ほど説明いただいた部分で介護予防教室なんかも近所の人なんかも行

かれたりしているので結構参加はされているほうだと思うのですが、それでもなかなかおっくうで行ったほうがいいけど行かない人もいるかと思います。送迎なんかもしていたりするわけですから自宅でできるのを見てやってもらうことも大事ですけど、「出かけてみようかな」と思うような内容を広報していって参加を促すことも大事だと思いますので、是非令和８年度中にやっていただけたらなと思います。

福祉課長（宮崎智幸君）　今言われた部分につきましては先ほども言いましたように、元気クラブの参加者を増やしたいということで社会福祉協議会が行っているサロンのほうに職員が出向いて「元気クラブのほうにも参加してください」というのを全地区回りました。そういったことで少しずつでも広げていきたいという思いもあります。それから当然送迎サービスも用意してありますので、いろんなかたちで通いの場に通っていただけるように周知広報等を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（穴見まち子君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　続いて、後期高齢者医療特別会計予算についての質疑ありませんでしょうか。

副委員長（児玉智博君）　先ほども国保で聞きました分類でいくと、後期高齢者医療保険になると何か変化はありますでしょうか。

福祉課課長補佐（永江直美君）　後期高齢者医療の分に関しましては保険者が広域連合のほうになりますので、なかなか全体の部分というのはちょっと見えにくいところはあります。今ちょっと手持ちにないです。申し訳ございません。

副委員長（児玉智博君）　こちらは人間ドック補助金ということで１００万円計上がございます。こちらの補助単価は国民健康保険と同じ２万円になるでしょうか。

健康支援係長（波多野　優君）　国民健康保険と同額で２万円の補助になります。

副委員長（児玉智博君）　これ先ほどありましたように熊本県の後期高齢者医療広域連合が保険者になりますけれども、この２万円の補助額というのは熊本県内どこも同じになるのですか。

健康支援係長（波多野　優君）　後期高齢に関しては人間ドックの補助をしている自治体がかなり少ない状況でございまして、どちらかというと町の独自の施策というような状況であります。

以上です。

副委員長（児玉智博君）　受ける方というのは大体決まった人が毎年受けているという感じなのか、それとも違う人が受けているのでしょうか。

健康支援係長（波多野　優君）　毎年固定ということではないのですけれども今年度から偶数年齢の方が対象の人間ドックということで実施をさせていただいております。来年度も同じように偶

数年齢の方が対象になります。

委員長（穴見まち子君）　ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　最後に、それぞれの特別会計において質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

初めに議案第１８号、令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算について、討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君）　私は、議案第１８号、令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

国民健康保険の制度のたてつけ自体が、医療を利用する人、また医療に給付された額によって保険税も決まるということで、そういう仕組みの制度であることは分かります。しかし余りに高過ぎる保険税が住民の生活を圧迫するような結果になっております。やはりまずは均等割これを廃止して、収入のない子どもとか、あるいはもう働いてないお年寄りにまで、人数によって課税するようなことを改めることを始めとして保険税負担軽減に取り組むべきであるという立場から反対討論といたします。

委員長（穴見まち子君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　それでは次に、議案第１９号、令和８年度小国町介護保険特別会計予算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君）　それでは、議案第１９号、令和８年度小国町介護保険特別会計予算に対して反対の立場から討論を行います。

この介護保険というのは６５歳以上の人たちが第１号被保険者ということになっております。今人生１００年時代ということで、本当に人間死ぬまで働く人がいるという時代です。もう本当に「昨日まで仕事に行っていたのに」という方が亡くなったという話も最近もございました。それで若くして亡くなるわけではなくて後期高齢者を過ぎて亡くなった方が前日まで仕事に行っていたということで、やはり年金だけでは食べていけないということで働いている７０代８０代の人たちがたくさんいるわけですけども、それが働いて所得税とか住民税が課税されるだけの収入が本人にあれば介護保険料も基準額よりも高くなってしまうと。「何のために自分は働いているのだろう」、「税金・保険料を払うために働いているのだろうか」というような状況がございます。小国町の場合は、介護保険料も値下げもありましたし据え置いている状況ではありますが、それでもやっぱりそういう高い負担感というものが被保険者の方たち、お年寄りにありますので、や

はりそういう負担を下げるべきだという立場からの討論です。

委員長（穴見まち子君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　続いて、議案第２０号、令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君）　議案第２０号、令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についても反対であります。

反対する理由は、議案第１８号、第１９号の国民健康保険、介護保険特別会計と同じでありますが、やはり物価が高騰していく中で、ただでさえ大変な町民、保険者の生活がございます。この後期高齢者医療特別会計の保険料についても、まずは引下げをすべきだという部分でありますし、やはり若い現役世代と比べてもう７５歳以上の人たちというのは、そんなに働けない。やっぱり働く時間も短くなれば収入も安くなるわけですから当然病院にかかったときの負担割合というのも今まで１割負担してきたわけでありますが、しかしそれが比較してそんなに高給で働いていない人についても２割負担とか、あるいは３割負担というようなことまで押しつけられています。やはりそこは制度に矛盾があると思いますので反対です。

委員長（穴見まち子君）　ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１８号、令和８年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君）　挙手多数であります。

よって、議案第１８号は原案のとおり可決すべきとされました。

次に、議案第１９号、令和８年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君）　挙手多数であります。

よって、議案第１９号は原案のとおり可決すべきとされました。

次に、議案第２０号、令和８年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君）　挙手多数であります。

よって、議案第２０号は原案のとおり可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました議案は全部終了しました。

よって、本日の令和８年第１回文教厚生常任委員会を閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君）　異議なしと認めます。

以上で、令和８年第１回文教厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後２時５０分）

令和８年

第１回産業常任委員会会議録

小　　国　　町　　議　　会

小　国　町　議　会　令和８年第１回産業常任委員会会議記録	
日　　時	令和８年３月６日 午前 10 時 00 分開会 午後３時 24 分閉会
場　　所	おぐに町民センター　３階　議場
出席委員 及び議長	髙村　祝次　　松本　明雄　　杉本　いよ　　児玉　智博 熊谷　和昭　　久野　達也　　熊谷　博行
事 務 局 職　　員	長　　広行　　坂本　愛子
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第 17 号　令和８年度小国町一般会計予算について 議案第 21 号　令和８年度小国町水道事業会計予算について 議案第 22 号　令和８年度小国町簡易水道事業会計予算について 議案第 23 号　令和８年度小国町下水道事業会計予算について
会 議 の 経過概要	令和８年度の小国町一般会計、小国町水道事業会計、小国町簡易水道事業会計、小国町下水道事業会計の各予算について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業常任委員長

令和8年第1回産業常任委員会座席表

令和8年3月6日（金） 午前10時00分
おぐに町民センター3階　議場

坂本 議会事務局次長 （坂本愛子）

坂　田 林政係長 （坂田　尚昭）	波多野 農業委員会係長 （波多野　裕）	空席	空席	空席	空席
北　里 農政係長 （北里　宏葵）	笹　原 産業課課長補佐兼柴三郎プロジェクト係長 （笹原　正大）	新　家 商工観光係長 （新家　龍太郎）	空席	高　野 農林土木係長 （高野　尚哉）	秋　吉 上下水道係長 （秋吉　佑亮）
長谷部 産業課課長補佐 （長谷部　公博）	穴　井 産業課長 （穴井　　徹）	渡　邉　町　長 （渡邉　誠次）		谷　口 建設課課長 （谷口　正浩）	秋　吉 建設課課長補佐 兼公共建設係長 （秋吉　康成）

委員 2　杉本　いよ

委員 9　久野　達也

委員	議長	委員長	副委員長	委員
4　児玉　智博	熊谷　博行	高村　祝次	松本　明雄	8　熊谷　和昭

長議会事務局長 （長　広行）

議事の経過（r．８．３．６）

委員長（髙村祝次）　おはようございます。

令和８年第１回産業常任委員会を開きます。今ちょうど、また戦争が始まったりですね。ようやく燃料が下がったと思えば、また、じわじわガソリンも上がってきております。そういう物価高騰の中に一番懸念されるのは農業関係の肥料の高騰、資材の高騰、燃料の高騰で、また経営を圧迫していくというふうに私は思っております。そういう中で今日は産業常任委員会の慎重な審議をお願いしたいと思います。また建設課におきましても災害復旧工事もほぼ終わってしまって今年度の土木工事の費用が大変減ってくるということで、建設業界も非常に厳しい時に入ってくることではなかろうかというふうに私は思っております。ということで、今日はしっかり審議をして、また新たな年度に向かって。新年度でありますけど、また来年度に向かった予算編成もしていただきたいというふうに思っております。

それでは、開会に先立ちまして、渡邉町長に御挨拶をお願いいたします。

町長（渡邉誠次君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は令和８年第１回産業常任委員会ということで、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日の担当所管につきましては、産業課と建設課でございます。また一般会計のほかに事業会計予算もありますので、どうか慎重な審議方よろしくお願いいたします。

委員長（髙村祝次）　本日は議長にも出席していただいております。ただいま出席委員は６名です。定足数に達していますので、ただいまから産業常任委員会を開会いたします。

（午前１０時００分）

委員長（髙村祝次）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、３月３日本会議で本委員会に付託されました、議案第１７号　令和８年度小国町一般会計予算について、議案第２１号　令和８年度小国町水道事業会計予算について、議案第２２号令和８年度小国町簡易水道事業会計予算について、議案第２３号　令和８年度小国町下水道事業会計予算についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、課長補佐並びに担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました議案第１７号　令和８年度小国町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第１７号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いいたします。本日は着座のままでお願いいたします。

産業課長（穴井　徹君）　おはようございます。

それでは、産業課所管の令和８年度予算概要を説明させていただきます。

初めに歳出から説明いたします。

一般会計予算書５ページ、第１表歳入歳出予算、歳出をお願いいたします。款の５農林水産業費のうち農林部門２億９千７１万５千円、対前年比２千２６万円の増です。続いて、款の６商工費のうち観光部門１億７千９６５万２千円、対前年比１千８８３万８千円の増です。農林・観光部門の合計で４億７千３６万７千円です。

主要なものを説明いたします。

６３ページをお願いいたします。６３ページ下段から款の５農林水産業費、項の１農業費、目の１農業委員会費。主なものは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に関する費用です。

続いて、６５ページ下段から目の３農業振興費。主なものは、各種個人、団体への補助金や負担金です。

続いて、６６ページ下段、目の４水田農業構造改革対策事業費。主なものは、小国郷地域農業再生協議会への補助金です。

続いて、６７ページ上段、目の５中山間地域等直接支払推進事業費。主なものは、中山間地域等直接支払交付金事業補助金です。

同じく６７ページ下段から目の６畜産業費。主なものは、畜産業に関する事業補助金です。

６８ページ中段、目の７担い手育成推進事業費。主なものは、新規就農者に対する支援資金などです。

続いて、７０ページ上段、目の１２多面的機能支払費。主なものは、多面的機能支払交付金です。

同じく７０ページ中段、目の１３循環型農業推進費。小国堆肥の製造費などです。

同じく７０ページ下段から項の２林業費、目の１林業総務費。主なものは、有害鳥獣駆除補助金ほか事業補助金です。

続いて、７１ページ下段から目の２林業振興費。主なものは、くまもと間伐材安定供給対策事業補助金ほか補助金です。

続いて、７４ページ上段、款の６商工費、項の１商工費、目の２商工振興費。主なものは、各種個人、団体への補助金です。

同じく７４ページ下段から目の３観光費。主なものは、町観光施設の維持管理費や観光関係補助金、負担金などです。

続いて、７７ページ目の５北里柴三郎博士顕彰費。主なものは、北里柴三郎博士顕彰事業のための費用です。

以上が、歳出に係る概要です。総務課資料（１２）の予算概要説明そして産業課資料（１）に工事費、委託料、補助金、負担金に係る詳細を記載し配付しておりますので参考にしていただきたいと思います。

引き続き歳入を説明いたします。

２ページ、第１表歳入歳出予算、歳入をお願いします。款の２地方譲与税から款の２０諸収入までのうち２億１千１０１万６千円、対前年比７２５万８千円の増です。

主なものを説明いたします。

１１ページ中段、款の２地方譲与税、項の３森林環境譲与税、目の１森林環境譲与税です。

１４ページ下段、款の１３使用料及び手数料、項の１使用料、目の４商工使用料。

続いて、１８ページ下段、款の１５県支出金、項の２県補助金、目の１総務費県補助金、節の１総務費補助金のうち一部です。

１９ページ下段から目の４農林水産業費県補助金、節の１農業費補助金と節の２林業費補助金です。

続いて、２１ページ下段、款の１６財産収入、項の１財産運用収入、目の２その他財産運用収入などです。

以上、簡単ですが、産業課所管の一般会計歳入歳出予算の概要について説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君）　それでは、建設課所管の令和８年度予算概要を説明させていただきます。

初めに歳出から説明いたします。

一般会計予算書５ページ、第１表歳入歳出予算、歳出をお願いいたします。款の７土木費でございます。土木管理費、道路橋りょう費、河川費、次の住宅費、合わせて８億３千４３６万円、対前年比２５３万２千円の増です。款の１０災害復旧費です。住宅耐震化支援事業、被災宅地災害復旧支援事業費になります。合わせて１千２２９万６千円、対前年比１０７万７千円の増です。

次に、主要なものを説明いたします。

７９ページを御覧ください。款の７土木費、項の１土木管理費、目の１土木総務費。主なものは、急傾斜地崩壊対策工事負担金及び道路施設保全改築費（市町村道過疎代行）に関する費用でございます。

８０ページです。款の７土木費、項の２道路橋りょう費、目の１道路維持費。主なものは、町道の維持管理に要する工事請負費です。

８１ページ、款の７土木費、項の２道路橋りょう費、目の２道路新設改良費。主なものは、町道の改良工事に要する工事請負費です。

８２ページです。款の７土木費、項の４住宅費、目の１住宅管理費。主なものは、老朽化住宅の解体工事及び町営住宅の改修工事に要する工事請負費です。

以上が、歳出に関わる概要でございます。建設課資料（２）に委託料、補助金、負担金に係る詳細を記載し配付しておりますので参考にしていただきたいと思います。

引き続き、歳入について御説明いたします。

２ページに戻っていただきまして、第１表歳入歳出予算、歳入をお願いいたします。

款の１３使用料及び手数料から款の２０諸収入までのうち３億１千９４０万８千円、対前年比１千５３５万４千円の減です。

次に、主要なものについて御説明いたします。

１４ページ中段を御覧ください。款の１３使用料及び手数料、項の１使用料、目の３農林水産使用料、節の２道路使用料。同じく目の５土木使用料、節の１の公営住宅使用料及び節の２の道路使用料です。

１７ページ中段になります。款の１４国庫支出金、項の２国庫補助金、目の４土木費国庫補助金。

続きまして、２０ページ上段になります。款の１５県支出金、項の２県補助金、目の５土木費県補助金。同じく目の７災害復旧費県補助金。

２１ページ上段になります。款の１５県支出金、項の３県委託金、目の４土木費委託金。

続いて、２４ページ中段になります。款の２０諸収入、項の５雑入、目の１雑入の一部などです。

以上、簡単ですが、建設課所管の一般会計歳入歳出予算概要について説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

委員長（髙村祝次君）　それでは、これより質疑に入ります。議案第１７号、歳出、６３ページからお願いいたします。

４番（児玉智博君）　資料の提出を本委員会に求めていただきたいのですが、本予算には木魂館のキュービクルの更新工事として１千２００万円計上されております。木魂館は指定管理制度になっておりますので今回新たに指定管理の協定書というのを結ぶかと思いますが、結んでいるのであれば、その協定書。まだ結んでないのであれば、その協定書案の写し、それから毎年度事業実績報告書が上がってきていると思いますが、その直近の実績報告書の写しを資料として要求したいと思いますが、委員長のほうから求めていただければと思います。

産業課長（穴井　徹君）　先日の本会議で指定管理のほうを可決していただきましたので、まだ協定書の締結はしておりません。案のほうも、まだ起案の段階まで行っておりませんので来年度の案もありませんが、大体例年指定管理者と協議しながら協定のほうは締結させていただいております。提出については総務課等とも協議して、この場ですぐ出していいものかというのを協議した結果、１回休憩が入ると思いますので休憩後にもう一度説明させていただきたいと思います。協定書案、若しくは協定書の写しと直近の決算書でいいということですね。

はい、以上です。

委員長（髙村祝次君）　それでは、６４ページ、６５ページ、ありませんか。

９番（久野達也君）　おはようございます。

６６ページ。

委員長（髙村祝次君）　６５ページまでです、今。

９番（久野達也君）　６５ページまでですか。

委員長（髙村祝次君）　それでは、ないようですから、６６ページ、６７ページ。

９番（久野達也君）　はい、６６ページです。

実は農業振興費の中で４年ほど前からですかね農業共済組合に関わる部分として農業経営収入保険加入支援事業補助金、出来高に対する収入補償の部分の共済金の加入について助成するということだったのですけれども、予算額は１万５千円ということは新規加入者の数の影響ですか。

農政係長（北里宏葵君）　お答えします。

農業経営収入保険加入支援事業補助金ですけれども、おっしゃるとおり前年度の新規の方で保険に加入された方に補助を行うような仕組みになっております。昨年度の加入が１名というふうに伺っておりますので１名分の補助金として計上しております。

以上です。

９番（久野達也君）　そうですよね。新規加入という部分でスタートしていったのですけれども冒頭、予算全体を提案されたときに予算概要説明の中でも産業課の農業振興の中では主要施策の中ということで記載されているのだろうと思いますけれども、最近の気候変動で農作物に農家の技術、あるいは努力が報われなく、お天道様の影響という部分も多分に出てこようかと思います。今後ますます、ある意味厳しくなってくる部分も影響があろうかと思いますので、何かここは新たな施策も収入を保障する意味合いのそういったようなものも検討いただけたらと思います。今後の課題になろうかと思いますけれども、よろしくお願いします。

農政係長（北里宏葵君）　農業経営収入保険への加入補助金は計上しているところなのですけれども、議員おっしゃるとおり今、夏場の高温とか、なかなか不安定な状況も続いているようなかたちになっておりますので、私たちのほうも町単独と言わずに県、国の補助金などの制度も含めて今後その辺りは十分検討していきたいと思います。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　６７ページまでありませんか。ないようでしたら、６８、６９ページ。

４番（児玉智博君）　６７ページの中山間地域等直接支払交付金事業補助金。昨年度実施の当初予算と比べて１千万円ほど増額になっております。まだ政府予算も決まってないかと思うのですが、そういう中で前年ベースではなくて１千万円増えた理由というのは、対象面積が広がったりだとか、そういう事情があるのでしょうか。

農政係長（北里宏葵君）　中山間事業におきましては令和７年度から第６期の５年間がスタートするかたちとなりました。前回の５年間と比べて面積のほうは１１０ヘクタールほど減ってはいるのですけれども、中山間事業の中におきまして「スマート農業加算」と「ネットワーク化加算」

という、どちらかというと頑張るのを支援する加算金というものがございます。その加算金に手を挙げている集落協定さんが幾つかございまして、その分で加算金の分増額となっているかたちになります。

以上です。

４番（児玉智博君）　具体的に取り組む予定のものを御紹介いただければと思います。

農政係長（北里宏葵君）　具体的な加算金の部分におきましては、「スマート農業加算」といいましてドローンを導入するような、いわゆる農家さんの手がかからないようなかたちで効率化されるようなスマート農業化の加算。今のところはドローンのほうを入れたいというような話が上がっております。

以上です。

４番（児玉智博君）　省力化ということで取り組むというところを国が後押しするというのはいいかと思うのですが、恐らくドローンで田んぼを消毒するのだと思うのですが実際ドローンを使ってそういうのをやって阿蘇市ぐらい広ければかなり省力化になると思うのですけど、小国町ぐらいの１枚の面積とかを見てみると、むしろ今までどおり引っ張って地上からしたほうが、ちゃんと根元まで撒けるし、そっちのほうが早いのではないかというような意見も聞くわけですけれども、それは「やりたい」という農家に「駄目です」というのもおかしな話ではあるかと思うのですけど。その辺も見極めて、仮に小国町ぐらいの面積でもドローンを使ったほうがよければ町としても、ほかの集落なんかにも広げていくようなかたちで取り組んでいただければと思いますがどうでしょうか。

農政係長（北里宏葵君）　ありがとうございます。議員おっしゃるとおりドローンの導入に関しましては、いろんな組織さんのほうも「本当に効率化につながるだろうか」ということで十分今検討段階に入っているみたいです。今後取り組むのが確定しているところはある程度算段がつきまして議員さんおっしゃるとおり農薬の散布、肥料の散布に充てる予定というふうになっておりますけれども、小国町のほうが中山間地になりますのでドローンで効率化につながるのか、つながらないのか、その辺りは今後導入していく他町村さんの参考事例等も確認しながら町としても、その辺り地元の方と話していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　今の答弁は、農家の気持ちを汲んだ答弁をしないと。高齢者になって耕作する人が減ってきて田んぼを荒らさないということで、ほかの若い人が借りてするときにはやはり雇用の面から考えたときに「ドローンを使いたい」というようなことでドローンの導入を皆んな考え出したということです。この前ドローンを飛ばして勉強会をしたけれども、そういうときに「何でドローンを使いたいか」ということを農家の人に聞かないと今のような質問に対して的確な答弁ができない。ちゃんと農家の声を一人一人「何でドローンを使いたいか」と。阿蘇谷の

ような面積が広いところなら分かると普通のものは考えるが、小国のような狭い田んぼで「何でドローンか」と考えるわけであって職員もドローンの勉強に行っているわけだから、ただ見ているだけでなく、その辺農家の人に「何でドローンを入れたいのですか」ぐらい聞かないと答弁ができないと思う。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　ないようでしたら、６８ページ、６９ページ。

４番（児玉智博君）　農業担い手支援給付金について伺います。令和８年度のこの給付金の給付予定の内容として大体何名の方なのかとかいうこととか、どういった農業に取り組まれるのかを御紹介いただければと思います。

農政係長（北里宏葵君）　農業担い手支援給付金におきましては、ひと月当たり１０万円の給付の１２か月１年間分になります。対象者は１名ということで対象品目はホウレンソウを作られている方の親元就農の新規就農者が対象となっております。

以上です。

４番（児玉智博君）　この補助金も大分久しぶりに出るものなので親元就農、後継ぎの方が出てきたのはよかったというふうに思います。ただ、以前もうちょっと複数の人が給付金を利用しているときなどに実際受給している方から聞いた意見によりますと、いろいろ農業日誌的なものとか、「一月どういう作業をしました」とかいうような報告書を手書きでその当時は提出をされていたということなのですが、「なかなか皆さんが細かく書かなくて、提出が遅れたりする人もいるようなんだ」と。「果たしてこういうやり方で本当に、この公金をもらっていいのだろうか」というような意見も実際聞いたこともありました。交付金を出す以上は町がきちんと若手農業者に寄り添った支援で、ただ出すのではなくて自分が農業に取り組んでいく上で、その人の将来にしっかりと役立つような報告書の出し方なども考えて対応いただければと思いますが、いかがでしょうか。

農政係長（北里宏葵君）　この農業担い手支援給付金など新規就農者の方が受けられるにあたって議員さんおっしゃるとおり２か月に１回ほど「どのような活動をしたのか」報告をいただきながら、またその報告において私たちも含めて、より専門的な知識を持たれている農協さん、若しくは県の方もアドバイザーとして入っていただき、よりよい経営につながるようにアドバイスをしていっているような状況です。今後とも対象者の方との２か月に１回の面談も含めて、より一層農業のほうに力を入れていただけるようなかたちで私たちのほうも取り組めればと思います。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　ほかにございませんか。

９番（久野達也君）　少し関連しますけれども下の段の新規就農者育成総合対策経営開始資金ということで補助金ですけれども、なかなか人口減少の歯止めがきかない、企業誘致をしなければならない、もろもろ就労先で課題はあるのですけれども、新規就農ということで新たに農業を開始する、そういったところに対する経営開始資金ということで組まれておりますけれども結局、国の１００％補助でとどまっているかと思うのです。先ほど言われた親元就農は町費をつぎ込んで後継者を育成して、それで認定農家になって農業の経営規模拡大を図っていく。併せて新規就農で今まで例えば会社員をしていたけれども小国に戻って来て新たに農地をほかの人から借りて就農すると。ある意味、耕作放棄地の減少にもこれは寄与すると思います。ですからそこら辺りの新規就農に対する当初開始時期、例えば３年だとかは手厚いある程度の支援もあって、やる気も起きてくるかと思うのです。そこら辺りの啓発とか、宣伝、そして新規就農を増やしていく、そのことが耕作放棄地の減少にもつながるとか、総合的に考えたところで対策を講じていただきたいと思います。国の１００％補助ですので国の制度で３か年と言えば、「その３か年が経過するまでは何とかやっていたけれども」ということもありうるかもしれませんので、経営は個人努力とは言ったものの、そこらには町も「支援するのだ」と、「継ぎ足し補助もするのだ」と、そういうＰＲ的な部分も含めたところで実施していただきたいと思います。ちなみに、この１２５万円は何名が対象ですか。

農政係長（北里宏葵君）　こちらの１２５万円は１名の方が令和８年度がちょうど３年目に当たりまして月当たり１２万５千円ほど支給になりますので、その１０か月分１名の方ということで計上しております。また先ほどおっしゃいました新規就農者の方へのＰＲなのですけれども、国の事業のほうは親元就農でもなく全くの新規ということで、小国町の町単独の事業でそちらに該当しないような親元就農の新規就農者の人を応援するような補助金となっております。ＰＲのほうは今のところ外向けにあまりできていない部分もありますけれども、今後その辺りもしっかり補助事業もありますのでＰＲのほうには力を入れていきたいと思います。

以上です。

９番（久野達也君）　１人でも小国に根を張ろうとする方がいれば、そういう積み重ねで人口減少対策にもつながるかと思います。ＰＲといったのが例えば「今から新規就農で取組たい」という方が問合せて初めて得る情報なのか。あるいは、いろんな選択肢がある中で新規就農も一つの魅力かなと。それがＰＲだと思います。問合せだけに頼ることなく町からも情報をやっぱり発信していただけたらと思います。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　ないようでしたら、７０ページ、７１ページ。

４番（児玉智博君）　まず多面的機能支払交付金について聞きます。これは昨年度の当初予算比で３００万円ほど少なくなっておりますけれども、これがなぜ少なくなったのでしょうか。

農政係長（北里宏葵君）　多面的機能支払交付金のほうにおきましても小国町のほうは中山間の直接支払いの事業とほとんど同じ団体さんが取り組まれております。中山間と同じように令和７年度からが新しい５年間がスタートしたのですけれども一応令和７年度の予算のときに増える見込みの部分も含めて予算を組んでいたのですけれども、実際申請を受け付けたときに、なかなか管理できなくなって外してしまった農地等を含めて面積のほうが減少しましたので金額のほうも減少しているような状況です。

以上です。

４番（児玉智博君）　それでは、令和８年度に対象となる面積であったり、まず団体の数、それと水路と農道の距離がどうなっているか。

農政係長（北里宏葵君）　まず取組む面積は約６５０ヘクタールになります。参加する活動組織におきましては２５活動組織になります。管理を行う農道及び水路なのですけれども農道のほうが８７．４キロ、水路のほうが１２１．２キロを一応管理するというような計画で受けております。

以上です。

４番（児玉智博君）　今のこの交付金を利用して例えば、山の中に限らず今小国町はどこもそうなのですけどイノシシなんかが出たら道とか法面とかも掘りまくって、なかなか大変な状況になっております。そういう中で何も舗装していない農道とか、ただバラスを敷いただけの農道とかよりもアスファルトとかコンクリートで舗装したほうが長持ちもするかと思うのですが、この交付金を利用して大体どれぐらいのことまでできるのでしょうか。

農政係長（北里宏葵君）　こちらの多面的の事業を使うにあたって多面的の中にもメニューが幾つかございます。一つは、道造りだったり水路の清掃に当たったときの日当を払うようなメニュー。もう一つが、「長寿命化」といいまして水路や農道のほうを今後も管理していくに当たって議員さんおっしゃるとおり管理しやすいような状況にするようなメニューもございます。「長寿命化」という名前が付いているとおり、ずっと使っていけるような工事というものは実施ができるのですけれども、例えば農道を拡幅するようなとか、水路を大きくするような、そういう機能がちょっと上昇するような工事というのは一応できないようになっております。ですので水路の水漏れだったり、農道のちょっと穴ほげだったりとか、そういったかたちで今後もずっと利用できるような工事のやり方が一応できるようになっております。

以上です。

４番（児玉智博君）　資材が高騰していたりして機能上昇ではなくて長寿命化で漏れているところを塞いだりとか、それこそ農道をちょっと舗装したりとかするにあたっても工事費なんかが上がってくると思うのです。２５組織ありますから２千９８０万円も「ここにはたくさんあげるけれ

ども、ここにはもう出さない」とかいうことはできないと思うので、例えば１キロぐらい本当は一遍に舗装してしまいたいのだけれども冬場とかに。だけどそれはできないから２０メートルとか、それぐらいしかできないとか、予算の関係でなるかと思うのですけど今、小国町の状況として例えば道幅そのままを舗装したりする場合で大体何メートルぐらいまで単年度でできるような状況になっておりますか。

農政係長（北里宏葵君）　多面の支払いにおきましては各組織ごとに面積に応じて交付額が決まります。面積が多いところになりますと交付額も大きいのですけれども、面積があまりない組織のほうは交付額のほうも少ない傾向にあります。その中で一概には「どれぐらい」というのはあれなんですけれども大体平均すると１組織当たり３０メートル行かないぐらいが舗装できるかなと思います。あくまでちょっと平均ぐらいになりますので、それよりも多くできるところもあれば、単年度ではそこまでもいかないというような現状の部分もあるかと思います。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　私から原材料費１１９万円上がっております。建設課長は見てもらいましたけれども機械が大型化になってから道路が狭いと。私が今やっているのは排水が下の山林に流れ込んで下の山が崩れていくから排水を谷間に持っていくために拡張して、今まで事業でした排水のところをつぶして水路を変えるというか、そういうときにこれは個人でするのではなく農道などでも幅が２メーターの５、６０メーターぐらいのを、わざわざ建設業に頼まないでうちの辺の部落はほとんどユンボを持っているので自分たちでするわけ。だから、ここ辺の金額を増やして、そしてコンクリを舗装するとか。私は毎年１００万円ずつぐらいかけて、皆んなが通る道路の便利が悪いところを広げている。年前、「何かないか」と言ったら「ない」と。「お金がない」と。基金は２０億円あってから、「お金がない」というのは意味合いがどうも分からないところ。予算が組んでないから「ない」と言うのか、「お金がない」というと全然意味が違うわけ。お金は基金はあるのに、それは町長の考えだろうが、そこら辺は崩してでも。災害のためにこっちはしているのに、その辺は「お金がない」と言う。その辺は状況を見て町長にそんなところは「こういう条件ですよ」と話してからお金を出すようにしてもらわないと。予算がないで「補正予算で組んでもらえ」と、それが１千万円とかいうお金ではない、１００万円ぐらいあればできること。それがもう「お金がない」と言う。もう情けない町ねと。前は町が材料費から出してコンクリートするのに何立米とか出していたのが、「今、ないか」というと、「それはありません」と。実際ここに上がっている。これはどこにやっているのか。中山間地で。建設課長は産業課にも行って「ないですか」という話をされたらしいが「ない」という話です。こっちは災害のためにと思ってしている、下の山林やらが令和２年のときに崩れて、そしてその崩れた山が、また大きく崩れないように水路を変えてしている。その「お金がない」というのが、どうしようもない。そういう自分のためではなく人のためにしているということは町もどうにかして出してもらわない

といけない。今コンクリートの下に穴を掘って拡張するだけにしてあるが、今年中にどうかしないといけない。恐らく１００万円ぐらいかかると思う。昨年したのが５０万円ぐらいかかったので。若い人は我が家の仕事がいっぱいで、年寄りの人たちがそういうことを見て「道路はこうしたほうがいい」とか、「以前、補助事業をしたけれども、これでは排水の場所が悪い」とか、「道が狭い」とか、「これを拡張したほうがいい」とか言う。今は若い人がしているのではない。年寄の人がいろいろアドバイスして、「これは中山間地でできないか」とか、「これは多目的でできないか」とかいう話をするわけです。その辺のもうちょっと融通のきく予算を組んでもらいたい。

産業課課長補佐（長谷部公博君）　今の委員長の御意見に部分的な回答となるかと思いますが、まず７０ページに記載されております中段ちょっと下、原材料費１１９万円計上させていただいておりますが、この原材料費は小国堆肥を製造するための種菌等を購入するための原材料費でして、先ほどの道路とか水路の入替えについての原材料費というものではございません。また多面的交付金の計画内であれば水路の入替え、機能拡張はできませんけれども「部分的に駄目になったので水路の入替えをしないといけない」となったときに、集落の人で材料はどこからか手に入れて「自主施工でやりたい」ということであれば多面的機能の長寿命化の対象になりますので、自主施工が駄目ということではございません。計画外のところとか、例えばちょっと外れたところとか、部分的な御相談というのは日頃から活動組織のリーダーさん辺りが産業課へも御相談にちょくちょく来られます。「これは多面で見られるのか」とか、「中山間で見られるのか」というような話もいただいていますので、その際は中山間、多面的、両方の交付金の制度を勘案して「地元で、こういうものであれば見られますよ」とか、「こういうかたちでは大丈夫ですよ」と。あとは建設課のほうとも情報共有しながら、その辺の御相談は対応させていただいているところでございます。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　職員の皆さんは、町のお金をなるべく出さないように国の補助金とかでと言うけれど、私が言っているのは国とか県とかいうことでなく、町で融通のきく銭を予算の中に組み込んでやれば、「お金がない」ということも言われないわけです。特に道路の幅の狭いところなど率先して。農業をする人などは、「大型のコンバインが行くとＵターンするところもない」とか、「ここは広めたい」というようなのが出てくると思う。今までは小さいコンバインだから行くのも道路幅は狭くてよかったけれど今は大きいコンバインになってくると道路幅も広げないといけない。これは国の事業でするよりも材料を支給してもらったら自分たちで広くできる。国とか県の事業ではなくてオープン的に町で。そして建設業に頼むとなるとちゃんと見積りから出してしないといけないけれども、個人でする分なら設計とか何も要らないです。農道だから高速で走るわけでもないのだから。「そこをバラス道にするよりもコンクリート舗装にしたらいい」とかという考えで農家の人はするわけで、そこを融通をきかせて予算を是非つくってもらいたい

というわけです。

町長（渡邉誠次君）　国、県、町の制度を利用していただいて工事等々をしていただければというふうに思います。あくまでも金額が大きかろうが少なかろうが公のお金でございますので、なかなか融通のきくお金というのは町のほうで準備することはできません。ただ、この部分でもそうですが予算と決算という部分があります。その予算の中でその考え方が通って予算の考え方に乗れば予算がつくわけですから話はしていただきたいと思いますけれども、私はあくまでも情けない町だとは思っておりませんし、委員長も情けない町の議員さんではないというふうに思います。ですのでしっかり考えて予算に落とし込んでいるわけです。融通のきかない予算というような受け止められ方はあるかもしれません。ただし町としては、そのぐらい固く予算を組んでいかないといけないというふうに思いますので御理解をいただければと思います。

以上です。

委員長（髙村祝次）　それは町長の考えであって、それはそれぞれの考えがある。お応えできるなら来年度でも考えてやってください。

それでは、７１ページ、７２ページから７３ページ。

４番（児玉智博君）　小国堆肥製造業務委託料ということで１９０万円出ておりますけど、この堆肥ですけど製造して販売は薬味野菜の里でやるかと思うのですけど、この製造販売の量は大体増えているのか、減っているのか、横ばいなのか、教えてください。

農政係長（北里宏葵君）　堆肥製造における実績ですけれども、令和７年度が見込みにはなるのですけれども令和６年度と実績の比較を行います。令和６年度のほうが生産量が３千７２８キロにおきまして令和７年度の見込みは２千４７２キロになる見込みです。残渣の量は令和６年度のほうが１．９トンに対しまして令和７年度のほうが１．６トンになっております。販売のほうが、令和６年度、３千２８０キロ、４１０袋分、令和７年度のほうが見込みですけれども３５０袋、２千８００キロほどになります。残渣量でちょっと１桁違いました。残渣量が令和６年度が１９トンにおきまして令和７年度が１６トンになります。すみません、訂正いたします。

以上です。

４番（児玉智博君）　令和６年度と７年度を比較していただいたのですが作り始めて１０年近くになるかと思うのですけど、長期的なスパンで見ると令和７年度の見込みが２千４７２キログラム生産して３５０袋販売したということですけど、長期的に見るとどうなのですか、増えているのか、減っているのか、横ばいなのか。

農政係長（北里宏葵君）　残渣の回収におきましては、平成３０年度から少しずつ回収を始めまして今の規模数になっております。回収する箇所は８か所ほど回収させていただいているのですけれども、多少の増減はあります。一つ例で挙げますと回収先が給食センターのようなところになりますので２、３トン分の増減はあるかと思いますけれども、平均して大体２０トンちょっと届

かないぐらいの量が毎年回収されているものと思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　需要の部分としては４１０袋とか３５０袋ということで令和６年度と７年度を比較すると少し販売数も減っているかと思うのですが、どうしても需要というと植え付ける前ですから、今もう大体ジャガイモとかを皆さん植え付けていくので皆んなが欲しい時期になるかと思うのです。大体需要が高まる時期と、そんなにない時期というのが月々であるかと思うのですけど、やっぱり需要が高まる時期に「今ちょうど売り切れて次入ってくるのがいつだから」とかいうふうになると多分皆さん待たない人が多いと思うのです、ナフコとかに行けば堆肥とかもあるので。必要な時期に切らさないような調整というか、そういうことはできるのですか。できるのであれば是非やっていただきたいなと思うのですが。

農政係長（北里宏葵君）　今残渣を回収している量に対して生産量のほうが販売量に対して追いついているような現状でして、残念なことにというとあれなのですけれども在庫切れというような状態には今のところ陥ったことはないというふうに認識しております。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　ないようですので、７３ページまで終わります。

ここで暫時休憩いたします。１１時１０分から再開いたします。

（午前１０時５９分）

委員長（髙村祝次君）　それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午前１１時１２分）

産業課長（穴井　徹君）　すみません、お待たせしました。

冒頭の児玉議員からの学びやの里の協定書、若しくは案と実績報告書ということですが確認いたしましたところ、まず相手先への確認等が必要であるということと内容についてすぐコピーして渡していいかとかいうような確認もできませんので、御質問があれば口頭でできる範囲で回答させていただきたいと思います。また最終的には開示請求とか、そういったかたちにもなるかもしれませんが今日の段階でお渡しすることはできません。申し訳ありません。

以上です。

４番（児玉智博君）　委員会として資料提出の要求をしているわけですけど開示請求というのはどういうことですか。常任委員会が開示請求なんていうのがあるのですか。私知らなかったのですけどそれ。

産業課長（穴井　徹君）　常任委員会からとしての開示請求ではなく一般的な開示請求の対象になるかもしれませんので、この１０分間で最終的な結論まで至っておりませんので今の段階では提

出できません。

以上です。

４番（児玉智博君）　私はルールに基づいて出してもらえばいいのですけど。「この１０分間でできない」とか言われて、あたふたするぐらい自分たちの事務手続とかが小国町は分かってないのですか。私は情けない町の議員をしているのですか。

産業課長（穴井　徹君）　「事務手続が分かってない」という意味がちょっと私のほうがうまく理解できませんが、先ほどの繰り返しになりますが、そういった資料をいきなり、いきなりというとちょっと言葉が申し訳ありません語弊があるかもしれませんが、「提出してください」と言われてすぐ提出できる資料と準備しなくてはいけない資料もありますので、この場ではすぐ提出ができないという回答です。

以上です。

４番（児玉智博君）　今日は出せないという意味なのですね。

産業課長（穴井　徹君）　提出できるか、できないかという判断がまだできておりませんので、後日提出できるかもしれませんし、できないかもしれません。その判断する時間がないので、もう少し判断する時間を与えていただきたいということです。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　７５ページまで。

４番（児玉智博君）　７５ページまでということでしたけれども７２ページの小国材利用普及促進事業補助金ということで調書を見てみると交付先が「公共的団体及び新築住宅施主」ということであります。「公共的団体及び新築住宅施主」という、その定義を教えてください。

林政係長（坂田尚昭君）　お答えいたします。

こちらの補助金、昨年度までは「阿蘇小国杉協議会」というところのほうで受けていただいておりましたが、そちらのほうがちょっと事務ができなくなるというところで今回予算を作成した段階ではどこで事務を受けるかというのがまだ決まっていない状況でした。ここでいう「公共的団体」といいますのが例えば当然役場もそうですし、森林組合のようなところが該当するかと思います。そちらに一度交付金を流して施主のほうに出すのか、それとも町が事務局を持ちまして町のほうに申請いただいて町から直接施主のほうに交付金を流すのか、というところが予算の要求段階では確定しておりませんでしたので、そういった書き方になっております。来年度予定といたしましては町のほうで事務局を持ちますので交付先は施主というかたちになるというふうに思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　その「新築住宅施主」というのが今までは、どこに家を建てようが小国杉を使っていれば出していたかと思います。それが今回小国町から直接、住宅を新築した施主に出す

に当たっては建築する場所の制限はどうなるのかというのと、それとこれは２００万円ということで去年と比べて３分の１ぐらいになっています。建築費用というのは今高騰しているのですけど大体何人分の補助金を２００万円として計上されているのですか。

林政係長（坂田尚昭君）　お答えいたします。

まず件数のほうからお答えしたいと思います。件数は町内と町外で交付金の単価が違うのですけれども町内が２５万円で２件、町外のほうが１０棟というかたちで予算の計上しております。町内と町外、交付金の上限額で差を設けておりますが、場所の制限については特別に設けている状況ではございません。

以上です。

４番（児玉智博君）　交付単価が町内だと２５万円の２棟分ということでしたので５０万円ですね。町外は１０棟ということでしたのでということは１５０万円を１０で割ると１５万円ということですかね。言われなかったので一応確認ですけど１５万円。結局それは、どういう理屈で１０万円の差を設けているのですか。例えば小国住民であれば町民税を納めているからということですかね、町内に建ててくれればたとえ住民票がなくても固定資産税が入ってくるから１０万円上乗せしましょうという理屈でされているのですか。

林政係長（坂田尚昭君）　お答えいたします。

町内に建物を建てるということは基本的には、そこに住まわれるということですので町内人口の増といったところでも寄与しますし、先ほど言われたとおり固定資産の面でも入ってきますので、できるだけ町内のほうに住宅を建てていただきたいというところでの差を設けさせていただいているところでございます。

以上です。

４番（児玉智博君）　そしたら別荘にはもう出さないというふうに要綱で決めているのですか。

林政係長（坂田尚昭君）　基本的に現住する住居ということで、別荘のほうについては新築の分に関して交付するというところでは現在のところ想定はしておりません。

以上です。

４番（児玉智博君）　今係長が言われたのは人口減少を防ぐ、なるべく小国の住民を増やしたいからというふうに言われましたので、住宅を新築するのは１件家を建てるのに３千万ぐらい今はかかるのではないですか、普通の平屋の住宅を建てても。それだったら別に小国杉を使おうが使うまいが「子育て世帯が家を建てれば住宅建築費用を補助しますよ」というふうにしたほうがいいと思うし、あくまでこれは小国杉を使ってほしいから出すわけではないですか。そしたら「別荘は駄目です」というふうにはならないと思うのです。理屈が通らないのではないかと思うのですけど。その上で言いますけど今そんなに林業というのが厳しい状況なのですか。結構どこも山を切っているところがたくさんあります。小薮なんてずっと切っていて、涌蓋山が見え出して「こ

こから涌蓋山が見えたんだな」と。結構そういう涌蓋山が見えなかったところで「ここから涌蓋山が見える」となったところがあるぐらい小国杉が出ているような状況だと思うのですけど。ではちょっと聞きます。昨日ちょっと言ったのが「事務事業評価」というのがあって結構東京都の区なんかはやっていることなのですけど。町の事務事業について、「これをやったことで一体どれぐらいの成果が上がりましたか」というのを毎年度毎年度評価していくわけです、行政が内部で。その評価の結果「これはあんまりやっても、この費用対効果として見合っていません」と言ったら「ではその事業はやめましょう」と。「これはいいですよ」と言えば「もっと取り組もう」というふうにしていくわけです。すなわちそれで税金の無駄遣いがなくなっていくわけです。この小国材利用普及促進事業補助金に取り組んだことで、一体どれぐらい小国杉が売れたのですか。「取り組まなかった場合は何立米だったのがこれを取り組んだことで、どれぐらい消費量が増えました」というふうにいう評価をされているのであれば御紹介いただきたいと思います。

委員長（髙村祝次）　この問題は私が提案したので私が説明すると、一番木が安い７千円、８千円のときにはバイオにもいかなくて山で切捨てをしていたときに考え出して、その小国材を使ってもらったということでした。現在は大体直材で１万２千円から３千円、そしてバイオにいく分が７千５００円から７千８００円です。ですから以前この事業を組んだときと全然違うわけです。今児玉議員が言うように２００万円ぐらい使ってもあんまり意味がないと。一番先はウッディが大阪の何とかいうところで建て売りか何かをしているころに使っていた。最近は小国杉の家も、やめたか、やめていないか分かりませんけれども、そういうふうな状況でしたのでこの２００万円も今児玉議員が言うように、これだけ出したから小国杉が高くなるかといえば高くもなりません。これは今年は２００万円組んで、あれば使うかもしれないけれども来年度からはこれは切ってしまっていいと。前と杉の値段が違ってバイオにいくのが７千５００円から７千８００円。曲がっても裏木も。木はもとから裏まで全部山に残らないでいくわけです。たまには切り捨てる部分があるかもしれないけれども、腐れていてもバイオにいくから山に残る分はほとんどないような時代になってきた。だからといって山主は儲かっているかと言えば儲からない。労賃が今１人親方や森林組合がするのに５千５００円から５千５５０円とか、そして土場の整理が前１千円だったのが１千２００円に上がって運賃が１千円だから。それだけでもバイオにいくのはとんとんで、切っている１人親方やら自分でしている人には、それがいっているか、いっていないか分かりませんけれども、間伐材についてはいっていると思う。そういうような時代になってきて自分で働けば、それだけの運転は山林労務者には返ってくるような単価になってきたわけです。前はチェーンソーを使って同じ切り捨てでもお金はもらわないが、今はチェーンソーを通した分お金になっていく。裏木まで出していく。出しが遠いところには出さないかもしれないけれども、道路端なら全部出していけば山林労務者はお金になると。だから山主は今言ったように切り賃が５千５００円から５千５５０円、トラックで山から市場まで持って行くとかが立米が１千２００円

ぐらいするから、はるかに７千万円は超す。直接山から天瀬の発電所のバイオに持って行く分はちょっと残るかもしれないけれども、森林組合の土場に行ったら１千２００円取られますから赤字になってくると。切り山の人が山主のことを考えて選別をして行ったら山主もちょっとお金になるけれども、「なんでもかんでも構わない出しておけ」と土場に持って行ったら山主は全く取るお金がないと。要するに木を育てるときに前の小国のようにヤブクグリではなくて直材の木、太りのいい木を植えれば大体３０年ぐらいでお金になる。ですから本来ならヤブクグリの曲がった、もとから裏まで曲がっている木よりも早く立て直して、直材の木を植えることが今後の小国の山林の課題ではないかなと思っている。けれども、今度はこれを皆んながやったら切るのはどうにかして今機械が進んでいるから切るけれども、植え付けとか中切りが全然手が回らないし、ネットを張らないとシカから根本を食べられて材が太ってからも中に芯の腐れが入るから材にならない。必ず植え付けたらネットを張らないといけない。またネットを張るのもお金がかかるから最近は森林組合がお金を取り出した。山主がお金を出さないといけなくなった。そこら辺にお金を使うようにしないと小国の山林というのは大分県と比べたら大分県は直材のシャカインという木をどんどん植えている。もう３０年になったらお金になるような。小国はいつまででもヤブクグリが立っているならお金にならない。そういう時代になってきたけれども補助金を出すところも考えて、しっかりやってもらいたいと思います。皆んな、「あんまり山には関心がない」、今の若い人は「山は要らない」とか言うけれども、やり方によっては３０年で。二十歳のときが５０歳、日曜日など山に行って杉を植えておけば自分が定年になったときには退職金と一緒にお金になるということもありますから役場職員も親が山を大事に育てていたら、しっかり育ててもらいたいと思います。

産業課長（穴井　徹君）　今委員長のほうから林業経営については十分説明していただきましたので私のほうからあえては言いませんが、林業経営も確かに厳しい状況続いております。売価が立米１万２千円前後でここ数年安定しているという状況でありますが、委員長のほうからお話もありましたように伐採経費は上がってきております。ですから林家の手取りとしては、どちらかというと減ってきていると。再造林に関しても費用、また植付け、下刈り等の労務をしていただく方も減ってきておりますので、皆伐したからといって安心していけるものではないと思います。熊本県のほうも先ほど言われた杉の品種のシャカインを推奨木として推奨しておりますので、小国町のほうもヤブクグリからシャカインのほうに皆伐したところは変わっていくだろうと思っております。また林業振興について継続しながら、この事業についてももう少し状況を見させていただきながら判断したいと思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　今の答弁でそれがどうしてこの小国材利用普及促進事業補助金に結びつくのかが理解できないわけです。では聞きます。この２００万円で係長が言われたように小国町内に

２棟建って２５万円出しましたと、町外に１０棟建って１５０万出しました、合計２００万円の予算を全て執行した場合、小国杉何立米が使用されたというふうに想定されるかお答えください。だからこの２００万円に対して小国町に幾らのお金が落ちるのですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君）　令和６年度の実績でお答えさせていただきます。件数が３９件ほど申請がありまして小国材の使用が４７１立米、販売量が４千２００万円程度になっております。ですから２００万円の１２棟でいきますと単純計算しますと３分の１というかたちになりますので２００万円でいきますと３分の１しますと現在の使用数量が１棟１０立米から１３立米。今までの統計だと、それぐらいの数字になりますので２００万円でいきますと１５６立米見込み、販売のほうが１千４００万円程度の推定値になろうかと思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　１千４００万円の売上げということでしたけど、それが「別に山主さんは儲かっていないんだ」と、「労賃も上がっていて」と、いろいろ言われました。それがどう解決するのですか。だったら出し方を変えたほうがいいではないですか。そっちのほうが分かりやすい。

産業課課長補佐（長谷部公博君）　これまでの委員会、議会等でも答弁させていただいた経緯もございますが、この事業につきましては委員長がおっしゃったとおり山側の木材について流通の促進を図るためということで、木材流通を目指した事業でございます。背景から言いますと、これまでは阿蘇小国杉の家のほうが事務局を持たれていまして実施しておりましたが、令和８年度については係長も言いましたけれども役場のほうで事務局を担うかたちになろうかと思います。その背景としましては、小国ウッディ協同組合のほうの事業体系がちょっと変わったというのもあります。しかし、小国町森林組合とも協議していく中で今後も木材流通については「町も支援をしてほしい」というような意見も交換させていただきまして、令和８年度につきましては棟数量下がりますけれども、この事業をさせていただきながら児玉議員がおっしゃるとおり令和９年度以降を見据えた中でやり方を工夫なり、改善するなり、廃止するなりも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

４番（児玉智博君）　森林組合の言う理屈が分からないのですけど。「継続して欲しいけど、事務局は持ちません」という何でそんなふうになるのかと。「「是非、いい制度だから、これは残したいから、小国ウッディ協同組合がちょっと経営形態も変わって事務局の引受け手がないなら、うちがやりますから是非、残してください」と言われたので残しました」と言うなら、「そうなのか」と思うのですけど、「残してください。でも、事務局は引受けません」とそのぐらいの気持ちだったらいい機会だったから今回ばっさりやっていたほうが機会としてはよかったと思うのです。役場が事務局を持ってまで残してしまえば、なかなか止めどきが分からなくなるのではないですか。令和９年度予算からは、これがなくなるというふうに考えていいのですか。今の答弁だ

と。

産業課課長補佐（長谷部公博君）　令和９年度から予算がなくなるというのを、この場で確定はもちろんできませんので令和８年度に森林組合と意見も交わしながら、あとは製材所が幾つかございますので、その辺の意見も聞いて事業の見直し、あとは継続も含めて見直しを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（髙村祝次）　こういう予算が２００万円ぐらいでは大したことないから、地ごしらえとかするときのお金とかに回したほうがいいと思うのです。スギの葉っぱとかヒノキの葉っぱとかは１年するとぼろぼろになってしまう。きれいに山を整理して、それを埋める。肥料になるから木の裏木を埋めたところは発育が非常にいい。埋めないところは太らない。雲泥の差がある。葉っぱを埋めたところと、埋めないところ。あとは中切りも裏木を埋めたところは２、３年で中が上がるから同じお金の使い方によっては非常に林家も得するし周りの材質の改良というかそんなところにも効果があるから、お金の使い道というのは「長年やってきたから、また来年もこの予算」ではなくて、現代に合ったような予算を組んでいったほうがいいと思う。経験がないから、あなたたちは分からない。私は何でも農業、林業のことは経験があるから言えるわけ。自分で一反でいいから、やってみて。ユンボを借りてきて、裏木を埋めて、そこに杉を植えて。「ねぇ、笹原君、あなたやってみて」、そしたら、地ごしらえしたところとしていないところは、かなりの差が出てくると。そこにお金をつぎ込んだほうが私は生きた銭になると思う。山主は昔から人任せだからあんまり仕事したことがないと言うけれども、私はこつこつと自分で冬の間はそういうことを毎日ユンボに乗るかトラクターに乗ってしている。毎日そういうことをして植えた後も見ているし経験があるから、はっきり物が言える。森林組合の職員も私の山に来ると、そういうことをやっているものだから下刈りをするにしても笹草もなくきれいだから切るのが早い。中切りする人も１０アールで受けるから、お金になる。笹薮に植えると杉の苗を切ってしまうし、山主も損をする。地ごしらえなどにお金を出したり、鹿ネットにお金を出したり、方向を変えた答弁をしたら児玉議員も次から次に言わないと思うが。農業関係ではなくてもいろんな関係のときに、そういう特化した人にいろんな話を聞けば答弁するときも答弁がスムーズにできると思う。話をしないから分からない。山の話をするなら私がすれば全部話せる。「道をどうやって造ったら」、「山のどこに道を入れたらいいか」、それも自分たちでするから分かる。ただ道を入れればいいというものではない。上か、下か、真ん中か、どこに入れるか。それで山主は儲かる、切山する人は楽になる。とにかく皆んな酒飲みも大事かもしれないけれど話をしないと駄目、今の若い人は特に。いろんな人に遠慮なしに話して、何も怖くない。私の演説は終わり。

それでは、７３ページ。７５ページまでいきましょう。

４番（児玉智博君）　林道費の除草作業等委託料について伺います。この委託先というのは幾つか

あると思うのですけれども、どうなるか教えてください。

農林土木係長（髙野尚哉君）　お答えします。

林道の除草作業等委託につきましては、林業事業体１社と建設業者３社から見積りを徴収して最も価格が安価なところと契約をさせていただいております。

以上です。

４番（児玉智博君）　以前シイタケを作っている、その人が専ら通るような林道なんかは個人の人にも委託をされていた時期もあるかと思いますが、もう今はないのですか。

農林土木係長（髙野尚哉君）　林道の管理につきましては、地域住民の方に御協力いただいております林道愛護費、それから草刈り業務委託のほうで管理をしておりますので、個人の方にそういったお金を支払うというのは今現状は行っておりません。

以上です。

４番（児玉智博君）　森林組合が受けて作業班の人たちが切るのか、１人親方のほうに再委託みたいな下請みたいに出しているのか分かりませんが、それと建設会社というお話が出ました。委託先については免許というか許可みたいなのを受けたところにしか出せないような決まりはあるのでしょうか。農業法人とかの方々と話すことがあって「今は野菜なんかを作っていると、夏場が暑くなり過ぎて野菜ができなくなった」と。「そういうふうになると今雇っている従業員がいますけど、この従業員を「今日はもう来なくていい」というふうに言うわけにはいかないから何か仕事を作らないといけないのだ」と。そういう中で林道だけではなくて町道もそうですけど、そういう法面なんかは刈払機の使い方というのは農業従事者はもう慣れたものだから「自分たちも建設業者とかに負けないぐらいの仕事ができる自負がある」と。そういう農業経営を安定させていく上でも、建設業者もちょっと公共工事なんかが減っていてそこの仕事を奪うわけにもいきませんけど、こういう林道とか、あるいは町道もそうですけど切る面積を増やすなりして個人にはできないかもしれないけれど、農業法人、法人格があるところとかも加えていくことができないかなと思うのですがいかがでしょうか。

農林土木係長（髙野尚哉君）　今委託をしておりますのは、森林組合さんはもちろん林業事業体ということで林道の管理等にも精通していらっしゃるということ、土木業者さんにつきましてはノウハウもありますというところはございます。明確に資格というところは特段なかったかなと思うのですけれども、従事するに当たって「刈払機の講習をまず受ける」というところが必須になってまいります。それ以外にも例えば安全管理の面ですとか、そういったところもございますので児玉議員おっしゃるように個人の方にお願いするというのはなかなか難しいかなと思うのですが、農業法人さんですとか要件を満たすような団体さんがあって、そういった講習等もしっかり受けてらっしゃるというところがあれば検討の中には入れることはできるかなと思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　農業法人ですから当然、刈払機の講習なんかはもう受けられていると思います、個人の農家ではないですから。それで国道の草刈りなんかもいろいろ聞いてみると、なかなか人をそろえるのも多分今大変な状況にあると思うのです。私が行っている床屋の人が「実は俺、今年そこの草を刈った」というわけです。「何でですか」と言ったら、元請があって元請が下請なんかにずっと出していくと、そこに建設系の事業をされている、その人は個人事業主だと思うのですけど呼ばれて入って、そしてその人が床屋さんの同級生だったから「お前、暇なら来ないか」と言われて「じゃぁ、行ってみようか」ということで、今そういう状況があると思うのです。その人が講習を受けたかどうかまでは聞きませんでしたけど、ただ現場監督になる人とかがきちんと講習を受けているから「何かあったら、その責任をとる人が現場にはいます」ということでできるのだと思うのですけど。ただ実際の作業員という人はふだんその人も田んぼやらの草刈りは自分の家の分は切っているので当然扱える人ではあるのですけどそういう兼業農家の人とかの力を借りないとできない状況になっていると思うので是非、今そういう答弁があったということを農業法人の方にもお伝えしたいと思いますので、そういう相談があったら是非対応をお願いします。

委員長（髙村祝次君）　７５ページまでありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　ないようでしたら７６ページ。７６ページの目の４は違います。

４番（児玉智博君）　７５ページの委託料、鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料ということで、わずかではありますが４４万５千円昨年度の当初予算と比べて増えております。微増ではあるのですが、これは委託料というのが実際売上げに応じて変動するような仕組みになっているのか、それとも最初から定額で委託するようになっているのか教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君）　お答えいたします。

こちらのほうは入園料によって変動するものではなく定額というわけでもございませんが、今回の賃金の上昇等に合わせて今回ちょっと増になっているというようなかたちになっております。

以上です。

４番（児玉智博君）　先に進んでいますので、ここで聞きますが７６ページ、工事請負費、木魂館キュービクル更改工事１千２００万円について聞きます。木魂館の指定管理者は長年、一般財団法人学びやの里が行っているところです。前回の指定管理から公募になって今回は２回目の公募ではなかったかなと。１回目ですか公募になったの。いずれにせよ公募ではあったけれども、財団法人の学びやの里一つしか応募がなかったということなのです。国の文書なんかを見ておりますと指定管理制度自体が公募したところでなかなか応募者が集まらないというところで、どこも苦労しているそうなのです。しかし、応募してもらうために様々努力している事例というのが国の文書には書かれていて、県と市が協力をして公募する前に各地で説明会を開くそうです。「今

度はどこどこの施設を指定管理に出しますので」ということで、そういう努力をしているわけです。「町が全く努力していない」とは言いませんけれども「ホームページに書いた」というようなことは言われていましたけどホームページに載せたからって、そんな応募があるのかなというふうに思うのですが。ですから町としては取りあえず指定管理に出せば仕事は終わりだから「学びやの里が応募するだろうから」ということぐらいの考えなのかなというふうに邪推してしまうわけです。何が言いたいかというと事実上ずっと専ら木魂館を管理したのは学びやの里ではないですか。毎回とは言わずとも、ある程度のところで管理者が変わるのであれば「キュービクルが古くなりましたので、工事費をちょっと見てください」と言われたところで「うちは今年から管理を始めて、取りあえず確約されているのは３年後までですから、私たちがお金を出すのは違うのではないですか」という話になりますけれども、木魂館は違います。専ら財団法人学びやの里が利用して売上げを上げてきているところです。何が言いたいかというとシアターホールを造ってやって売上げは全部町には入ってきませんと。でも、こういうキュービクルがどうかなったときには「町がこれを負担します」というのは違うのではないかと思うのです。例えば納付金制度というのがあります。「入場料とか利用料とかを徴収するときには売上げの何割を自治体に納付してください」というやり方、それはまっとうな指定管理の方法があるわけです。だから「協定書を写しでもいいから、案でもいいから出してくれ」と言ったのは、そういう納付金の制度があるかというところで。恐らくないと思います。ただ「ない」ということを確認したくて「出してください」というふうに言ったのですが、「今日は出てこない」というので一応口頭で確認します。そういうのはあるのですか、あった上でこの１千２００万円の更改工事費を町が負担するのでしょうか。もう一つは納付金はとりませんと。ただ一応計画書では黒字になる予定の計画が出ているわけですから納付金として毎年取ってもらってもいいと思うし、あるいはそうではないのであれば利益の一部を工事引当金みたいな感じで貯めさせておいて、こういう工事をする場合は一定数、町の財産であるから町が出すのが筋ではあるのだけれども、でもずっと使っているのは学びやの里ですから。やはり１千２００万円のうちの１割とか２割とか負担させてしかるべきなのではないかというふうに思いますがどうでしょうか。

産業課課長補佐（笹原正大君）　御質問のほうにお答えさせていただきます。議員のおっしゃるとおり学びやの里が指定管理のほうで平成１８年から受けております。修繕のほうにつきましても今回キュービクルということで１千２００万円計上させていただいておりまして、こちらは町のほうで実施するというようなかたちで予算を上げさせていただいているのですけれども施設ができたのが１９８８年ということで４０年近くなっております。建物も木造ということでなかなか経年劣化という部分もありますので修繕費につきましては最近かさんできているというのが正直町のほうも当然管理している学びの里のほうとしても苦労しているところではございます。そのような中で修繕につきましては協定書のほうで納付金というところのお話ありましたけれども、

今のところそういう納付金というかたちでいただくところは考えていないのですけれども、議員もおっしゃられたとおりシアターホールを町が建設して学びやの里の収入も増えているだろうと、そういった部分で学びやの里のほうにも負担をしていただくということは考えたほうがいいのではないかということだと思います。その辺りにつきましては当然昨年の令和７年の４月からシアターホールもできた後に入園料のほうを改定させていただいて増額もさせていただいております。ですので財団としても収入の部分は確かに大きくなっているところはありますので、今後その修繕につきましても町とも協議しながらやっていきたいとは当然お話をさせていただいているところです。ただ今指定管理の協定の中では、修繕費につきましては３０万円以下は学びや里にしていただくという部分がありますので、学びやの里が全く修繕をしてないということではございません。３０万円以上の分につきましても応急的な部分だったりにつきましては財団のほうでしていただいている部分もありますので全くやってないということではないんですけれども、先ほどの議員のおっしゃられた「収入も増えているから」という部分で「今後考えていったほうがいいんではないか」というお話をいただいております。その部分につきましては町も協議していきたいなというふうに思っております。はっきりした答えにならないかもしれないのですけれどもお答えさせていただきます。

以上です。

委員長（髙村祝次）　ここで暫時休憩いたします。午後の部は１時から再開いたします。

（午後０時０１分）

委員長（髙村祝次）　それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午後１時００分）

委員長（髙村祝次）　７６ページから７７ページ。

ちょっと私から質問します。ソフトバンクに６１１万１千円予算を組んでいますが、今年で３年目かな。内容はどういうメニューでやりますか。

商工観光係長（新家龍太郎君）　お答えいたします。

令和７年度、今年度につきましては、イーゾでのモニターを活用したＰＲ動画の放映、またＰＲブースの出展、こちらは野球の試合に合わせてコンコースを活用したブースの出展、またミュージックフェスが１月に開催されまして、そちらでもブースの出展を行いました。次年度、令和８年度につきましても同様のかたちで小国町を広くＰＲできるようなかたち、また、このブース出展に併せて小国町の観光協会のインスタフォロー者を対象にガラポン抽せん会を実施しております。こうすることで小国町の観光情報を直接個人に向けて発信できるような状況に今後構築していきたいと思っておりますので、ブース出展というかたちは今後も継続して行っていきたいというふうに思っております。大きなところでいうと、そういったところがメインどころになろうかと思います。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　大体、口でしゃべっても内容は分かりません。パンフレットがあって「これと、これのメニューをします」と。私も７年間行ったから大体分かるのだけど。当時も町村でしているのは１か所ぐらいしかなかったけど、１１月３０日ですかねスポンサーの集いは、大体１１月３０日頃は日本シリーズも終わってパレードやら終わって１１月３０日。ＰａｙＰａｙのところのホテルや日航ホテルで感謝の集いがある。以前は４００社ぐらい、私がやめるころは１千社ぐらいスポンサーがいた。熊本銀行と福岡銀行が一緒になっているところの頭取が、「ソフトバンクのおかげでこんなに銀行もお金が集まるようになった」とか言っていたが。やはり町村でするところは恐らくあんまりないと思います。「それの費用対効果はどうか」と言われるとちょっと難しい面もあろうかと思います。私が当初言ったように、あんまり小さいお金では宣伝にもならないし、町が２０億円ぐらいあって１億円ぐらい使うと目立った宣伝もできるかもしれないけれども。日田の天領水ぐらいになるかもしれない。５千６００万円では、あんまり目立った宣伝効果も出ないと思います。町長は宣伝効果が出ていると思いますか。町長の感覚で。

町長（渡邉誠次君）　私が町長にならせていただいてから７年間になりますけれども、それ以前のテレビのメディアの取り上げられ方含めたところを考えると費用的にはその分表に出ているのかなというふうに思っております。私も観光でずっと旅館組合長とか観光協会とか、そういったところで約２０年間ぐらいＰＲ等々してきましたけれども、その中でも小国町の根本的な名前、例えば温泉地の名前だったり、「小国町」という名前、取材を受けての話とかはあるのですけれどもＴＶＣＭみたいなところでいくとほぼゼロに近いような状況でございましたので、その部分ではある程度、観光地としての名前を土台に上げるという段階でのＰＲはそもそもから必要だなというふうに思っておりました。特に天草とかは２０年３０年も前からずっと天草の宣伝を宝島観光協会が宣伝をされているところとかを見てまいりましたので、ある程度行政といたしましても一定の観光地としての名前を表に出すだけのＰＲは必要ではなかろうかと。あとは、それぞれの魅力づくりとか、そういったところが関わってくると思います。このソフトバンクホークスでもそうですし、前ＰＲ動画を作って福岡とか鹿児島の映画館で流したりとか、いろいろと試してきましたけれども、ある一定の数は物量的にＰＲの数が必要だというふうに思いますので、その部分では、まずは小国町の名前を土台に乗せるというところでは効果があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

副委員長（松本明雄君）　関連性であります。ここに情報誌が出ていますけど、それはソフトバンク系の情報誌に載せているということですか。

商工観光係長（新家龍太郎君）　こちらの情報誌に関しましては、「ホークスだより」ということで福岡県域の住民の方向けに発行されている「ホークスだより」という情報誌を活用しまして、

ふるさと納税のほうをＰＲさせていただいております。

以上です。

４番（児玉智博君）　小国町観光協会補助金が前年度と比べて３００万円余りの増額となっておりますが、まず増額の理由を御説明ください。

商工観光係長（新家龍太郎君）　お答えいたします。

こちらのＡＳＯおぐに観光協会に対する補助金ですが、令和８年度につきましては令和６年度の入湯税等を鑑みて算出しております。この入湯税が昨年度より増額になったこととプラス杖立温泉観光協会のほうに補助として流れる金額が増額となりました、ということが要因になりますけれども杖立温泉観光協会、要は杖立支部のほうに補助金として流れる増額された分につきましては、杖立への寄附金を充当するかたちで今回計上させていただいております。

以上です。

４番（児玉智博君）　事務局体制ですが事務局長がＪＣＢかどっかからの派遣で来ていると思います。次年とも継続になるのですか。

産業課課長補佐（笹原正大君）　事務局長につきましては地域活性化起業人という国の制度を活用してＪＴＢから来ておりますけれども、次年度も継続して来ていただくようになっております。

以上です。

４番（児玉智博君）　分かりました。

そもそも論として町の観光協会はどういう役割を小国町の中で果たしていくのかということを聞きたいのです。１月２３日だったと思うのですけど、違ったら訂正していただきたいのですが。モニターツアーというのが町内で取り組まれました。観光協会が見つけてきた県の補助金を活用して山川温泉組合の人たちが取り組まれたというものなのですけれども、１泊２日の行程だったやに聞いております。１日目と２日目でツアーの参加者が体験するようなものが必要だということで、まず観光協会の事務局長が提案をされていたのです。その一つが西里の鯛ノ田の奥のほうに「かける木工舎」という移住してきた人たちが木工所をやっているので、その人たちがやっている津江の杉かなんかを使った手作りランタンを組み立ている体験と。もう一つは、「地獄蒸しを岳湯のゆけむり茶屋の隣か何かで、それをしたらどうか」ということだったのですけど、山川温泉の人たちが「山川温泉に泊まってもらうのに、違う温泉地をするのは違うだろう」と、「それは、やめたほうがいい」というような意見がありました。モニターツアーというのは単発だけではなくコンスタントに取り組まれているものだというふうに思うのです。補助金を見つけてきて「山川温泉もいろいろ集まって皆さんやっているから何かやりましょう」という、そこまではいいのですけど、モニターツアーでする体験型の一つが「それは違うほうがいい」と言われたら次の引き出しがないわけです。私思うに「小国町らしい」とか言っていましたけど、小国町らしい取組で言うなら「ジャージー」を使った乳業というのは小国町以外では全国的にも珍しいので、

「どこか乳しぼりができるのか」とか、あるいはシイタケも名産ですから「駒打ち体験」とか１月にそれができるかどうかあれですけど、ＪＴＢからわざわざ来てもらっているのであれば、その人がふだんから町内を回って使えそうなものを発掘して、「何かあったら協力してもらえませんか」と農家とか、いろんな人たちに頭を下げて回るのが、この人の仕事なのではないかなというふうに思ったのです。そういうことをしていないなら、ふだんほかのことにも忙しいのかなというふうにも思うわけですけど、それで町から補助金をもらってやっている観光協会がそんなことで本当にいいのかなと。小国町の観光が発展していくのかなというような気がするわけですけれども、そういった部分について僕は観光協会が主導して、いろんな観光に生かせそうなものを発掘していくのが観光協会の役割だと思うのですが違うのですか。

産業課課長補佐（笹原正大君）　議員のおっしゃられるとおり事務局長という部分に限らずＡＳＯおぐに観光協会といたしまして山川温泉だけではなくて杖立温泉、わいた温泉、鍋ヶ滝含めて、いろんな観光素材がありますので全体的な町の観光振興という部分に携わっていただくというのがもちろん大前提かと思っております。観光協会の会員さんは温泉関係だけではなくて飲食店関係もございます。そういった部分では町の飲食店さんの振興についても、もちろん取り組んでいただくということかなと思っております。観光のコンテンツに関しまして先ほど「ランタン作り」ですとか、「地獄蒸し」ということで今回１月のモニターツアーで提案されたという部分だと思うのですけれども、当然ほかにも観光のコンテンツ、体験するものというのはございます。事務局長も十分把握していらっしゃる部分はあるとは思うのですけれども、それでも観光客の方も多岐にわたるといいますか求めているものも様々ございますので今あるものに満足せず、お客様の満足していただけるような観光のコンテンツ、また地元の方ができる部分、ＰＲしていきたい部分というのを十分把握していただきながらつくっていただければなというふうに思っておりますし、町のほうもそちらについては応援していきたいなというふうに思っております。

以上です。

４番（児玉智博君）　是非、町も協力していただきたいのですけど。私もそこにいて、ずっと話を聞いていると「山川温泉に来るのに、岳湯の地獄蒸しは違うだろう」という意見が出た後に普通だったら「これはどうですか」というのを提案するのが観光協会だというふうに思うのです。そこで何と言ったかというと発電所の町おこしエネルギーの職員の方がいて、「だったら発電所の中は見られなくても、ハウスで何か今作っていませんかね」とか、その場で言われるわけです。「今、急にそんなこと言われても、ハウスにはまだ何も育っているものがありませんから」とかいうやりとりがあっていて、県の補助金が取れたからモニターツアーをやります、「補助金があるから何かする」と、それも一つのやり方なのですけど、取りあえず補助金を使うために「取りあえずランタンは受けてもらえる」と、「地獄蒸しでいいだろうか」と、「だけど地獄蒸しは山川温泉の人がいけないと言った」と、「だったら次がない」というので何も考えていないわけです。

それで県の補助金なんかを使うと。そういう安易なことをやるから税金の無駄遣いというのがなくならないわけです。熊本県も財政が豊かで出しているわけではないみたいです、どうも。実際高校のタブレットも今までは無償だったのが次年度の新１年生から５万円ぐらい自己負担が必要になると。そういう中で観光にも予算を出しているわけだから、その予算を無駄にしないように使っていくというのも必要なことだと思うのです。ですから町もそういうのを利用させてもらうのであれば観光協会が中心になって、もちろん観光係もそれと協力して生きた税金、町の税金もそうだけど県の税金も国の税金もそうだと思うのです。そういうふうに是非、観光協会の事務局なんかとも話していただければと思います。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　７７ページ。ないようでしたら７８ページから。

４番（児玉智博君）　次は７７ページの北里柴三郎博士顕彰事業補助金ということで、これは今年度から初めて出てくるものだと思います。これの交付先は一般財団法人学びやの里ということで初日の議会でいただきました資料の中に事業運営計画書というのが２０２６年度分ありまして、これが自主事業として北里柴三郎博士の顕彰活動というのに取り組むということで計画が立てられております。それを見てみますと５項目ほどあって、一つが、「（水害慰霊祭及び）北里柴三郎博士顕彰」ということで例年取り組まれている水害慰霊祭に併せて育才舎が主催するかたちで共催で学びやの里がやると。二つ目が、「新１千円札発行記念行事の開催」ということで７月の３日に記念館内で野口英世展、シーサー展示、夏休み自由研究コンテスト募集、博士の湯無料開放、記念タオルの配布等というのが行われています。三つ目、「国立印刷局主催行事に参加、その他体験会の開催等」ということで７月から８月を予定していて開催地未定、体験会は北里柴三郎記念館ということになっております。四つ目、「猪苗代町との交流事業」、生誕１７３周年事業いうことで２０２７年１月２９日から１か月を予定というふうになっているわけです。これが自主事業として行うのに対し町が１００万円の補助金を出すというのが、よく分からないわけです。町が委託せずに自分たちで何かやると。「町の事業としてやります」というなら分かるわけです。北里柴三郎記念館自体が指定管理として引受けた責任があるわけではないですか。当然、自分たちが入館料収入とか利益が出ても町に納めなくていいわけでしょう。その範囲でやればいい話なのに、でもやるから町が補助金を出すというのは違うのではないかと思いますが、なぜわざわざ施設をただで使わせてやっているのに１００万円を出すのですか。

産業課課長補佐（笹原正大君）　北里柴三郎博士の顕彰事業補助金ということで、令和８年度から新規でということで予算のほうに上げさせていただいているのですけれども、なぜ今回この補助金の予算を組んだかというところですけれども、令和６年に新紙幣が発行されまして入館者数が

７万７千人ということで、とても多い入館者数を記録することができました。一方で今年度に関しましては新紙幣発行の年度がピークで多かったというのもあるのですけれども、今年度の見込みとしては３万５千人から４万人の間ぐらいになるだろうということで数字が見込まれております。今後、記念館の入館者数というのは３万５千人から４万人の間ぐらいはキープしていったほうが施設の運営についても望ましいと思っておりますので、それを維持していただきたいというのがありますので記念館の入館者数を維持するためというのが一つの目的です。あともう一つは、北里柴三郎博士の大河ドラマ誘致というのを昨年の７月から始めております。そういった動きもございますので、そういった部分にも一緒に協力していただきたい。こちらについては補助金の中の事業には入っておりませんけれども、そういった思いもあります。また猪苗代町との交流事業、それから国立印刷局との企画展の出展ということで、新紙幣の発行の記念にそういういろんなところとのつながりも持てるようになってまいりました。そういった国立印刷局さんのイベントについては一緒にしっかり連携してやっていきたいと思っておりますし、猪苗代町さんにつきましては新旧千円札の市町村ということで友好交流都市というのも提携させていただきました。そういった部分での活動を町同士でつながるというのもあるのですけれども、民間同士でつながっていただくというのがとても大事かなというふうに思っておりますので、学びやの里の記念館、それから猪苗代町の野口英世記念館、そういったところと一緒に展示事業をしていただきたいという部分がありまして、こういった企画を一緒に相談しながら組んでいただいて、その中で補助金につきましては２００万円ぐらいの事業なのですけれども、そのうちの２分の１、１００万円を補助させていただくということで考えております。

以上です。

４番（児玉智博君）　顕彰事業ということで顕彰事業の一番の目的が「入館者数を維持することが目的の顕彰」というのが、どうも引っかかるわけです。僕は野口英世記念館がどうかは知らないですけど、偉人を顕彰するというのは基本的にこういう経済のほうの話ではないと思うのです。儲かるためにするのではなくて社会教育とか教育分野の話になってくると思うのです。ですから記念館にしてみても基本的に設置根拠は条例があるのだけど、その基となる法律は博物館法であるべきだというふうに思うのです。これ、そもそも論なので別に聞き流してもらってもいいのだけど、それを金儲けの出しにしているような感じがして、これが本当に正しい顕彰の在り方なのかというような部分があると思うのです。いろいろ取り組むことは大事です、学習と交流だから。猪苗代町と交流するのもあっていいと思うのですけど、ただその目的が「入館者の維持」というふうになってしまうのは、それが果たして本当に顕彰事業と言えるのかというふうに思います。ということを申し上げてどうぞ。

町長（渡邉誠次君）　児玉議員がおっしゃるとおりです。多分数字を言うほうが分かりやすいというところで表現をしたのだというふうに思います。皆さん御存じのとおり今、英郎先生がおられ

て、直系のひ孫さんであられて、研究者でもあるといったところですみません数字は出てきませんが、今でも相当数いろんなところで講演をされております。そのような方がおられるときにＮＨＫの大河ドラマも顕彰事業の中の一つではありますが、経済的効果も含めてすごく大きいところがありますので達成できるか、できないかは別にいたしましても、町としてもできるだけ努力をさせていただいて。北里柴三郎博士は小国町が本当に誇りうる方でございますので、その部分では児玉議員言われるように教育的なところとか、文化的なところとか含めて、今注目度が上がっているときに、しっかりと町でもできるだけ注目度をさらに上げるような。小国町出身ということはまだ全然知られていないということもありますので、その部分では努力させていただいてメディア等々もまだ注目をしていただいている途中でございますので是非とも、こういったところの相乗効果も考えさせていただいて予算をつけて数年間はいくようなかたちになろうかというふうには思っております。

以上です。

委員長（髙村祝次）　ここに広告料３０５万円あります。費用弁償と普通旅費で３３２万円ありますけれども、費用弁償は誰が行くか分かりませんけれども、これ二つ合わせても６００万円あります。先ほど出ましたソフトバンクも６００万円ですけれども、ソフトバンクで宣伝をすればかなりな宣伝ができるのではなかろうかと思います。ばらばらに小分けしてすればソフトバンクの６００万円も大したことはないと。こっちで３００万円やっても大したことない。お金を一緒に合わせることによって大きな宣伝ができると私は思いますけれども。せっかくソフトバンクで６００万円使うなら、この費用弁償で３００万円ぐらい使っておりますけれども、どこに行くのか知らない、誰にやるのか分かりませんけれども、この６００万円をソフトバンクに合わせて北里柴三郎博士の顕彰事業での北里柴三郎先生の宣伝も記念館の宣伝もできると思います。そうではないと小国町の旅館を宣伝するとか言っても多数の旅館があるから１軒１軒上げるわけにもいかないし、ソフトバンクのやり方によってはお金を一つにまとめて大きくやったほうがイメージがわいてくるのではなかろうかというふうに思います。ですからここ辺りをもう少し考えた広告の使い方をやったほうがいいのではないかなという感じがしております。その辺りはどう考えておられますか。

町長（渡邉誠次君）　宣伝の効果だけで言えば、できるだけ広くというところで考えられるのでしょうけれども、観光地のＰＲは確かにソフトバンクは向くと思います。ただ北里柴三郎博士の顕彰事業の中での費用弁償等々は英郎先生の移動の費用とかも全部含まれているところであって、英郎先生の学術的なといいますか、もちろん研究をされて研究者でございますので、その部分でもそうですし、直系の方というのもあって、その効果は絶大でございます。熊本大学の「ぎんなん会」というお医者さん関係の会とかもありますけれども、そちらでも御講演をなさったり、その分野での交友関係も非常に広うございます。ですので、そういった方たちへ講演をすることで、

また小学校、中学校、高校も含めて講演をなさったり、幅広くそういった活動をしていただきながら北里博士の顕彰をしていただく。その顕彰の費用でございますのでＰＲの費用だけではないというところを御理解いただければなというふうに思っております。やはり大事なところは千円札になったというところは多分相当広まっておられると思います。何となく医療系の人なのかなあというのは全国的にも広まっておりますが、私もいろんなところでお話をさせていただいておりますが、それから先がなかなか広まっていないというのが現状でございます。その中では英郎先生が学術的な部分でしっかり説得といいますか御講演をなされることで皆さん方が納得していただくといったところも必要だと思いますし、関係者の方々も幅広く働きかけをしていただいております。ちなみに署名活動が今２万人を超えたところでございますけれども、英郎先生が行かれるところは日本医師会の会長のところ、それから北里大学の理事長、慶応大学の塾長、それからＫＭバイオロジクスに先月行かせていただきましたし、もちろん肥後銀行の頭取、熊本銀行の頭取含めて、あと私も清水建設とか、いろんなところに行かせていただきました。かなりの関係者の方たちに現時点でも顔が利いているところでもございますので、そういった方たちにこの働きかけをしていきながら御寄附も一部いただいている企業もあります。そういったところも含めて様々に北里柴三郎博士の顕彰事業の中で動いていただいてＰＲだけではない効果を是非とも英郎先生にお願いしたいというふうに思っているところです。

以上です。

委員長（髙村祝次）　私の経験からいくと阿蘇小国ジャージー牛乳をするときに６００万円、使うときには７００万円、８００万円使ったのです。福岡辺りで「小国ジャージー牛乳」を知らない人もたくさんいた。でも、あのスクリーンに１５秒間流すことによって福岡ではジャージー牛乳が高級ブランド牛乳に。そして、そのときに値段を下げるではなく、値段を上げたわけです。値段を高くした。よその牛乳よりも高く売るようにした。そしたら、「いつでも買えない」ということで逆に多く売れるようになった。ですから、あのスクリーンを使って北里柴三郎を千円札で出す。恐らく「千円札に載っている、これは誰」というと野球観戦している人たちは、そこまで興味がないと思います。「北里柴三郎は、どこの人だろうか」と思うのです。医学部などに行っている人は分かっているかもしれません。それでも医学部に行っている人でも知らない人がいるかもしれない。ですから、そういう特定の人ではなくて大衆に向けて宣伝をしていかないと私は効果はないと思います。

町長（渡邉誠次君）　大衆に向けてのＰＲは確かにソフトバンクとか、新聞とか、テレビとか、ネットとか、いろいろ方法はあるかもしれませんが、この件に関しては北里柴三郎博士の顕彰費ということで上げさせていただいております。まずは北里柴三郎博士の功績を小国町として外に向けて、もちろん内側に向けてもそうですが、顕彰することは町にとっても必要な事業だというふうに思っておりまして、わざわざこの北里柴三郎博士の顕彰費を上げさせてもらっております。

これは小国町の価値といいますか、非常に柴三郎博士がお生まれになられたというところで注目をいただいているところもありますので、その部分では英郎先生にできるだけ御貢献いただきたいというところで、この柴三郎博士の顕彰費というのを上げさせてもらっているというふうに御理解いただけたらと思います。

産業課課長補佐（笹原正大君）　広告料につきまして少し補足で説明させていただきます。先ほど町長のほうから御説明ありましたけれども、費用弁償に関しましては北里英郎先生のＰＲに関する費用を組ませていただいておりますが広告料につきましては、どちらかというと町長、英郎先生が訪問していただくところというのは関係者の企業様ですとか、大学様とか、そういうところが多ございますので、広く一般の方向けにという部分ではございません。そういった部分で広告料で組ませていただいているのは福岡方面でのＴＶＣＭを予定させていただいているのと、あとＳＮＳ広告です。よくあるのがヤフーだったり、ＬＩＮＥだったり、ツイッターとか、インスタグラムとか、いろいろあるのですけれども、今回予定しているのはその中でも一番ページを開いていただく可能性が高いと言われているＸのほうで上げたいなというふうに思っております。一般の方向けには一昨年はＣＭで１千２００万円ほど出させていただいておりますけれども、今回に関しては一番小国町から近い都市圏でもございますし小国町に一番来る観光客の多い福岡県に絞らせていただいたかたちで今回はＣＭを５０本計画して出させていただこうというふうに思っているところです。

以上です。

８番（熊谷和昭君）　執行部側、議員側からいろいろ意見は出ていますけれども観光に携わっている者として考えると昔はほとんどのお客さんが九州からお見えでしたけれども、今は１日の売上げのうち３分の１ぐらいが大阪、東京から来られています。その方たちが北里柴三郎先生が小国町の出身ということはほとんど知りません。ただテナントとかで気付いて「そうなのですか」という方がいるのですけど、ただ「記念館」を知っている方はほとんどいません。立派なちょっと厚いチラシがありますよね。あれを旅館にも１００枚ぐらいもらって置いていたのですけど、すぐ無くなります。ですから今までの博士の功績を書いた、立派な本ではなくて冊子でいいと思います、そういうのとかを各部屋に置いたりとか、薄いものでもいいですので、それを旅館に置いていれば確実にそのお客さんたちは東京、大阪とか北海道とか、あの辺から来られて小国町を選んで来ているのです。ですから興味が何かしらあるのです。ですから、その人たちが確実にそこに誘導できるような体制を見たほうが効率はいいのではないかと思います。これは多分、検討材料になると思いますけれども考えられたらいかがですかね。

産業課課長補佐（笹原正大君）　ありがとうございます。

大河ドラマの誘致の活動の中で、チラシですとかパンフレットの中に博士の功績のほうも紹介させていただくようにしております。今年度チラシに関しては出来上がっておりますが、パンフ

レットに関しては年度末にかけて出来上がる予定でございます。各旅館さんですとか商店街の方にももちろん知っていただく、こうやってＰＲしていただくというのは、とてもありがたいことだと思っておりますので、配付する枚数に関しては数に限りがあるのですけれども御協力いただけるように皆様のほうに周知、お配りとかをできる方法を考えたいなというふうに思っております。

以上です。

８番（熊谷和昭君）　立派なものを必要とはしていません、そこに案内できればいいのですから。それをＰＤＦでも何でもいい、データでもらって、こちらで印刷してお客さんに「こういう情報」とあげられればいいと思いますので。予算は町が出すと立派なものを作りますので、ちょっとした、分かればいいのです。

委員長（髙村祝次君）　ほかにございませんか。

ないようでしたら７８、７９ページ。

４番（児玉智博君）　７９ページの道路施設保全改築費（市町村道過疎代行）ということで２千９７０万円予算が措置されております。鍋ヶ滝バイパスの費用の分だと思いますが、令和８年度の予定、それから今後開通までの計画がもともとあったと思いますが、それが今どのようになっているのか御説明いただければと思います。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　御説明します。

令和８年度ですけれども県の事業費としましては１億９千８００万円と予定しておりまして、そのうちの１５％の２千９７０万円を市町村の負担金としております。令和８年度の県のほうの予定としましては２号橋の下部工と終点側、町道とぶつかるところから国道に向かっての舗装まではいかないのですけれども、そういったところの仕上げのほうに入っていくというふうに聞いております。今後については令和１０年度完成を目指して、令和９年度以降は橋りょうの上部工に入っていくのではないかというふうに聞いております。

以上です。

４番（児玉智博君）　それでは、最初から言われていたとおり令和１０年度の開通というのは間違いないですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　予定では一応令和１０年度を目指してやっていくということで聞いております。また補助の付き具合等々にはなるかとは思いますけれども、県のほうとしては令和１０年度開通に向けて頑張っていくということで聞いております。

以上です。

４番（児玉智博君）　この間も令和７年度の予算で増額の補正がありましたけれども、今回当初予算でまた別に２千９７０万円計上されているわけです。蓬莱川に架かる一番目の最初の橋が「あの辺に橋脚が建つのか」ということでまだ整地してあるような状況ですけれども、来年度令和８

年度が蓬莱川ともう一つ橋が架かる川、本村川がありますけど、二つとも大体橋脚を建ててしまうのですか、令和８年度に。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　予定では本村川２号橋になるのですけれども、本村川の下部工については完成する予定と聞いております。

以上です。

４番（児玉智博君）　その辺りで地元の方たちへの説明というのはされていますか。それに附帯して後ほど蓬莱線の改良工事のほうでも聞こうかと思っていたのですけれども、そっちのほうも「どうなっているのだ」、「どうなっているのだ」というようなかたちで聞きますけど。地元の人たちとのコミュニケーションというのをどのようにとって、きちんと工期とかも御理解いただいた上で進めていかないとクレームなんかにもつながりかねないと思いますけど。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　お答えします。

県のほうとしましては蓬莱川に架かる、この前補正いただいた分について、もう少し早めに発注する予定で「年度内に説明会を開きたい」というふうに聞いていたのですけれども、そちらの手続が遅れていて、「いつ説明会ができる」というふうには聞いていないのですけれども、県のほうとしましては「一度、説明会を開きたい」というふうには聞いております。

以上です。

４番（児玉智博君）　過疎代行で主体は県でやっていますけど、その辺の地元との調整というと、どうしても町が前面に立たなければならなくなると思いますので、年度内にはちょっと難しいということだったら来年度になりますので、次の建設課長が誰か分かりませんけれども次の体制に変わっても、その辺は間違いなくできるようお願いします。

委員長（髙村祝次君）　７９ページまでありませんか。

８０ページから８１ページ。

４番（児玉智博君）　橋りょう点検委託料ということで３千万円出ておりますけれども、いろいろ入札関係で新聞に書かれたりした分でもあるかと思いますが。令和８年度何橋分の予算か教えてください。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　予定では３０橋程度を予定しております。

以上です。

４番（児玉智博君）　分かりました。

それでは、続けて聞きます道路新設改良費、町道改良工事ということで１億７千４００万円出ております。こちら調書のほうに詳しく書いていただいていまして款７、項２、目２というところで、まずこれが町道道路改良工事ということで９千４００万円分先ほど言った町道蓬莱線、上田西里線、倉原松原線、帯田坂本線、北里原線ということで五つ出ております。それから下、鍋ヶ滝公園整備工事が８千万円出ております。予算があれすれば発注までかけられるとは思うので

すけど、その予定として五つの道路と一つ公園整備がありますけれども着工まで至るのか、また竣工はどうなるのか教えてください。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　お答えします。

まだ国のほうも予算が通っておりません。県のほうからも、いろいろ聞き取りはきておりまして４月早々に予算は付きにくいような状況となっておりまして、予算が付き次第というところで考えております。ただ県のほうから情報提供としまして「３０日から５０日ぐらいかかるのではなかろうか」というところで聞いておりますので、それ以降に交付申請、交付決定をしてからになりますので早くても６月ないし７月に発注ができるのではなかろうかと思います。発注してからにはなるのですけれども業者と打合せをしながら通行規制とかも関係してきますので、できるだけ年度内竣工に向けて協議と工事の進捗は進めてまいりたいと思いますけれども、もしかしたら繰越もあり得る可能性はあるというところしか今の現時点ではお答えができません。

以上です。

４番（児玉智博君）　過疎代行でやっている鍋ヶ滝バイパスのほうは一応令和１０年度の開通予定だというふうに言われました。この鍋ヶ滝公園の工事というのは、その開通に合わせてこちらも完成するような予定でいくのか、それとも今言われたような年度内を目指してやる予定か教えてください。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　カントリーパーク事業についてですけれども、こちらにつきましては要望に対して補助金がくる額がかなり少ないです。要望額に対して半分以下でしかこないので正直厳しいです。当初の予定としては令和１０年度完成に向けて頑張っておりましたけれども今の補助の付き具合だと令和１０年度完成というのは少し厳しいのではなかろうかと思います。

以上です。

委員長（髙村祝次）　ほかにございませんか。

ここに除草作業委託料１千６００万円とありますけれども今道路沿線の草切りは刈払機で刈っておりますけれども大型が通るときには枝が邪魔になるというところで、今まで出ている国産の機械はナタ爪だった。それが程度がちょっと良くなって粉砕していく機械になっている。そうすると、そこで人件費も大分節約する。後片付けしなくていい。人手が足りない中でそういう機械を建設業で導入するところに補助金を出すとかして考えていかないと、恐らく道路に木が出て大型車が通るときは邪魔になるというような道がたくさん出てくる。特に林道関係はほとんど道路沿線の下刈りというのも軽トラックは邪魔にならないけれども、大型車が行くと邪魔になるというような。２車線ならいいが１車線だから３メーター５０、道路をせっかく舗装しても通りにくい。対向車が来たら事故に遭うというような道路が小国にはいっぱいあると思う。ですから建設業界やらと話して、そういう機械の導入などに町も支援をしていくようにしていかないと。大体今までのが２２５万円ぐらいから２３０万円ぐらいする。粉砕していくなら３５０万円ぐらいす

る。粉砕するから後片付けもしなくていいので能率が上がると思う。そして高いところまで切っていくから。役場職員は皆んな軽トラックで行くから考えないけれど、私たちはいつも大型トラクターで行くから邪魔になってミラーを割ったり、引っかけたりする。大型の運転手は特に感じていると思う。私もこの冬、去年の秋からファームロード県境からずっと私が切ってしまった。あそこはきれいになっている。下のほうは九電が電線にかかるから切ってしまった。それから上の私の畑のところはずーっと切っている。私が持っている機械はナタ爪だから荒くいく。今の機械は粉砕していくから、きれいにしていく。そういうことも、ただ予算を組んだだけではなくて建設業やらと話して最新の機械を入れることによって。そして、ガードレールがあるところを切っていくのも新しい機械ができている。ガードレールの柱のところだけ回ってうまく切っていく。スマホで見たら確かに載っている。皆んな見ているだろう。そういう機械を見てから役場職員も先端をいかないと、業者や個人の人が入れてから後から知るようでは話にならないと思う。行政というものは人の先をいかないと。

議長（熊谷博行君）　今委員長がおっしゃったところは、もちろん最高だと思いますが、まずイノシシが踏み崩して側溝に入っている土を「必ず、さらえさせます」というのを約束していただきたいと思います。それと道路に差し被っている杉の木、檜、完全に道路を阻害していますので、上田西里線、２か所あります。西里から入ってすぐ左側と向こうの別所のところのほうは２メートルぐらい道路に入っておりますので、そこの二つだけは地主さんと話して切ったほうが私はよろしいと思います。まずイノシシが入れた土、これはお金をかけてでも撤去すべきと思います。それから災害が起きますので是非そこはしていただきたいと思います。かなり入っています。

建設課長（谷口正浩君）　今おっしゃられたようなイノシシ関係の土砂は現場を見ながら撤去をさせていただきたいと思います。また道路を塞いでいる件につきましても状況を見ながら現場を見て、必要なところだけ撤去、伐採とか所有者を確認しながらやっていきたいなと思っております。また委員長がおっしゃられました除草に関してですけれども今新しく安くできるような技術が結構開発されていまして、そういったところも、つい先日２月上旬だったかと思いますけど九州技術フォーラムみたいなものがありまして、そこで新技術が結構紹介をされています。またホームページとかでも技術紹介をされておりますので、そういったところも参考にしながら小国町で使えるものであれば新規に使っていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願います。

委員長（髙村祝次君）　役場職員は建設課だけではなく各課、小国町を回るときに道路に穴ほげがあったり、薮になったり、側溝が掃除ができていないとかいうのを、役場職員全部が町をよくするという意識を持っていたら建設課に言って建設課が動けばいいと。それが役場職員は回っていて知らないふり。だから私たちが建設課に「あそこが穴がほげているよ」と、通って見たときに電話する。一般の人はなかなか役場の建設課長も知らない、職員を知らないから直接電話することができない。もう少し役場職員の意識向上をしないと町は本当によくならいと思う。私はそう

感じている。私たちが言わないと誰も言わないのです。私がいつも課長に「あそこは穴がほげているよ」と教えないと修理しない。言ったらすぐ課長はしてくれるわけです。そこだけは感心している。言ったら次の日は大概している。道路維持管理はお金がかかるけれども、人身事後などが起きてから町の責任とか言われないように維持管理をしっかりやってもらいたいと思います。

４番（児玉智博君）　８１ページの原材料費、足元道路原材料費ということで８０万円出ています。今あったようにアスファルトに穴があいていたりしたら建設課の方たちが見て回って気づいたりとか、あるいはそういう情報提供があった場合に、１か所だけとか数が少なければ御自分たちで埋めていただいたりとか、数がちょっと多ければ業者に発注されたりとかいう対応を取っておられると思いますが、８０万円というのは職員が自分たちで修繕するときに使う材料というふうに考えていいですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　お答えします。

原材料の５０万円については、職員で補修する合材だったり、乳材、スプレー缶を買ってくっつけやすくするための材料でございます。足元道路については町道に接している里道だったり、公衆用道路だったりを地元がする場合についての原材料の支給になります。

以上です。

委員長（髙村祝次）　ここで暫時休憩いたします。２時１０分から開会いたします。

（午後２時００分）

委員長（髙村祝次）　それでは、開きます。

（午後２時０９分）

委員長（髙村祝次）　８１ページまで。

４番（児玉智博君）　先ほどの続きですが、原材料費の５０万円は職員の人たちが町道をパトロールする中で自分たちで補修できるものに使っていると。足元道路は里道とか町道の認定を受けていない道路に対して住民の人たちが自らで補修に使う分だということでした。結構、町道認定されている集落の中の道路なんかで最近、布設替なんかもされていて大分きれいにはなってきているのですが、特に新橋から入っていったところとか大分傷んでおりまして住民の人たちから大分問合せなんかもあったとは思うのですが、そういう状況はどこにでもあることだと思います。結構住民の人の中には「わざわざしてもらわないでも、材料さえ貰えれば町道の家の前の穴ぐらい塞ぐのに」という方もいるわけですけれども町道ですから、その家の人だけではなくて御近所さん以外にも、よそから来た郵便配達さんとか、ほかの人も通る可能性はあるのです。町道でも、この役場の前の集落と集落を結ぶとか、国道につながっているとか、そういう道路ではなくて、その集落の中だけの道路というようなところであれば申出てくれる住民がいれば住民の方、地元の方に「どうぞ」ということでお願いするようなことはできないのか教えてください。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　足元道路の維持ということで、申請があれば幅員１メーター以上

とかあれば原材料の支給というかたちで生コンとか先ほどの合材とかいうかたちでお配りすることはできます。

以上です。

４番（児玉智博君）　であれば、それが町道であってもということですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　町道であれば先ほどの町の原材料費で買った合材のほうをお渡しして住民でされている箇所は何か所かはあったりはします。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　道路新設改良費の中に修繕費１００万円入っているが、新設するようなところを修繕するのか。これは書く場所が違うのではないか。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　道路改良工事に伴いまして、補助に乗らないようなところについては工事請負費の中で組まないようにして、修繕費のほうで少しするようなところがあるのではなかろうかというところでの予算立てをしております。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　そしたら、どこをしないといけないという予算ではないというわけですか。そしたら上の道路維持費の中に「修繕費」と入れないといけないのではないか。

町長（渡邉誠次君）　これに関しては私が就任した当初修繕費が非常に多かったのです。なかなか補助事業に乗らない附帯工事が１００％町のほうの一般財源を使わないといけないというのもあって、できるだけ使わないようにするためにも、ここはできるだけ削るような感じで新設の部分で、もし附帯工事があったときには附帯工事できちっと出すようにといった部分もあって分かりやすいように私のほうが、この部分では新設改良工事の中の工事の部分というところで裏の財源に当たらないところを表に出るようなかたちで上げさせてもらっています。

以上です。

４番（児玉智博君）　除草作業等委託料の中にそういうのは入っていますかということでお尋ねします。例を挙げると倉原の跨線橋のところに桜の老木が生えております。地元の方が「弱って腐っているから、枝が落ちるのではないか」というようなことで指摘がありまして実際私も場所を見てみると、道の法面にあるので恐らくこれは町の管理地から生えているのではないだろうかと思ったのですけれど、もしかしたら誰か持ち主もいるかもしれないので、それは分からないのですが、ただ持ち主がいたとして熊本市であったような竹に隠れたところから腐った木が落ちてきて、そこは個人所有のところから野良生えしていたであろう木だったけれども下の市道を通行していた人が亡くなった。そしたら結局、過失割合なんかを見てみたら半分は市の責任だということで賠償責任も認められているところです。もし同じようなことがあれば当然町の責任も跨線橋は追及されるだろうなと。多分死んだ人の遺族から訴えられると思うのです。そういうところはほかにもあると思うのです。跨線橋は町の中だから目立つから例に挙げましたけど、そういった

危険な箇所というのは、まず第一義的には木が生えているところの持ち主に働きかけて切っていただかなければならない。ただし対応してくれない場合はどうなるか分からないですよ。きちんと文書なんかで警告なんかも何回も出していれば、町は「やれることは、やっていたから」ということで裁判所からは「町には、責任はありません」と言われるかもしれないですけど。ただ１回や２回、口頭で言ったからと言って実際町に対して怒りを感じていれば裁判で町を訴えて、その結果「町にも責任の一端はあります」というふうな判決が出る可能性というのは十分あり得ると思うのです。ですから、よっぽど目に見えて木が腐っていて枝が落ちかねないとか、根っこが浮いていて大きな風で倒れるかもしれないというようなところは町も頼んで根本から切ってしまうとか、枝を落としてしまうとか、いわゆる代執行的なかたちでやっていくべきではないかと思うのですけれども、そういう除草作業なんかの予算として、そういう対応はとれますか。

町長（渡邉誠次君）　なかなか難しい問題で言われるとおりの部分なのです。私もそう思います。ただ持ち主との協議も必要でしょうし小国町も広いから、その部分では、どの部分に計上するのか、どうやって話をしていくのかというのは根本的に必要かなというふうに思います。下城のイチョウの木に関しては、もちろん町ということでですね。ただ地元の人たちはメスのイチョウの木は枝ぶりというかできるだけ外に張ったほうがいいという思いもあられますので、そこも協議の中の範囲だというふうに思います。言い方が悪いですけど、そのとき、そのときによって少し判断するところがあると思いますので、そういう情報があるというのであれば、まずは一番最初に上げていただく。穴ほげとかだったら気づくところはあるかもしれませんが、なかなか木までは職員でも気づかないところがありますので、そういったところでちょっと教えていただき、そのときにまたちょっと考えさせていただいて補正を組まないといけないのか、協議をしないといけないのか、ちょっと判断させていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長（髙村祝次君）　８１ページまでありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　ないようでしたら８２ページ。

副委員長（松本明雄君）　老朽化住宅解体撤去工事ででていますけど、これが３棟で場所はどの辺りですか。それと、ここが終わったら、あと何棟ぐらい残っているのか、それだけ教えていただきたい。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　御説明します。３棟５戸の内訳ですけれども雲雀ヶ丘の１棟一戸と桜ヶ丘の２棟４戸を予定しております。あと残りの政策空き家で解体除去できる戸数としましては、今現時点で１０戸程度あったと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　今の老朽化の下の町営住宅改修等工事で、あと何棟残っていましたか。３棟ですか、四つですか、これ１棟分ですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　工事請負調書にも書かせていただいているのですけれども、こちらについては室内の照明器具、蛍光灯が令和９年度で生産が中止されますのでＬＥＤ化するために柏田、関田の１２棟１８４戸の室内の共用灯のＬＥＤの改修になります。

以上です。

委員長（髙村祝次）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次）　ないようでしたら、飛んで１０３ページ。住宅耐震化支援事業費、１０３ページの下のほうです。１０４ページまでいきます。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次）　ないようでしたら、これで歳出のほうは終わりましたが漏れがあったらお願いいたします。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次）　ないようでしたら、歳入のほうに移っていきます。

１１ページ、地方譲与税、森林環境譲与税、ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次）　ないようでしたら、１３ページの分担金及び負担金。国有地貸付分担金。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次）　ないようでしたら、１４ページの使用料及び手数料。

４番（児玉智博君）　鍋ヶ滝公園の入園料について教えてください。まずこれは大体どれぐらいの入園者数を見込んでの予算でしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君）　こちらにつきましては１８万人を予定した積算になっております。

以上です。

４番（児玉智博君）　最近テレビなんか見てみますと姫路城が今まで一律１千円の入園料だったのですけれども市民は１千円のまま、観光客については２千５００円に値上げするというふうに二重価格というのが結構取り上げられております。鍋ヶ滝公園のそういった二重価格に対して予約制というのは強みになると思うのです。あらかじめスマートフォンで本人確認ではないけど大体「私は誰々です」みたいな、基本的に自分のスマートフォンからやりますので。ですので私は基本的に鍋ヶ滝公園の入園料というのは上げていいのではないかなと思うのです。物価がこれだけ上がってきて外国人の観光客もいっとき減ったとはいえ結構来ていますから。その議論の一つとして町民は据え置くけど観光客、旅行者は高い費用負担をお願いするというところで収入増につなげていくのも考えるべきことではないかと思いますが見解を教えてください。

町長（渡邉誠次君）　御意見いただきありがとうございます。もちろん料金の部分に関しては時代

に合わせて変動することが必要と思います。逆に私はその部分は観光地ということで人口６千人の町というところを考えれば費用面に関しては町民の方たちからはいただかなくてもいいという部分は正直思いの中ではありますが、今の現状はなかなかまだ予約システムの導入をさせていただいて、まずはオーバーツーリズムの解消を前面に出すような観光地づくりをさせていただいて、今後は駐車場も含めて料金を徴収するシステムをつくり上げていくのが一つ。それからＤＸの部分で大事なところは予約ができる、仮に料金を徴収できる、特に言語の部分でも当日こちらに来て予約をするというところは非常に少ないというところもありますので先ほどのＰＲの話ではないですけれども、その部分では相乗効果を狙うべきであろうと。料金の部分に関しましては、いろいろな考え方があると思いますし今委託を含めたところでＡＳＯおぐに観光協会のほうにお願いをしておりますので、その部分の実際の実務といいますかそういったところも少し協議をさせていただいて、議員の言われるところはもうとてもよく分かりました。私は議員の口から「強みである」みたいな話は初めて聞きましたけれども、そういったところでは予約といったところは一時期は人間の数が減少したといったところもありますがスムーズに観光地をめぐることができるというのは最大限のアピールポイントでもありますので、その部分では上手に使わせていただきたいと思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　それから、鍋ヶ滝公園直販所使用料について伺います。大体今年度からこの直販所というのは希望者に手を挙げてもらってから選定をしていくという話だったかなと思っておりますが、次の令和８年度はここを使用される方は決まっていますか。

商工観光係長（新家龍太郎君）　こちらの直販所の応募につきましては２月の広報で出させていただきまして、現在では１件申請が上がっているところです。ただ、こちらの申込み期限が来週水曜日の１１日までとさせていただいておりますので、そこまでまだ分からない状態です。

以上です。

４番（児玉智博君）　これは広報に出してもらったので基本的に町民の人が見ると思うのですけど、これは町内在住の方に限定をするという話なのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君）　今現状といたしましては、地域の方々で鍋ヶ滝というものを運営しつつ盛り上げていただきたいという思いもございますので、今後どのような状況に変化していくか分かりませんが今現状としては、そのようなかたちで考えていきたいと思っております。

以上です。

４番（児玉智博君）　「鍋ヶ滝」というと１８万人の人数のお客さんが来るであろうというところでありますから、広報でまず「使えますよ」というのを知らせることも大事だと思うのですけど、その一帯のコンセプトとか、雰囲気づくりとか、私はよく分かりませんけど、そういったもので、「どういう使い方をしていただきたいのです」というようなかたちで、ちょっと時間を作ってこ

ことかでもいいのですけど説明会みたいなのを開いて興味がある人に参加してもらって、そこで「自分がやってみようかな」というようなかたちで手を挙げてもらうというようなことが必要なのではないかなと思うのですが、もちろん応募があったときに応募があった人とこういうふうな話もするのだと思うのですけど、そこを固定するのではなくて、もっといいものにつくり上げていくというのであれば応募段階からそういう説明会なんかを開いていく必要があるかと思いますが今後の課題としていかがですか。

町長（渡邉誠次君）　鍋ヶ滝に関しては今後カントリーパーク構想にも入っていきます。私の感覚からいくと、できるだけお金をかけないような構想の中で自然を最大限残しつつ整備をしていきたいなというふうな感覚でおります。同時に大型バスが入るような駐車場もできますので、その部分に関しましては直販所だったり、売店だったりという考え方は一つあると思います、トイレももちろんですが。そういったところでは２施設できる可能性も今からですけれどもありますので、その部分ではまた広く公募をするなり、特定に限ったかたちで地域の方たちに運営していただくなり、いろいろ方法あると思いますので検討は当然重ねていきたいと思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　続けて一番下の鍋ヶ滝公園土地使用料について聞きます。いわゆるキッチンカーとかの出店をしていただく方が支払うものだと思いますけれども、以前も聞いたことがあるのですが改めての確認ということで、この料金形態とか、あるいは使うに当たっての条件なんかを教えてもらえますか。

商工観光係長（新家龍太郎君）　こちらの土地使用料につきましては、１回当たり２千円というかたちで提示させていただいております。利用に当たりましては、おおよそ駐車場２台から３台分を設けてキッチンカーないしキッチンカーでなくても店頭販売というかたちでも大丈夫なようなかたちで運営をさせていただいております。応募に当たりましては随時受け付けを行っておりますが、町内の方を優先させていただく部分もございます。継続して何日も同じ事業所さんがずっと入るという状況ではなく、もしそこに仮に別の事業所さんが入るとなった場合には、そちらを優先するという場合も考えております。

以上です。

４番（児玉智博君）　そのやり方でいくのであれば、それをあらかじめ世間にも周知していってですね。だから今度の５月の大型連休が４月の何日から何日までとかいうのは今すぐ思い出しませんけど、連休中は「頑張りたいんだ」という人がいたとしても別の人が例えばＡさんという方が５月の１日、２日、利用しましたと。３日はＢさんが「使わせてください」と言ったら、Ａさんは「どいてくださいね」と、今の説明だとそういう話になりますよね。

商工観光係長（新家龍太郎君）　現在ブースとして３か所御準備させていただいております。その中で３か所が目いっぱい、ぱんぱんになったときに準じてそのような対応をさせていただきます

という状態なのですが、今現状を運営する中では、その３か所がずっとぱんぱんになっているという状態は特段ありませんので、そういったケースはまだ今のところ考えられないかなとは思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　なるほどですね、分かりました。現状はないかもしれないけど、でも将来的に「出店できるのだ」ということが広まったときに町内の人ではなくて町外からそういう話が来ると思うのです。そういう中で町内優先だからあくまで住民票がある人の出店を優先するのか。それか結構インスタで有名で「この人の店があるなら、ちょっと行きたいな」というようなことを思わせるような店を出せば、それが鍋ヶ滝、あるいは小国町への観光の集客につながる可能性が出てくると思うのです。そうなったときに誰が見ても「あの有名店だから、町はひいきしたな」と思われないようにですね。だから町民優先でいくならば町外は駄目だし、もし、ぱんぱんになって有名なお店が１日からあったけど３日目に新規参入してきたような誰も知らないような人が申し込んできても「そこはルールですから、出てもらいますね」というように、誰が見てもそれは公平だなと思うような運営をしていただきたいと思いましたのでちょっと言いました。

商工観光係長（新家龍太郎君）　ありがとうございます。こちらについては第４駐車場も今後検討されておりますのでブース出展の場所については、より増やせるのかなと思っております。ですので、そこら辺は考慮しながら総体的に公平性を持った運営を行ってまいります。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　次に、１５ページが衛生使用料の中の飲料水供給施設使用料と農地等証明手数料があります。１５ページありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　ないようでしたら、１７ページ、１８ページ。１７ページの国庫支出金、社会資本整備総合交付金。

４番（児玉智博君）　社会資本整備総合交付金について伺います。なかなか国県の補助金が思ったより付かないというのが先ほどのカントリーパーク事業の話でもありましたし、補正予算の部分で橋りょうの工事がなかなか付かずに令和７年度はやめたというような部分もあると思いますが、この２億３千６５６万５千円については、まだ全然国の予算自体が決定してないのであれですけれども、予算計上された２億３千万円について大体そういう付き具合とかが、どういうことになっているのか教えてください。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　社会資本整備総合交付金の内訳としまして県の担当課がいろいろあるのですけれども、カントリーパーク事業は都市計画課の事業なのですけれども、そちらについては要望額の半分以下４５％から５０％の間ぐらいの数値が今まできております。道路保全課の部分についてなんですけれども、そちらのほうは６割から７割ぐらいの付き具合です。あと建

築課、住宅課ございますけれども、そちらのほうも同じぐらいの割合できております。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　ほかにありませんか。

１８ページの総務費県補助金の中の地域未来スタートアップ補助金３６３万２千円。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　ないようでしたら、１９ページ、県支出金、下のほうにあります農林水産業費県補助金。１９ページ。農業委員会交付金から新規就農者育成総合対策経営開始資金１２５万円。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　ないようでしたら、２０ページ、土木費県補助金で住宅耐震化支援事業補助金まで。それと２０ページの令和２年７月豪雨被災者等支援交付金。ございませんか。

２１ページ、県支出金の県有公園施設清掃管理委託金、県管理河川清掃業務委託金。２１ページ。

２１ページは、Ｊクレジット売払収入、一番下です。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　２２ページは、林業振興費寄附金６０万円。

２４ページ、諸収入、農業者年金業務委託料、農地中間管理事業業務委託費、２４ページ。それと柏田第１期浄化槽負担金。

２５ページは、小国堆肥売上、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　一般会計予算の歳入は終了いたしました。

質疑漏れはございませんか。

歳出、歳入、全ての質疑漏れはございませんか。

４番（児玉智博君）　最後に１点だけ、どの部分で聞いたらいいか分からなかったので一応答えられるなら教えていただきたいのですけど。去年の１２月年の瀬に南小国町の山の中でイノシシが１頭死んでいたということで、特段外傷なんかもなかったそうなので町に連絡があって町から家畜衛生保健所を呼んで豚熱の検査をしたそうです。結果として陰性だったらしいのですが、ただ結構近所の農家の人が言うには「去年の今頃は田んぼなんかにイノシシがたくさん現れて掘りまくって大変だったのに、今年は全然見ない」と。「もしかしたら、豚熱なんかが流行っているのではないかな」というような話がありました。国の農林水産省だったか、厚生労働省だったか、すみません定かではないですけどホームページを見てみますと「野生のイノシシの豚熱が見つかったところ」と「検査をしたけど陽性だったところ」とかがドットで地図上に出ています。見て

みますと福岡の八女とかのほうですけど山鹿市との県境辺りでは何頭か陽性だった野生のイノシシの死骸が見つかっていると。あとは鹿児島と宮崎の県境辺りでも野生のイノシシが確認されているということで、熊本、大分では今までには確認はされていないのですが、ただイノシシは動き回りますから分からないです、いつ入ってとか、矢部から津江に来て、津江から来たらあとは小国ですから。一応確認したいのは、イノシシが死んでいたら猟友会の方々とか、猟をされる方、あるいは山で仕事をされる方なんかに「町とか県に連絡を」というような、そういうのは周知されているか教えてください。

農政係長（北里宏葵君）　御質問ありがとうございます。議員さんのおっしゃるとおり豚熱のほうが現在全国的に流行中でございます。豚熱は豚とイノシシがかかる病気になりまして名前のとおり熱がものすごく高くなりまして水辺で亡くなっているケースが多いというふうに伺っております。南小国町でありました件につきましては南小国町のほうに問合せをしたところ「検体を送って陰性だった」ということで確認はとっております。また現在発生の地域においても議員さんのおっしゃるとおり福岡県の八女、うきは市が小国町から一番近いところでの発生となっているような状況です。熊本県の動きとしても山鹿市の県境の部分において経口ワクチンといって野生のイノシシに食べさせてワクチン抗体をつくるというようなかたちで経口ワクチンの散布のほうを山鹿市は行っております。小国町のほうでいきますと黒渕のほうとか県境の辺りで散布するような計画は私どものほうも持っております。周知なのですけれども１月だったか組回覧のほうで「豚熱のお知らせ」というかたちで私どもも周知のほうを行っているような状況です。

以上です。

産業課課長補佐（長谷部公博君）　豚熱に関しましては、特に猟期のときとかですと県外の方が来られるとかいうパターンが結構多ございます。ただ県外の方がどれぐらい来られているかというのは実際行政では把握できませんので各県そうだと思いますけれども県の猟友会辺りから各支部のほうには様々なところでの猟の規制といいますか縮小と、あとは「何かあった場合には連絡を」ということで特に猟友会のほうには啓発というか情報提供も兼ねてお願いしているところです。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　ほかにございませんか。

９番（久野達也君）　歳入のところ、２１ページなのですけれども金額的にはさほどないのですけれども一番下のＪクレジット売払収入。ある意味外貨によって町内の森林整備ができるということで非常にいいですけれども、企業さんにとってはこのＪクレジット、二酸化炭素対策の部分については少し熱が冷めたというか、魅力がなくなってきているのですか。減少傾向にあるのか、現状維持なのか、そこだけでも。

産業課課長補佐（長谷部公博君）　Ｊクレジットにつきましては、これまで京都議定書、ＳＤＧｓとか、そういう世界的な情勢の中で２０１９年辺りから企業についても二酸化炭素ゼロに向けた、

カーボンニュートラルに向けた取組というのは依然として動きがございます。このＪクレジットを生み出すほうの動向なのですけど、これについては熊本県もそうですけれども全国的にも二酸化炭素の吸収量については確保したいという旨がありますので全国、再エネ含めて森林の吸収源、最近では田んぼ辺りの中干し期間のＪクレジット化、みたいな制度がいろいろ増えましてＪクレジットを生み出そうという機運になっております。

以上です。

９番（久野達也君）　非常にいい制度だと思いますけれども対前年が減額になっておりますので、今後の動向をどのように見込んでいるのか。

産業課課長補佐（長谷部公博君）　予算には６０万円ということで計上させていただいておりますが、実はＪクレジットにつきましては今年度、令和７年度に新たに国の二酸化炭素の吸収量の認証をいただきまして２千９３４トンの発行をいただいております。この２千９３４トンの発行を９月の認証委員会で発行いただきました。現状令和７年度だけでも６５０トンほどの売上げがございまして調定額でいいますと４００万円ほど今年は調定しております。来年度については確実な取引というのが未定でございますので確実なところでの調定額として６０万円を計上させていただいております。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

４番（児玉智博君）　私は、議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

討論として反対理由という部分で述べておきますと、商工費の中の観光費、工事請負費、木魂館キュービクル更改工事ということで１千２００万円が計上されておりますが、指定管理者が利益を出しているけれども特に納付金などは取らないという中で、しかも１９８８年に造られて今の指定管理者に指定管理が始まったのが平成１８年ということでありますので、それ以来、長きにわたって特定の事業者が指定管理を行っております。それだけの時間専らそこが占有し続けている状況にあるわけです。そういう中で小さな工事はやっているというふうに言われましたけれども、これだけの大きな工事が一つどんと来れば、そういう３０万円以下の工事なんていうのは一気に吹き飛ぶわけであります。やはり納付金を入れてもらうのか、それとも納付金を取らないのであれば利益の中から一定、修繕引当金というところで、こういう大きな工事に備えてお金をためてもらうと。そういう中で大規模改修とか１００万円単位、１千万円単位かかる工事につい

ては町も出しつつ、入居者責任としてお金も一定割合拠出してもらうというような仕組みがなければ余りに不公平になるというふうに思います。付け加えて言いますと、資料提出の要求をしましたら「それが出していいかどうかが、この１日だけでは判断がつかない」というようなことを言われました。しかし、行政文書というのは作成した、あるいは取得した時点で保存期間をそのときに決めるわけです。毎年毎年「これはもう廃棄しようか、どうしようか」なんていうのは、そのとき、そのときは検討しないわけです。作った段階で保存期間を定めるのであれば、作った段階で公開、非公開なのか、あるいは部分公開なのか、では、どの部分を出せないのか、対象となる情報公開制度を用いた開示請求があったときに出す部分、あるいは議会に出す部分、議会とかだったら出せる部分、というのをあらかじめ決めておけば、一々要求されたときに検討する必要なんかないわけです。私ももう今議員１５年目になりますけれども、その当時を知るのは髙村議員しかいらっしゃらないと思うのですが、やはり元議員の方々のお話を聞くと「毎回の決算議会には、指定管理者とか財政援助団体の決算資料なんていうのは出されていた」と。「出されていて宮﨑町長なんかはきちんと答弁をしていた」というふうに言われるわけです。それがいつの間にか宮﨑町長、北里町長、渡邉町長と来る中で、それが余り議会での議論がしにくいというか、そもそもそういう決算書なんか出てまいりませんから議論のしようがないというような状況になってきているという点は、私は非常に危惧をするところであります。やはり透明性のある行政財産の使われ途の部分でありますから、もっと透明性のある議論を議会でさせていただくよう求めまして討論を終わります。

委員長（髙村祝次）　ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１７号、令和８年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（髙村祝次）　挙手多数であります。

よって、議案第１７号は原案のとおり可決すべきとされました。

ここで暫時休憩いたします。３時１０分から再開いたします。

（午後２時５７分）

委員長（髙村祝次君）　それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午後３時０９分）

委員長（髙村祝次君）　議案第２１号から議案２３号について、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、３日の本会議で各所管に属する事業会計の当初

予算については説明を受けておりますので、それ以外で説明があればお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君）　追加の説明等はありません。御審議方よろしくお願いします。

委員長（髙村祝次君）　これより議案第２１号から議案第２３号について質疑に入ります。

なお、事業会計は歳入歳出一括して質疑を行います。

まず初めに、水道事業会計予算について質疑に入ります。ございませんか。

４番（児玉智博君）　一括してということですので聞きます。予算書を見てみますと令和８年度の給水戸数が２千３４１戸。それから年間総給水量が６８万２千７９９立米ということになっております。そこで確認したいのが、水道事業の水源地が何か所あって、水源地ごとの給水戸数、それから量を教えていただけますか。

上下水道係長（秋吉佑亮君）　お答えいたします。

水源地が上水道の箇所で１２か所、簡易水道、杖立は１か所ございます。それぞれの箇所からの給水量の資料を持ち合わせておりませんので、この場では回答はできません。申し訳ございません。

４番（児玉智博君）　この水道事業では１２か所というふうに言われましたが、簡易水道は杖立１か所ではないですよね。だから、この１２か所には小藪、市井野は入っていますか。それを除いて１２か所ということでしょうか。

上下水道係長（秋吉佑亮君）　お答えいたします。

小藪、市井野の２か所の飲料水供給施設の水源地は１２か所に含まれておりません。

委員長（髙村祝次君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　次に、簡易水道事業会計予算について質疑に入ります。

４番（児玉智博君）　それでは、簡易水道は１６９戸ということで、先ほど話題になったとおり杖立水道、小藪水道、市井野水道ということで今町内には三つになっているかと思います。それぞれの簡易水道ごとの給水戸数と給水量を教えていただけますか。

上下水道係長（秋吉佑亮君）　お答えいたします。

まずこちらの簡易水道事業会計につきましては杖立のみを対象としております。ですので１６９戸全てが杖立になります。それから、小藪、市井野に関しましては、給水戸数が合計で３２戸。内訳については、すみません今資料を持ち合わせておりませんので差し控えさせていただきます。

以上です。

４番（児玉智博君）　すみません、ちょっと私が失念していてから本来一般会計のほうで聞いたほうがよかったのかもしれませんが、杖立のほうに関しては、そういう話というのは私としても全く把握していないですし、ないのかなというふうに思いますけれども、あと二つの簡易水道のほうでいいますと地元での管理というのが大変になってきていると。普通の水道事業のほうに参加

してしまえば水道料金自体は上がるということを認識はしてらっしゃるけれども、地元としては給水対象全員の世帯がオーケーをしないと水道事業に変えることはできないということで、なかなか苦労されているような状況があるというふうに聞いております。そういう中で皆んなが賛成できないなら、その地域のちょっとまとまった何軒かだけ「自分たちは変わることはできないだろうか」というような相談もあったりはしているのですけれども、考え方としてそういうことが可能なのかということを教えていただきたいと思います。

上下水道係長（秋吉佑亮君）　お答えいたします。

まず上水道、簡易水道、飲料水供給施設、それぞれ給水区域というのが県にこちらが申請して認証を受けているものでございます。ですので、今飲料水供給施設を使われているところの一部世帯を上水道にとなる場合は県との協議が必要になってきます。この件以前からもちょっとお話いただいていて、まだちょっと県のほうとは実際の面談はできてないのですけれども、その協議の中で給水区域の変更というのが認められれば委員おっしゃるとおりの方策は可能だと思うのですけれども、あんまり給水区域の変更というのはころころ変えることが難しいので、それなりのそうする必要がある状況とか、その辺をちょっと詰めていかないと「申請しましたので、はい、オーケーです」と、そうはならないのではないかなというところで今課内では話をしているところです。

以上です。

委員長（髙村祝次君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　続いて、下水道事業会計予算について。

９番（久野達也君）　下水道事業会計の２ページの部分なのですけれども少しお尋ねさせていただきたいのが、公営企業会計になって２年目ということで私も知識量不十分なのですけれども一般会計で言いますと８０ページの土木費で小国町下水道補助金として９千５００万円。それから２ページでは資本的収入及び支出のところで過年度分損益勘定留保資金等で補てんするというところになっているのですけれども、この見方としては企業会計と一般会計の関係はどのように見ればいいか御教授いただけたらと思います。

上下水道係長（秋吉佑亮君）　企業会計と一般会計との関連性ということですか。小国町下水道補助金ということで一般会計の８０ページから９千５００万円出ております。この９千５００万円の内訳といたしまして、このページには出てきていないのですけれども下水道事業会計の６ページを開いていただきまして款１、項２、目３の他会計補助金、こちらが８千２０万１千円あります。これにプラスしてもう一つページめくっていただいて８ページ、こちらの他会計出資金こちらに１千４７９万９千円ございます。これを合計いたしますと９千５００万円というところになりますので、この９千５００万円が下水道の収益的収入と資本的収入に分かれて入っているとい

うような関係性になってございます。

以上です。

９番（久野達也君）　はい、分かりました。確かに６ページ、８ページで見たらよかったのですね。私、第３条、第４条の部分で見えるのかなと思っておりましたので、どうも合わないなと思っておりました。はい、理解できました。

委員長（髙村祝次）　最後にそれぞれの事業会計について質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次）　質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず初めに、議案第２１号、令和８年度小国町水道事業会計予算について、討論ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　次に、議案第２２号、令和８年度小国町簡易水道事業会計予算について、討論ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　議案第２３号、令和８年度小国町下水道事業会計予算について、討論ございませんか。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第２１号、令和８年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（髙村祝次君）　全員挙手であります。

よって、議案第２１号は原案のとおり可決すべきとされました。

議案第２２号、令和８年度小国町簡易水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（髙村祝次君）　全員挙手であります。

よって、議案第２２号は原案のとおり可決すべきとされました。

議案第２３号、令和８年度小国町下水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（髙村祝次君）　全員挙手であります。

よって、議案第２３号は原案のとおり可決すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました議案は全部終了しました。

よって、本日の令和８年第１回産業常任委員会を閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（髙村祝次君）　異議なしと認めます。

以上で、令和８年第１回産業常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後３時２４分）

小 国 町 議 会 会 議 録
令 和 8 年 第 1 回 定 例 会

令 和 8 年 3 月 発 行

発行人　小 国 町 議 会 議 長　熊　谷　博　行
編集人　小国町議会事務局長　長　　広　行
作　成　小国町役場議会事務局

小 国 町 役 場 議 会 事 務 局

〒869-2592　阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電　話（0967）46-2119